

# 新成長戦略全体フォローアップ調査票

2012年5月7日

新成長戦略全体フォローアップチーム

# 目次

- I 環境・エネルギー一大国戦略
- II 健康大国戦略
- III アジア経済戦略
- IV 観光・地域活性化戦略
- V 科学・技術・情報通信立国戦略
- VI 雇用・人材戦略
- VII 金融戦略

# I 環境・エネルギー一大国戦略

# 新成長戦略全体フォローアップ 調査票( I 環境・エネルギー大国戦略)

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
1	再生可能エネルギーの普及拡大・産業化(全量買取方式の固定価格買取制度の導入、規制の見直し(発電設備の立地に係る規制等))	<p>経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課</p> <p>関係省庁 環境省 地球環境局地球温暖化対策課</p> <p>農林水産省 食料産業局 再生可能エネルギーグループ</p>	<p>○固定価格買取制度に関する制度設計の検討を行った。</p> <p>○バイオマス活用推進基本法に基づく「バイオマス活用推進基本計画」を閣議決定した。</p> <p>○再生可能エネルギー利用設備について導入支援を行った。</p> <p>○革新的技術の開発や、発電コストの低下等を図るための研究開発支援、実証事業(太陽電池、陸上風力・洋上風力、バイオマス等)を行った。</p> <p>○再生可能エネルギーに係る規制の見直しを実施。 ・規制・制度改革に係る対処方針 (平成22年6月18日閣議決定) <a href="http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/publication/p_index.html">http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/publication/p_index.html</a></p>	<p>○第177回通常国会にて、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立。</p> <p>○平成24年2月17日に「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」を閣議決定。</p> <p>○平成24年2月に関係7府省合同の「バイオマス事業化戦略検討チーム」を設置。(本年夏前までにバイオマス利用の技術ロードマップと事業化戦略を策定予定。)</p> <p>○再生可能エネルギー設備の導入支援やコーディネータ育成事業等を実施。</p> <p>○再生可能エネルギーを促進するための税制優遇を措置。</p> <p>○革新的技術の開発や、発電コストの低下等を図るための研究開発支援、実証事業(太陽電池、風力、バイオマス等)を行った。</p> <p>○再生可能エネルギーを促進するための規制の見直しを実施。 ・規制・制度改革に係る方針 (平成23年4月8日閣議決定) <a href="http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/publication/230408/item110408_03.pdf">http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/publication/230408/item110408_03.pdf</a> ・規制・制度改革に係る追加方針 (平成23年7月22日閣議決定) <a href="http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/publication/230722/item230722_03.pdf">http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/publication/230722/item230722_03.pdf</a></p> <p>○地域間連系線等の強化に関するマスタープラン研究会を開催し、再生可能エネルギーを促進するための系統の整備の在り方等に関する検討を実施。</p>	C:一部実施	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 再生可能エネルギーの国内一次エネルギー供給に占める比率を10%に: 約5%(現状) →10%(2020年) ※これは現在のエネルギー基本計画での目標値であり、今夏を目前に新たなエネルギー基本計画が策定されることに伴い、目標値にも変更が生じる見込み。</p> <p>【ボトルネック、解決策】 再生可能エネルギー導入の目標については、新たな「エネルギー基本計画」を策定していく中で、様々な御意見を伺いながら検討しているところである。ただし、再生可能エネルギー導入拡大の重要性には変わりはないと考えており、今後も政策を総動員して実現を図っていく。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
2	太陽光、風力(陸上・洋上)、小水力、地熱、太陽熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入目標の設定、ロードマップの策定	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課	<p>2010年6月、2020年の再生可能エネルギーの国内一次エネルギー供給に占める比率を10%にすることを内容として含む「エネルギー基本計画」を策定。</p> <p>これと並行して、再生可能エネルギーの導入拡大のために以下のような施策を実施。</p> <p>○固定価格買取制度に関する制度設計の検討を行った。</p> <p>○バイオマス活用推進基本法に基づく「バイオマス活用推進基本計画」を閣議決定した。</p> <p>○再生可能エネルギー利用設備について導入支援を行った。</p> <p>○革新的技術の開発や、発電コストの低下等を図るための研究開発支援、実証事業(太陽電池、陸上風力・洋上風力、バイオマス等)を行った。</p> <p>○再生可能エネルギーに係る規制の見直しを実施。 ・規制・制度改革に係る対処方針 (平成22年6月18日閣議決定) <a href="http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/publication/p_index.html">http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/publication/p_index.html</a></p>	<p>東日本大震災、東京電力福島第一原発事故を受けて、再生可能エネルギーの位置づけを含むエネルギー政策について、ゼロベースでの見直しを開始。 2012年夏を目途とした新たな戦略と計画の策定に向けて、エネルギー・環境会議を中心に検討を進めている。</p> <p>これと並行して、再生可能エネルギーの導入拡大のために以下のような施策を実施。</p> <p>○第177回通常国会にて、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立。</p> <p>○平成24年2月17日に「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」を閣議決定。</p> <p>○平成24年2月に関係7府省合同の「バイオマス事業化戦略検討チーム」を設置。(本年夏前までにバイオマス利用の技術ロードマップと事業化戦略を策定予定。)</p> <p>○再生可能エネルギー設備の導入支援やコーディネータ育成事業等を実施。</p> <p>○再生可能エネルギーを促進するための税制優遇を措置。</p> <p>○革新的技術の開発や、発電コストの低下等を図るための研究開発支援、実証事業(太陽電池、風力、バイオマス等)を行った。</p> <p>○再生可能エネルギーを促進するための規制の見直しを実施。 ・規制・制度改革に係る方針 (平成23年4月8日閣議決定) <a href="http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/publication/230408/item110408_03.pdf">http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/publication/230408/item110408_03.pdf</a> ・規制・制度改革に係る追加方針 (平成23年7月22日閣議決定) <a href="http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/publication/230722/item230722_03.pdf">http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/publication/230722/item230722_03.pdf</a></p> <p>○地域間連系線等の強化に関するマスタープラン研究会を開催し、再生可能エネルギーを促進するための系統の整備の在り方等に関する検討を実施。</p>	D:未実施	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 再生可能エネルギーの国内一次エネルギー供給に占める比率を10%に: 約5%(現状) →10%(2020年) ※これは現在のエネルギー基本計画での目標値であり、今夏を目途に新たなエネルギー基本計画が策定されることに伴い、目標値にも変更が生じる見込み。</p> <p>【ボトルネック、解決策】 再生可能エネルギー導入の目標については、新たな「エネルギー基本計画」を策定していく中で、様々な御意見を伺いながら検討しているところである。ただし、再生可能エネルギー導入拡大の重要性には変わりはないと考えており、今後も政策を総動員して実現を図っていく。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
3	地球温暖化対策のための税の導入	経済産業省 資源エネルギー庁 総合政策課  環境省 総合環境政策局 環境経済課	「平成23年度税制改正大綱」(平成22年12月16日閣議決定)では、「我が国においても税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO2排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、平成23年度に『地球温暖化対策のための税』を導入する」としており、これを受けて所要の改正を盛りこんだ法案が国会において審議されたところ。	平成23年度税制改正では、左記の考え方に基づき、「地球温暖化対策のための税」を盛り込んだところであるが、国会における審議の結果、この改正事項については見送られることとなった。この改正事項については、地球規模の重要かつ喫緊の課題である地球温暖化対策を進める観点から、平成24年度税制改正において、引き続き、実現を図ることとされ、本税を盛り込んだ平成24年度税制改正法案(租税特別措置法等の一部を改正する法律案)が、平成24年3月30日に国会において成立したところ。	B: 実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 本税収を活用して行う、再生可能エネルギーの普及拡大、低炭素産業の国内立地の推進、省エネ機器等の普及促進、革新的技術開発の促進などの諸施策は、新たな市場や雇用を創出する効果があり、我が国産業の活性化に寄与するものである。  【解決策】 地球温暖化対策のための税は平成24年10月から施行されることから、今後本税収を活用した再生可能エネルギーの推進や省エネ技術強化などのエネルギー起源CO2排出抑制対策を着実に実行していくことが不可欠。	
4	国内排出量取引制度の創設	経済産業省 産業技術環境局 環境経済室  環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室	・2010年4月、政府は試行的実施について第1回のフォローアップを行った。この結果、試行的実施は本格制度の基盤となるものではないが、排出実態等に関する情報収集、排出量の算定・検証の体制の整備、対象事業者における排出量取引への習熟等の意義があることから、本格制度に向けた準備のため、見直しを行った上で継続することとした。 ・試行排出量取引スキームと併せて排出削減事業の募集を開始した国内クレジット制度については、2011年3月時点で承認事業数は累計634件(排出削減見込量は2012年度末までに累計約100万トン)となった。 ・2010年3月及び2010年9月に、国内排出量取引制度の創設を盛り込んだ地球温暖化対策基本法案を閣議決定、国会提出した。 ・「新成長戦略」(2010年6月閣議決定)の工程表において、2011年度に実施すべき事項として「国内排出量取引制度の創設」が位置づけられた。 ・「地球温暖化対策の主要3施策について」(2010年12月28日地球温暖化問題に関する閣僚委員会。)において、「国内排出量取引制度」に関して、我が国の産業に対する負担やそれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策(産業界の自主的な取組など)の運用評価、主要国が参加する公平かつ実効性のある国際的な枠組みの成否等を見極め、慎重に検討を行うこととした。	・排出量取引の国内統合市場の試行的実施は、第1回フォローアップ結果を踏まえ、目標設定等の見直しを行い引き続き実施。2010年度の目標を設定した152者のうち、109者が目標を超過達成、43者が削減不足だった。削減不足者のうち29者は不足量の借り入れ等を行い、目標を達成したが、その他の12者及び2010年度の超過達成成分が過去のポロイング量に満たなかった2者(いずれも2010年度が目標設定最終年度)は目標未達成となった。 ・国内クレジット制度については、2012年3月時点で承認事業数は1037件(排出削減見込量は2012年度末までに累計約154万トン)となった。 【環境省実施】 ・左記閣僚委員会の方針で示された産業界に対する負担や雇用への影響等の課題について整理した「国内排出量取引制度の課題整理に関する検討会報告書」を公表。 ※今回の調査分析結果は、検討会における取りまとめ結果である。関係省庁を含めた政府全体としての見解を示すものではなく、排出量取引制度の導入に関する議論、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(再エネ特措法)に基づく調達価格等算定委員会における議論、地球温暖化対策のための税の導入に関する議論の方向性について何ら判断を与えるものでもない。	C: 一部実施  【ボトルネック、解決策】 左記閣僚委員会において指摘された事項について見極め、慎重に検討を行う。	【2020年の成果目標の達成状況】 ・排出量取引の国内統合市場の試行的実施の実績については、以下のとおり。 ○試行排出量取引スキーム目標設定参加者(2008年度～2010年度累計): 317者 ○自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)の参加者(2006年度～2012年度累計)、参加者の基準年度排出量からの排出削減総量及び削減率(2006年度～2010年度累計): 389社、209万t-CO2、26% ○国内クレジット累計認証量(2012年3月時点): 約44.9万t-CO2 ・左記のとおり、国内排出量取引制度については、閣僚委員会において指摘された事項について見極め、慎重に検討を行うこととされた。  【ボトルネック、解決策】 左記のとおり。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
5	「環境未来都市」構想	内閣官房地域活性化統合事務局 関係省庁 国土交通省 総合政策局 政策課 経済産業省 資源エネルギー庁 新産業・社会システム室 環境省 総合環境政策局 環境計画課	・新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)の21の国家戦略プロジェクトの1つとして位置付け、「環境未来都市」構想有識者検討会において、構想のコンセプト中間取りまとめを策定(平成23年2月)。	・平成23年9月から環境未来都市の募集を行い、有識者等で構成される環境未来都市評価・調査検討会による評価により、11件を「環境未来都市」として選定(平成23年12月)。 ・各選定都市において、有識者等の助言を受け、提案内容をブラッシュアップし、「環境未来都市計画」を策定中。 ・各選定都市において、先端的な技術・サービスを複合的に用いる等の先導的な取組を「先導的モデル事業」として実施中。 ・「環境未来都市」構想の国内外への普及展開のため、国内外から有識者や国際的ネットワークの代表者等を招き、「環境未来都市」構想推進国際フォーラムを開催(平成24年2月)。 ・環境未来都市整備促進法(仮称)の整備に関しては、地域再生法の中に特定地域再生制度を創設し、環境未来都市のコンセプトを受けた政策課題(「再生可能エネルギー等活用による環境に配慮した都市機能の増進」及び「少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成」)の解決を図るべく、地域再生法の一部改正法案を平成24年2月3日閣議決定し国会に提出済みである。また、「都市の低炭素化の促進に関する法律案」(国土交通省、環境省、経済産業省共管)を同年2月28日閣議決定し、今国会に提出済みである。	C:一部実施	【2020年の成果目標の達成状況】 ・環境未来都市として11件を選定。 (被災地域以外 以下5件) 北海道下川町、千葉県柏市、神奈川県横浜市、富山県富山市、福岡県北九州市 (被災地域 以下6件) 岩手県大船渡市・陸前高田市・住田町、岩手県釜石市、宮城県岩沼市、宮城県東松島市、福島県南相馬市、福島市新地町 ・現在各都市において環境未来都市計画を策定中。 ・11地域の選定による将来的な経済効果は約1.3兆円、約4.5万人の雇用創出効果を見込む。  ※ 経済効果、雇用創出効果は、総合特区の調査結果をベースに試算(被災地を除く)。	
6	スマートグリッドの導入、情報通信技術の活用、熱等のエネルギーの面的利用等環境負荷低減事業の推進	環境省 総合環境政策局 環境計画課	<熱等のエネルギーの面的利用等環境負荷低減事業の推進> (1)地球温暖化対策法に基づく地方公共団体実行計画の策定を支援しつつ、地域単位での未利用熱エネルギー活用、エネルギー高効率利用等の対策・施策等を検討。 (2)環境負荷の小さいまちづくり(コンパクトシティ)の実現に向け、再生可能エネルギー等を活用した面的な対策を推進するための事業を支援。 ・主な取組 ①都市未利用熱の活用等の分野における技術実証 ②地方公共団体が実施・推進する省エネ・再エネ導入を支援	<熱等のエネルギーの面的利用等環境負荷低減事業の推進> (1)引き続き、地方公共団体実行計画の策定を支援しつつ、2010年度の対策・施策の検討結果について、地域防災等の観点からの再整理等を実施。 (2)東日本大震災を踏まえ、災害に強く、環境負荷の小さい地域づくりを推進するため、再生可能エネルギー等の導入等を支援。 ・主な取組 ①都市未利用熱の活用等の分野における技術実証 ②地方公共団体が実施・推進する防災拠点に対する再生可能エネルギー等の導入等を支援 ③災害に強く、低炭素な地域づくりに向け、再生可能エネルギー等の推進する事業者を支援(24年度～)	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・地方公共団体実行計画の策定率については、策定義務を持つ特別市以上では約56%(2011年10月現在)となっており、対前年の約15%から大幅に増加している。 ・これにより、災害に強く低炭素な地域づくりが進むとともに、関連産業の拡大や創出による経済効果、雇用創出を図り、新成長戦略の目標である「50兆円超の環境関連新規市場」「140万人の環境分野の新規雇用」の実現に貢献する。  【ボトルネック、解決策】 ・地方公共団体実行計画の策定状況は順調に増加している。 ・今後、策定率を増加させるとともに、計画に基づく環境負荷低減事業等が十分に実施されるためには、各自治体で事業を検討する方法論の構築に加え、事業の推進や進捗管理の体制づくり、技術や金融などの専門知識を有する職員の育成や地域でのマネジメントを担う人づくり、さらには自治体内や自治体間、国と自治体の間でのコミュニケーションを推進する仕組みづくりが課題。	・土地利用・交通分野及び地区・街区分野の対策・施策効果推計手法を精査しつつ、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル」を改訂し、普及を図ることにより、実行計画の策定率を向上する。 (策定率の目標) 2011年度末: 83% 2012年度末: 95% ※このほか、策定義務の対象となっていない特別市未満の自治体における策定も支援していく。  ・2012年度は京終議定書第一約束期間の最終年度となることを踏まえ、2013年以降の低炭素地域づくり分野での施策・対策を検討、実行する。

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
6	・スマートグリッドの導入、情報通信技術の活用、熱等のエネルギーの面的利用等環境負荷低減事業の推進	総務省 情報通信国際戦略局 情報通信政策課	<p>・環境負荷の低減を目的として、ネットワークに接続された多数の機器から情報を収集し、その情報を用いてそれらの機器を統合的に制御する「ネットワーク統合制御システム」に係る技術規格の標準化を推進する事業や、ICTを活用した環境にやさしいまちづくりの支援のための地域実証、クラウド技術及びIPv6技術を活用した環境クラウドサービスを普及・促進するための実証実験等を実施し、得られた成果の普及促進及び国際標準化に向けた活動を実施。</p>	<p>・2010年度に実施した事業によって得られた成果を踏まえ、必要な国際標準化に向けて、IEEE、ITU-T等における標準化活動等を継続。</p> <p>・ICTを活用した取組の環境影響評価手法及びベストプラクティスマodelを策定するための実証実験等を実施中。得られた成果の普及促進及び国際標準化を行う。</p> <p>・2010年度の実施した実証実験の結果を踏まえ、事業者が環境クラウドを構築・運用する際の指針(ガイドライン)を作成。</p>	B: 実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>2011年11月に、これまで日本が取り組んできた実証実験(例えば、寒冷地域特性を活かした空調方式の実証実験においては、外気・雪水を低温地域に於いて最大限に活用できた場合、1000ラック規模のデータセンターの想定において、空調の年間電力使用量を49.2%削減できると試算。)の成果が盛り込まれた、データセンターにおける空調システムの省エネルギー対策「L.1300 グリーンデータセンターのベストプラクティス」がITU勧告となった。</p> <p>同様に、2012年3月に、日本が提案・主張してきた評価方法(8つの活動項目に整理し、それぞれライフサイクル全体にわたって算出する方法)等が盛り込まれた、ICTによる環境負荷軽減の評価方法のうち「L.1410 ICT製品・ネットワーク・サービスの環境影響評価手法」がITU勧告となった。</p> <p>上記2つの勧告は、これまで日本が提案・主張してきたベストプラクティスマodelや評価項目等が盛り込まれており、国内外において環境技術に優れた我が国のICT製品・ネットワーク・サービスの導入・販売の促進、開発の際の評価基準になる等、我が国の国際競争力の向上につながることを期待される。</p> <p>情報通信技術を活用した地域レベルでの最適なエネルギーマネジメントの2020年度までの実現に向けて、我が国からITUに対し、スマートグリッドの利用形態やネットワーク構成等に関する提案を実施。その結果が検討結果の取りまとめに反映された他、我が国からITU内及び他の国際標準化機関との調整等を行うJCAの設立を提案し、JCA-SG&amp;HNの設立が決定された。</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>「L.1300 グリーンデータセンターのベストプラクティス」や「L.1410 ICT製品・ネットワーク・サービスの環境影響評価手法」以外にも、ITU-T SG5では、「ICTと気候変動」について、現在、「環境保護とICT装置・機器のリサイクル」などの複数の課題が検討されており、引き続き、本分野における国際標準化に積極的に貢献することが必要。</p> <p>国際標準化に関しては実証実験等により、提案している方式の有用性を効果的に示すことが必要。</p>	



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
6	スマートグリッドの導入、情報通信技術の利活用、熱等のエネルギーの面的利用等環境負荷低減事業の推進	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部政策課	<p>&lt;スマートグリッドの導入&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代エネルギー・社会システム協議会の中間取りまとめを発表。また、関係省庁連絡会議を立ちあげ、総務省、環境省、農林水産省等、関係省庁の連携体制を構築。</li> <li>・次世代エネルギー・社会システム協議会において国内4実証地域(横浜市、豊田市、けいはんな学研都市(京都府)、北九州市)を選定。</li> <li>・経済産業大臣をはじめとした政務三役に対して、上記4地域の首長からマスタープランを提出。</li> <li>・2011年の実証開始に向け、地域エネルギーマネジメントシステムと蓄電複合システム化技術の開発を開始。</li> <li>・海外展開、国際標準を業種横断的に進めるため、官民連携組織 JSCA<sup>※1</sup>を結成(事務局:NEDO)。</li> </ul> <p>※1 Japan Smart Community Alliance</p>	<p>&lt;スマートグリッドの導入&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2010年に選定された4地域において住民の参画を募り、大規模な実証を開始。季節別・時間帯別料金の設計及び導入に向け、スマートメーターを大規模導入し、先行的にデマンドレスポンスを想定した実証を実施。</li> <li>・定置用リチウムイオン二次電池の安全性評価技術等につき、安全性標準(SBA:S1101)を国際提案。</li> <li>・需要家側及び需給調整用蓄電池の通信インターフェース(GEMSと分散電源との通信モデル)に関する国際規格を提案。</li> </ul> <p>&lt;情報通信技術の利活用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JSCAのスマートハウス標準化検討会でHEMSと家庭内機器及びスマートメーター間の情報をやり取りする通信規格としてECHONET-Liteを推奨することを決定し、この春に国際電気標準学会(IEC)に国際標準案として提案。</li> </ul> <p>&lt;熱等のエネルギーの面的利用&gt;</p> <p>「まちづくりと一体となった熱エネルギーの有効利用に関する研究会」の提言を踏まえ、国土交通省において、①河川水の熱利用のための通達の改正、②下水熱の利用に係るガイドラインの策定、③エネルギー面的利用推進事業の創設等を実施。</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代エネルギー・社会システム実証事業において、家庭の電気使用量の30%削減を達成(ポイントインセンティブによるデマンドレスポンスを実施した場合)。</li> <li>・省エネ、節電の取組によって生じた「ネガワット」を集約し、電力会社から報酬を受け取るビジネスが生まれている(原子力損害賠償機構及び東京電力の電力デマンドサイドにおける[ビジネス・シナジー・プロポーザル])。</li> <li>・スマートハウス/ビルの核となる製品であるエネルギー管理システム(HEMS、BEMS)が市場投入された。</li> </ul> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>再生可能エネルギー機器やスマートグリッド関連機器等はコストが高いため、経済合理性の成り立つ技術の確立が急務。</p>	
6	スマートグリッドの導入、情報通信技術の利活用、熱等のエネルギーの面的利用等環境負荷低減事業の推進	国土交通省 都市局 市街地整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりにおける低炭素化を実現する仕組みの構築に向けた、先導的な取り組みについて、計画策定、コーディネート、社会実験・実証実験等に対し、支援を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱等のエネルギーの面的利用等環境負荷低減事業の更なる推進を図るべく、新たな「エネルギー面的利用推進事業」を創設</li> </ul>	B:実施済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施により、エネルギー効率とエネルギー供給リダンダンシー(代替性)が確保された市街地を形成</li> </ul>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
7	省エネ基準の適合義務化について、対象、時期等の検討	国土交通省住宅局住宅生産課 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部省エネルギー対策課	○2010年11月開催の「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」で義務化の対象、時期、支援策等についての方向性(骨子案)及び工程表(案)を公表	○2020年までの新築住宅・建築物の段階的な省エネ基準の適合義務化に向け、具体的な工程案(義務化の対象、時期、水準)を明示。(2012年4月) ○住宅・建築物の省エネ基準を、一次エネルギー消費量により総合的に評価する基準に見直す方向で、経済産業省及び国土交通省において技術的な検討を実施		○新築住宅における省エネ判断基準適合率 ・26%(平成21年度) ・39%(平成22年度暫定値) ○一定の新築建築物における省エネ判断基準適合率 ・85%(平成21年度) ・88%(平成22年度)	
8	住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー／ゼロエミッション化に向けた、省エネ基準適合の段階的義務化、省エネ基準の見直し、達成率向上に向けた執行強化、既存住宅・建築物の省エネ化促進、省エネ性能を評価するラベリング制度の構築等の実施	文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課 国土交通省住宅局住宅生産課 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部省エネルギー対策課 環境省地球温暖化対策課	○住宅・建築物の省エネ基準を、一次エネルギー消費量により総合的に評価する基準に見直す方向で、経済産業省及び国土交通省において技術的な検討を実施 ○省エネルギー法に基づく省エネルギー措置の届出制度の確実な執行 ○住宅エコポイント ・1年延長を実施 ・住宅用太陽熱利用システム、節水型便器、高断熱浴槽について、ポイント発行対象とする拡充を実施 ○先導的な省CO2技術を導入する住宅・建築物のリーディングプロジェクトや省エネ性能の向上に資する建築物リフォームに対する支援を実施 ○高効率エネルギーシステムの導入補助金や省エネ改修に係る税制優遇等により、既存住宅・建築物の省エネ化を促進。 ○住宅性能表示制度、CASBEE等、省エネ性能を評価するラベリング制度の開発・普及を推進 ○環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備を推進	○住宅エコポイント ・平成23年度第3次補正予算において、平成23年7月末に終了した住宅エコポイントを再開。 ○平成23年度第3次補正予算において、東日本大震災の被災地で取り組まれるゼロ・エネルギー住宅に対する支援を実施 ○先導的な省CO2技術を導入する住宅・建築物のリーディングプロジェクトや省エネ性能の向上に資する建築物リフォームに対する支援を実施 ○住宅性能表示制度、CASBEE等、省エネ性能を評価するラベリング制度の開発・普及を推進 ○高効率エネルギーシステムの導入補助金や省エネ改修に係る税制優遇等により、既存住宅・建築物の省エネ化を促進。 ○環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備を推進	B:実施済	○住宅エコポイントの進捗状況(平成24年2月末時点) ・申請状況 新築約67万戸、リフォーム約60万戸、合計約128万戸 ・発行状況 新築約66万戸(約1,986億ポイント) リフォーム約59万戸(約363億ポイント)合計126万戸(約2,349億ポイント) ※平成22年3月からの累計。 ○住宅エコポイント制度の導入により、制度導入前に1～2割程度であった新築住宅に占める省エネ住宅の割合が、5割程度まで上昇していると推計。 ○住宅エコポイント制度全体(3,888億円)の効果として、 ・約4.6兆円の経済波及効果 ・約55万t-CO2/年のCO2削減効果 をもたらす見込み。(国土交通省試算) ○新築住宅における設計住宅性能評価の実施率 ・19.1%(平成21年度) ・23.6%(平成22年度) ○CASBEEによる評価制度を導入した自治体数:24自治体(平成23年度時点) ○エコスクールパイロット・モデル事業認定校数:1,260校(平成24年2月現在)	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
9	エネルギー消費量や温室効果ガス排出量の「見える化」に関する仕組みの構築、各家庭に対してCO2削減のための具体的アドバイスを行う「環境コンシェルジュ」の育成	<p>経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課</p> <p>経済産業省 産業技術環境局 環境調和産業推進室</p> <p>経済産業省 商務情報政策局 情報経済課</p> <p>環境省 地球環境局 地球温暖化対策課</p> <p>文部科学省 大臣官房 文教施設企画部 施設助成課</p> <p>総務省 情報流通行政局 情報流通振興課</p> <p>総務省 情報通信国際戦略局 通信規格課</p>	<p>・省エネルギー対策導入促進事業(9.1億円の内数)により、中堅・中小企業に対し、エネルギー消費量を「見える化」する計測監視システムの導入を支援。</p> <p>・3年間で予定されたカーボンフットプリント制度試行事業の2年目事業を実施(6.1億円)。1年目の試行事業での知見を反映し、各種ルールを改定、策定。218件の商品にマーク使用が認められた。</p> <p>・温室効果ガス排出量「見える化」事業により、「見える化」による温室効果ガスの削減効果の把握のため、家庭への「見える化」機器の設置による実測調査を行うとともに、事業者が提供する商品・サービスに係る「見える化」の評価・広報事業を実施した。</p> <p>・学校施設のエコ改修によるCO2削減効果を「見える化」するツールとして、「学校施設のCO2削減設計検討ツール(FAST)」を開発した。</p> <p>・ICTを活用して企業と家庭のエネルギー消費をリアルタイムで評価・見える化し、最も効率のよいエネルギー制御を確立する地域実証(15億円)を全国6カ所で実施した。</p> <p>・ネットワークに接続された多数の機器から情報を収集し、「エネルギー消費量の見える化」・「機器の制御」を実施する実証事業を実施し、国際標準化に向けた活動を実施した。</p>	<p>・省エネルギー対策導入促進事業(8.8億円の内数)により、中堅・中小企業に対し、エネルギー消費量を「見える化」する計測監視システムの導入を支援。</p> <p>・当面の電力需給対策として、三次補正予算でエネルギー管理システム(BEMS・HEMS)導入促進事業費補助金(300.0億円、基金として2013年度まで執行)を措置。中小ビルや家庭における節電等の取組を支援。</p> <p>・カーボンフットプリント制度試行事業の3年目事業を実施(4.9億円)。制度の課題の検討と、制度構築の取りまとめを行った。157件の商品にマーク使用が認められた。</p> <p>・家庭エコ診断推進基盤整備事業により、「環境コンシェルジュ制度」の創設に向けて、各家庭のCO2排出実態に合った、きめ細やかなアドバイスを行う家庭エコ診断の推進のための基盤整備に着手した。</p> <p>・既存学校施設で「見える化」などを踏まえたエコスクール化を推進するため、新たに環境教育の促進やCO2削減などを目的としたエコ改修事業を創設した。</p> <p>・企業や家庭において、消費電力の「見える化」さらにはICT機器の自動制御を行い、最も効率のよいエネルギー制御を確立する実証事業(1億4千万円)を実施した。また、実際に運用されている見える化のサービス動向や各種インセンティブの効果を調査した。</p> <p>・2010年度に実施した事業によって得られた成果を踏まえ、必要な国際標準化に向けて、IEEE、ITU-T等における標準化活動等を継続。</p>	B: 実施済み	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・省エネルギー対策導入促進事業については、2年間で117社の中堅・中小企業にエネルギー消費量を「見える化」する計測監視システムの導入を支援し、中堅・中小企業の省エネの取り組みを促進。(2年間で計8217kL(原油換算)のエネルギーを削減)</p> <p>・エネルギー管理システム導入促進事業費補助金については、2013年度までに約2万5千件の導入を補助する予定。中小ビルや家庭における節電等の取組を支援。(予算額300億円、補助率を1/3若しくは1/2であることからすれば、600億円から900億円程度の直接的な市場創出効果が見込まれる。)</p> <p>・3年間で300件の商品にマーク使用を認めるという当初目標に対し、平成23年度末までに、469件の商品にマークの添付が認められた。当初予定通り3か年の試行事業を経て平成24年度から民間事業が立ち上がった。</p> <p>・2013年度の「環境コンシェルジュ制度」創設に向けた家庭エコ診断の推進のための基盤整備として、地域や企業等と連携した取組を行い、家庭エコ診断を約8,000件実施し、家庭部門における太陽光発電設備や省エネ家電等の低炭素ビジネスに寄与した。また、家庭エコ診断の効果検証として、今後市場拡大が見込まれるHEMSIによるデータ測定を約1000世帯で実施した。</p> <p>・学校施設のエコ改修事業として、2011年度に9校で実施した。(2020年までに、100億円程度の経済波及効果が見込まれる。)</p> <p>・見える化等の需要者側へのサービス動向やインセンティブによる効果を考慮したICTの利活用によるCO2削減のための効果的なベストプラクティスモデルを構築した。</p> <p>・情報通信技術を活用し、地域レベルでの最適なエネルギーマネジメントを2020年度までに実現するべく、我が国からの提案内容がITUでの議論や出力文書に反映されるとともに、新たな検討グループ(JCA-SG&amp;HN)が設立が決定された。</p>	<p>・「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等に関する調査・研究会」を経済産業省と環境省とで設置し、サプライチェーン全体での温室効果ガス排出量を「見える化」する基本ガイドラインを策定。</p> <p>・HEMS利用によるCO2削減試行事業により、CO2削減の継続的なインセンティブを設ける仕組みを構築する。</p> <p>・「環境コンシェルジュ制度」の創設に向け、家庭エコ診断のより効果的な実施体制を構築するため、地域や企業等による取組の拡大を図るとともに、HEMSの普及に向けた対策を推進する。</p> <p>・公立学校施設を対象とし、環境教育の促進やCO2削減を図る「スーパーエコスクール実証事業」を実施する。</p> <p>・ICTを活用した環境影響評価手法及びベストプラクティスモデルを確立することで、ITUにおける国際標準化を図るとともに地方自治体のICT導入を支援する。</p> <p>・引き続き国際標準化機関等に対し、我が国から寄書の提案や関連する重要な会合等に参画し、標準化活動等を継続。</p>

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
10	都市鉱山のリサイクル等の循環型社会づくりの推進のための規制・制度改革や技術開発支援等の総合的施策の推進	<p>経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課</p> <p>経済産業省 製造産業局 非鉄金属課</p> <p>経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課</p> <p>環境省 廃棄物・リサイクル 対策部 リサイクル推進室</p>	<p>○使用済小型家電からの適正かつ効果的なレアメタルのリサイクルシステムの構築を目指して、経済産業省と環境省の合同で「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」を2008年度から開催した。(2011年4月に最終報告書をとりまとめ。)</p> <p>○循環型社会形成を推進する観点から、小型電子機器リサイクル制度及び使用済製品の有用金属の再生利用の在り方について、平成22年度末より中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会において使用済小型電気電子機器のリサイクル制度の在り方等について検討を開始した。</p> <p>○リサイクル技術開発及び実証事業 ①新資源循環推進プロジェクト ②資源循環実証事業 ③希土類金属等回収技術研究開発 ④希少金属等高效率回収システム開発 ⑤希少金属(レアアース等)の代替・削減技術開発 ⑥レアアース等のリサイクル拠点形成に係る設備導入費補助金</p> <p>○使用済小型家電回収モデル事業(平成20年度より継続実施)</p>	<p>○レアメタル等の安定供給確保に資するため、産業構造審議会と中央環境審議会の合同会合においてレアメタル等を含む主要製品全般(自動車、大型家電、超硬工具等)を対象としてレアメタル等のリサイクルに係る対応策の検討を開始した。</p> <p>○中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会において、引き続き使用済小型電気電子機器のリサイクル制度の在り方等について検討を行い、本年1月末に小型電気電子機器リサイクル制度について第一次答申が取りまとめられた。これを受け、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案を本年3月に閣議決定し、国会に提出した。</p> <p>○リサイクル技術開発及び実証事業 ①資源循環実証事業 ②希土類金属等回収技術研究開発 ③レアアース・レアメタル使用量削減・利用部品代替支援事業</p> <p>○使用済小型家電回収モデル事業(平成20年度より継続実施)</p>	<p>C:一部実施</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>○レアメタルのリサイクルについては使用済製品の回収量確保や海外流出対策、経済的なりサイクル技術の開発などが課題であり、現在審議会において必要な対応策を検討中。</p> <p>○使用済小型電子機器等のリサイクルについては、いかに多くの自治体等が参加するかが課題であり、今後参加の呼びかけや支援を行っていく予定。</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>○国会提出済みの法律案において、認定事業者及び認定事業者の委託を受けた者は、廃棄物処理法の廃棄物処理業の許可に関して特例措置が講じられ、効率的な収集若しくは運搬又は処分を行うことができることとなる。</p> <p>○法律案による特例措置が講じられ、レアメタル等の有用金属を含んでいながらリサイクルされていない使用済小型電子機器等のリサイクルシステムが構築されることにより、新たに使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は処分に係る静脈産業の市場が拡大し、それに伴い新規雇用の創出等につながると考えられる。</p> <p>【2010年度、2011年度の主な成果】</p> <p>○リサイクル技術開発及び実証事業(2010年度)</p> <p>新資源循環推進プロジェクトにおいて廃プラスチックを素材別に高度選別する技術の一部が実用化された。また、希少金属等高效率回収システム開発事業で行われた廃小型電子・電気機器・超硬工具等からの希少金属回収技術研究開発の成果により、平成23年10月よりタングステンリサイクル事業の商業化が達成された。希少金属(レアアース等)の代替・削減技術開発支援事業においては、ガラス精密研磨用セリウムや平面ディスプレイ透明電極用インジウムをはじめとするレアアース等の代替技術・使用量低減に係る技術開発や加速化を実現した。希少金属(レアアース等)の代替・削減技術開発支援事業においては、パソコンHDD用ガラス基板、液晶パネル用研磨剤、レアアース合金技術等に係る設備の高度化を実現した。</p> <p>(2011年度)</p> <p>レアアース・レアメタル使用量削減・利用部品代替支援事業においては、省・脱レアアースに資する製品設計・技術開発支援等を実施するとともに、市中から出た使用済みエアコンからコンプレッサを回収し、更にネオジム磁石を取り出す事業を目的とした社会スキームを初めて日本で確立した。</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>○レアメタルのリサイクルについては使用済製品の回収量確保や海外流出対策、経済的なりサイクル技術の開発などが課題であり、現在審議会において必要な対応策を検討中。</p> <p>○使用済小型電子機器等のリサイクルについては、いかに多くの自治体等が参加するかが課題であり、今後参加の呼びかけや支援を行っていく予定。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
11	定期的なトップランナー基準の強化、対象品目の拡大	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課	省エネ法に基づくトップランナー基準について、以下の必要な施策を講じた。 【対象品目拡大】 ・ヒートポンプ給湯器判断基準について2010年7月より審議を開始した。 【対象範囲拡大】 ・業務用冷蔵庫及びショーケース等判断基準について2011年1月に業務用冷蔵庫の最終取りまとめを行い、公表した。 【基準見直し】 ・変圧器判断基準について2010年6月より審議を開始した。 ・ガス・石油機器判断基準について2010年7月より審議を開始した。 ・自動車判断基準(経済産業省・国土交通省合同)について2010年6月より審議を開始した。	省エネ法に基づくトップランナー基準について、以下の必要な施策を講じた。 【対象品目拡大】 ・住宅・建築物の省エネ性能の底上げを図るため、建築材料等を新たにトップランナー制度の対象に追加すべく、省エネ法改正案を第180回通常国会に提出 ・三相誘導電動機判断基準について2011年12月より審議を開始した。 【対象範囲拡大】 ・複写機等判断基準について2011年12月に最終取りまとめを行い、公表した。 【基準見直し】 ・自動車判断基準(経済産業省・国土交通省合同)について2011年12月に最終取りまとめを行い、公表した。 ・変圧器判断基準について2011年12月に最終取りまとめを行い、公表した。	A:実施済みかつ成果あり	1999年のトップランナー基準導入時には11品目であった対象機器が、2011年時点で、23品目まで拡大した。  ※具体的な省エネ効果として、例えば、電気冷蔵庫の年間消費電力量の加重平均値が482kWh/年(2005年度)から362kWh/年(2010年度)に約24.9%減少。(※世帯あたり年間電気使用量は4,618kWh/年(2009年度))  現在対象の家庭機器により、世帯あたりの最終エネルギー消費量(H21年度民生部門調査)に占める割合が約7割に達した。今後、現行機器の基準の見直しに並行して、省エネ効果により資する三相誘導電動機等産業用機器への対象拡大を予定。	
12	エコ家電等の省エネ製品やエコ住宅の普及促進のための措置	経済産業省 商務情報政策局 情報通信機器課  経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課  国土交通省住宅局 住宅生産課  環境省地球温暖化対策課  環境省 総合環境政策局 環境経済課	・家電エコポイント制度について、経済対策として1,662億円の追加的予算措置を行って購入期限を2011年3月まで3ヶ月間延長するとともに、制度終了後の反動減を抑え、ソフトランディングを図るため、付与エコポイント数の見直しやより省エネ性能の高い機器へ対象を限定するなど、制度面での見直しを実施。 ・住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業(76.9億円の内数)により、住宅に省エネ性能の高い高効率エネルギーシステムを導入する際に補助を行い、住宅の省エネ化を推進。 ・住宅エコポイント制度について、1年延長を実施。また、住宅用太陽熱利用システム、節水型便器、高断熱浴槽へポイント発行対象の拡充を実施	・省エネ家電製品買換えによる二酸化炭素排出削減計測・認証事業(0.75億円)により、家庭での省エネ家電製品への買換えに伴うCO2排出削減量の、サンプリング手法を含んだクレジット化のための方法論を確立。 ・住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業補助金(70.0億円の内数)により、住宅に省エネ性能の高い高効率エネルギーシステムを導入する際に補助を行い、住宅の省エネ化を推進。 ・住宅エコポイント制度について、平成23年度第3次補正予算において、平成23年7月末に終了した制度を再開 ・平成23年度第3次補正予算において、東日本大震災の被災地で取り組まれるゼロ・エネルギー住宅に対する支援を実施	A:実施済みかつ成果あり	・家電エコポイント制度は、テレビ、エアコン、冷蔵庫の3品目の販売を押し上げるとともに、省エネ性能の高い製品への買い替えに大きく貢献した。具体的には、総額6,930億円の予算を措置し、約5兆円の経済波及効果、約270万t-CO2/年のCO2削減効果をもたらした。  ・省エネ家電製品買換えによる二酸化炭素排出削減計測・認証事業(0.75億円)により、テレビ、エアコン、冷蔵庫の3品目合計759件で、52トンの二酸化炭素排出削減量のクレジット化を実現。  ・住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業補助金(住宅に係るもの)については、2010年度に1,065件を補助し、その省エネ効果(原油換算)は632kl。(2011年度は集計中。)  ○住宅エコポイントの進捗状況(平成24年2月末時点) ・申請状況 新築約67万戸、リフォーム約60万戸、合計約128万戸 ・発行状況 新築約66万戸(約1,986億ポイント) リフォーム約59万戸(約363億ポイント)合計126万戸(約2,349億ポイント) ※平成22年3月からの累計。  ○住宅エコポイント制度の導入により、制度導入前に1~2割程度であった新築住宅に占める省エネ住宅の割合が、5割程度まで上昇していると推計。  ○住宅エコポイント制度全体(3,888億円)の効果として、 ・約4.6兆円の経済波及効果 ・約55万t-CO2/年のCO2削減効果 をもたらす見込み。(国土交通省試算)  ・エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(H11基準)適合率 ・26%(平成21年度) ・39%(平成22年度)	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
13	国内クレジットやオフセット・クレジットの拡充・支援による中小企業等の低炭素投資促進(ヒートポンプ・コージェネ等の導入)	<p>経済産業省 産業技術環境局 環境経済室</p> <p>環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室</p> <p>農林水産省 大臣官房 環境政策課 地球環境対策室</p>	<p>【国内クレジット制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業・農林水産事業者等に対するソフト支援(排出削減事業計画及び実績報告書の無料作成支援、審査費用支援、売り手と買い手のマッチング等)の実施</li> <li>・排出削減見込量の見合いによる助成金の支給(トン当たり3,000円)</li> <li>・農林水産分野における方法論の検討・策定支援を実施</li> <li>・「コージェネレーションの導入」、「蓄電池で駆動する船舶への更新」等を対象事業として追加</li> </ul> <p>【オフセット・クレジット(J-VER)制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・J-VERクレジット創出事業者と、J-VERを活用したカーボン・オフセットを行う事業者とのマッチングイベントである「カーボン・オフセットEXPO」を東京・大阪・名古屋で開催。</li> <li>・農林水産分野における方法論の検討・策定、買い手と売り手のマッチング、審査費用等への支援助成を実施</li> <li>・「低タンパク配合飼料利用による豚のふん尿処理からのN2O排出抑制」、「廃棄物処理施設における熱回収による廃棄物のエネルギー利用」等を対象として追加。</li> </ul>	<p>【国内クレジット制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業・農林水産事業者等に対するソフト支援(排出削減事業計画及び実績報告書の無料作成支援、審査費用支援、売り手と買い手のマッチング等)の実施</li> <li>・排出削減実績に応じた助成金の支給(トン当たり1,500円。2012年度まで継続)</li> <li>・個人向け省エネ・新エネ補助金とのリンケージ</li> <li>・「節水型水まわり住宅設備への更新・新設」等を対象事業として追加</li> </ul> <p>【オフセット・クレジット(J-VER)制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・J-VER創出事業者に対するソフト支援(プロジェクト計画書作成支援、妥当性確認・モニタリング・検証費用支援)の実施。</li> <li>・J-VERのカーボン・オフセットへの活用促進を目的とした地域協議会を設置(全国15箇所程度)し、地域でのJ-VERマッチング及びカーボン・オフセット案件の発掘を実施。</li> <li>・全国型のマッチングの取組として、昨年度に引き続き「カーボン・マーケットEXPO」を実施。</li> <li>・「硝化抑制剤入り化学肥料の投入による茶園土壌からのN2O排出抑制」、「屋上緑化による空調の省エネルギー」等を、対象プロジェクトとして追加。</li> </ul>	B:実施済	<p>【国内クレジット制度及びオフセット・クレジット(J-VER)制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の国内クレジット制度及びJ-VER制度は、2012年度までの制度として設計されていることから、両制度の2013年度以降のあり方について関係省庁で検討を行う。</li> <li>・温室効果ガス排出削減・吸収に資する方法論・対象プロジェクトの拡充を図る。</li> </ul> <p>【国内クレジット制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2012年度には、制度の更なる拡充を目指し、排出削減見込み量見合いで、トン当たり4,000円の助成金を5年間前払いする制度を実施。</li> </ul> <p>【オフセット・クレジット(J-VER)制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフト支援の実施により、2010年度、2011年度にJ-VER制度の事業としてプロジェクト登録が行われた件数は196件、認証されたクレジット量は25.9万トンとなっている。</li> <li>・創出されたJ-VERの取引活性化のため、カーボン・マーケットEXPO等のマッチングイベントの継続実施や特定地域協議会の支援を通じた地方でのマッチング支援等を行う。</li> <li>・また、カーボン・ニュートラル認証制度の普及啓発を通じ、クレジットの活用促進を図る。</li> </ul>	



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
16 17	次世代自動車(エコカー等)の普及促進及びロードマップの作成 燃費基準の強化 購入補助や環境負荷に応じた税制上のインセンティブの付与、ビジネス環境を支える充電インフラの整備等による普及の促進 関連技術の国際標準化の推進	経済産業省 製造産業局 自動車課 経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課 国土交通省 自動車局 環境政策課 環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課	エネルギー基本計画(2010年6月18日、閣議決定)、次世代自動車戦略2010(2010年4月12日、経済産業省次世代自動車戦略研究会)等において、新車販売に占める次世代自動車の割合を2020年に最大50%まで普及させる等の目標を掲げ、以下の必要な施策を講じた。 【次世代自動車等の導入補助】 ○クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(145億円) ○低公害車普及促進対策費補助金(12億円) 電気自動車等及び充電設備に対する導入補助等を実施。なお、経済産業省(自家用自動車)、国土交通省(事業用自動車)が協力して施策を講じている。 【税制上の特例措置】 ○エコカー減税・グリーン化特例等 自動車取得税・自動車重量税・自動車税について、環境対応車に対する減免・軽減措置を講じた。 【2020年乗用車燃費基準の検討】 2020年度乗用車燃費基準について、2010年6月に経済産業省・国土交通省の合同審議会を設置し、審議を開始した。	エネルギー基本計画、次世代自動車戦略2010等において、新車販売に占める次世代自動車の割合を2020年に最大50%まで普及させる等の目標を掲げ、以下の必要な施策を講じた。 【次世代自動車等の導入補助】 ○クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(282億円) ○低公害車普及促進対策費補助金(15億円) ○エコカー補助金(第4次補正:3,000億円) 【税制上の特例措置】 ○エコカー減税・グリーン化特例等 自動車取得税・自動車重量税・自動車税について、環境対応車に対する減免・軽減措置を講じた。 【2020年乗用車燃費基準の検討】 2011年10月に合同審議会にて最終とりまとめを行い、公表した。2012年春頃を目途に関連法令を改正予定。 【国際標準化の推進】 蓄電池や充電器等の電動車両に係る国際標準化活動や、自動車の安全・環境基準の国際調和活動を官民連携して推進。	B:実施済 【国際標準化の推進】 C:一部実施	【2020年の成果目標の達成状況】 新車販売に占める次世代自動車の割合: 11%(戦略策定時(2009年度)) →12%(2010年度)  急速充電器普及台数: 約150基(戦略策定時(2009年度末)) →約850基※(2012年3月1日時点) (※CHAdeMO協議会調べ)  【ボトルネック、解決策】 電気自動車等の普及に関しては、①車両価格の低減、②充電インフラ等の整備、③電池性能の向上といった課題が存在する。  ①車両については、導入補助等により、確実な価格低減が進んでいるところ。しかし、依然として高コストであるため、引き続き支援を継続し一層の価格低減を促進していく。 ②充電インフラ等の整備については、導入補助等により充電設備等の普及拡大及び低価格化も進んでいるが、現時点では十分とは言えない。一層の整備に向け、導入支援等により普及を促進する。 ③電池性能の向上については、電池容量の制約等から航続距離等に課題があり、研究開発支援等により、更なる性能向上及び低コスト化を図る。	【次世代自動車等の普及促進】 次世代自動車等の車両の導入普及、充電インフラ等の整備促進に係る施策を継続して行う。



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
18	・ 環境負荷の低い鉄道・海運へのモーダルシフト推進に向けたアクションプラン(短期的取組)の作成	国土交通省総合政策局物流政策課 経済産業省商務情報政策局商務流通グループ流通・物流政策室	・ 荷主、物流事業者、有識者、行政機関で構成される「モーダルシフト等推進官民協議会」を設置し、モーダルシフトに係る短期的取組に関する現状、課題及び対策について意見交換等を行った。	・ 「モーダルシフト等推進官民協議会」において、モーダルシフト等の推進のために荷主、物流事業者、行政機関が実施すべき短期的取組等を取りまとめた。 ・ 本取りまとめに記載した短期的取組について、国交省、経産省において関連する施策を実施した。	B:実施済	・ 荷主、物流事業者、行政機関それぞれがモーダルシフト等の推進に向け取り組むべき短期的施策を取りまとめた。	
19	・ モーダルシフト促進に必要なインセンティブ、インフラ整備等、中長期的取組の検討・実施	国土交通省総合政策局物流政策課 経済産業省商務情報政策局商務流通グループ流通・物流政策室	・ 荷主、物流事業者、有識者、行政機関で構成される「モーダルシフト等推進官民協議会」を設置し、モーダルシフトに係る中長期的取組に関する現状、課題及び対策について意見交換等を行った。	・ 「モーダルシフト等推進官民協議会」において、モーダルシフト等の推進のために荷主、物流事業者、行政機関が実施すべき中長期的取組等を取りまとめた。 ・ 本取りまとめに記載した中長期的取組について、国交省、経産省に関連する施策に係る検討・具体化を推進した。	B:実施済	・ 荷主、物流事業者、行政機関が実施すべき中長期的取組等を取りまとめた。 ・ 今後は、上記取りまとめを踏まえ、荷主、物流事業者、行政機関が適切な役割分担の下、モーダルシフト等の推進に向けた施策の検討・実施を進める。	
	・ 交通基本法の制定と関連施策の充実	国土交通省総合政策局公共交通政策部	○交通基本法の制定 ・交通基本法案については、第177回国会に提出したところ。 ○関連施策の充実 ・政策コンテストにおいて、地域公共交通確保維持改善事業として453億円を要望。 ・平成23年度予算において地域公共交通確保維持改善事業の305億円を確保。(右欄に詳述)	○交通基本法の制定 ・交通基本法案については、第177回国会に提出し、継続審議となっているところ。 ○関連施策の充実 ・生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、移動に当たった様々な障害(バリア)の解消等がされるよう、305億円の予算で新たに地域公共交通確保維持改善事業を創設。 ・平成24年度予算においても、引き続き、全国のいずれの地域においても待ったなしの課題である地域の生活交通の適切な確保・維持や改善が可能となるよう、復興庁計上の26億円を含め、合計332億円(前年度比1.09倍)を確保。	C:一部実施 【ボトルネック、解決策】 ・交通基本法案については、既に国会に提出しているものの、継続審議となっている。	・地域公共交通確保維持改善事業では、バス交通、デマンド交通、離島航路・航空路の確保・維持や、移動に当たった様々な障害(バリア)の解消等について、地方公共団体、交通事業者等から構成される978の協議会が策定した計画等に基づき実施される取組を支援している。	
20	低炭素型産業の立地推進、世界拠点化に向けた取組の推進	経済産業省産業施設課情報通信機器課	2010年9月、「成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」の第1ステップとして、低炭素型雇用創出産業立地支援の推進事業費(予算額:1,100億円)を予備費の活用により予算措置。同年12月27日に採択先を決定(採択件数153件)し、事業実施中。	低炭素型産業の立地推進を図るための事業を23年度当初予算で措置(予算額:約71.4億円)。2011年8月に採択先を決定(採択件数22件)し、事業実施中。	A:実施済かつ成果あり	【2020年の成果目標の達成状況】 2010年度事業において、予算額1,100億円の約5倍に及ぶ5,300億円の設備投資の呼び水となり、その産業に対して毎年約1.9兆円の需要が創出される見込み。さらに、その産業も含めて約9万5千人の雇用創出が期待される。 なお、工程表のうち、2010年度、2011年度については実施済であるが、2020年までに実現すべき成果目標を達成するために、今後も引き続き事業の継続的な実施が必要。	平成24年度予算においても革新的低炭素技術集約産業国内立地推進事業を措置し、低炭素産業の競争力強化を図る。

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
21	海洋資源、海洋再生可能エネルギー等の開発・普及の推進	<p>内閣官房総合海洋政策本部事務局担当者名</p> <p>関係省庁 文部科学省 研究開発局 海洋地球課</p> <p>経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 政策課</p> <p>国土交通省 総合政策局 海洋政策課</p> <p>環境省 地球環境局 地球温暖化対策課</p>	<p>【海洋資源の開発・普及の推進等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海洋鉱物資源探査センサー技術の開発を行うとともに、賦存状況調査に必要な、精密な海底地形情報の整備を実施。</li> <li>海底熱水鉱床やコバルトリッチクラスト等の海洋資源の賦存量把握のための調査を実施。</li> <li>海底熱水鉱床やメタンハイドレートの採掘・生産技術や環境影響評価手法等の開発・検討を実施。</li> <li>海洋資源の開発・利用等の活動のため、南鳥島において港湾施設の建設に着手。</li> </ul>	<p>【海洋資源の開発・普及の推進等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>左記施策を継続して実施するとともに、無人探査機等資源探査システムの実証等を実施。</li> <li>左記調査を継続するとともに、調査に用いるための新海洋資源調査船を建造し、就航。</li> <li>左記建設を継続するとともに、沖ノ鳥島において港湾施設の建設に着手。</li> <li>気候変動や乱獲等により枯渇が懸念される海洋生物資源の持続的利用のための研究開発に着手。</li> </ul>	<p>【海洋資源の開発・普及の推進等】</p> <p>Ｂ:実施済</p>	<p>【海洋資源の開発・普及の推進等】</p> <p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資源探査に必要な技術開発、資源賦存量把握のための調査を実施し、以下の成果をあげた:</li> <li>メタンハイドレートに関しては、静岡県から和歌山県の沖合海域(東部南海トラフ海域)の水深1,000m程度での海洋産出試験の実施候補地点において、ボーリング調査等を行い、海洋産出試験実施に向けた事前調査や設備検討などの準備が進捗した。</li> <li>石油・天然ガスに関しては、国内の石油・天然ガス基礎調査として、三次元物理探査船「資源」を用いて、三陸沖東方・北西海域、天北西方海域、宮崎沖南部海域、能登東方海域、沖縄海域の5海域(三次元物理探査6,390km<sup>2</sup>、二次元物理探査1,890km、総調査日数266日間)のデータを取得した。</li> <li>海底熱水鉱床に関しては、これまでの調査結果を踏まえ、日本周辺海域の概略資源量を約5,000万トンと推定し、将来の実証試験を実施する海域として沖縄海域を優先とすることとした。</li> </ul> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海洋資源、特に石油天然ガスに関する調査については、調査対象海域における漁業者等の利害関係者との調整が必要であり、施策実施に当たっては、関係者の了解を得るための対話を今後も継続して行っていく。</li> <li>海底を効率的に調査するために必要な船舶等のプラットフォームを整備することが必要。</li> </ul>	
			<p>【海洋再生可能エネルギー等の開発・普及の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係省庁で構成される連絡会議を設置し、海洋再生可能エネルギーに関する情報共有を実施。</li> <li>洋上風力発電の実用化に向けたシステム実証研究や超大型風力発電システム実証研究、浮体式洋上風力発電施設を対象とした実証事業実施のための候補地選定等を実施。</li> </ul>	<p>【海洋再生可能エネルギー等の開発・普及の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部有識者からの意見も踏まえつつ、関係省庁において、海洋再生可能エネルギー利用促進のための制度整備方針について検討等を実施。</li> <li>洋上風力発電に係る左記研究開発・実証を引き続き実施するとともに、浮体式洋上風力発電の小規模試験機の建造や、福島沖での浮体式洋上ウィンドファーム実証研究、浮体式洋上風力発電施設の安全性に関する研究開発に着手。</li> <li>波力、潮力、海洋温度差等の海洋エネルギーを活用した発電技術の要素研究開発及び実証研究を実施。</li> </ul>	<p>【海洋再生可能エネルギー等の開発・普及の推進】</p> <p>Ｂ:実施済</p>	<p>【海洋再生可能エネルギー等の開発・普及の推進】</p> <p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>浮体式洋上風力発電設備に係る技術基準及び港湾区域等に風力発電施設を設置する場合の占用等の許可基準等の参考指針の策定や、海洋再生可能エネルギー利用促進のための制度整備方針策定に向けた検討を進め、海洋再生可能エネルギー導入促進に向けた環境整備が進捗した。</li> <li>洋上風力発電やその他海洋エネルギーの技術開発及び実証研究を実施し、2016年度以降の民間における実用化に向けた取組が進捗した。</li> </ul> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海洋再生可能エネルギー発電を導入する上で、海運、漁業、環境保全等、海域利用に係る社会的条件を整理し、関係者との合意形成に向けた調整を行うことが必要不可欠であるが、陸域とは異なり、そのような海域利用に関する調整スキームが存在しない。このため、関係府省・機関が連携し、海域利用に向けた関係者との調整のあり方等に関する海洋再生可能エネルギー発電の利用促進のための制度整備方針をとりまとめるとともに、導入を促進する。</li> <li>洋上風力発電については、その導入に向け、洋上風況・波浪特性の把握、風車の塩害・落雷対策、施工技術等の課題の克服や、環境影響評価に係る技術的手法の確立が重要であり、我が国の気象・海象条件に適した技術を確立するための研究開発・実証により諸課題を解決して導入を促進する。</li> </ul>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
22	エネルギー高度利用の推進	経済産業省 資源エネルギー庁 総合政策課	化石燃料の高度利用としてクリーンな石炭利用技術の開発を推進するとともに、新たなエネルギー社会の実現として水素エネルギー社会の実現に向けた技術開発、実証事業及び導入支援を行うなど、エネルギー高度利用の推進に資する施策を実施した。	化石燃料の高度利用としてクリーンな石炭利用技術の開発を推進するとともに、新たなエネルギー社会の実現として水素エネルギー社会の実現に向けた技術開発、実証事業及び導入支援を行うなど、エネルギー高度利用の推進に資する施策を実施した。	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>【石炭火力の高効率化】 微粉炭火力の効率向上を進めるとともに、垂漚青炭や褐炭も使用可能な石炭ガス化火力(IGCC、IGFC)の技術開発を進める。 ・先進的超々臨界圧石炭火力発電(A-USC):2016年度に発電効率を現状41%程度から5~7%向上を目指して技術開発を推進。 ・石炭ガス化複合発電(IGCC):世界初の空気吹きIGCCの技術開発を実施し、2010年度に発電効率41%を達成。 ・石炭ガス化燃料電池複合発電(IGFC):2025年に発電効率55%程度を目指して技術開発を推進。</p> <p>【水素エネルギー社会の実現】 水素エネルギー及び燃料電池に係る以下の技術開発、実証事業及び導入支援を実施。 ・2009年度から世界に先駆けて本格販売を開始した家庭用燃料電池システム(エネファーム)の普及促進及び早期の自立的な市場の確立を図るため、導入支援を実施し、2010年度までに約1万台を普及。 ・2015年の燃料電池自動車の導入開始に向けて、水素供給インフラに係る技術開発、規制見直し等を推進するとともに、残された技術課題の解決に向けた技術実証を推進。 ・2019年以降の固体酸化物形燃料電池を用いたSOFCトリプルコンバインドサイクル発電の実用化に向けた要素技術開発を計画。 ・2020年以降の更なる普及拡大に向けて、水素エネルギー、燃料電池等に係る基礎・基盤的な技術開発を推進。</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>【石炭火力の高効率化】 ○石炭火力の高効率化に向けた技術開発を実施しているところであるが、耐熱材料や発電システム等信頼性が高い技術を開発するには、今後、実証プラントレベルでの技術開発が必要。</p> <p>【水素エネルギー社会の実現】 ○家庭用燃料電池、燃料電池自動車及び水素供給インフラの低コスト化の推進が必要。</p>	<p>・2012年度より、IGFCの実証事業を開始予定。 ・2012年度より、SOFCトリプルコンバインドサイクル発電の実用化に向けた要素技術開発を開始予定。 ・2012年度に、2015年の燃料電池自動車の導入開始に向けて2013年度から行う水素ステーションの先行整備のための水素ステーションの総合実証を実施予定。</p>

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
24	資源エネルギー確保戦略の推進	外務省 経済局 経済安全保障課  経済産業省 資源エネルギー庁 資源燃料部政策課  関係省庁 文部科学省	<p>・資源国との二国間関係強化 →インド、ベトナム、モンゴル、ポリビア等との要人往来やハイレベル対話の機会、また、モザンビーク、ペルー、インドネシア、カザフスタン、モンゴル等へのODAを活用した支援等を通じ、資源国との多層的な協力関係の強化を実施。</p> <p>・政務三役がイラク、UAE、ベネズエラ、豪州等を訪問し、協力関係の強化を確認。 ・JOGMECが出資事業として6件を新規採択。 ・我が国周辺海域の資源探査(約6,400km<sup>3</sup>)、メタンハイドレートの研究開発(海洋産出試験の基本計画策定)を推進。</p> <p>・豪州、インドネシアなど主要産炭国との政策対話、地質構造調査、技術協力事業等を実施し、重層的な関係を強化。</p> <p>・JOGMEC法改正により資産買収出資機能を強化。</p> <p>・中国のレアアース輸出停滞問題に対応すべく補正予算を計上、豪州のレアアース鉱山に出資し、レアアース鉱山の権益を確保。</p> <p>・ベトナムやインドとレアアースの協力について共同首脳声明を発出、その他、ポリビア等の資源国とも、首脳を初めとした関係による資源外交を実施</p> <p>・JOGMEC出融資、債務保証実績 採択出資金案件数 2件 採択融資案件数 9件 債務保証案件数 1件</p>	<p>・資源国との二国間関係の強化 →豪州、イラク、インドネシア、マレーシア、ブルネイ、サウジアラビア、カタール、アラブ首長国連邦、クウェート、ロシア、モザンビーク、モンゴル、インド等との要人往来やハイレベル対話を実施。ODAについても、資源国への支援を引き続き実施。</p> <p>・政務三役が米国、インドネシア、UAE、豪州等を訪問し、協力関係の強化を確認。 ・JOGMECが出資事業として4件を新規採択。 ・我が国周辺海域の資源探査(約4,300km<sup>2</sup>)、メタンハイドレートの研究開発(海洋産出試験の事前掘削作業)を推進。</p> <p>・主要産炭国に加え、モンゴルやモザンビークなど新たな石炭供給源の確保に向け、政策対話や技術協力事業を実施。</p> <p>・上流権益獲得支援の強化に向け、これまでNEDOで実施していた石炭資源開発業務をJOGMECへ移管するべく12年2月に関係法案を国会に提出。</p> <p>・ベトナムやインドとレアアースの具体的な開発/協力内容について首脳声明を発表。開発を進展。</p> <p>・レアメタルの多くが賦存する南アフリカ大陸において開かれた、世界最大級規模の鉱山投資会議「マイニングインダバ」において、経済産業副大臣が基調講演を行い、資源国との関係強化を実施。また、南アフリカ共和国の白金族鉱山に対して、出資を実施。</p> <p>・APECなどのマルチ会合、及びバイ会談において、インドネシア等との政策対話を行い、鉱山等への投資環境改善を要求。</p> <p>・レアメタル等鉱物資源の確保を促進するため、JOGMECの鉱山の資産買収出資機能を強化するべく2012年2月に関係法案を国会に提出。</p> <p>・JOGMEC出融資、債務保証実績(2012年3月末見込み) 採択出資金案件数 1件 採択融資案件数 8件 債務保証案件数 5件</p>	B: 実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 ・資源国との二国間関係の強化 →要人往来やハイレベル対話、ODA等を通じて、資源国よりエネルギー・鉱物資源の開発に関する日本との協力や、日本へ資源安定供給を行う旨表明される等、一定の成果があった。</p> <p>・2030年度までに石油・天然ガスの自主開発比率を40%以上に引き上げる(エネルギー基本計画)。石油・天然ガスの自主開発比率は2008年度の19.6%から2010年度には23.5%に上昇。</p> <p>・2030年までに石炭の自主開発比率を現状40%を60%へ引き上げる。(現行エネルギー基本計画)</p> <p>・2030年に自給率の目標はベースメタル80%、レアメタル50%。(現行エネルギー基本計画)</p> <p>・ベースメタル(銅)の自給率については、2008年度48%から2010年度53%まで上昇した。</p> <p>【ボトルネック、解決策】 ・石油・天然ガスは、アジア、新興国等を中心に需要が拡大しており、今後も需給の逼迫や価格の高騰が懸念され、探鉱・開発コストも高騰。石油・天然ガスの安定供給を確保するためには、政府による資源外交を積極的に展開するとともに、JOGMECのリスクマネー供給機能を強化し、我が国企業による石油・天然ガス権益の獲得を積極的に支援していく必要がある。</p> <p>・新興国での石炭資源開発ではインフラ整備が課題であることから、産炭国のニーズを踏まえた炭鉱開発をインフラ整備等を戦略的にパッケージ化した上での協力を進めることが必要。</p> <p>・安定した鉱物資源の確保のためには、着実な権益確保が必要となる。このためには、本邦企業の権益促進に加え、必要に応じて政府が直接交渉を実施し、かつ、資源国のインフラ整備等への貢献を推進していく必要がある。権益交渉や探査活動・鉱山開発には、数年間～10年程度かかるのが通例となっており、短期的に抜本的に資源自給率を向上させるのは困難であり、個々の案件をできるだけ早期に立ち上げるべく調整を図っていくことが必要である。なお、政策的には、リスク対象鉱種の選別をしつつ、国内ユーザー企業の長期的な引取へのコミットメントやプロジェクト参画の呼び込みを実施するほか、資源価格の高騰により、調達が難しい資金面への支援のために、リスクマネー供給制度の拡充、予算措置等が必要であると考えている。</p>	<p>・産投出資を活用し我が国企業によるガス田の買収に対する支援を強化するための制度改正を今次通常国会で実施予定、平成24年度財政投融資計画に400億円を計上。</p> <p>・2012年度より石炭資源開発業務がJOGMECへ移管に併せて、新たに産投出資による探鉱出資などのリスクマネー供給事業を実施予定。</p> <p>・2012年度では産業投資特別会計で340億円計上、ミドルリスク鉱種についても鉱山の資産買収出資の対象とするべく制度改正を実施予定。</p>
25	新たなエネルギー革新技術ロードマップの策定	経済産業省 資源エネルギー庁 総合政策課	<p>・平成22年6月に閣議決定したエネルギー基本計画を踏まえて、原子力の推進等の考え方に基づくエネルギー革新技術ロードマップの策定を開始し、検討を深めていたところ。しかしながら、取りまとめて公表する前に東日本大震災が発生し、エネルギー政策のゼロベースの見直しを行うこととなり、ロードマップの策定・公表に至っていない。</p>	<p>・平成23年10月3日に、エネルギー政策をゼロベースで見直すため、総合資源エネルギー調査会基本問題委員会を創設し、エネルギー政策の基本的な方向性について検討を進めているところ。平成24年夏頃を目処に新たなエネルギー基本計画を策定する予定となっている。</p>	D: 未実施	<p>【ボトルネック、解決策】 現在、エネルギー政策をゼロベースで見直しており、政策の基本的な方向性について検討を進めているところ。平成24年夏頃を目処に新たなエネルギー基本計画を策定する予定となっている。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
26	革新的技術開発の前倒し・重点化	文部科学省 研究開発局 環境エネルギー課	<p>○温室効果ガスを削減する革新的技術開発の推進 温室効果ガス削減に大きな可能性を有し、かつ従来技術の延長線上にない新たな科学的・技術的知見に基づく革新的技術(ゲームチェンジング・テクノロジー)の研究開発を競争的環境下で推進するため、戦略的創造研究推進事業(先端的低炭素化技術開発)(以下、先端的低炭素化技術開発)を創設し、太陽電池及び太陽エネルギー利用システム、蓄電デバイス、超伝導システム、耐熱材料・鉄鋼リサイクルシステム高性能材料の4領域における研究開発を開始した。</p>	<p>○「革新的技術開発の重点化」に向けて、エネルギー分野の研究開発に関する文部科学省と経済産業省の合同検討会の設置2030年頃の実用化を目指して中長期的に取り組むべき革新的技術を特定するとともに、特定された技術の研究開発推進における文部科学省・経済産業省の役割や両省連携の仕組み等について方向性を示すため、文部科学省と経済産業省の合同検討会(以下、合同検討会)を設置、論点整理を実施。</p> <p>○温室効果ガスを削減する革新的技術開発の推進 先端的低炭素化技術開発において、バイオテクノロジー領域を追加して研究開発を推進した。</p> <p>○大学ネットワークの構築による国際競争力の強化 環境エネルギー分野における国内の有力大学が戦略的に連携し、研究目標や研究リソースを共有しながら世界最高水準の研究と人材育成を総合的に推進するネットワーク・オブ・エクセレンスを構築するため、大学発グリーンイノベーション創出事業を創設した。</p>	<p>A: 実施済みかつ成果あり (核融合エネルギー部分) B: 実施済み</p>	<p>○合同検討会の論点整理において、中長期的に取り組むべき革新的技術について、以下の3要素を提示 ①我が国経済社会に大きなインパクト(質と量)を与える技術 ②実用化・事業化まで長期の取組が必要ナリスクの高い技術 ③我が国が強みを持ち、世界への貢献が期待される技術 また、両省連携の先行事例として、元素戦略プロジェクトと未来開拓計画の連携(磁性材料関連技術等)、福島再生可能エネルギー拠点の形成に取り組むこととした。</p> <p>○先端的低炭素化技術開発において、93の研究課題について研究開発を推進した。</p> <p>○大学発グリーンイノベーション創出事業において、環境情報分野、植物科学分野、北極気候変動分野、先進環境材料分野の4分野において、大学間ネットワークを構築した。</p>	
			<p>○核融合エネルギーの実現に向けた研究開発の推進 核融合エネルギーの科学的・技術的実現可能性を実証するITER計画について、ITERの建設に必要な超伝導導体の製作を開始するとともに、ITER計画を補完・支援する先進的な核融合研究開発である幅広いアプローチ(BA)活動について、前年度の六カ所建屋に続き、茨城県大洗のリチウム試験装置も完成するなど、核融合研究開発を実施した。</p>	<p>○核融合エネルギーの実現に向けた研究開発の推進 超伝導導体の製作等のITER計画に必要な研究開発を引き続き実施するとともに、BA活動においては六カ所サイトに整備したスーパーコンピューターを用いてシミュレーションを開始するなど、核融合研究開発を実施した。</p>		<p>○ITER計画において我が国が分担する超伝導導体の約6割の製作を完了するとともに、BA活動において六カ所サイトの活動が順次本格化するなど、各種の核融合研究開発が進展した。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
26	・革新的技術開発の前倒し・重点化(CCS(二酸化炭素回収・貯留)、原子力、次世代自動車、バイオマスリファイナリー、洋上風力等)	経済産業省 資源エネルギー庁 総合政策課	<p><b>【CCS】</b> ①実証事業実施に向けた地点選定のための地質調査等。 ②CO2分離回収コスト低減のための研究開発。 ③安全性評価に必要な基盤技術の開発等。</p> <p><b>【原子力】</b> ①次世代軽水炉について、産学官連携の下、要素技術開発等を行い、中間評価を実施。 ②高速増殖炉サイクル技術の実用化に向けて、要素技術の開発等を実施。 ③六カ所再処理工場のガラス固化施設への適用を目的として、ガラス素材の検討、新型ガラス溶融炉の構造技術の検討等を行い、新型ガラス溶融炉の設計に反映するための技術的データを取得。</p> <p><b>【次世代自動車】</b> ①革新型蓄電池を実現可能とするための基礎技術の確立を目的として、蓄電池の反応メカニズム等の解明等を実施。 ②電気自動車等の動力源となる高性能リチウムイオン電池の開発等を目的とした研究開発や、リチウムイオン電池材料等の標準評価技術開発等を実施。</p> <p><b>【バイオマスリファイナリー】</b> ①食料と競合しないセルロース等のバイオマス原料からのバイオマス燃料の製造等に関する技術開発を実施。</p> <p><b>【洋上風力】</b> ①洋上風況観測システムの策定、気象・海象特性の把握・検証等を実施。 ②国内の洋上環境に適した洋上風力発電システムの策定、保守管理技術の開発等を実施。 ③風車の大型化に対応するための革新的な気候に関する技術開発。 ④浮体式洋上風力発電に関する基礎調査等を実施。</p>	<p><b>【CCS】</b> ①引き続き地点選定のための地質調査を実施。また、北海道苫小牧地点において実証試験を実施することとし、2012年度から、そのための設備建設等を開始することを決定。 ②CO2分離・回収コスト低減のための研究開発。 ③安全性評価に必要な基盤技術の開発等。</p> <p><b>【原子力】</b> ①東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力発電所の安全性に資するもの、国際関係上必要となるもの、廃棄物処分など原子力政策の如何に関わらず必要なものや技術基盤を維持するものに限って実施。 ②高速増殖炉については、原子力政策の見直しの議論を見据えつつ、施設の更なる安全性の向上・維持管理に重点を置いて取り組むとともに、国際的な枠組みの下で実施されているナトリウム冷却高速炉に関する安全設計要件の構築に向けた取組を実施。</p> <p><b>【次世代自動車】</b> 蓄電池関係の事業の継続と合わせて、2012年度の事業として、リチウムイオン電池の性能を理論限界まで追求する技術開発、次世代自動車用の高効率モーターを構成する材料・部材開発、のための予算を要求。</p> <p><b>【バイオマスリファイナリー】</b> ①引き続き、技術開発を実施し、バイオマスリファイナリーの早期実現を図っていると。</p> <p><b>【洋上風力】</b> ①これまでの研究開発の継続に加え、福島県沖において、浮体式洋上風力発電の実証機を複数期用いて、安全性・経済性などを評価するための事業を開始。</p>	C:一部実施	<p><b>【ボトルネック、解決策】</b> 複数年継続して実施することになっており、引き続き研究開発の実施が必要。</p> <p><b>【2020年の成果目標の達成状況】</b> ・洋上風力の実証段階への移行や蓄電池内の反応メカニズムの解明等、各分野における研究開発事業において、着実に事業が進展している。</p> <p><b>【ボトルネック、解決策】</b> 複数年継続して実施することになっており、引き続き研究開発の実施が必要。</p>	
27	リースによる低炭素型設備の導入促進の枠組みや、民生・運輸部門を含めた低炭素化を促進する長期・低利融資スキームをはじめとした低炭素投資の促進	経済産業省 経済産業政策局 産業資金課 環境省 総合環境政策局 環境経済課	<p>・「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(低炭素投資促進法)」が施行され、同法に基づき低炭素型製品の開発・製造を行う事業者に対し日本政策金融公庫及び指定金融機関を通じて低利・長期の資金を供給するツーステップローンの運用を開始(2010年8月)。</p> <p>・事業者ヒアリングを通じて、リースによる低炭素設備の導入促進の枠組みについて検討を実施。</p>	<p>・低炭素投資促進法に基づくリース保険制度の運用(契約)開始(2011年6月)。</p> <p>・2010年度の検討結果を基に、リースにより低炭素設備を導入した際に、リース料の一部を助成する「家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金」を新規事業として実施。</p>	B:実施済	<p><b>【2020年の成果目標の達成状況】</b> ○ツーステップローン ・次世代型太陽光電池の製造事業等に対して融資を実行(融資実行件数:2件、2012年3月末)。</p> <p>○リース保険 ・約125億円の中小企業による低炭素型設備投資を支援(保険加入したリース会社:114社、保険の引受総額:約125億円、2012年3月末)。</p> <p>○家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金 ・リースにより低炭素設備を導入した際の補助金制度を開始。 ・2011年度の低炭素設備に係る環境投資額は83億円。</p> <p><b>【ボトルネック、解決策】</b> ・低炭素投資の一層の促進を図るため、支援対象を部素材等やサービスにまで拡充する等の低炭素投資促進法の抜本拡充を含む「経済社会課題対応事業の促進に関する法律案」を国会提出(2012年2月)。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
28	低炭素技術分野での世界シェア・トップレベルを目指したプロジェクト構築支援等の官民連携体制の強化	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 国際室  外務省 国際協力局 気候変動課  関係省庁 文部科学省 国土交通省 環境省	国際エネルギー消費効率化等技術普及協力事業及び国際エネルギー消費効率化等システム共同実証事業(相手国との共同実証を通じて、我が国の優れた省エネルギー・再生可能エネルギー技術、相手国に応じて柔軟にオーダーメイドし、現地における適応可能性を可視化する事業。NEDO交付金であり、NEDOから委託を受けた民間企業が事業を行う。)を展開。 2010年度までに40事業を完了した結果、315件の省エネ機器・設備が、民間の経済活動により普及。	国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業(相手国との共同実証を通じて、我が国の優れた省エネルギー・再生可能エネルギー技術・システムを、相手国に応じて柔軟にオーダーメイドし、現地における適応可能性を可視化する事業。NEDO交付金であり、NEDOから委託を受けた民間企業が事業を行う。)を展開。 ※完了した事業数及び普及件数については、4/4時点で集計中のため、記載していない。	A:実施済みかつ成果あり	【2020年の成果目標の達成状況】 ・中国コークス乾式消火設備事業を始めとした40事業の実施により、2010年度までに約2,170万トンのCO2削減効果を創出。 ※2011年度は、4/4時点で集計中のため、2010年度までの記載とした。	
29	我が国企業の低炭素技術・インフラ及び製品の提供等を通じた海外における温室効果ガスの排出の抑制等への貢献を適切に評価する仕組みの構築	外務省 国際協力局気候変動課  経済産業省 産業技術環境局 地球環境連携・技術室  環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室  農水省 (林野庁) 森林保全整備部 研究保全課  国土交通省 総合政策局 環境政策課	・我が国企業の低炭素技術・インフラ及び製品の提供等を通じた海外における温室効果ガスの排出の抑制等への貢献を適切に評価する仕組みの構築のため、二国間オフセット・クレジット制度(BOCM)の構築に向けて、以下のとおり実施。 ①BOCM構築に向けた政府間協議に備え、関係省庁間でBOCMの制度案の骨子等の検討に着手(国連交渉においてもBOCMの考え方に沿った内容の我が国サブミッションを国連事務局に提出。) ②経産省と環境省が連携し、世界各国におけるBOCMの実現可能性調査(FS:経済産業省30件、環境省3件)や現地の人材育成などの体制構築支援を実施。	・BOCMの構築に向けて、以下のとおり実施。 ①東アジアの一部の国(ベトナム、インド、カンボジア、インドネシア、タイ、ラオス)との間で、BOCM構築に向けた政府間協議を開始。 (一部のその他途上国、先進国とも意見交換を行うとともに、国連交渉においてもBOCMの考え方に沿った我が国サブミッションを国連事務局に提出。) ②経産省と環境省が連携し、世界各国におけるBOCMの実現可能性調査(FS:経済産業省50件、環境省29件)や現地の人材育成などの体制構築支援を実施。  ・途上国の森林における温室効果ガス排出削減・吸収量を定量的に把握するMRVシステムの開発に向けて以下を実施。  ・MRVシステムを開発するための、開発ロードマップの検討、観測等を実施した。(2011年度新規事業)	C:一部実施  【ボトルネック・解決策】 国連交渉の進展や各国の反応を踏まえつつ、協議を進めていく必要がある。  B:実施済み	【2020年の成果目標の達成状況】 ①政府間協議を行った一部の東アジアの国々(ベトナム、インド、カンボジア、インドネシア、タイ、ラオス)から、二国間オフセット・クレジット制度について肯定的な反応が得られ、引き続きBOCM構築に向けて協議を継続していくことで一致。 ②2010年から28カ国においてFSを実施し、37カ国において現地の人材育成などの体制構築支援を実施。  【ボトルネック・解決策】 BOCMの運用開始までは、制度の詳細設計など、更なる検討が必要。政府部内での検討を早急に始め、相手国との協議を進めていく。  【2020年の成果目標の達成状況】 ・衛星データの共同検証・相互比較等を行う国際的なプラットフォーム構築に向け、国際協力体制について、日米で公式協議を開始。 ・吸収排出量算出の確実性がGOSATデータにより向上。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
30	2. 環境・エネルギー技術の海外展開(アジア各国との環境協力の実施、人材育成等の支援により、制度導入の支援とともに、企業連合体の形成等を進め、リサイクル産業をはじめとする環境・エネルギー産業のアジアへの展開を推進)	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 循環型社会推進室  関係省庁 外務省 国際協力局政策課 文部科学省 農林水産省 大臣官房環境政策課 経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 国土交通省 総合政策局環境政策課	<p><b>主に下記の施策を実施</b></p> <p>・<b>アジアにおける環境国際協力推進</b> 政策対話、環境協力事業によりアジアにおける環境対策推進や制度導入に貢献するため、クリーンアジア・イニシアティブ(CAI)、日中韓環境大臣会合(TEM)及びTEMプロジェクト、及び二国間協力の推進等を行った。この一環として、TEMプロジェクトの実施、東アジア首脳会議環境大臣会合第2回「環境的に持続可能な都市ハイレベルセミナー」の開催等を実施した。(環境省)</p> <p>・<b>コベネフィット・アプローチの推進</b> 我が国の優れた環境技術を活用し、温室効果ガスの排出削減と環境汚染対策を同時に達成することを目的とした、「コベネフィット・アプローチ推進事業」及び「CDMを活用したコベネフィット実現促進・支援事業」を実施している。具体的には、アジア諸国を対象として、大気汚染や水質汚濁改善のための事業及び人材育成研修等の支援を行った。(環境省)</p> <p>・<b>アジア各国との環境都市協力</b> 循環型都市協力事業(エコタウン協力)を行った。(経済産業省)</p> <p>・<b>環境・エネルギー産業の海外展開を推進</b> リサイクル分野の国際研究開発・実証プロジェクトを行った。また、我が国の優れた省エネルギー・再生可能エネルギーに関する技術を、現地において実証し、その有効性・優位性を示すための支援事業を実施。加えて、人材育成や共同研究を通じ、制度整備支援を実施。(経済産業省)</p>	<p><b>主に下記の施策を実施</b></p> <p>・<b>アジアにおける環境国際協力推進</b> 2010年度に実施した協力を引き継ぎ行うとともに、モンゴル自然環境観光省との環境協力覚書への署名等を行った。(環境省)</p> <p>・<b>静脈産業の海外展開促進</b> 我が国静脈産業(廃棄物処理・リサイクル産業)が海外において事業展開することを支援し、世界規模で環境負荷の低減を実現するとともに、我が国経済の活性化につなげるため、「日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業」を実施している。具体的には、我が国静脈産業による廃棄物処理・リサイクル分野における海外展開事業の実現可能性調査の実施等の支援を行っている。(環境省)</p> <p>・<b>コベネフィット・アプローチの推進</b> 2010年度に実施した協力を引き続き行っている。(環境省)</p> <p>・<b>東アジア低炭素成長パートナーシップ構想</b> 2011年7月の東アジアサミット(EAS)参加外相会議にて本件構想を発表、同年11月の第6回東アジア首脳会議にて、首脳レベルで評価をもって留意された。本件構想は、我が国の取組・経験や環境技術を共有し、温暖化対策と経済成長を両立させる低炭素成長実施のための協力の推進を目指すもの。(外務省)</p> <p>・<b>アジア各国との環境都市協力</b> 2010年度に実施した協力を引き継ぎ行っている。(経済産業省)</p> <p>・<b>環境・エネルギー産業の海外展開の推進</b> 2010年度に実施したプロジェクトを引き続き行くとともに、アジアリサイクルビジネス展開可能性調査事業を行った。また、エネルギー効率向上に関する国際パートナーシップ(GSEP)を開催し、省エネ・低炭素の最新技術の共有等官民協力を日米主導で推進した。(経済産業省)</p>	<p>B:実施済</p> <p>【ボトルネック、解決策】 ○ボトルネック ・環境技術は適切な制度・政策がないと導入が進まないが、現地政府の環境規制等の制度・政策の形成・実施・遵守が不十分。 ・事業実施主体となるべき現地の政府・自治体・民間企業の予算も不足している。 ○解決策 ・現地政府における環境規制等の制度が適切に構築されるべく、二国間・多国間協力により支援を行う。 ・実証事業や実現可能性調査を通じて、現地の状況に合わせた技術の低コスト化を図る。</p>	<p><b>2010年度、2011年度の主な成果</b> ・<b>アジアにおける環境国際協力推進</b> 3件の環境協力覚書への署名を行った。 モンゴル:本協力覚書に基づき、政策対話を通して気候変動対策、エコツーリズム、自然保護、排水処理、大気汚染(特にアスベスト)をはじめとする分野において協力プロジェクトを実施していく。  中国:「コベネフィット研究とモデル事業(フェーズ2)の協力実施」に関する覚書を締結し、第12次五カ年計画における大気汚染物質排出削減を進めるための共同研究、事業等を行う予定  中国:「農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減モデル事業協力」に関する覚書を締結し、中国内の3地域で分散型排水処理のモデル事業を推進する予定(環境省)</p> <p>・<b>静脈産業の海外展開促進</b> 我が国事業者による、廃棄物処理・リサイクル事業の事業化に向けた協力関係が、マレーシア住宅・地方自治省、バンコク特別市、中国瀋陽市等との間で構築されてきている。(環境省)</p> <p>・<b>コベネフィット・アプローチの推進</b> 「CDMを利用したコベネフィット実現促進・支援事業」をこれまでに2件(事業規模総額21.3億円)実施し、合わせて約704,000CO2換算トンの温室効果ガス削減効果を実現予定(環境省)</p> <p>・<b>東アジア低炭素成長パートナーシップ構想</b> 2011年7月に発表した本件構想の具体化するものとして、我が国は、2011年11月の第6回東アジア首脳会議にて「東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」の開催を提唱し、首脳レベルにて各国により評価をもって留意された。(外務省)</p> <p>・<b>アジア各国との環境都市協力</b> 循環型都市協力事業(エコタウン協力)(経済産業省) &lt;2010年度&gt; アセアン・インドにおいて、日本のエコタウン整備に関するノウハウを基にしたリサイクルシステム等の提案により、現地の循環型社会形成の推進に貢献するとともに、現地のリサイクルや廃棄物処理の現状について、今後の日本企業の事業展開に向けた情報を得ることができた。 &lt;2011年度&gt; 中国大連市のエコタウンにおいては、エコタウン整備ノウハウのパッケージ化等により、中国における資源循環経済の構築に貢献できたことに加え、日系企業の進出に向けた動きにもつながった。また、天津市においては、日本企業と現地企業が環境分野の相互協力に関する覚書を締結した。</p> <p>・<b>環境・エネルギー産業の海外展開の推進</b> リサイクル分野の国際研究開発・実証プロジェクト(経済産業省) &lt;2010年度&gt; 中国大連市において、セメントキルンを利用した高生産性塩素・バイオシステム建設及び研究を行い、高塩素除去性能及び生産性改善を達成した。また、助成先の日本企業と中国大手セメント会社との間で合併会社の設立の合意がなされており、今後の中国における、セメントキルンを用いた廃棄物処理技術の普及が期待される。  アジアリサイクルビジネス展開可能性調査事業 &lt;2011年度&gt; 中国では自動車リサイクル事業の可能性調査事業を実施し、現地企業との合併会社の設立につながった。また、インドではE-wasteリサイクル事業の可能性調査事業を実施し、現地リサイクル企業と覚書を締結し協力関係の構築に成功した。  GSEPは、2011年度に、ワークショップ1回、ワーキンググループ1回を開催。  中国コークス乾式消火設備事業を始めとした40事業の実施により2010年度までに約2,170万トンのCO2削減効果を生じた。 ※2011年度は、4/4時点で集計のため、2010年度までの記載とした。(経済産業省)</p>	<p><b>今後、特に下記の施策を実施する。</b></p> <p>・<b>アジアにおける環境国際協力推進</b> 政策対話、環境協力事業によりアジアにおける環境対策推進や制度導入に貢献するため、クリーンアジア・イニシアティブ(CAI)、日中韓環境大臣会合(TEM)及びTEMプロジェクト、及び二国間協力の推進等を行う。 また、自然災害に起因する環境破壊防止に関する日中韓共同研究会合の日本開催を2012年度に実施予定。(環境省)</p> <p>・<b>静脈産業の海外展開促進</b> 我が国静脈産業による廃棄物処理・リサイクル分野における海外展開事業について、実現可能性調査の実施等の支援を行う。(環境省)</p> <p>・<b>コベネフィット・アプローチの推進</b> 関係国政府との定期的な協議を通じて、先方のニーズを踏まえた協力を実施し、また、国内では、年2回の頻度で事業の公募を行っている。(環境省)</p> <p>・<b>東アジア低炭素成長パートナーシップ構想</b> 2012年4月に東京にて本件構想に基づき、東アジア低炭素成長パートナーシップ対話を開催し、我が国の取組・経験や環境技術を共有し、温暖化対策と経済成長を両立させる低炭素成長実現のための協力の推進を目指す。(外務省)</p>



## Ⅱ 健康大国戦略

新成長戦略全体フォローアップ 調査票(Ⅱ健康大国戦略)

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
31	医療提供体制(マンパワーを含む。)に関する今後の需要予測を踏まえたグランドデザインの策定	厚生労働省 医政局 総務課	・平成22年12月14日に閣議決定された「社会保障改革の推進について」において、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案について「平成23年半ばまでに成案を得る」とされたことを受け、検討に着手した。	・新成長戦略で示された医療・介護サービス提供体制のグランドデザインについては、平成23年6月30日に取りまとめられた「社会保障・税一体改革成案」において、その具体的な改革項目が盛り込まれ、平成24年2月17日には、成案で示された基本的考え方や具体的な改革内容に従って、さらに政府・与党において議論を進めて、その内容を具体化した「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定された。	B: 実施済	社会保障・税一体改革において、医療サービス提供体制の制度改革として、急性期をはじめとする医療機能の強化、病院・病床機能の役割分担・連携の推進、在宅医療の充実等を内容とする医療サービス提供体制の制度改革に取り組むことを規定。	
32	4疾病5事業の医療連携体制の構築強化  国民に対する「病院機能の見える化」強化	厚生労働省 医政局 指導課  厚生労働省 医政局 総務課	2010年12月より「医療計画の見直し等に関する検討会」において、疾病・事業等の医療連携体制の構築強化について検討を開始	2011年12月に「医療計画の見直し等に関する検討会」の意見をとりまとめ、それに基づき、医療計画作成指針や、疾病・事業及び在宅医療の医療体制構築に係る指針を发出(3月30日) また、医療計画の見直しに関する都道府県担当者向け研修会を実施(3月22・23日)  医療機能情報提供制度の普及等に向けた今後の対応については、平成24年3月に取りまとめられた「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」報告書の中で提示されたところであり、今後はその方針に従って、制度の運用等の見直しを図る予定。	B: 実施済  C: 一部実施	医療計画作成指針等の发出を受けて、今後、47都道府県において次期医療計画の策定に向け、疾病・事業及び在宅医療の医療連携体制の構築強化等を検討  医療機能情報提供制度を普及	
33	1. 医療・介護サービスの基盤強化、高齢者の安心な暮らしの実現  ・看護師、薬剤師、介護職員等、既存の医療・介護関連職種の活用促進・役割拡大 ・医療クレーク等の大幅な導入促進	厚生労働省 医政局 医事課	(医療関係職種等の役割分担について) ・2010年3月19日に「チーム医療の推進に関する検討会」において取りまとめられた報告書を受けて、2010年5月12日に「チーム医療推進会議」を設置。 ・平成22年10月にはその下に「チーム医療推進方策検討WG」を設置し、チーム医療を推進するための具体的な方策について検討。 (看護師の役割拡大について) ・2010年5月26日に、チーム医療推進会議の下に、「チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ」を設置し、特定看護師(仮称)の業務範囲や教育・研修の内容について検討。 ・2010年度予算において、医療現場における看護業務の実態に関する調査を実施するとともに、専門的な臨床実践能力を有する看護師の養成に取り組む修士課程等の協力を得て、養成現場における試行を実施。 (介護職員の業務範囲拡大について) ・2010年7月5日に、厚生労働大臣の主宰により「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」を設置し、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方等について検討。 ・この検討会での議論を踏まえ、試行的な事業を実施。 (医療クレークの活用促進について) ・2010年4月に、「書類作成(診断書や主治医意見書等の作成)等の医療関係事務を処理する事務職員(医療クレーク)」等の事務職員についても、「医療スタッフの一員として効果的に活用することが望まれる。」ことを通知した。	(医療関係職種等の役割分担について) ・2011年6月6日に、「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」を取りまとめ、HP等で周知。 ・2011年11月25日には、診療放射線技師の業務範囲について、①検査に関連した医行為、②放射性同位元素を用いた検査(RI検査)を追加する方向で意見をまとめた。 ・また、2011年7月5日には、肌への接着面に皮膚保護機能を有するストーマ装具の交換は、原則として医行為には該当しない旨を通知で周知した。 (看護師の役割拡大について) ・2011年度は、2010年度に引き続き、養成現場における試行事業を実施するとともに、2010年度の養成課程の修了者における業務の実施状況等について情報収集するための試行事業も実施。 (介護職員の業務範囲拡大について) ・2011年6月に、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、この中で社会福祉士及び介護福祉士法を改正して、介護職員がたんの吸引等の医行為を実施することができる枠組が整備された。 ・また、制度の施行(平成24年4月1日施行)に向けて、必要な法令の改正等の準備を行った。 (医療クレークの活用促進について) ・2012年度の診療報酬改定で、医師事務作業補助者の配置の割合について、新たに30対1(401点)、40対1(330点)を追加し、よりきめ細かく評価することとした。	C: 一部実施  【ボトルネック、解決策】 ・看護師の役割拡大については、関係者間において、詳細な内容について、引き続き検討を行っているところ。  ※社会保障・税一体改革大綱で、「多職種協働による質の高い医療を提供するため、高度な知識・判断が必要な一定の行為を行う看護師の能力を認証する仕組みの導入などをはじめとして、チーム医療を推進する。」について、「平成24年通常国会以降速やかな法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討する。」とされており、現在、チーム医療推進会議で検討を行っている。	(医療関係職種等の役割分担について) ・チーム医療の取組の効果等を医療現場で実証的に検証する「チーム医療実証事業」を68施設115チームで実施。 (看護師の役割拡大について) ・2010年度は、「養成調査試行事業」を、16大学院32課程、1研修機関3課程で実施。 ・2011年度は、「養成調査試行事業」を、7大学院11課程、1研修機関3課程で実施。 ・また養成調査試行事業の実施課程を修了した看護師を対象として、医療現場で業務を実施する際の安全性等を検証する「特定看護師(仮称)業務試行事業」を25施設で実施。  (介護職員の業務範囲拡大について) ・2011年度は、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業を実施。国においては指導者講習を2回行い、都道府県においては、介護職員に対して研修を行った。  (医療クレークの活用促進について) ・診療報酬改定がなされたばかりであり、現段階では施策の成果・効果を測ることは困難。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
34	遠隔医療の適切な普及のための現行体制の解釈・要件明確化	厚生労働省 医政局 医療技術情報推進室 関係省庁 総務省 情報流通行政局 情報流通高度化推進室	・遠隔診療についての通知(平成9年12月)を一部改正し、対象となる病名の例示を追加するなど、遠隔診療が認められ得る要件の明確化を行った。 ・「直接に対面診療を行うことが困難」か否かについては、困難な場合を限定的に列挙することはせず、初診・急性期も含め、医療現場で柔軟に判断することをすでに通知上、明確にしている。	-	C:一部実施	平成20年度の医療施設調査では、遠隔画像診断、遠隔病理診断、遠隔在宅療養支援を行っている病院数は、それぞれ857病院、192病院、44病院であった。 なお、同調査は3年に1度実施しており、直近の平成23年度の調査結果については今秋公表予定。	-
35	ニーズを踏まえた遠隔医療の拡大に向けた法令等の見直し、診療報酬の活用その他のインセンティブについて検討・結論	厚生労働省 医政局 研究開発振興課 医療技術情報推進室 関係省庁 総務省 情報流通行政局 情報流通高度化推進室	-	・遠隔診療のための情報通信機器の整備に対する補助事業の実施(19か所に補助)  ・診療報酬については、安全性・有効性等についてエビデンスが得られた遠隔医療について、改定のタイミングで随時・診療報酬上の手当を検討することとしている。 平成24年度診療報酬改定において、遠隔モニタリングによる、心臓ペースメーカー指導管理料の評価の引き上げを行うこととなったところ。  ・厚生労働省と連携して、遠隔医療の効果に関するエビデンス収集を実施。(総務省)	C:一部実施	平成20年度の医療施設調査では、遠隔画像診断、遠隔病理診断、遠隔在宅療養支援を行っている病院数は、それぞれ857病院、192病院、44病院であった。 なお、同調査は3年に1度実施しており、直近の平成23年度の調査結果については今秋公表予定。	-
36	介護サービス提供体制(マンパワーを含む。)に関する今後の需要予測を踏まえたグランドデザインの策定	厚生労働省 老健局総務課	・平成22年12月14日に閣議決定された「社会保障改革の推進について」において、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案について「平成23年半ばまでに成案を得」とされたことを受け、検討に着手した。	・新成長戦略で示された医療・介護サービス提供体制のグランドデザインについては、平成23年6月30日に取りまとめられた「「社会保障・税一体改革成案」において、その具体的な改革項目が盛り込まれ、平成24年2月17日には、成案で示された基本的考え方や具体的な改革内容に従って、さらに政府・与党において議論を進めて、その内容を具体化した「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定された。	B:実施済	社会保障・税一体改革において、2025年度におけるサービス供給量等を設定。 ・グループホーム 37万人分 ・小規模多機能 40万人分 ・介護職員 237～249万人 など。	-
37	介護基盤の整備(2009～11年度までの合計で16万床整備)	厚生労働省 老健局 高齢者支援課	平成21年第1次補正予算により創設された介護基盤緊急整備等臨時特例基金(平成21年度から平成23年度まで)等により実施。	左記のとおり。	B:実施済	平成21年度から平成23年度までの3カ年合計で当初目標16万人分のうち、14万人分(約9割)を整備見込み。	平成22年度補正予算により、整備単価の上乗せを実施。

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
38	24時間地域巡回型訪問サービス、レスパイトケア(家族の介護負担軽減)拡充の本格実施	厚生労働省老健局振興課	-	<p>○介護保険法を改正し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を創設</p> <p>○平成24年度介護報酬改定において、 ・短期入所生活介護において、「緊急短期入所体制確保加算」及び「緊急短期入所受入加算」を創設 ・通所介護において、延長加算を12時間まで認める改正を実施</p>	B:実施済	<p>介護保険法の一部改正を実施(平成24年4月1日施行)</p> <p>平成24年度介護報酬改定は平成24年4月1日より適用。</p> <p>社会保障・税一体改革において、2025年度の定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス供給量を15万人分に拡充。</p>	-
39	定期借地権を活用した介護施設等への未利用国有地の貸付け等	財務省理財局 国有財産企画課	<p>【未利用国有地の定期借地権を活用した貸付け等】</p> <p>・定期借地権を活用した介護施設等への未利用国有地の貸付けに係る具体的取り扱いを定める通達(平成22年8月27日付財理第3644号「社会福祉施設等の整備を目的とした地方公共団体に対する定期借地権の設定について」、平成23年3月31日付財理第1539号「社会福祉施設の整備を目的とした社会福祉法人に対する定期借地権の設定について」)を制定。</p> <p>・地方公共団体からの要望を受け、医療施設についても地方公共団体を通じ未利用国有地の貸付けが可能となるよう、通達(平成22年8月27日付財理第3644号「社会福祉施設等の整備を目的とした地方公共団体に対する定期借地権の設定について」)を改正。</p>	<p>【未利用国有地の定期借地権を活用した貸付け等】</p> <p>・施設用地を定期借地により確保する場合、その賃料の前払いとして支払う一時金については、都道府県等の補助対象となることから、国有地の定期借地により施設を整備する者が同補助を利用可能とするため、賃料の前払い制度を導入することとし、通達(平成22年8月27日付財理第3644号「社会福祉施設等の整備を目的とした地方公共団体に対する定期借地権の設定について」、平成23年3月31日付財理第1539号「社会福祉施設の整備を目的とした社会福祉法人に対する定期借地権の設定について」)を改正。</p> <p>・地方公共団体、社会福祉法人から利用要望のあった未利用国有地の貸付け等を実施。</p> <p>【介護施設等】</p> <p>○定期借地権を活用した貸付け 東京都練馬区 :1箇所 静岡県三島市 :1箇所</p> <p>○売却 東京都立川市 :1箇所 長野県小梅町 :1箇所 埼玉県さいたま市 :2箇所 広島県大崎上島町 :1箇所 宮城県塩竈市 :1箇所</p> <p>【医療施設】</p> <p>○定期借地権を活用した貸付け 神奈川県座間市 :1箇所</p> <p>○売却 神奈川県平塚市 :1箇所 北海道室蘭市 :1箇所 北海道根室市 :1箇所 熊本県水俣市 :1箇所</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>全国8箇所、定期借地権を活用した介護施設等を整備するための未利用国有地の貸付け等を実施しており、当地での施設整備により、介護サービス等の充実(収容人数計:約500人)に貢献。</p>	首都圏等において施設を設置する者に対する(独)福祉医療機構の貸付条件の優遇措置(H24.4~)

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
40	①特別養護老人ホームへの公益性等を踏まえた運営主体規制の見直し(検討開始)、	厚生労働省 老健局 高齢者支援課	①について 当該項目については、「特別養護老人ホームへの社会医療法人の参入」に係る事案と一体的に検討したところであるが、国会の意見により見直しを行うべきではないという結論となったところである。	左記のとおり。	B:実施済	—	—
	②いわゆる施設サービス等の供給総量に係る参酌標準の撤廃	老健局介護保険計画課	「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件」(平成二十二年厚生労働省告示第三百六十三号)により撤廃	左記のとおり	B:実施済	市町村介護保険事業計画において、施設・居住系サービスの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準(平成26年度の市町村における要介護2以上の認定者数に対する介護施設等の利用者数の合計数の割合を37%以下とすることを目標)を撤廃し、現に介護施設等を利用している者の数及び利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、量の見込みを定めることとした。	—
41	情報通信技術の活用等の効果を踏まえた効率的事業運営や人的資源有効活用を促す規制改革の検討・結論(訪問介護事業所におけるサービス提供責任者配置基準等)	経済産業省 商務情報政策局へ ルスクエア産業課 担当者名 厚生労働省老健局 局振興課	経済産業省において介護サービスにおける、バックオフィス部分(報酬請求事務、リソース管理)の効率化等についての調査事業を実施。	左記調査事業の結果等を踏まえ、サービス提供責任者の基準の改正(「サービス提供時間が450時間又はその端数を増やすごとに1人以上」または「訪問介護員等の数が10人またはその端数を増やすごとに1人以上」であった基準を、「利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上」に改める。)を実施。	B:実施済	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)の一部改正を実施。(平成24年4月1日施行)。	—
42	地域包括ケア推進の法体系等の整備	厚生労働省 老健局総務課	—	地域包括ケアシステムの推進を内容とする、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(法律第72号)」が平成23年6月に成立。	B:実施済	平成24年4月1日施行に向け、必要な法令等の整備を行った。	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
43	公的保険サービスを補完し、利用者の多様なニーズに応える介護保険外サービスの利用促進策(地域における提供促進体制の構築強化を含む)の検討・実施	経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課	経済産業省の実証・調査事業において、複数のコンソーシアムによる介護周辺サービスの提供を行う際の課題の抽出やビジネスモデルの検証を行った。	介護周辺サービス等について、事業計画の認定及び支援を行う「経済社会課題対応事業の促進に関する法律案」を閣議決定、国会提出。 併せて、2010年度に引き続き経済産業省の実証・調査事業において、複数のコンソーシアムによる介護周辺サービス(運動指導、生活支援サービス等)の提供を行う際の課題の抽出やビジネスモデルの検証を行った。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 介護保険法の一部改正を実施(平成24年4月1日施行)  【ボトルネック、解決策】 介護周辺サービスの事業性の確立、自治体・介護機関等と民間サービスの連携における役割分担の明確化	—
		厚生労働省老健局 振興課	介護予防・日常生活支援総合事業の創設等を含む、介護保険法改正法案を国会に提出。	介護保険法の一部改正を実施(平成24年4月1日施行)	B:実施済	介護保険法を改正し、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、高齢者に対して介護予防や生活支援サービス等のインフォーマルサービスの提供促進を図ることができる介護予防・日常生活支援総合事業を創設。	—
44	民間事業者等によるサービス付き高齢者賃貸住宅の供給支援  民間事業者等によるサービス付き高齢者賃貸住宅の制度化に関する法律の改正	国土交通省住宅局 安心居住推進課	○民間事業者等による生活支援サービス付高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業に対して、支援を行った。	○高齢者の居住の安定確保に関する法律を改正し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を創設した。  ○サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、民間事業者等が行うサービス付き高齢者向け住宅の整備を行う事業に対して、支援を行っている。	B:実施済	○サービス付き高齢者向け住宅の登録数・889件 31,094戸 (平成24年3月現在)	—
45	PPP(官民連携)による公共賃貸住宅団地への医療・福祉施設導入	国土交通省住宅局 安心居住推進課	○2010年度に創設した高齢者等居住安定化推進事業により、公共賃貸住宅団地内の敷地や公共賃貸住宅内の空き室などを活用して、地域に密着した生活支援サービス等を行うための施設を整備し、地域の福祉拠点化を支援した。	○2011年度においても、引き続き支援している。	B:実施済	○これまで2事業を支援。平成24年度中に、向原住宅(東京都板橋区)等12箇所において計画。 (平成24年3月現在)	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
46	医療・介護と関わる生活を支援する事業者を中心としたコンソーシアムの形成	経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課  関係省庁 厚生労働省 医政局、老健局	経済産業省の実証・調査事業において、医療・介護機関、民間事業者等による複数のコンソーシアムを形成し、連携して医療・介護周辺サービスの提供を行う際の課題の抽出・整理を行った。	-	C:一部実施	【2020年の成果目標の達成状況】 医療・介護機関と民間事業者が連携した運動指導や食事指導等のサービスについて、2010年度には22のコンソーシアムを組成。  【ボトルネック、解決策】 コンソーシアムの事業継続性の確立と取り組みの普及	-
47	・医療・介護と生活との関わりを支援する健康関連サービス事業者の品質基準の整備	経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課  関係省庁 厚生労働省 医政局、老健局、健康局	-	経済産業省の実証・調査事業において、大学医学部や付属病院のノウハウを活かした医療・介護周辺サービスの質に対する第三者評価(科学的評価)のあり方の調査や、サービスの質の見える化を図るための品質基準原案の策定等を行った。	C:一部実施	【2020年の成果目標の達成状況】 大学医学部や付属病院がサービスの評価を行う際の手法・業務フローのガイドライン案の策定 2件 (インバウンド型(企業からの評価依頼を受けるもの)、及びアウトバウンド型(大学内のシーズの効果を裏付けするもの))  医療・介護周辺サービスのうち運動指導分野において策定した基準原案 1件  【ボトルネック、解決策】 運動指導分野における標準原案の関係者との実証的調整と普及。栄養指導等、運動指導分野以外への拡充。	-
48	2. 医療・介護と連携した健康関連サービス産業の成長促進と雇用の創出  ・医行為グレーゾーンの整理・明確化	厚生労働省 医政局 医事課  経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課	・2010年3月19日に「チーム医療の推進に関する検討会」において取りまとめられた報告書(「チーム医療の推進について」)を受けて、2010年5月12日に「チーム医療推進会議」を設置。 ・平成22年10月にはその下に「チーム医療推進方策検討WG」を設置し、医療関係職種の業務範囲の拡大・明確化も含め検討。	・2011年7月5日に、肌への接着面に皮膚保護機能を有するストーマ装具の交換は、原則として医行為には該当しない旨を通知で周知した。 ・医療機関と民間サービスとが連携して行う、個々人の心身の状態に応じた効果的な運動・栄養指導等を安全に実施するための事業を実施した。	C:一部実施  【ボトルネック・解決策】 医療機関と民間サービスの連携のあり方は多様であることを踏まえ、実態を踏まえた適切な対応を検討しているところ。	これまで介護職員が実施可能か否か不明確だった行為について、実施可能である旨を明確化したことにより、介護職員が安心して業務を実施できるようになり、より適切な介護サービスの提供が行えるようになった。  【ボトルネック・解決策】 医療・介護機関と民間サービス事業者が連携したコンソーシアム組成により、実態を踏まえた検証を通じて対応する。	-

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
49	・医療・介護・健康関連サービス事業者間の連携標準約款の策定	経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課 担当者名  関係省庁 厚生労働省 医政局、老健局、 健康局	-	経済産業省の実証・調査事業において、医療・介護機関と民間事業者が連携してサービスを提供する際の医療機関から民間事業者への指示等のあり方や両者の情報共有のあり方等について、事業毎にルールを策定を行った。	C:一部実施  【ボトルネック、解決策】 サービス内容が多様であることを踏まえ、標準的な約款の策定に向けた原案となる個別事業毎のルール策定まで実施。	【2020年の成果目標の達成状況】 医療機関からの指示を受けて民間事業者が運動指導等を行う際の指示書のひな形等、策定したルール数 6  【ボトルネック、解決策】 連携約款の関係者間における標準化・普及	-
50	・「(新)健康日本21」策定(2012年度までに)、その取組の推進	厚生労働省 健康局 がん対策・健康増進課	2011年3月に「健康日本21評価作業チーム」を設置し、健康日本21に掲げた具体的目標の達成状況のフォローアップ、今後の健康づくり運動に向けた検討等を開始し、2011年中に結論を得ることとした。	2011年10月に「健康日本21最終評価」をとりまとめ、その後、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会・次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会を開催し、2013年度以降の新たな国民健康づくり運動の方案に関する議論を開始した。	C:一部実施	【2020年の成果目標の達成状況】 <参考値> 健康寿命(平成13年) ・日常生活に制限のない期間の平均 男性 69.40年 女性 72.65年 ・自分が健康であると自覚している期間の平均 男性 69.55年 女性 72.94年  健康寿命(平成22年) ・日常生活に制限のない期間の平均 男性 70.42年 女性 73.62年 ・自分が健康であると自覚している期間の平均 男性 69.90年 女性 73.31年	厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会等の議論を踏まえ、2012年度中に「健康日本21(第2次)」を策定する見込み。なお、健康日本21(第2次)は、健康寿命の延伸を図ることを最大の目的としており、健康日本21(第2次)に掲げる生活習慣の改善等に取り組むことにより、新成長戦略の成果目標に掲げる「健康寿命の延伸」に寄与することが見込まれる。
51	保険者による健康づくりを促進させるインセンティブ制度の設計・導入	厚生労働省 保険局 総務課医療費適正化対策推進室	-	保険者による健診・保健指導等に関する検討会で後期高齢者支援金の加算・減算制度について2013年度の制度導入に向け2011年度より検討開始	C:一部実施	【2020年の成果目標の達成状況】 インセンティブ制度の導入により、保険者による健康づくりを促進する。  【ボトルネック・解決策】 保険者による健診・保健指導等に関する検討会で後期高齢者支援金の加算・減算制度について2013年度の制度導入に向け引き続き検討	-



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
52	・先進的な取組を踏まえた地域の健康づくり成功モデルの追求、展開促進	内閣官房地域活性化統合事務局	内閣官房地域活性化統合事務局では、「健康・医療のまちなかづくりに関する有識者・実務者会合」を開催し、健康・医療と連携したまちなかづくりを推進するに当たっての課題とその解決策の検討を行った。	少子高齢化・人口減少等の社会経済情勢の変化に対応した地域の再生を図るため、特定地域再生事業の創設等を盛り込んだ「地域再生法の一部を改正する法律案」を平成24年2月に国会に提出したところ。	C:一部実施	【2020年の成果目標の達成状況】 我が国の経済社会にとって共通の特定の政策課題の解決に資する地域再生計画に基づく取り組みが推進されることにより、地方において地域再生の戦略的な取組が強化され、我が国全体の成長につながっていくことが期待される。	—
52	・先進的な取組を踏まえた地域の健康づくり成功モデルの追求、展開促進	農林水産省 大臣官房 政策課	食に関する将来ビジョンを作成し、「医療、介護、福祉と食、農の連携」をプロジェクトの1つに位置づけた。	・農林水産物・食品成分の疾病予防機能の科学的エビデンスの獲得手法や機能性成分を多く含む品種の開発研究に着手。 ・医食農連携に関与する多様な主体(医療関係者、農業者、食品製造業等)間で共有可能なグランドデザインを作成するため、医食農連携の新たな視点・枠組みについて検討。 ・高齢者が健康づくりや生きがい目的で農作業を行う等の取組を進めるためのモデルを作成。	C:一部実施	【2020年の成果目標の達成状況】 高齢者が健康づくりや生きがい目的で農作業を行う等の取組を進めるためのモデルを本年3月に作成。	—
53	・多様な事業者のシームレスな連携を前提とした医療・介護・健康に係る個人情報取扱いの策定、情報システムの標準化・互換性確保	厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室	—	・保健医療情報標準化会議において、保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格の更新及び今後優先的に整備する標準規格について検討を行った。	C:一部実施  【解決策等】 保健医療情報分野の標準規格については、技術進歩等に応じて引き続き取組を行う。また、医療・介護・健康に係る個人情報取扱いルールについては、番号制度の検討の過程において、医療等の分野における個人情報保護法の特別法を、平成25年の通常国会へ提出を目指して検討を進めることとされた。	【2020年の成果目標の達成状況】 そのため、標準化のための取り組みとして、厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格として、8規格を定めていたところ、新たに4つの規格を追加した。  【ボトルネック、解決策】 このような標準化の取り組みは、2020年までに実現すべき成果目標(「健康関連サービス産業と雇用の創出」「生活習慣病の大幅改善」「健康寿命の延伸」)の実現に向けた環境整備に資するものである。 そのため、今後も引き続き、このような標準化のための取り組みを行う。	—
54	研究者・民間事業者等による国保有のレセプトデータ等の利活用に関するルール整備・データ利活用の申請受付の開始(2011年度早期)	厚生労働省 保険局 総務課 保険システム高度化推進室	レセプト情報等の提供に関する有識者会議の設置  レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドラインの制定	試行期間として申出を受けつけ、第三者へのレセプト情報等の提供開始	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 第一期申請期間中に43件の申し出を受け、審査の後、6件のレセプト情報の提供を決定した。 第二期レセプト情報等の提供に関する事前説明会を実施し、今後も引き続き実施	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
55	・国民の健康な生活を支えるサービス提供人材(健康リテラシー向上や医療等情報システムを担う人材を含む。)の強化・育成	内閣官房地域活性化統合事務局	内閣官房地域活性化統合事務局では、「健康・医療のまちなかづくりに関する有識者・実務者会合」を開催し、健康・医療と連携したまちなかづくりを推進するに当たっての課題とその解決策の検討を行った。	少子高齢化・人口減少等の社会経済情勢の変化に対応した地域の再生を図るため、特定地域再生事業の創設等を盛り込んだ「地域再生法の一部を改正する法律案」を平成24年2月に国会に提出したところ。	C:一部実施	【2020年の成果目標の達成状況】 我が国の経済社会にとって共通の特定の政策課題の解決に資する地域再生計画に基づく取り組みが推進されることにより、地方において地域再生の戦略的な取組が強化され、我が国全体の成長につながっていくことが期待される。	-
		厚生労働省健康局がん対策・健康増進課	厚生労働省では、2010年度に、「Smart Life Project」を開始し、本プロジェクトの趣旨に賛同する企業・団体が、その社員や職員の健康意識向上につながる啓発活動を行うことや、企業活動を通じてより多くの人々の健康づくりの意識を高め、行動を変えるよう働きかけを行う取り組みを支援し、サービス提供を行う企業等の支援を図った。	2010年度に引き続き、「Smart Life Project」を推進し、本プロジェクトの趣旨に賛同する企業・団体が、その社員や職員の健康意識向上につながる啓発活動を行うことや、企業活動を通じてより多くの人々の健康づくりの意識を高め、行動を変えるよう働きかけを行う取り組みを支援した。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 2010年度のプロジェクト参画企業数 210 2011年度のプロジェクト参画企業数 368	-
		経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課	経済産業省の実証・調査事業において、複数のコンソーシアムによる医療・介護周辺サービスの提供を行う際のビジネスモデルの検証を行い、サービス提供のノウハウを持つ人材の強化につながった。	2010年度に引き続き経済産業省の実証・調査事業において、複数のコンソーシアムによる医療・介護周辺サービスの提供を行う際のビジネスモデルの検証を行い、有料サービスの提供を試行的に行うなど、実際にビジネスとしてサービス提供が可能な人材の輩出につながった。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 医療・介護機関と民間事業者が連携した運動指導や食事指導等のサービスについて、2010年度には22、2011年度には23のコンソーシアムを組成し、医療・介護周辺サービスの創出を推進。  【ボトルネック、解決策】 医療・介護周辺サービスの事業継続性の確保を通じたキャリアパスの確立	-

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
56	医療技術実用化を加速する臨床研究コンソーシアムの検討・創設、重点研究テーマの設定、研究支援人材配置・研究費の重点配分・先進医療等の規制緩和	厚生労働省 医政局研究開発振興課 厚生労働省 保険局医療課 文部科学省 研究振興局ライフサイエンス課 経済産業省 ヘルスケア産業課 医療・福祉機器産業室 内閣府 政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)付参事官付(総合科学技術会議事務局)	<p>・厚生労働省は、高度医療評価制度のもとでの実施が認められた質の高い臨床研究に対して、2010年度より重点的に研究費を配分している。</p> <p>・厚生労働省は、世界に先駆けてヒトに初めて新規薬物・機器を投与・使用する臨床試験等を実施でき、臨床研究コンソーシアムの機能を持つ早期・探索的臨床試験拠点整備事業の検討を行い、結論を得た。</p> <p>・文部科学省は、「橋渡し研究支援推進プログラム」において、実用化が期待される基礎研究成果を臨床へ迅速に繋げるための橋渡し研究支援拠点の充実・強化を目的に、全国に7箇所の拠点を整備している。</p> <p>・経済産業省は、中小企業等と医療機関との連携を支援し、医療現場のニーズや課題に応える医療機器の開発・実用化を促進する「課題解決型医療機器等開発事業」の検討を行った。</p> <p>・上記のほか、文部科学省、厚生労働省、経済産業省等が医療イノベーション会議等において連携し、国民ニーズが高い疾病等に対する医薬品・医療機器等の研究開発費の集中配分の検討を行った。</p> <p>・厚生労働省は、現行の先進医療制度の手続等の見直しについて、中央社会保険医療協議会において、その具体的な内容について平成22年10月から議論を開始。</p>	<p>・厚生労働省は、高度医療評価制度のもとでの実施が認められた質の高い臨床研究に対して、引き続き重点的に研究費を配分している。</p> <p>・厚生労働省は、早期・探索的臨床試験拠点を公募し、5施設を選定し、助成を行った。</p> <p>・文部科学省は、「橋渡し研究支援推進プログラム」において、実用化が期待される基礎研究成果を臨床へ迅速に繋げるための橋渡し研究支援拠点の充実・強化を目的に、全国に7箇所の拠点を整備している。また、さらなる橋渡し研究の加速に向けて、次年度から第2期プログラム「橋渡し研究加速ネットワークプログラム」を開始することを検討し、関係各省と連携・協働しながら準備を進めている。</p> <p>・経済産業省は、「課題解決型医療機器等開発事業」において、平成22年度補正事業で36件、平成23年度事業で12件の研究テーマを選定し、開発を推進した。</p> <p>・上記のほか、文部科学省、厚生労働省、経済産業省等が医療イノベーション会議等において連携し、「元気な日本復活特別枠」での予算事業を中心に、医薬品・医療機器等の研究開発を推進。</p> <p>・厚生労働省は、現行の先進医療制度の手続等の見直しについて、中央社会保険医療協議会において、その具体的な内容について平成22年10月から平成23年5月まで8回にわたって議論が行われ、結論を得た。 (結論の概要) ○「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」において医療上の必要制が高いとされた医薬品について、新たに、海外の実績等から一定の安全性等が確認されている抗がん剤については、開発企業の公募中等、長期間治療が見込まれない場合に、これに係る技術を先進医療の対象とする。 ○先進医療の対象技術の申請において、国内における実績を満たさない場合であっても、申請された個々の技術や医療機関の特性に応じて、先進医療の実施を認める。 ○現行の先進医療専門家会議及び高度医療評価会議における審査の効率化、重点化を図ること等を目的として、両会議における審査を一つの会議において行う。</p>	C:一部実施	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・2011年度に早期・探索的臨床試験拠点を5カ所選定し、整備を開始。革新的医薬品・医療機器の開発・実用化に向けて、早期段階の治験等を実施できる体制を構築すると共に、実施に向けた準備が行われている。</p> <p>・厚生労働科学研究費補助金において、高度医療評価制度のもとでの実施が認められた質の高い臨床研究を2011年度までに8件採択。</p> <p>・2011年度終了までに、橋渡し研究支援拠点7拠点において、約13シーズが治験へ移行した。</p> <p>・「課題解決型医療機器等開発事業」において、中小企業等と医療機関との連携を推進し、合計48件の医療機器開発を推進した。</p> <p>・第2期プログラム「橋渡し研究加速ネットワークプログラム」の開始にあたり、6箇所の橋渡し研究支援拠点及びこれらの拠点をサポートする1機関を選定し、橋渡し研究のさらなる加速に向けて準備を進めている。</p>	
57 58	・再生医療に関する前臨床－臨床研究事業の一元的な公募審査 ・再生医療の公的研究開発事業のファンディング及び進捗管理の一元的実施	内閣府 政策統括官付ライフイノベーション担当 文部科学省 研究振興局 ライフサイエンス課 厚生労働省 医政局 研究開発振興課 経済産業省 製造産業局 生物化学産業課	<p>・再生医療のいち早い実現に向けて、文部科学省、厚生労働省、経済産業省が協同でiPS細胞等幹細胞研究を推進する「再生医療の実現化ハイウェイ」を2011年度から実施するための体制を検討した。</p>	<p>・再生医療のいち早い実現に向けて、文部科学省、厚生労働省、経済産業省が協同でiPS細胞等幹細胞研究を推進する「再生医療の実現化ハイウェイ」を2011年度から開始した。特に、文部科学省及び厚生労働省では、再生医療に関する前臨床－臨床研究事業について、共同採択・共同運営を行うなど、一元的な公募審査・進捗管理体制を整備した。</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・文部科学省、厚生労働省、経済産業省が協同でiPS細胞等幹細胞研究を推進する「再生医療の実現化ハイウェイ」において、例えば理化学研究所高橋チームリーダーによる、iPS細胞を用いた加齢黄斑変性の治療法の開発では、2013年度までの臨床研究の開始を予定している等、再生医療のいち早い実現に向けて着実に研究が進捗した。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
59	再生医療の臨床研究から実用化への切れ目ない移行を可能とする制度的枠組みの検討・整備	厚生労働省医薬食品局審査管理課	平成22年度の「再生医療における制度的枠組みに関する検討会」において検討を行い、平成23年3月30日に、報告書(「再生・細胞医療に関する臨床研究から実用化への切れ目ない移行を可能とする制度的枠組みについて」)を取りまとめ、通知により周知を図った。	報告書に基づき、優れたシーズを実用化につなげることができるよう、アカデミア・ベンチャー等を対象とした医薬品・医療機器開発に関する相談に応じるための薬事戦略相談を、平成23年7月1日より開始した。	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 アカデミア・ベンチャー等を対象とした医薬品・医療機器開発に関する相談に応じるための薬事戦略相談を、平成23年7月1日より開始した。</p> <p>平成24年3月1日現在の申し込み数は、事前面談151件(うち再生医療関係46件)、対面助言36件(うち再生医療関係10件)。</p> <p>【ボトルネック、解決策】 革新的な技術への対応を見据えたさらなる対策として、平成24年度予算事業で革新的技術に対応した人材育成、ガイドラインの早期作成を進める予定。</p>	医薬品医療機器総合機構の人員増強と質の向上を引き続き実施する。
60	1. 基盤技術開発や人材育成等によるバイオベンチャー支援の検討開始 2. バイオベンチャー支援拠点枠組み形成、基盤技術開発、環境整備	経済産業省製造産業局生物化学産業課 関係省庁厚生労働省医政局研究開発振興課	<p>経済産業省は、以下の検討等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオ・イノベーション研究会報告書(平成22年6月)の取りまとめ及び公表を行った。</li> <li>・産学連携人材育成事業「バイオテクノロジー産業の発展を担う人材育成のあり方に関する調査」において、「具体事例から学ぶ創薬系バイオベンチャー経営の要点」を取りまとめ及び公表を行った。</li> <li>・中小企業支援調査において、「核酸医薬品等共同製造施設設置に向けた事前調査」を取りまとめ公表を行った。</li> <li>・基礎研究から臨床研究への橋渡し促進技術開発(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)においてバイオベンチャーを採択した。</li> </ul>	<p>経済産業省は、以下の施策を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策推進指針に則ったバイオ・イノベーション活性化戦略の取りまとめ(平成23年6月)の中において、バイオベンチャー再活性プランを検討し、10年後の創薬を担うベンチャー起業促進のための事業イメージを作成した。</li> <li>・イノベーション推進事業(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)においてバイオベンチャーを採択した。</li> <li>・ベンチャー支援拠点に整備した治験薬受託製造設備について、活動を開始。</li> </ul> <p>厚生労働省は、以下の施策を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人医薬品医療機器総合機構において、優れたシーズを実用化につなげることができるようアカデミア、ベンチャー等を対象として医薬品・医療機器開発に関する相談に応じるため薬事戦略相談を開始。</li> <li>・極めて患者数の少ない希少疾病を対象とした医薬品等の開発に取り組むバイオベンチャー等への開発支援策について検討。</li> </ul>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規医療技術の迅速な実用化に向けベンチャー等の民間企業と臨床研究機関が一体となって臨床へつなげていく基礎研究から臨床研究への橋渡し技術開発事業において2010年度に3社のバイオベンチャーを採択した。</li> <li>・ライフイノベーション等の分野から、早期実用化が必要な課題を提示し、革新的な解決方法等を民間企業等から公募する課題解決枠を創設し、2011年度に3社のバイオベンチャーを採択した。</li> <li>・アカデミア、ベンチャー等を対象とした医薬品・医療機器開発に関する相談に応じるための薬事戦略相談を、平成23年7月1日より開始した。平成24年3月1日現在の申込数は、事前面談151件、対面助言36件。</li> <li>・極めて患者数の少ない希少疾病用医薬品等の開発支援として、平成24年度に予算措置を行う予定。</li> </ul> <p>【ボトルネック、解決策】 基礎研究の成果を企業に繋ぐ機能について、バイオベンチャーがこの部分を担っている欧米に比べ、我が国では不足しており、この部分の機能強化が必要。</p>	優れた技術を持つバイオベンチャーの研究開発を引き続き支援。

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
61	高齢者用パーソナルモビリティ(個人用移動装置)の公道使用の検討開始	警察庁 交通局 交通企画課	○ 構造改革特別区域計画の一つとして、茨城県つくば市における「搭乗型移動支援ロボットの公道走行実証実験事業」において当該ロボットの公道走行が可能となるよう検討を開始し、平成23年3月に当該実証実験において使用されるロボットに対して道路交通法上の自動車の区分を定める内閣府告示を制定したほか、茨城県警察においては道路使用許可を実施するなど、実証実験を実施するために必要な措置を講じた。	—	B: 実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 つくば市における「搭乗型移動支援ロボットの公道走行実証実験事業」に使用する4種類(21台)に対して、公道走行が可能となるよう特例措置を講じ、延べ123日に及ぶ実証実験が実施されている(平成24年2月17日現在)。  【ボトルネック・解決策】 つくば市における構造改革特別区域制度を利用した「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験」等の超小型モビリティに関する様々な実証実験の結果や、諸外国における法制度の状況等を踏まえ、望ましい利活用場面を明確にした上で、検討する。	—
61	高齢者用パーソナルモビリティ(個人用移動装置)の公道使用の検討開始			—	B: 実施済		
63	開発状況に応じた個別の安全基準及び認証体形・インフラの整備、普及策の実施	国土交通省 自動車局 技術政策課	○平成22年度、超小型モビリティの望ましい利活用場面の検証等を目的として、超小型モビリティに関する実証実験を実施した。 ○また、構造改革特別区域計画の一つとして茨城県つくば市における「搭乗型移動支援ロボットの公道走行実証実験事業」において、当該ロボットの公道走行が可能となるよう検討を開始し、平成23年3月に当該ロボットに対して道路運送車両の保安基準の緩和の措置を講じることができるよう、国土交通省令及び国土交通省告示を制定した。	○平成23年度においても、引き続き、望ましい利活用場面の検証等を目的とした超小型モビリティの実証実験を実施した。 ○また、左記において講じた省令及び告示に基づき、平成23年6月より当該ロボットが公道走行可能となるよう、道路運送車両の保安基準の緩和を行った。	C: 一部実施  【ボトルネック・解決策】 つくば市における構造改革特別区域制度を利用した「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験」等の超小型モビリティに関する様々な実証実験の結果や、諸外国における法制度の状況等を踏まえ、望ましい利活用場面を明確にした上で、超小型モビリティが公道を走行できるよう検討する必要がある。	【2020年の成果目標の達成状況】 ○平成22年度、全国6ヶ所(延べ、約250日間、約30台を使用し、約400人が参加。)において、超小型モビリティに関する実証実験を実施した。 ○平成23年度、全国7ヶ所(延べ、約400日間、約40台を使用し、約700人が参加。)において、超小型モビリティに関する実証実験を実施した。 ○「搭乗型移動支援ロボットの公道走行実証実験事業」に使用する21台に対して、公道走行可能となるよう措置を講じている。	○超小型モビリティの公道実証実験等の様々な実証実験の結果や、諸外国における法制度の状況等を踏まえ、望ましい利活用場面を明確にした上で、超小型モビリティの規格、基準の検討を実施。

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
62	生活支援ロボットの基本安全性・評価手法の確立、安全性の確立したものであるものについての普及策の検討	経済産業省製造産業局産業機械課	生活支援ロボット実用化支援プロジェクトに参加するロボットについて、リスクアセスメント結果を分析し、リスク低減手段を開発。	参加ロボットを10体に倍増し、生活支援ロボットが稼働するサービス分野について、安全検証を可能な対象範囲を拡大させた。	C:一部実施  【ボトルネック、解決策】 対人安全性に関する国際標準が議論中。この内容が安全性評価手法に影響するため、生活支援ロボット実用化支援プロジェクトでの成果を活用し、議論を主導する。	【2020年の成果目標の達成状況】 基本安全性・評価手法の開発のため、事業化検討中の先進的なロボット10体について、議論中の国際標準に基づき試験方法を開発し、安全に関するデータを収集・分析した。  【ボトルネック、解決策】 対人安全性に関する国際標準に基づき、安全性評価手法の開発・修正を行う。	・生活支援ロボットに関する認証事業の立ち上げ 【概要】 国内認証事業の開始に向けての検討の実施と体制の整備。
		厚生労働省老健局振興課	安全性の高い生活支援ロボット等の研究開発・実用化を促進するため、企業や介護関係者等の意見交換会を平成22年9月に開催した。	「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」(平成23年度予算)において、理学療法士やエンジニア等の専門職からなる評価チームにより、モニター調査の適性や開発コンセプトの妥当性等について検証を行った。	B:実施済	平成23年度、試作段階の機器等(装着型のロボット等)のモニター調査等の適性等について検証を実施した。  ※経産省が実施する安全に関するデータの収集・分析等と連携し、厚生労働省では、対人安全性の確立された技術について、介護現場での利用に適しているか等検証に取り組んでいる。	
63	開発状況に応じた個別の安全基準及び認証体系・インフラの整備、普及策の実施	経済産業省製造産業局産業機械課	つくば市に生活支援ロボット安全検証センターを設立し、ロボットが人間の生活空間で稼働するために必要な安全検証試験を行える環境を整備。	生活支援ロボット安全検証センターにおいて、耐環境試験、周囲環境認識試験、衝突試験等の試験を実施し、安全に関するデータを収集。	C:一部実施  【ボトルネック、解決策】 対人安全性に関する国際標準が議論中であり、このスケジュールが認証体系整備時期に影響するため、引き続き国際標準の早期策定を目指す。	【2020年の成果目標の達成状況】 個別の安全基準及び認証体系・インフラの整備に向けて、事業化検討中の先進的なロボット10体について、議論中の国際標準に基づき試験方法を開発し、安全に関するデータを収集・分析した。  【ボトルネック、解決策】 対人安全性に関する国際標準に基づき、ロボットの分類別の安全基準及び認証体系整備を行う。	・生活支援ロボットに関する認証事業の立ち上げ 【概要】 国内認証事業の開始に向けての検討の実施と体制の整備。
		厚生労働省老健局振興課	安全性の高い生活支援ロボット等の研究開発・実用化を促進するため、企業や介護関係者等の意見交換会を平成22年9月に開催した。	「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」(平成23年度予算)において、モニター調査を行うことが適性等と確認された機器について、モニター調査等を実施し、当該機器を介護現場で使用する上での課題等について検証を実施。	B:実施済	「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」について、平成23年度、試作段階の機器等を用いモニター調査等を実施し、実用的な機器の開発に資するスキームの構築を図った。 具体的には、装着型のロボット等のモニター調査を実施し、介護現場とのマッチング等検証を行った。  ※経産省が実施する安全に関するデータの収集・分析等と連携し、厚生労働省では、対人安全性の確立された技術を高年齢者の具体的なニーズに対応したものとするため、開発現場と介護現場のニーズのマッチングに取り組んでいる。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
63	・開発状況に応じた個別の安全基準及び認証体系・インフラの整備、普及策の実施	総務省 情報通信国際戦略局 技術政策課研究推進室	-	・脳の仕組みを活かし、日常生活における行動・コミュニケーション支援において必要となる簡単な動作や方向、感情などを「強く念じる」ことで移動支援機器等に伝えることを日常的に可能とする技術の研究開発を実施。並行して、当該技術に関する倫理・安全面や標準化に関する社会調査等を実施。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 移動支援機器等における見通しの良い環境での衝突回避機能の実現、安心かつ快適な移動に関するパラメータを特定。  【ボトルネック、解決策】 2014年度末までに、特定の被験者に対し、日常生活において数百ミリ秒で移動・運動などの意図を推定する技術を確認。その後、民間企業での高精度化や軽量化等の応用開発、安全性評価等を実施したうえで、2020年度末までにアーリーアダプター向けネットワーク型BMI移動支援機器の市場展開を目指す。	-
64	未承認薬・機器を提供する医療機関の選定とネットワーク化	厚生労働省 医政局 研究開発振興課	・厚生労働省は、世界に先駆けてヒトに初めて新規薬物・機器を投与・使用する臨床試験等を実施することにより、未承認薬・機器を提供する早期・探索的臨床試験拠点整備事業を拠点間ネットワークの構築も含めて検討し、結論を得た。	・厚生労働省は、早期・探索的臨床試験拠点を公募し、5施設を選定し、助成を行った。 ・国際水準の臨床研究や医師主導治験を実施することにより、未承認薬・機器を提供し、また、多施設共同臨床研究の中心的役割を担うことにより、ネットワークを形成し、エビデンス創出のための臨床研究を実施する、臨床研究中核病院の在り方について検討を行い、結論を得た。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・2011年度に早期・探索的臨床試験拠点を5カ所選定・整備を開始。ドラッグラグ、デバイスラグの解消に向けて、早期段階の治験等を実施できる体制を構築すると共に、実施に向けた準備が行われている。 ・2012年度に臨床研究中核病院を5カ所選定する予定である。	-
65	上記医療機関における先進医療の評価・確認手続きの簡素化	厚生労働省保険局医療課  厚生労働省医政局 研究開発振興課	●現行の先進医療制度の手続きの見直しについて、中央社会保険医療協議会において、その具体的な内容について平成22年10月から議論を開始。	(規制緩和について) ●現行の先進医療制度の手続きの見直しについて、中央社会保険医療協議会において、その具体的な内容について平成22年10月から議論が行われ、結論を得た。 (結論の概要) ○「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」において医療上の必要性が高いとされた医薬品について、新たに、海外の実績等から一定の安全性等が確認されている抗がん剤については、開発企業の公募中等、長期間治験が見込まれない場合に、これに係る技術を先進医療の対象とする。 ○先進医療の対象技術の申請において、国内における実績を満たさない場合であっても、申請された個々の技術や医療機関の特性に応じて、先進医療の実施を認める。 ○現行の先進医療専門家会議及び高度医療評価会議における審査の効率化、重点化を図ること等を目的として、両会議における審査を一つの会議において行う。  (選定医療機関について) ●国際水準の臨床研究や医師主導治験を実施することにより、未承認薬・機器を提供し、また、多施設共同臨床研究の中心的役割を担うことにより、ネットワークを形成し、エビデンス創出のための臨床研究を実施する、臨床研究中核病院の在り方について検討し、結論を得た。	(規制緩和について) C:一部実施  (選定医療機関について) B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 (規制緩和について) 具体的な実行については現在調整中であるが、制度の見直しについて平成23年5月に中医協で結論を得た。  (選定医療機関について) ・2011年度に早期・探索的臨床試験拠点を5カ所選定・整備を開始。ドラッグラグ、デバイスラグの解消に向けて、早期段階の治験等を実施できる体制を構築すると共に、実施に向けた準備が行われている。 ・2012年度に臨床研究中核病院を5カ所選定する予定である。	-

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
66	「治験活性化5カ年計画」の評価、早期臨床試験の強化やグローバル臨床研究拠点の整備を含む「ポスト治験活性化5カ年計画」の策定・実施	厚生労働省 医政局 研究開発振興課  文部科学省 研究振興局ライフサイエンス課	<p>・厚生労働省は、世界に先駆けてヒトに初めて新規薬物・機器を投与・使用する臨床試験等の実施拠点となる早期・探索的臨床試験拠点整備事業の検討を行い、結論を得た。</p> <p>・厚生労働省は、国際共同臨床研究の実施体制を整備するためグローバル臨床研究拠点(2カ所)に対して、助成を行っている。</p> <p>・文部科学省は、「橋渡し研究支援推進プログラム」において、実用化が期待される基礎研究成果を臨床へ迅速に繋げるための橋渡し研究支援拠点の充実・強化を目的に、全国に7箇所の拠点を整備している。</p>	<p>・厚生労働省は、早期・探索的臨床試験拠点を公募し、5施設を選定し、助成を行った。</p> <p>・厚生労働省は、国際共同臨床研究の実施体制を整備するためグローバル臨床研究拠点(2カ所)に対して、助成を行っている。</p> <p>・厚生労働省は、文部科学省と連携・協同して、2011年8月より「臨床研究・治験活性化に関する検討会」にて検討を行い、2012年3月、「臨床研究・治験活性化5カ年計画2012」(いわゆる「ポスト治験活性化5カ年計画」)を策定した。</p> <p>・文部科学省は、「橋渡し研究支援推進プログラム」において、実用化が期待される基礎研究成果を臨床へ迅速に繋げるための橋渡し研究支援拠点の充実・強化を目的に、全国に7箇所の拠点を整備している。また、さらなる橋渡し研究の加速に向けて、次年度から第2期プログラム「橋渡し研究加速ネットワークプログラム」を開始することを検討し、関係各省と連携・協働しながら準備を進めている。</p>	C:一部実施	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・2011年度に早期・探索的臨床試験拠点を5カ所選定・整備を開始。ドラッグラグ、デバイスラグの解消に向けて、早期段階の治験等を実施できる体制を構築すると共に、実施に向けた準備が行われている。</p> <p>・2009年度よりグローバル臨床研究拠点を2カ所選定し、整備を行っている。拠点2カ所においては、2011年度には、計22件の国際共同研究を実施・支援。</p> <p>・2011年度終了までに、橋渡し研究支援拠点7拠点において、約13シーズが治験へ移行した。</p> <p>・第2期プログラム「橋渡し研究加速ネットワークプログラム」の開始にあたり、6箇所の橋渡し研究支援拠点及びこれらの拠点をサポートする1機関を選定し、橋渡し研究のさらなる加速に向けて準備を進めている。</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>・「新たな治験活性化5カ年計画」(いわゆる「治験活性化5カ年計画」)の評価に関して、年度ごとの評価は毎年度実施していたが、総括的な評価は2012年度に実施する予定。</p>	
67	未承認医療機器の臨床研究に係る薬事法適用範囲の明確化、医療機器の開発・製造に係る法的論点の整理と解決	厚生労働省 医薬品 食品 審査管理課 医療機器審査管理室  監視指導・麻薬対策課	<p>「臨床研究において用いられる未承認医療機器の提供等に係る薬事法の適用について」(平成22年3月31日薬食発0331第7号)を发出し、臨床研究に用いるために提供される未承認医療機器に対する薬事法の適用範囲を明確化した。</p> <p>さらに、「臨床研究において用いられる未承認医療機器の提供等に係る薬事法の適用について」に関する質疑応答集(Q&amp;A)について(平成23年3月31日薬食発0331第7号)を发出し、具体的な事例を示して周知を図った。</p>	<p>医療上の必要性の高い医療機器等を速やかに使用できるようにするため、厚生科学審議会の医薬品等制度改正検討部会において、2011年3月から10回にわたり議論がなされたところ。</p> <p>2012年1月にとりまとめられた報告においては、当面の制度見直しのみならず、薬事法等の必要な法制度の見直しについて引き続き検討すべきとされており、現在、制度改正について具体的な検討を進めている。</p> <p>また、制度改正を伴わず改善できる事項についても、行政(厚労省)の担当者と医療機器業界の実務者が技術的な検討を具体的にを行い、迅速に実施する場<sup>(※)</sup>を設け、取組を進めているところ。</p> <p>※ 医療機器規制制度タスクフォース</p>	未承認医療機器の臨床研究に係る薬事法適用範囲の明確化について B:実施済  医療機器の開発・製造に係る法的論点の整理と解決について C:一部実施	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>平成25年度末までにデバイスラグを解消すべく、本項目に加え、医薬品医療機器総合機構の人員増強等の施策を実施しているところである。</p> <p>また、「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」に基づき、毎年度医療機器の種類に応じて、申請から承認までの標準的な総審査期間を定めているところであり、新医療機器及び改良医療機器(臨床試験データが必要な場合)については、平成22年度に達成すべきとして設定した目標を達成しているところ。</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>改良医療機器(臨床試験データが不要な場合)と後発医療機器については、平成22年度に達成すべきとして設定した目標を達成出来なかったことから、より一層の審査の迅速化を図るため、医療機器規制制度タスクフォースにおいて取組を進める必要がある。</p>	引き続き制度改正や運用改善について検討を行う。



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
68	・医薬品医療機器総合機構の人員増強、アカデミア・企業等との人材交流	厚生労働省 医薬食品局	<p>・平成22年度(2010年度)に72人を増員(平成22年度末(2010年度末)の医薬品医療機器総合機構の役職員数は604人)</p>	<p>・平成23年度(2011年度)に44人を増員(平成23年度末(2011年度末)の医薬品医療機器総合機構の役職員数は648人)</p>	A: 実施済かつ成果あり	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 ・平成23年度末(2011年度末)の医薬品医療機器総合機構の役職員数は648人</p> <p>【ボトルネック、解決策】 ・ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消に向けて、平成24年度末(2012年度末)には737人、平成25年度末(2013年度末)には751人を目指し、引き続き増員を図っていく。</p>	
			<p>・アカデミア、企業等との人材交流について、国立高度専門医療研究センター、国立試験研究機関、大学等との人材交流を進めた。また新たに4大学と連携大学院協定を締結(計6大学)し、各大学に職員を客員教授として配置した。</p>	<p>・アカデミア、企業等との人材交流について、国立高度専門医療研究センター、国立試験研究機関、大学等との人材交流を進めた。また新たに5大学と連携大学院協定を締結(計11大学)し、職員の客員教授としての配置、大学院生の修学職員としての受け入れを進めた。</p>	B: 実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 ・アカデミア、企業等との人材交流について、国立高度専門医療研究センター、国立試験研究機関、大学等との人材交流を進める</p> <p>【ボトルネック、解決策】 ・ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消に向けて、引き続きアカデミア、企業等との人材交流を図っていく。</p>	
69	臨床評価ガイドライン等の各種ガイドラインの策定、アジア各国の審査機関への技術協力の検討	厚生労働省医薬食品局審査管理課	<p>下記の臨床評価ガイドライン等の策定等を実施した。 ・感染症予防ワクチンの非臨床試験ガイドライン ・感染症予防ワクチンの臨床試験ガイドライン ・経口血糖降下薬の臨床評価方法に関するガイドライン ・局所皮膚適用製剤(半固形製剤及び貼付剤)の処方変更のための生物学的同等性試験ガイドライン ・抗うつ薬の臨床評価方法に関するガイドライン ・抗心不全薬の臨床評価方法に関するガイドライン</p> <p>平成19年4月に韓国で開催された日中韓三国保健大臣会合での合意を受け、平成22年10月に第3回日中韓薬事関係局長級会合を開催し、東アジアで収集された臨床データの評価・活用方法について協議を行った。</p> <p>・局長級会合のもとに設置されたワーキンググループにおいて、日本のプロジェクト結果報告及び韓国のプロジェクト「臨床試験分野に関連する情報交換」が設置された。</p> <p>・中国の薬事規制当局(SFDA)と平成22年7月に二国間会合を開催し、ワーキンググループを設置、医薬品の協力に関するプロジェクトを進めることとした。</p>	<p>下記の臨床評価ガイドライン等の策定等を実施した。 ・腎性貧血治療薬の臨床評価方法に関するガイドライン ・パンデミックインフルエンザに備えたプロトタイプワクチンの開発等に関するガイドライン ・睡眠薬の臨床評価方法に関するガイドライン</p> <p>平成23年10月に第4回日中韓薬事関係局長級会合及びシンポジウムを開催し、東アジアで収集された臨床データの評価・活用方法について協議を行った。</p> <p>・局長級会合のもとに設置されたワーキンググループにおいて、日本のプロジェクトの成果が中間成果報告としてまとめられ、報告された。また、新たに中国のプロジェクトが設置され、「日中韓の地域臨床試験に関するガイドライン」をまとめていくこととなった。</p> <p>平成23年8月に中国薬事規制当局(SFDA)との二国間会合を開催し、新たにワーキンググループを設置し、医薬品・医療機器に係る協力に関するプロジェクトを進めることとした。</p>	B: 実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 ・2010年度及び2011年度において、9つのガイドラインの臨床評価ガイドライン等の策定等を実施した。 ・パンデミックインフルエンザに備えたプロトタイプワクチンの開発等に関するガイドラインを参考に、細胞培養法を用いたインフルエンザワクチンの実生産に向けた開発が進められている。</p> <p>・日中韓の三国間、中国との二国間における協力の枠組みが立ち上げられ、薬事分野における協力を進めて行くことが可能となった。</p> <p>【ボトルネック、解決策】 革新的な技術への対応を見据えたさらなる対策として、平成24年度予算事業で革新的技術に対応した人材育成、ガイドラインの早期作成を進める予定。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
70	「日本発シーズの実用化に向けた薬事戦略相談(仮称)」の創設	厚生労働省医薬食品局審査管理課		優れたシーズを実用化につなげることができるよう、アカデミア・ベンチャー等を対象とした医薬品・医療機器開発に関する相談に応じるための薬事戦略相談を、平成23年7月1日より開始した。	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 アカデミア・ベンチャー等を対象とした医薬品・医療機器開発に関する相談に応じるための薬事戦略相談を、平成23年7月1日より開始した。</p> <p>平成24年3月1日現在の申し込み数は、事前面談151件、対面助言36件。</p> <p>対面助言を実施することにより、各種試験実施項目の明確化、今後の開発計画の策定に寄与した。</p> <p>【ボトルネック、解決策】 ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消に向けて、引き続き薬事戦略相談事業を行う。</p>	医薬品医療機器総合機構の人員増強と質の向上を引き続き実施する。
71	医療データ活用のための個人情報の保護に関する指針の整備 ・既存データベースの活用 ・大規模医療情報データベースの構築 ・医薬品等安全対策への活用	厚生労働省医薬食品局安全対策課 厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室	・医薬品の安全対策等における医療関係データベースの活用方策に関する懇談会において、医療データ活用のための個人情報の保護に関する指針等の必要な指針の整備について提言。	<p>・計画どおり、大規模医療情報データベース基盤整備事業(5年計画)を開始。対象とする10医療機関(グループを含む)を選定し、このうち東大病院にシステムを構築する作業を開始。</p> <p>・既存データベースの活用として、医薬品医療機器総合機構(PMDA)において、電子診療情報等を安全対策へ活用する事業として「MIHARI Project」を実施。</p>	C:一部実施	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 ・大規模医療情報データベースにより安全性情報を解析・活用することを目指して、10医療機関のうち、1医療機関のシステム開発を実施。</p> <p>【ボトルネック、解決策】 今後も引き続きデータベース構築作業を進め、2013年度を目処に10拠点にデータベースの構築を進める。</p>	医療等の分野における個人情報保護法の特別法について、平成25年の通常国会を目指して検討を進める。
72	革新的医薬品・医療機器を評価するための償還価格制度の見直し	厚生労働省保険局医療課	<p>【医薬品】 ・平成22年度診療報酬改定において、革新的な新薬の創出や適応外薬の開発等を目的に、特許期間中の新薬のうち一定要件を満たすものに加算を行う「新薬創出・適応外薬解消等促進加算」を試行的に導入したところであり、この制度は国が適応外薬等の開発を要請した企業にあっては、その開発に取り組むことが加算の条件となっている。</p> <p>【医療機器】 ・平成22年度診療報酬改定においても、保険財源の重点的、効率的配分を行う観点から、革新的な新規の医療材料について、イノベーションの評価を行うなど引き続き適切な評価を行うこととしたところである。具体的には、我が国における新医療機器開発や実用化に対するインセンティブを高めるため、補正加算の要件の一部の表現について、わかりやすい表現に改めたほか、保険適用の手続きが円滑に行われるよう、保険収載の迅速化等を行った。</p>	<p>【医薬品】 ・平成24年度薬価制度改革において、革新的な新薬の創出や適応外薬の開発等の促進を目的に、特許期間中の新薬のうち一定要件を満たすものに加算を行う「新薬創出・適応外薬解消等促進加算」の試行を継続することを決定した。</p> <p>【医療機器】 ・平成24年度診療報酬改定においても、保険財政の重点的・効率的な配分を行うため、革新的な新規の医療材料については、イノベーションの評価を行うなど、引き続き適切な評価を行うこととした。具体的には、我が国における新規医療材料の開発や実用化に対するインセンティブを高めるため、補正加算の要件等について、新たな医療材料を開発する視点を考慮し、見直すこととした。また、我が国における医療材料の上市までの期間が欧米と比べ長いこと等の課題が指摘されていることを踏まえ、その改善を推進する観点から、有用性が高い新規医療材料について、一定の条件を満たす場合に、新規機能区分に追加してその有用性を評価する枠組みを試行的に導入した。</p>	<p>【医薬品】 A:実施済かつ成果あり</p> <p>【医療機器】 B:実施済</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 平成24年度の薬価基準改定においては、702品目の新薬が「新薬創出・適応外薬解消等促進加算」の加算要件を満たし、加算の対象とされた。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
73	国際医療交流(外国人患者受入れ)のための、規制緩和の検討・実施、推進体制・認証制度創設の検討・整備、医療機関のネットワーク化、海外医療機関との連携推進	<p>経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課</p> <p>厚生労働省 医政局 総務課 医事課</p> <p>国土交通省 観光庁 国際観光政策課</p> <p>関係省庁 外務省 領事局 外国人課</p> <p>法務省 入国管理局 入国管理企画官室</p> <p>文部科学省 研究振興局 研究振興戦略官付</p>	<p>【外国人患者受入れ推進体制(プロモーションを含む)の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人患者の受け入れを円滑化するための国際医療コーディネート事業にかかる環境整備調査を実施。</li> <li>医療と連携した観光に関する海外調査事業・プロモーション調査事業を実施するとともに医療観光プロモーション推進連絡会を設置。</li> </ul> <p>【医療言語人材の育成】</p> <p>国際医療通訳育成講座(中国語、ロシア語、英語)東京外国語大学で設置、医療機関での通訳実習を行った。(平成22年10月～1月で全9回の講座を開催。)次年度以降、大学の自主事業として展開が決定。</p> <p>【「医療滞在ビザ」の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国での治療等を目的として訪日を希望する外国人患者にとって利便性の高い医療滞在ビザ(最大6ヶ月の滞在期間、必要に応じて数次ビザの発給や同伴者の同行が可能など)を創設。</li> <li>我が国に相当期間滞在して入院し、医療を受けようとする外国人患者及びその付添人について、在留資格「特定活動」をもって入国・在留することを認めることとした。</li> </ul> <p>【外国人医師・看護師による国内診療等の規制緩和の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国医師が医療に関する知識及び技能の修得を目的として診療に従事することを特例として認めている臨床修練制度の活用を促進するため、平成23年2月10日に「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則(昭和62年厚生省令第47号)」の改正等を行い、臨床修練の許可申請書の添付書類の簡素化や臨床修練の許可に係る審査期間の短縮等を行うこととした。</li> <li>また、①臨床修練制度の手続の簡素化、②年限(現行2年間)の弾力化を行うこと、③国内での診療について臨床修練目的の場合だけでなく医療技術の教授目的の場合や国際水準の共同研究目的の場合にも認めること、について平成22年度末に厚生労働省としての見直しの方針を取りまとめ、結論を得た。</li> </ul>	<p>【外国人患者受入れ推進体制(プロモーションを含む)の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際医療コーディネート事業等にかかる環境整備に向け、海外での日本の医療に関する広報活動及び外国人患者の受入実証調査を実施。</li> <li>医療観光に関する受入環境整備事業の実施。</li> </ul> <p>【外国人患者受入れに資する医療機関認証制度の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人患者受入れに資する医療機関の認証制度を整備。2012年度から制度の運用を開始予定。</li> </ul> <p>【医療機関のネットワーク化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人患者の受入れを指向する国内医療機関のリスト化及び国際医療コーディネート事業者とのマッチング。</li> </ul> <p>【外国人医師・看護師による国内診療等の規制緩和の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>臨床修練制度の見直しについて、社会保障審議会医療部会で了解を得、できる限り早期に法案を提出するために詳細な制度設計を進めた。</li> <li>平成23年2月10日に行った、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則(昭和62年厚生省令第47号)」の改正等を平成23年4月1日から施行した。</li> </ul>	<p>C:一部実施</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>臨床修練制度の見直しについては、社会保障審議会医療部会で議論された内容の一環として、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)で、「平成24年通常国会以降速やかな法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討する。」とされており、医療提供体制の在り方を見直し全体の動向を踏まえる必要があるため。</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人患者からの主に治療を目的とした訪日問い合わせは、2012年2月時点で約1200件(59の国・地域より)</li> </ul> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際医療交流推進プラットフォームの構築</li> <li>アジア等新興国の医療機関等の連携支援</li> <li>臨床修練制度の更なる見直し</li> <li>医療と連携した観光について、先進的・モデル的プロジェクトの形成支援による外国人患者の本格受入れ開始</li> </ul>	<p>【海外医療機関との連携推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内医療機関や機器メーカー等が新興国の医療機関等と自立的かつ継続的な連携を構築するための拠点整備支援を実施。(2012年度に前倒して実施)</li> </ul>

# Ⅲ アジア経済戦略

新成長戦略全体フォローアップ 調査票(Ⅲアジア経済戦略)

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
74	包括的経済連携に関する基本方針の策定	内閣官房副長官補付外務担当	<p>・2010年11月9日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定した。</p>	—	A: 実施済みかつ成果あり	2010年11月以降、本フォローアップ調査票「75 A PECエコノミーとの交渉」「76 APEC域外国との交渉」「77 経済連携強化のための国内制度改革等の実施」のとおり成果があった。	—
75	APECエコノミーとの交渉	外務省経済局経済連携課	<p>・2010年11月の横浜APECでは、FTAAPは、ASEAN+3、ASEAN+6及びTPP協定といった、現在進行している地域的な取組を基礎として更に発展させることにより、包括的な自由貿易協定として追求されるべきとされた。また、APEC首脳宣言である「横浜ビジョン」において、「APECは、FTAAPに含まれるべき「次世代型」の貿易及び投資の問題を規定し、整理し、そして対処することに重要な役割を果たすことにより、FTAAPの育ての親(インキュベーター)として、重要で意義のある貢献を行うことが確認された。</p> <p>・ASEAN+3、+6については、2010年8月、ASEAN経済大臣会合において、日本からASEAN+6に関する東アジア経済統合の中長期的展望を示した、「インシヤル・ステップス」を提案。また、ASEAN+3、+6について、2010年9月、ASEANに設けられた4分野(原産地規則、関税品目録、関税手続、経済協力)のワーキンググループにおける議論を対話国も交えて開始。</p> <p>・日中韓FTAについては、2010年5月に産官学共同研究を開始。</p> <p>・日韓EPAについては、2010年5月の日韓首脳会談において、交渉再開に向けたハイレベルの事前協議を行うことで一致し、同年9月に局長級の事前協議を行った。</p>	<p>・2011年APEC首脳宣言である「ホノルル宣言」でFTAAPに含まれるべき「次世代型」貿易・投資課題への取組として、(1)イノベーション政策が貿易・投資を制限することを防ぐための効果的・無差別・市場主導型のイノベーション政策の共通原則及び(2)中小企業のグローバル生産網への参加の促進などに合意。</p> <p>・ASEAN+3、+6については、2011年8月、ASEAN関連経済大臣会合にて、日中共同で「EAFTA及びCEPEA構築を加速化させるためのイニシアティブ」として、貿易投資・自由化に向けた作業部会の設置を提案し、各閣僚から歓迎された。同年11月、ASEAN関連首脳会議において、日中共同提案を踏まえ、物品貿易、サービス貿易、投資の3つの新たな作業部会を設置する方向となった。</p> <p>・日中韓FTAについては、2011年12月に産官学共同研究を完了。研究の成果は日中韓サミットに報告されることになった。</p> <p>・日韓EPAについては、2011年5月に第2回局長級の事前協議を行った。また、2011年10月の野田総理訪韓の際に、野田総理から、可能な限り早期に日韓EPA交渉再開に合意したいと述べ、日韓双方で交渉再開に必要な実務的作業を本格的に行うことで一致した。</p> <p>・日ペルーEPAについては、2011年5月に署名、2012年3月に発効。</p> <p>・日豪EPAについては、2011年12月に第13回、2012年2月に第14回交渉会合を開催。</p>	B: 実施済み	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、FTAAPの実現、21世紀型の貿易・投資ルールの形成に向け、主導的役割を果たすべく、より幅広い国・地域と高いレベルの経済連携を戦略的かつ多角的に推進した。</p> <p>具体的には、2012年3月の日・ペルーEPAの発効、日豪EPA交渉の推進、日韓EPA、日中韓FTAなどの交渉の早期再開・立ち上げに向けた取組など、より幅広い国々と高いレベルの経済連携を戦略的かつ多角的に進めている。</p> <p>日ペルーEPAが発効したことにより、我が国の貿易額におけるFTA比率(注:FTA相手国(発効国及び署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合)は、約18.5%から約18.7%となった。左記の日豪EPA、日韓EPA、日加EPA、日中韓FTAが仮に締結された場合には、FTA比率は約51.2%となる。</p> <p>また、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)に向けた道筋の中で唯一交渉が開始されている環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、上記基本方針に基づき、情報収集及び国内での検討・議論が進められてきたところであるが、2011年11月、野田総理大臣は記者会見で、TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入ると述べ、同月のAPEC首脳会議の際に、その旨を関係国に伝えた。同年12月24日、「日本再生の基本戦略」において、交渉参加に向けて関係国との協議を進め、各国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努め、十分な国民的議論を経た上で、国益の視点に立って、TPPに</p>	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
			<p>・日豪EPAについては、2010年4月に第11回、2011年に2月に第12回交渉会合を開催。</p> <p>・日加EPAについては、2011年3月、第1回共同研究会合を開催。</p> <p>・2010年11月、「包括的経済連携に関する基本方針」において、TPP協定については、情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始することを決定。</p>	<p>・日加EPAについては、2011年4月に第2回共同研究会合、同年7月に第3回共同研究会合、2012年1月に第4回共同研究会合を開催。同年3月、共同研究報告書の発表及びその前向きな結論を受け、日加首脳会談でEPA交渉入りに合意。</p> <p>・2011年11月、野田総理大臣は記者会見で、TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入ると述べ、同月12-13日にホノルルで開催されたAPEC首脳会議の際に、その旨を関係国に伝達。同年12月24日、「日本再生の基本戦略」において、交渉参加に向けて関係国との協議を進め、各国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努め、十分な国民的議論を経た上で、国益の視点に立って、TPPについて結論を得ることを決定。2012年1月にベトナム、ブルネイ、ペルー、チリ、2月にシンガポール、マレーシア、豪州、ニュージーランド、米国に関係省庁担当者を協議のため派遣。</p>		<p>ついて結論を得ることを決定。加えて、東アジア自由貿易圏(EAFTA)構想、東アジア包括的経済連携構想(CEPEA)構想については、同月に開催されたASEAN関連首脳会議において、野田総理大臣から、TPPだけではなく、ASEAN+3(日中韓)、ASEAN+6(日中韓、オーストラリア、ニュージーランド、インド)をベースにした経済連携の枠組み作りにも、我が国が先頭に立って貢献することを主張し、多くの国から賛同を得た。</p> <p>現段階におけるTPP交渉参加国との貿易額を、FTA比率に含めると、約35.6%、ASEAN+6(ASEAN+3)域内国を含めると、約49.8%、TPP交渉参加国及びASEAN+6(ASEAN+3)域内国の双方を併せると約62.5%となる。</p>	
76	APEC域外 との交渉	外務省 経済局 経済連携課	<p>・WTOドーハ・ラウンド交渉については、2010年のAPECにおいて、日本は議長として交渉の進展に積極的な役割を果たした。6月の貿易担当大臣会合(於:札幌)及び11月の閣僚会議(於:横浜)では、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結及び保護主義抑止に関する声明が発表された他、11月の閣僚・首脳会議(於:横浜)では、2011年が交渉妥結にとって極めて重要な「機会の窓」であることが確認され、交渉を加速化させる必要性についての認識が共有された。</p> <p>・日印EPAについては、2010年10月のシン首相訪日時の日印首脳会談の際に、両国首脳間で交渉完了を確認。2011年2月に署名。</p> <p>・日モンゴルEPAについては、2010年10年にEPA官民共同研究を立ち上げ、同年6月及び11月に共同研究会合を開催。2011年3月に共同研究が終了し、両国首脳に対しEPA交渉の早期開始を提言する報告書を公表。</p> <p>・日EU・EPAについては、2010年4月の日EU定期首脳協議の合意に基づき、合同ハイレベルグループを設置し、日EU経済関係の包括的な強化及び統合に向けた「共同検討作業」を実施。同年10月の日EU首脳協議において同作業の中間報告を行い、同年11月の首脳協議にて一定の進展を確認。</p>	<p>・WTOドーハ・ラウンド交渉の2011年中の妥結を目指し、年初から集中的な議論が行われたが、先進国と新興国の間の溝を埋めることはできず、5月に年内の一括妥結を断念した。その後、後発開発途上国(LDC)向けの優遇措置を中心とするパッケージとして部分合意が目指されたが、7月末にはこの部分合意についても断念した。このような経緯を受け、WTO第8回閣僚会議においては、当面一括妥結の見込みは少ないことを認めつつも、最終的な一括妥結は断念しないこと及び部分的な先行合意等の「新たなアプローチ」を探求することが合意された。</p> <p>・日印EPAについては、同年8月に発効。</p> <p>・日モンゴルEPAについては、2012年3月の首脳会談において、EPA交渉を開始することで一致。</p> <p>・日EU・EPAについては、合同ハイレベルグループにおける作業が完了したことを踏まえ、2011年5月の日EU定期首脳協議において、EPAに向けた「交渉のためのプロセス開始」に合意。この合意に基づき、交渉の大枠(範囲と野心のレベル)を定める「スコーピング」の作業を実施。</p> <p>・日・コロンビアEPAについて、2011年9月の日・コロンビア首脳会談で共同研究の立ち上げにつき一致。同年11月及び2012年2月に共同研究会合を開催。</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>ドーハ・ラウンド交渉及びWTOを中心とする多角的貿易体制の維持・強化のため、積極的に交渉に取り組んだ。</p> <p>また、包括的経済連携に関する基本方針に基づき、アジア太平洋地域以外の最大の貿易パートナーであるEUとの間では、現在、スコーピング作業を行っている。加えて、ドーハ・ラウンド交渉、アジア太平洋地域の地域統合及び主要国との経済連携強化の取組などの進捗状況を見極めつつ、その他のアジア諸国、新興国、資源国等との関係においても、経済的観点、さらには外交戦略上の観点から総合的に判断の上、EPAの締結を含めた経済連携関係の強化を積極的に推進している。例えば2011年8月に日・インドEPAが発効し、2012年3月の日モンゴル首脳会談においてEPA交渉の開始に一致するなど、2国間の経済連携関係の強化を積極的に推進した。</p> <p>日印通商関係では、日本側における日印EPAに基づく原産地証明書(EPAに基づく特恵関税を享受するために必要)発給件数が日印EPA発効時(平成23年8月)には1ヶ月あたり439件であったのが、平成24年度3月には1ヶ月あたり1367件となっており、EPAの利用が進んでいる。</p> <p>また、現在の我が国の貿易額におけるFTA比率については、インドとのEPAが発効したことにより、17.4%から18.5%に増加した(当時)。</p> <p>現在の我が国のFTA比率に、左記モンゴル、EU、コロンビアとの貿易額を加算すると、29.2%となる。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
77	経済連携強化のための国内制度改革等の実施	外務省 経済局 経済連携課	-	・関税の削減・撤廃については、日印、日ペルーEPAの発効に伴い、関税・非関税分野での自由化を鋭意実施。	C:一部実施	【2020年の成果目標の達成状況】 関税の削減・撤廃については、日印CEPAは2006年貿易統計に基づき、二国間貿易額ベースで93%以上の関税を撤廃、日ペルーEPAは2008年貿易統計に基づき、二国間貿易額ベースで99%以上の関税を撤廃することとなった。  【ボトルネック、解決策】 2020年の成果目標の実現に向け、今後とも、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、高いレベルの経済連携に必要な競争力強化等の抜本的な国内改革を関係各府省で連携・協力して先行的に推進していく。	-
77	経済連携強化のための国内制度改革等の実施(関税の削減・撤廃、基準認証制度の国際調和化、人の移動に関する制限の緩和、投資規制(サービス分野等)の自由化・緩和、政府調達市場の透明性向上、知的財産権の保護強化、検疫体制の強化、貿易関連手続の一層の円滑化、セーフティネットの強化、国内対策の実施等)	財務省 関税局 総務課	<p>・輸出貨物に係るいわゆる「保税搬入原則」の見直し等については、輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への貨物搬入前に行えることとする内容を盛り込んだ関税法改正案が、2011年3月31日に成立した(当該部分は同年10月1日施行)。</p> <p>・海上コンテナ貨物に係る積荷情報の事前報告制度の早期化、詳細化及び電子化について、関係事業者ヒアリング及び検討を実施した。</p> <p>・平成23年3月に、空港の入出港関係手続のシングルウィンドウ業務の見直しを行った。</p> <p>・NACCSと動植物検疫や食品衛生手続などの関係省庁システムとの統合については、それぞれのシステムの更改次期を捉えて行うこととして、関係省庁の間で協議を進め、平成25年10月に統合することとした。</p> <p>・ADBを通じた2,500万ドル規模の資金を用いた支援策を表明する他、ASEAN諸国を中心としたアジアにおける貿易円滑化の取組の中核的概念として、通関システム構築やAEO制度導入等を柱とする「アジア・カーゴ・ハイウェイ」構想を日ASEANの関税局長間で合意した。</p>	<p>・輸出貨物に係るいわゆる「保税搬入原則」の見直し等については、2011年10月1日より実施した。</p> <p>・海上コンテナ貨物に係る積荷情報の事前報告制度の早期化、詳細化及び電子化について、2012年通常国会に法案を提出・成立した。</p> <p>・輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)の出港許可通知書の出力様式を、国際民間航空機関(ICAO)ルールに準拠した様式に変更した。</p> <p>・ベトナムへのNACCS型システム導入に向けた作業を開始した。その他、システム構築やAEO制度導入等の先進的取組みの土台となる評価・分類を始めとした基礎的税関分野での技術協力を実施した。</p> <p>・ASEAN各国税関当局との間で、当面の支援内容について合意し、その一部について実施に移しつつある。代表的な案件としては、ベトナムへのNACCS型システムの導入がある。</p>	C:一部実施	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 ・財務省では、従来よりおおむね3年毎に輸入手続きの所要時間調査を実施している。これまでの貿易関連手続を円滑化する施策により、通関所要時間は大きく短縮している。 例えば、海上輸入貨物に係る平均通関所要時間については、平成3年において26.1時間であったのが、平成21年において3.1時間まで短縮している。なお、最新の調査結果(平成24年)については現在集計中であり、本年7月中を目途に公表予定である。 また輸出貨物に係るいわゆる「保税搬入原則」の見直し等については、平成23年(10月から12月まで)において、約45%の輸出申告が保税地域への貨物搬入前に行われており、これにより円滑化が図れている。 海外への技術協力も積極的に行っており、ベトナムへのNACCS型システム導入に向けた作業(2014年3月に新システム稼働予定)が遅滞なく進んでいるが、現在、システム構築段階であり、現時点でその成果を定量的に示すことは困難である。 輸出入が大きく拡大している中(輸出入申告件数は、平成13年の23,251千件から、平成23年には34,837千件まで拡大)、引き続き貿易関連手続の一層の円滑化を進め、輸出入の拡大を図る。</p>	-

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
77	経済連携強化のための国内制度改革等の実施(関税の削減・撤廃、基準認証制度の国際調和、人の移動に関する制限の緩和、投資規制(サービス分野等)の自由化・緩和、政府調達市場の透明性向上、知的財産権の保護強化、検疫体制の強化、貿易関連手続の一層の円滑化、セーフティネットの強化、国内対策の実施等)	厚生労働省 食品安全部 企画情報課 検疫所業務管理室		検疫体制の強化のために、2011年度には、2010年度と比較し、検疫官を8名増員した。	C:一部実施	増員した体制により、船舶58,038隻及び航空機157,162機(平成23年速報値)に対して適切な検疫などを実施した。	



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
77	経済連携強化のための国内制度改革等の実施(知的財産権の保護強化)	農林水産省 食料産業局 新事業創出課	—	・東アジア植物品種保護フォーラム推進事業にて、第4回本会合(インドネシア)の開催支援、日本における集中研修プログラム、審査・栽培試験技術の調和に関する技術研修会等を実施。	C:一部実施	・東アジアでの植物品種保護制度の運営が不十分な国(7カ国)において、審査対象植物数を平成20年度比で2割以上増加(単位:国数)。現時点では、4カ国が達成している。	—
	経済連携強化のための国内制度改革等の実施(検疫体制の強化)	農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 国際衛生対策室、 植物防疫課 検疫対策室	—	・2011年3月、検疫対象病害虫の明確化等、国際基準との調和を図る制度改革を実施することにより輸入植物検疫を強化し、同年9月に施行(検疫対象病害虫として724種を指定)。 ・2011年4月の家畜伝染病予防法改正により、水際検疫措置の強化を図る観点から、海外からの入国者に対する質問や必要に応じた携帯品の消毒、航空会社や空港等に対する協力の要請等の規定が追加され、同年10月から施行。 ・家畜防疫官の増員や検疫探知犬の導入など検疫体制を強化。	C:一部実施	・植物検疫の一層の強化・徹底を図り、2011年度には ①イモゾウムシ及びアリモドキゾウムシ(鹿児島県指宿市) ②カンキツグリーニング病菌(鹿児島県喜界島)の根絶を達成。 ・動物検疫の一層の強化・徹底を図り、2010年4月に宮崎県で発生した口蹄疫について、2011年2月にワクチン非接種清浄国に復帰して以降、我が国への侵入を防止。	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
77	経済連携強化のための国内制度改革等の実施	総務省 外務省 財務省 厚生労働省 農水省 経済産業省 通商政策局 経済連携課 国土交通省	<p>・主要国・地域との間での高いレベルの経済連携強化に向けて、「国を開く」という観点から、農業分野、人の移動分野及び規制制度改革分野において、適切な国内改革を先行的に推進することを『包括的経済連携に関する基本方針』において閣議決定。(2010年11月9日)</p> <p>・人の移動については、「人の移動に関する検討グループ」(2010年11月設置)においてインドネシア及びフィリピンとのEPAに基づく受入れについて、昨年8月に在留期限を迎える看護師候補者の取扱いを中心に議論し、受入れ当初十分な支援を受けられなかった候補者(インドネシアの第一陣及び第二陣フィリピンの第一陣)を対象に、一定の条件の下、1年間滞在期間を延長する旨閣議決定(2011年3月11日)</p> <p>・経済連携強化のための国内制度改革等の観点から、WTO/TBT協定(貿易の技術的障害に関する協定)に従い、日本工業規格(JIS)の制定・改正を行う際に、関連する国際規格が存在する場合は、これに整合化させた。</p>	<p>・関税の削減・撤廃については、日印、日ペルーEPAの発効に伴い、関税・非関税分野での自由化を鋭意実施。</p> <p>・人の移動については、「経済連携協定(EPA)に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ等についての基本的な方針」を策定(2011年6月)し、同方針に基づき以下の施策を実施。</p> <p>1. インドネシア及びフィリピンにおける訪日前研修(105参照)</p> <p>2. ベトナムからの候補者受入れ</p> <p>3. 帰国後支援(再チャレンジ支援)</p> <p>4. 我が国看護・介護への理解促進の取組(105参照)</p> <p>・2010年度同様、JISの制定・改正を行う際に、関連する国際規格が存在する場合は、これに整合化させた。</p>	C:一部実施	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・関税の削減・撤廃については、日印CEPAは2006年貿易統計に基づき、二国間貿易額ベースで93%以上の関税を撤廃、日ペルーEPAは2008年貿易統計に基づき、二国間貿易額ベースで99%以上の関税を撤廃することとなった。</p> <p>・人の移動について、</p> <p>1. インドネシア及びフィリピンにおける訪日前研修(105参照)</p> <p>2. ベトナムからの候補者受入れ(2011年10月の日越首脳会談で決定) 本年4月中を目途に受入れに係る法的文書(交換公文)署名を目指し調整中。(日本語能力関連は、105参照)</p> <p>3. 帰国後支援(再チャレンジ支援) インドネシアで、2011年10月、大使による感謝状手交、就職説明会を実施。厚労省が在インドネシア大使館で模擬試験を実施した他、国家試験対策のラーニングを開始。今後、フィリピンでも支援を開始。</p> <p>4. 我が国看護・介護への理解促進の取組(105参照)</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>・候補者の日本語能力の強化を含む受入れ制度の改善のため、引き続き日本語研修の充実、滞在期間の延長などの措置をとる。</p> <p>・関連国際規格が存在するJISの国際規格との整合化率は96.8%(平成24年3月)であり、積極的に整合化を図った。</p>	<p>インドネシアについては、看護実務能力強化プロジェクト(JICA)を本年5月を目途に立ち上げ、5大学を対象に協力を開始予定。ベトナムについては、訪日前研修を適切に実施する。</p>

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
77	アジア経済戦略 ～FTAAP(アジア太平洋自由貿易圏)の構築を通じた経済連携戦略～ >経済連携強化のための国内制度改革等の実施(関税の削減・撤廃、基準認証制度の国際調和化、人の移動に関する制限の緩和、投資規制(サービス分野等)の自由化・緩和、政府調達市場の透明性向上、知的財産権の保護強化、検疫体制の強化、貿易関連手続きの一層の円滑化、セーフティネットの強化、国内対策の実施等)	国土交通省総合政策局国際政策課	WTO政府調達協定(GPA)改正交渉を行った。	<p>・WTO政府調達協定(GPA)改正交渉を行った。</p> <p>・政府調達協定(GPA)改正交渉が、2011年(平成23年)12月に行われたWTO/GPA改正交渉関係閣僚会合において妥結した。</p>	C:一部実施	<p>政府調達協定(GPA)改正交渉が、2011年(平成23年)12月に行われたWTO/GPA改正交渉関係閣僚会合において妥結した。</p> <p>主な想定される効果</p> <p>1) 世界で約800億ドル(WTO事務局試算)の新たな政府調達市場が加盟国に開放される。</p> <p>2) 開発途上国の加盟に対する特別な取扱いにより、新規加盟による市場拡大が促進される。</p> <p>3) 電子的手段の活用により、調達手続きが簡素化される。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
78-80	<p>・特定戦略分野における国際標準獲得のためのロードマップ策定(国際標準化人材の育成)(2010年度)</p> <p>・国際標準獲得のための体制整備強化(議長・幹事国業務の増加、日本発の規格提案の増加)(2011年度)</p> <p>・戦略分野における国際標準獲得(パッケージ型インフラ海外展開への貢献)(2013年度までに実施すべき事項)</p>	<p>内閣官房知財事務局</p> <p>内閣府科技振興局</p> <p>総務省情報通信国際戦略局</p> <p>通信規格課</p> <p>文部科学省科学技術・学術政策局</p> <p>政策課、研究振興企画課、研究開発局</p> <p>開発企画課</p> <p>厚生労働省大臣官房</p> <p>厚生科学課</p> <p>農林水産省食料産業局</p> <p>新事業創出課</p> <p>経済産業省産業技術環境局</p> <p>基準認証政策課</p> <p>国土交通省総合政策局</p> <p>政策課</p> <p>環境省水・大気環境局</p> <p>環境管理技術室</p> <p>外務省経済局</p> <p>知的財産室</p>	<p>・関係府省と連携しつつ、国際標準化戦略タスクフォース会合を合計22回開催し、我が国の7つの重点分野(先端医療、水、次世代自動車、鉄道、エネルギー・マネジメント、コンテンツメディア及びロボット)で、我が国の産業競争力強化のため、国際標準化ロードマップを含む国際標準化戦略(アクションプラン第2弾)を策定した。</p> <p>・内閣官房主催で、関係府省幹部の参加を得て国際標準化セミナー(約100人が参加)を開催した。</p> <p>・経済産業省において、ISO(国際標準化機関)やIEC(国際電気標準会議)における我が国代表の新任の国際幹事に対する指導・助言を行った。また、大学における標準化教育の導入・実施の支援を行った。また、生活支援ロボットの安全性を認証するために必要となる評価技術の研究開発センターを世界に先駆けて設立した。</p> <p>・国土交通省において、水分野で、国際標準化を担務とする担当者の増強を行い、体制を強化するとともに、鉄道分野で、「鉄道国際規格センター」を設立し、国際標準化に向けた体制を強化した。</p>	<p>・関係府省と連携しつつ、国際標準化戦略タスクフォースを合計13回開催し、7つの重点分野における国際標準化戦略の実行状況をフォローアップするとともに、グローバル市場の環境変化、オープン・イノベーションの進展を強く意識し、国際標準化戦略(アクションプラン第3弾)を策定した。</p> <p>・関係府省と連携しつつ、議長・幹事国業務の増加に向けた取組を進めるとともに、日本提案の国際標準化(例:燃料電池分野における性能試験法や安全性、蓄電池分野における安全性)を進めた。</p> <p>・内閣官房主催で、関係府省幹部の参加を得て国際標準化セミナー(約100人が参加)を開催した。</p> <p>・総務省において、標準化活動を後押しするため我が国に国際標準化会合やイベントを招致し、関係者との意見交換などを実施した。</p> <p>・経済産業省において、環境面を始め優れた都市インフラに関する国際標準化を我が国提案で進め、標準化機関で議長・幹事を獲得する見込みが立った。また、ISO(国際標準化機関)やIEC(国際電気標準会議)における我が国代表の新任の国際幹事に対する指導・助言を行った。</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・関係府省と連携して、戦略分野における競争力強化の礎となる国際標準化の取組を進め、以下の成果を得た。</p> <p>①国際標準化の獲得</p> <p>・水分野において、再生水利用のためのマネジメント規格を2013年10月目途で国際標準化する見込みとなった。</p> <p>・エネルギー・マネジメント分野(燃料電池)において、定置式システムの性能評価法を2011年10月に国際標準化済み。また、燃料電池自動車用酸素燃料の仕様を2012年6月目途で国際標準化する見込みとなった。</p> <p>・ロボット分野において、生活支援ロボットの対人安全性規格を2013年目途で国際標準化する見込みとなった。</p> <p>②フォーラム標準化の推進</p> <p>・エネルギー・マネジメント分野(LED照明)において、日米仏が共同して新設したフォーラムで、性能評価方法の国際共同試験の実施体制を構築した。</p> <p>・コンテンツメディア分野(クラウド)において、データセンタの省エネ評価指標を2012年度中にフォーラム標準化する見込みとなった。</p> <p>③重要会議の日本での開催</p> <p>・2014年のIEC(国際電気標準会議)大会の東京開催が決定した。</p> <p>・2011年12月にITU(国際電気通信連合)デジタルサイネージワークショップを東京で開催した。</p> <p>・国際標準化機関における幹事国引受件数は2011年12月で90件(2009年12月は74件)となった。</p>	<p>・産業競争力強化のため次世代の産業モデルを踏まえて策定された国際標準化戦略を着実に実行する。具体的には、標準化活動における海外との連携や認証体制の強化を図る。</p> <p>・各分野に係る政府職員を主な対象として、関係府省の協力を得ながら、国際標準化戦略についての研修を実施し、産業競争力強化に向けた国際標準化体制を強化する。</p> <p>・経済産業省において、迅速な国際標準化提案を行うことを可能にする、新たな国際標準化提案制度(トップスタンダード制度)を構築する。</p>

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
81	・日本の良い規制・規格、社会セーフティネット等のアジア普及のためのロードマップの策定	総務省情報通信国際戦略局 情報通信政策課 国際協力課	・「ICTグローバル展開の在り方に関する懇談会」を設置。日本の優れたICTをグローバル展開するための具体的な方策等について検討を開始。	・「ICTグローバル展開の在り方に関する懇談会」において、2015年度を目標年度としたASEANスマートネットワークをはじめとするアジアにおけるICT活用システムの海外展開の重点分野及び普及展開のロードマップを策定。  ・ロードマップを踏まえ、ベトナムをはじめとするメコン地域及びインドネシアにおいて、防災システム、センサーネットワークのICT活用システムの導入に関する調査研究、実証実験を実施。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・ICT活用システムのアジア普及のためのロードマップ策定に加え、当面の海外展開の重点対象国であるベトナムをはじめとするメコン地域及びインドネシアにおいて、日本の提案するICT活用システムの導入に向け、調査研究、実証実験を実施するなど、安全・安心なアジア社会を実現させるためのステップが着実に推進されている。  【ボトルネック、解決策】 ・安全・安心なアジア社会の実現に向けたICT活用システムの普及にあたっては、相手国の実情を踏まえた案件の形成、支援策等が必要であることから、今後も官民一体となった取組を推進する。	—
81 82	(日本の良い規制・規格、社会セーフティネット等のアジア普及のためのロードマップの策定) 受入研修、専門家派遣、法制度整備支援、相互承認(MRA)の推進	外務省 国際協力局 国別開発協力第一課	—	・関連するJICA課題別研修を51コース実施。アジア地域18か国から282人が参加。  ・関連分野の技術協力案件を開始、継続実施。 案件例： カンボジア「REDD+戦略政策実施支援プロジェクト」	B:実施済	【2020年成果目標の達成状況】 2011年度に実施した左記のJICA研修を通じ、各国からの研修員が我が国で得た知識や技術を活用して自国の各方面の行政活動等に当たることにより、日本の規制・企画等の普及に貢献することが期待される。  【ボトルネック、解決策】 これら2011年度中に実施した研修事業については、対象国への協力プログラム等の一要素として整理されており、全体の評価の中でその効果の検証が行われる等するため、具体的な効果については、今後随時実施される評価の中で確認していく。	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
81	日本の良い規制・規格、社会セーフティネット等のアジア普及のためのロードマップの策定	厚生労働省大臣官房国際課	<p>1 ASEAN等との国際会議の開催  ・第8回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を東京で開催し、「社会的弱者の貧困対策」について議論を行い、ASEAN各国が実施すべき提言をとりまとめた。(2010年9月)  ・我が国拠出による「ILO/WHO/日本 ASEAN地域の健康確保対策事業」の一環として、ワークショップ等をベトナムにおいて開催した。(2010年9月)  ・我が国拠出による「ASEAN-ILO/日本 労使関係事業」の一環によるセミナーにおいて労使紛争解決のための法的枠組みについて議論し、報告書を取りまとめ、公表した。(2010年11月)</p> <p>2 ASEAN等との協同事業の実施  ・我が国拠出による「ILO/日本 アジア地域雇用分野セーフティネット整備支援事業」の事業計画をILOと取り交わし、ASEAN各国に対する支援事業を開始した。(2010年11月)</p> <p>3 ASEAN+3社会福祉大臣会合での働きかけ  ・ASEAN+3社会福祉大臣会合及び同高級事務レベル会合において、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合でとりまとめられた提言を報告した。(2010年11月)</p>	<p>1 アジア社会セーフティネット構築支援プログラムの開始</p> <p>2011年4月より、格差是正、貧困削減等のアジアの抱える課題に対して、我が国の蓄積する社会的なセーフティネット(失業保険、医療保険、積極的労働市場政策、労使紛争解決制度等)構築の経験及び知見を活用し、以下の①～④を重点とし、アジア地域における、リスクに対して脆弱な人々、とりわけ、低所得者、女性、障害者等に対する社会セーフティネット制度構築のための支援を実施した。実施体制は、ILOを活用した支援について拠出金事業・基金、ASEAN事務局との協働による支援について基金の設置・ASEAN社会保障ハイレベル会合の充実、国内国際協力団体を活用した支援について公募型補助金による草の根事業である。</p> <p>①失業時等の所得保障制度として、失業保険、労災保険、医療保険、年金、生活保護等  ②労働市場への復帰を促す制度(積極的労働市場政策)として、職業紹介、職業訓練、雇用維持・新規雇用促進のための助成金等  ③適切な労働条件を確保し、ワーキングプアを防ぐ制度として、労働基準監督、労災防止、最低賃金、労使紛争処理、健全な労使関係の育成等  ④労働者保護が確保された雇用の拡大として、従来の産業育成政策の恩恵を得ることのできなかった層に対する、起業支援、協働組合等による雇用創</p> <p>出を通じた企業の育成等  (別添資料参照)</p> <p>2. ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合の開催</p> <p>第9回会合を東京で開催し、「保健及び福祉分野における人材育成」をテーマとして、サービス提供者の能力向上と社会的弱者の就業能力育成について議論を行い、ASEAN各国が取組むべき提言をまとめた。</p>	B:実施済	<p>2011年度末までに12カ国に対して日本の知見を生かした協力を行った。</p> <p>1 労働者の健康確保事業について、4課題のうち3課題で「非常に高い水準」「高い水準」(ILOによる自己評価)で事業が実施された。</p> <p>2 ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合:アンケート評価の平均値(会合参加者へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする評価)→4.3/5点中(平成23年度)</p>	-

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
81 82	日本の良い規制・規格、社会セーフティネット等のアジア普及のためのロードマップの策定 受入研修、専門家派遣、法制度整備支援、相互承認(MRA)の推進	農林水産省 食料産業局 新事業創出課	—	・東アジア植物品種保護フォーラム推進事業にて、第4回本会合(インドネシア)の開催支援、日本における集中研修プログラム、審査・栽培試験技術の調和に関する技術研修会等を実施。	B:実施済	・東アジアでの植物品種保護制度の運営が不十分な国(7カ国)において、審査対象植物数を平成20年度比で2割以上増加(単位:国数)。現時点では、4カ国が達成している。	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
81, 82	・日本の良い規制・規格、社会セーフティネット等のアジア普及のためのロードマップの策定 ・受入研修、専門家派遣、法制度整備支援、相互承認(MRA)の推進	経済産業省 産業技術環境局 基準認証ユニット  基準認証政策課	<p>○「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」の策定(2010年4月26日)及び着実な実施(経済産業省)</p> <p>※本プログラムは、基準認証分野におけるアジアとの協力関係の強化に向けた取組のあり方を定めたもの。具体的には、省エネ機器等の性能評価を適正に行うための協力事項、アジア諸国の国際標準化体制構築のための受入研修、日本の賛同国となるようアジア諸国のISO・IECへの積極的な参加等に係る支援、などを実施した。</p> <p>○我が国の優れた省エネルギー・再生可能エネルギーに関する技術を、現地において実証し、その有効性・優位性を示すための支援事業を実施。加えて、人材育成や共同研究を通じ、制度整備支援を実施。(経済産業省)</p> <p>○「アジア・サステナブル・ケミカル・セーフティー」構想の提案(経済産業省) 2010年11月の日ASEANサミットにおいて、アジアの経済発展を支える効率的・効果的な化学物質管理制度の構築に向けて、我が国より「アジア・サステナブル・ケミカル・セーフティー」構想を提案、各国より歓迎。</p> <p>○ERIA研究において今後のアジア地域における化学物質管理制度のあり方についての提言をとりまとめ。(経済産業省)</p> <p>○事業者がリスクアセスメントを実施する際の基礎知識を解説した「消費生活用製品向けリスクアセスメントのハンドブック 第1版」を策定し公表。(経済産業省)</p> <p>○事業者の指針となる「リコールハンドブック2010」を作成し公表。実務面のリコール方法に加え、リコールの進捗状況の把握・モニタリング実施体制の整備等を紹介。(経済産業省)</p>	<p>○「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」の着実な実施(経済産業省)</p> <p>○2010年度に取り組んだ事業を引き続き実施している。(経済産業省)</p> <p>○「アジア・サステナブル・ケミカル・セーフティー」構想の着実な実施(経済産業省) ERIA研究において、各国の化学物質管理制度の構築の基盤となる共通の情報基盤構築及び制度の調和のあり方についての提言をとりまとめ。化学物質管理制度構築に向けた人材育成支援を実施。</p> <p>○リスクアセスメントの本格的な導入ステップや具体的手法について実務的に解説した「リスクアセスメント・ハンドブック(実務編)」を策定し公表。事業者向けのセミナー等の機会を捉えて周知を実施。(経済産業省)</p> <p>○事業者や消費者向けのセミナー等の機会を捉えて「リコールハンドブック2010」の周知を実施。(経済産業省)</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」に基づき、アジアの環境、使用実態に即した国際標準をアジアの標準化機関への理解促進などを図り、アジアに日本と同等の規格等の普及を進めている。(経済産業省)</p> <p>○2020年までに、科学的なリスク評価及びリスク管理により、化学物質の人・環境への著しい悪影響を最小化するという目標にむけて、アジアにおける化学物質管理制度を相互調和させるために、日本と同等の化学物質管理手法の普及を進めている。(経済産業省)</p> <p>リスクアセスメントハンドブック第1版、実務編の周知を行って、事業者がリスクアセスメントを実践するための理解の促進を図っている。(経済産業省)</p> <p>「リコールハンドブック2010」の周知を行うことによって、製品事故が発生した際に、事業者が迅速かつ適切な再発防止策の取り組みを図っている。(経済産業省)</p>	



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
			<p>○電気用品安全法における技術基準など運用面での課題を抽出するとともに、課題解決のための方策を検討し、「電気用品安全法技術基準体系等見直し基本計画」を取りまとめて公表。(経済産業省)</p> <p>○韓国において創設された重大製品事故報告・公表制度の運用開始に関して、我が国から情報を提供する等の協力を実施。(経済産業省)</p> <p>○製品安全分野の日中定期協議(第4回)を大阪で開催するとともに、日本のリコール情報を中国に提供。(経済産業省)</p>	<p>○「基本計画」に基づき、法体系の見直しに係る検討項目となる「規制対象品目の大括り化」及び「個別技術基準の性能規定化」について検討し、「電気用品安全法技術基準体系等見直しアクションプラン」を策定し公表。(経済産業省)</p> <p>○韓国の事故原因分析機関の整備にあたって(独)製品評価技術基盤機構(NITE)が韓国知識経済部技術標準院(KATS)からの研修生を受け入れて研修を実施。(経済産業省)</p> <p>○製品安全分野の日中定期協議(第5回)を中国(西安)で開催し、日中間の事故やリコールに関する情報提供や人材交流を強化していくことに合意。(経済産業省)</p>		<p>「電気用品安全法技術基準体系等見直し基本計画」「アクションプラン」に沿って、「規制対象品目の大括り化」及び「個別技術基準の性能規定化」に向けた検討を着実に進めている。(経済産業省)</p> <p>韓国の制度創設、人材育成に協力することで、韓国政府機関(知識経済部技術標準院)との間の協力関係が進展。製品安全分野に係る日韓の情報交換等が図れている。(経済産業省)</p> <p>製品安全に係る日中間の定期協議を毎年開催し、製品安全分野における日中の協力関係が進展。(経済産業省)</p> <p><b>【ボトルネック、解決策】</b></p> <p>引き続き、アジア諸国との共同研究や我が国制度等の情報提供、人材育成等を行い、日本と同等の規制、規格等のアジア普及を推進する。</p>	



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
82	受入研修、専門家派遣、法制度整備支援、相互承認(MRA)の推進	総務省 情報通信国際戦略局国際協力課  総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課  電波部 電波環境課	<p>①受入研修、専門家派遣の推進 受入研修、専門家派遣について、以下のとおり実施した。 ・研修員受入 146名(JICA:41名、APT:105名) ・専門家派遣 9名(アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、ペルー、インドネシア、タイ、APT)</p> <p>②相互承認(MRA)の推進 ・自国の認証機関を相手国の法令に従って指定、監督する協定上の義務の履行と新規MRA検討対象国について、協定締結に向けた認証制度の同等性の把握を行うため、各国の基準認証制度の最新政策動向等の調査を行った。</p>	<p>①受入研修、専門家派遣の推進 受入研修、専門家派遣について、以下のとおり実施した。 ・研修員受入 168名(JICA:62名、APT:106名) ・専門家派遣 8名(派遣先:APT、インドネシア、タイ、チリ、ペルー、コスタリカ)</p> <p>②相互承認(MRA)の推進 ・自国の認証機関を相手国の法令に従って指定、監督する協定上の義務の履行と新規MRA検討対象国について、協定締結に向けた認証制度の同等性の把握を行うため、各国の基準認証制度の最新政策動向等の調査を継続的に行った。 ・日米協定と衆参両院の附帯決議において求められている認証機関間の情報交換の促進と国際的に信頼される認証機関の育成を図るため、MRA国際研修会を開催した。</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>①受入研修、専門家派遣の推進 ・受入研修、専門家派遣については、2010年度はアジア15か国からの受入109名を含む研修員受入146名、同じくアジア2か国・1機関への派遣5名を含む専門家派遣 9名、2011年度はアジア16か国からの受入107名を含む研修員受入 167名、同じくアジア2か国・1機関への派遣3名を含む専門家派遣 8名と着実に実施している。 ・安全・安心なアジア社会の実現に向けて、アジアに日本と同等の規制・規格、社会セーフティネット等の普及等を図るための人材育成を関係機関と協力して着実に推進している。</p> <p>②相互承認(MRA)の推進 ・我が国の電気通信機器の輸出に係る製造業者等の負担を軽減するとともに、各国向けの認証を我が国の機関からワンストップで取得することを可能とすることで、日本製機器の海外使用が円滑化されるなど、関係各国とのMRAを通じた安全・安心な認証を着実に推進している。 ・なお、MRAを通じて各国向けの認証をワンストップで取得した機器の推定合計数は以下のとおり。 2010年度:83件</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
82	受入研修、専門家派遣、法制度整備支援、相互承認(MRA)の推進	厚生労働省大臣官房国際課	<p>1. 専門家派遣(法制度整備支援含む。)</p> <p>・(独)国際協力機構等の実施する技術協力(プロジェクト等)へ、専門家が有する知識・経験・技術を活かし、アジア諸国の人材育成や組織強化、制度づくりを中心とした支援を行うため専門家を派遣。</p> <p>【アジア諸国への専門家派遣実績】 182人</p> <p>2. 受入研修</p> <p>・(独)国際協力機構等を通じて実施する研修に、アジア諸国からの参加者を受入れている(帰国後の政策立案や施策の向上等に繋げることを目的とする研修等。)</p> <p>【アジア諸国からの受入研修実績】 372人</p>	<p>1. 専門家派遣(法制度整備支援含む。)</p> <p>・(独)国際協力機構等の実施する技術協力(プロジェクト等)へ、専門家が有する知識・経験・技術を活かし、アジア諸国の人材育成や組織強化、制度づくりを中心とした支援を行うため専門家を派遣。</p> <p>2. 受入研修</p> <p>・(独)国際協力機構等を通じて実施する研修に、アジア諸国からの参加者を受入れている(帰国後の政策立案や施策の向上等に繋げることを目的とする研修等。)</p>	B:実施済	<p>1. 専門家派遣(法制度整備支援含む。)</p> <p>・保健医療 水道、社会保障及び労働分野で、アジア諸国の人材育成や組織強化、制度づくり等に貢献。</p> <p>2. 受入研修</p> <p>・保健医療 水道、社会保障及び労働分野で、アジア諸国からの参加者を受入れたことにより、研修生の帰国後の政策立案や施策の向上等に貢献。</p> <p>【事例】</p> <p>タイにおいて、(独)国際協力機構が実施した「高齢化対策プロジェクト」に社会保障の専門家を派遣するとともに、タイからの研修員の受入れを行った。日本の高齢者を支える地域ケアシステムを参考に、コミュニティにおける高齢者向け保健医療・福祉サービスの統合型モデルが開発された。また、高齢者向け保健医療・福祉サービスに従事する人材の能力が向上。</p>	—
82	・1.国際標準化戦略の推進(受入研修、専門家派遣、法制度整備支援、相互承認(MRA)の推進)	国土交通省総合政策局、自動車局、港湾局	<p>【港湾EDI関係】</p> <p>・ASEANにおける港湾手続きシステムの導入推進</p> <p>ASEAN諸国において日本の港湾EDI(Electronic Data Interchange)システム導入に関する技術移転を図るための現状調査を実施。</p> <p>【自動車基準認証国際化関係】</p> <p>・自動車基準認証の国際化に向けたアジア諸国との協力</p> <p>日ASEAN首脳会議、日ASEAN交通大臣会合等における政策対話に加え、受入研修、専門家派遣等を活用した技術協力を推進。</p>	<p>・ASEANにおける港湾手続きシステムの導入推進</p> <p>2011年12月の日ASEAN交通大臣会合で承認された「港湾EDI導入支援事業」に基づき、ベトナム(ハノイ)において第1回港湾EDIセミナーを実施。</p> <p>・自動車基準認証の国際化に向けたアジア諸国との協力</p> <p>日ASEAN首脳会議、日ASEAN交通大臣会合等における政策対話に加え、受入研修、専門家派遣、相互承認(MRA)を推進するためのワークショップ等を活用した技術協力を推進。</p>	B:実施済	<p>○日ASEANの枠組みにおける主な成果</p> <p>・2011年11月日ASEAN首脳会議において、連結性強化に資する主要案件リスト「フラッグシップ・プロジェクト」の1案件として「港湾EDI導入支援事業」を野田総理より提案し、ASEAN側に歓迎された。</p> <p>・2011年12月の日ASEAN交通大臣会合において「港湾EDI導入支援事業」が承認。</p> <p>○日ASEANの枠組みにおける主な成果</p> <p>・2010年10月の日ASEAN首脳会議の議長声明において、日ASEAN交通大臣会合、日ASEAN自動車の安全性及び環境性能の向上に関する官民フォーラム等への期待が表明された。</p> <p>・2010年11月日ASEAN交通大臣会合において、「日ASEAN自動車基準・認証制度に関する協力プログラム」が承認。</p> <p>・2011年11月日ASEAN首脳会議において、連結性強化に資する主要案件リスト「フラッグシップ・プロジェクト」の1案件として「自動車基準・認証制度構築支援事業」を野田総理より提案し、ASEAN側に歓迎された。</p>	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
83	クールジャパンの発信、輸出、海外展開施策の実施	内閣官房知的財産戦略推進事務局 総務省情報流通行政局情報通信作品振興課 外務省経済局知的財産室 文部科学省文化庁長官官房国際課 文化庁芸術文化課 農林水産省大臣官房政策課 食料産業局新事業創出課 ブランド推進班 経済産業省クリエイティブ産業課 国土交通省観光庁国際交流推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣官房において、2010年11月以降、クールジャパン推進に関する関係府省連絡会議を3回、同幹事会を5回開催するとともに、2011年3月の知的財産戦略本部企画委員会において、クールジャパン推進に関するアクションプランを決定し、関係府省におけるクールジャパン施策の推進方針、実施体制を確立した。</li> <li>・総務省において、海外の放送局等を介した継続的な海外への発信機会の創出により、コンテンツの海外展開の取組を促進した。</li> <li>・2010年11月から、クールジャパンをビジネスにつなげるという視点から、経済産業省主催のクール・ジャパン官民有識者会議を合計6回開催し、海外展開や来訪促進のための戦略及び具体的な進め方の検討を開始した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣官房において、クールジャパン推進に関する関係府省連絡会議を1回、同幹事会を3回開催し、2011年5月の知的財産戦略本部企画委員会において、クールジャパン推進に関するアクションプランを改定し、「知的財産推進計画2011」にクールジャパン戦略を盛り込み、関係府省における施策を実施するとともに、2012年3月の知的財産戦略本部会合において、施策の実施状況を確認した。</li> <li>・内閣官房において、補正予算約12億円を確保し、関係府省と連携して海外16箇国・20箇所、国内3箇所で事業を実施し、米国及び中国において、海外メディアを活用してクールジャパンを発信した。</li> <li>・総務省において、日本の放送局や番組製作会社と海外の放送局等との共同製作の機会の創出により、コンテンツの海外展開を支援した。</li> <li>・外務省において、在外公館を中核としたクールジャパン支援現地タスクフォースを11箇国13都市で立ち上げ、現地における関係機関間の情報共有、連携の体制を整えた。また、5箇国6都市にクールジャパン各分野の専門家を派遣し、現地関係事業者等を対象にセミナー等を実施した。</li> <li>・文部科学省において、2011年度より新たに日本の映画制作者団体が参加する映画の国際共同制作の支援を開始したほか、クールジャパン関連事業の主催・支援を通じて、我が国の優れた文化芸術の国内外への発信を行った。</li> <li>・農林水産省において、農林水産物や食品について、高付加価値化・ブランド化を一層促進するため、2012年3月26日に、地理的表示保護制度の研究会の第1回を開催した。また、国内における食品の安全性確保の取組や日本産食品の魅力につき、主要輸出国・地域の事業者、消費者等の意識等を踏まえ、メディア、イベント等を活用した情報発信を実施した。</li> <li>・2011年4、5月に経済産業省主催でクール・ジャパン官民有識者会議を2回開催し、海外展開や来訪促進のための戦略及び具体的な検討を行い、海外展開等に関する提言を取りまとめ、同提言に基づき、海外展開事業(17プロジェクト)を開始した。</li> <li>・観光庁において、フランスや韓国のポップカルチャーイベントに出展し、日本のアニメ等を活用した訪日旅行のPRを実施した。</li> </ul>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣官房が2011年度に実施した海外メディアを活用した発信事業では、のべ約1.2億人に対しクールジャパンを発信した。</li> <li>・2011年度の日本企業のファッション、コンテンツ、観光(インバウンド需要)の市場規模は約2.3兆円となった。</li> <li>・2011年度の農林水産物・食品の輸出実績は、約4,500億円となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本年5月ないし6月に決定予定の「知的財産推進計画2012」において、クールジャパンの重要施策について取りまとめ、各府省とともに海外展開事業を始めとする各種施策の加速化を図る。</li> </ul>

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
84	知財保護、海外流通規制緩和に対する取組の強化	内閣官房知的財産戦略推進事務局 総務省情報流通行政局情報通信作品振興課 外務省経済局知的財産室 法務省秘書課国際室 財務省関税局業務課知的財産調査室 文部科学省文化庁長官官房国際課 経済産業省通商機構部	<p>・「偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)」は、2010年10月の第11回交渉会合において、交渉参加国・地域の間で、協定の案文について大筋合意した後、2011年4月に採択された。</p> <p>・アクセスコントロールの回避規制について、財務省、文部科学省及び経済産業省において検討した。また、2011年3月、関税法の一部改正法が成立した。</p> <p>・文部科学省において、権利者・関係団体からの要望を踏まえ、日中著作権協議・日韓著作権協議をはじめとした交渉・協議の場を通じて、著作権侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施した。</p>	<p>・ACTAは、2011年5月から署名のために開放され、2011年10月東京で署名式を開催し、我が国を含む8箇国が署名を行った(豪州、カナダ、日本、韓国、モロッコ、NZ、シンガポール及び米国)。また、2012年1月にEU及び加盟22箇国が署名を行った。</p> <p>・アジア諸国などに対して、ACTAの概要説明を行った。</p> <p>・2012年3月、ACTAの締結に関して、国会承認のための閣議決定を行った。</p> <p>・アクセスコントロールの回避規制についての検討を踏まえ、2011年5月に不正競争防止法の一部改正法が成立した。また、2012年3月に著作権法の一部改正法案の閣議決定を行った。</p> <p>・文部科学省において、権利者・関係団体からの要望を踏まえ、日中著作権協議・日韓著作権協議をはじめとした交渉・協議の場を通じて、著作権侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施した。また、韓国文化体育観光部との間で著作権及び著作隣接権</p> <p>分野における連携強化に関する覚書を交換した。</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・ACTAは、2010年10月の第11回交渉会合において、交渉参加国・地域の間で、協定の案文について大筋合意した後、2011年4月に採択された。</p> <p>・2012年3月現在、我が国を含む8箇国(豪州、カナダ、日本、韓国、モロッコ、ニュージーランド、シンガポール及び米国)及びEUが署名した。(※ EUについては、EU及び同加盟国のうち22箇国が署名)</p>	我が国の締結に向けた作業を進めるとともに、二国間・複数国間協議など様々な機会を利用してACTAの概要の説明を行うなど、アジアを始めとする諸外国に対して協定への参加を促していく。

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
85	クリエイティブ産業の競争力強化	内閣官房知的財産戦略推進事務局 総務省情報流通行政局情報通信作品振興課情報流通振興課文部科学省文化庁官官房著作権課国際課文化芸術文化課経済産業省クリエイティブ産業課、コンテンツ課 国土交通省総合政策局政策課	<p>・経済産業省において、短編映像製作を通じた新進若手クリエイターの発掘・育成を行い、国際見本市等を活用し、発表の機会を提供した。</p> <p>・総務省、文部科学省及び経済産業省の合同開催による「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」を開催。本懇談会報告で示された具体的な課題について、関係府省が連携して検討・実施した(総務省では、電子書籍交換フォーマットの策定、EPUB日本語拡張仕様の策定を行った。文部科学省では、「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」を6回開催した)。</p> <p>・「子どものための優れた舞台芸術体験事業」において、小中学校等にクリエイターを派遣し、学校教育における創造活動の機会の充実を図った(実施件数2,883件)。</p>	<p>・「知的財産推進計画2010」及び「知的財産推進計画2011」に基づき、関係府省とともに、クリエイティブ産業の競争力強化のため、各種施策を実施するとともに、進捗状況を評価した。</p> <p>・2011年6月に成立した総合特別区域法に基づき、12月に札幌コンテンツ特区を地域活性化総合特別区域に指定した。同特区の構想実現に向けて規制の特例措置などについて関係府省と調整した。</p> <p>・経済産業省において、前年度に引き続き、短編映像製作を通じた発掘・育成を行い、国際見本市等を活用し、発表の機会を提供した。2011年11月にTOKYO CREATIVE フォーラムを開催し、海外クリエイターの育成、誘致を図った。</p> <p>・「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」報告で示された具体的な課題について、関係府省が連携して検討・実施した(総務省では、2011年10月にIDPF(国際電子出版フォーラム)のEPUB3.0への反映等を実施した。経産省では、国内における統一フォーマットへの転換支援、サービスの高度化に向けた実証等を実施した。文部科学省では、「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」を8回開催し、2011年12月に報告をとりまとめた)。</p> <p>・2011年度に新たに開始した「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」において、小中学校等にクリエイターを派遣し、学校教育における創造活動やコミュニケーション能力を高める教育活動の機会の充実に取り組んだ(実施件数:3,442件)。</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・制作・発表機会の創出に関し、短編映像製作等をきっかけに、海外の国際映画祭等において特別賞等の受賞といった実績あり。また、国際見本市等による成約件数は2.7万件以上。</p> <p>・2011年11月のTOKYO CREATIVE フォーラムに海外クリエイター66名以上が来日した。</p> <p>・2011年10月、本邦コンテンツの海外展開支援のため、産業革新機構において、60億円を出資するAll Nippon Entertainment Worksを設立し、ハリウッドを始め世界のエンターテインメント業界と堅牢なネットワークを有する代表取締役CEOを迎え、本格的に事業を開始した。</p> <p>・「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」の提言を受け、2012年4月、国内出版社によって、電子書籍の普及促進を目的とする「出版デジタル機構」が設立された(産業革新機構も最大150億円を出資する旨を発表)。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
86	・ボリュウムゾーン市場獲得のためのロードマップ策定(国際標準化戦略との連携を)	経済産業省 通商政策局 国際経済課 アジア大洋州課	<p>&lt;アジア総合開発計画/ボリュウムゾーン市場の獲得(国際標準化戦略との連携を確保)&gt;</p> <p>・拡大するアジア消費市場におけるボリュウムゾーンの獲得のため、ASEAN(メコン地域(特にベトナム)、インドネシア)、インド等の新興国との間で様々な協力を推進するための対話の場を新たに設け、アジア総合開発計画、日メコン経済産業イニシアティブ行動計画、中小企業海外展開支援大綱等の開発・行動計画やロードマップを策定し、貿易円滑化・自由化、ハード・ソフトのインフラの整備、産業人材育成、地域経済格差の是正等を進め、日系企業のビジネス展開支援を実施。具体的には以下を参照。</p> <p>・2010年、アジア所得倍増に向け、域内のハードのインフラ開発等を進めるためのアジア総合開発計画をADB等と共同でERIAが策定。同年8月の東アジア経済大臣会合で合意、10月の東アジアサミットで報告され、各国首脳から評価された。</p> <p>・2010年10月の日印首脳会談において、デリー・ムンバイ間産業大構想(以下DMIC)に基づくPPP(官民協調開発)推進協議会を創設することに合意。</p> <p>・2011年1月、DMIC日印次官級DMICタスクフォース会合を開催した際、併せてDMIC-PPP推進協議会を実施し、日系企業の投資環境整備について議論を実施。</p> <p>・官民による産業基盤インフラ及び産業政策を促進させていくための日印閣僚級官民政策対話の創設。2011年2月、日印閣僚級官民政策対話を開催し、ビジネス環境整備及び協力案件に関する意見交換を実施。</p> <p>・2010年8月、「第2回日メコン経済大臣会合」において、インフラ整備と産業開発を一体的に進める「日メコン経済産業イニシアティブ(以下MJ-CI)行動計画」を採択。(その後、2010年10月に開催された「第2回日メコン首脳会合」でも同行動計画を採択)</p> <p>・2010年1月、10月に日本、インドネシアの閣僚と産業界が集い、「日インドネシア経済合同フォーラム」を開催。インドネシアの6つの経済回廊を中心に産業振興とインフラ整備を総合的に進める「インドネシア経済回廊(以下IEDC)」構想等について議論。</p> <p>・2010年12月、ジャカルタ首都圏等のインフラ整備及び投資環境整備を行う「首都圏投資促進特別地</p>	<p>&lt;アジア総合開発計画/ボリュウムゾーン市場の獲得(国際標準化戦略との連携を確保)&gt;</p> <p>・アジア消費市場におけるボリュウムゾーンの獲得に向けた取組を更に拡大・深化するため、重点国・地域として従来のASEAN、インド(DMIC)に新たにミャンマーやインド南部を加え、また、対象分野として新たに東アジアでのエネルギー連携を追加した。また、重点国・地域(ASEAN、メコン、インドネシア(MPA)、インド(DMIC))との協力の枠組の下、開発・行動計画を策定する段階から、具体的なハード・ソフトインフラ案件を実施する段階に移行し、日系企業が受注する案件も拡大(インド、ベトナム、インドネシアの電力、水ビジネス、鉄道等)。また、東アジア連結性の強化に資する広域インフラ開発と併せて、ASEAN・インドとの官民対話によるビジネス環境整備、中小企業・サービス業の海外展開支援の取組が本格化し、インドなど新興市場での中間層をターゲットとした我が国企業の進出が拡大している。</p> <p>・アジア総合開発計画について、2011年末時点で695のプロジェクトの60%以上についてF/Sを実施。</p> <p>・2011年12月、日印首脳間で、DMIC基幹インフラ整備のための90億ドルの金融ファンリティの立ち上げ、DMIC開発公社(DMICDC)への出資・派遣による積極的な関与、具体的なインフラプロジェクト支援を表明。</p> <p>・2011年8月、「第3回日メコン経済大臣会合」において、日メコン各国政府でMJ-CI行動計画の進捗状況及び今後重点を置くべき取組について議論。優先取組の工程表を策定し更に詳細なレビューを行っていくこととなった。</p> <p>・2011年9月、第2回MPA運営委員会を開催し、マスタープランの策定及び発電、交通等の早期実施事業に向けた取組を加速することで合意した。2011年11月、日インドネシア両国の官民ハイレベルが一堂に会し「第3回日インドネシア経済合同フォーラム」を開催。具体的プロジェクトを通じたハード・インフラ整備、制度改善等ソフト・インフラ支援、産業振興、ビジネス環境整備について議論を実施。</p> <p>・2011年5月、「第1回日越閣僚級官民政策対話」を開催。ベトナムの資源開発、インフラ整備、航空機及び各種制度整備等を中心に議論。</p> <p>・2012年1月、第1回ミャンマー閣僚級経済産業対話を開催。インフラ開発支援、ビジネス環境整備、資源・エネルギー利用の3分野について意見交換を実施。</p> <p>・ERIAは、アジア総合開発計画の実施状況についての報告書を2011年11月の第6回東アジア首脳会議で提出。同計画の実施支援として①実施状況の</p>	<p>B:実施済</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>&lt;日本からASEANへの投資&gt;</p> <p>・日本からの直接投資 2009年:6,587億円 2010年:7,711億円</p> <p>&lt;インドの日系企業数&gt;</p> <p>2009年10月:627社 2010年10月:725社 2011年10月:812社</p> <p>&lt;アジア総合開発計画&gt;</p> <p>・地域毎の具体的なプロジェクトのリストとして、約700のプロジェクトを列挙し、2011年末時点で60%以上がF/S段階以上。想定される投資総額は約3,900億ドル。</p> <p>&lt;ボリュウムゾーン市場の獲得&gt;</p> <p>・我が国中小企業等の国際ビジネス支援の商談・成約件数(見込み含む)は以下のとおり(アジアを中心</p>	<p>急速に増大する新興国市場を開拓していくため、産業構造審議会通商政策部会において、成長拠点開発やビジネス環境の</p>



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
	確保)	関係省庁 外務省	<p>域構想(以下MPA)」に関する協力覚書を両国閣僚間で調印、2011年3月に第1回運営委員会を開催。</p> <p>・ERIAは、その他にもASEAN共同体構築のための戦略と工程表の策定(ASEANコネクティビティ・マスタープラン)や進捗状況のチェック(AECスコアカード)、様々な経済連携協定の比較分析など、ASEANにとって中核的な仕事を実施。</p> <p>・2010年10月に、中小企業の海外展開支援体制を強化するため、経済産業大臣を議長とした「中小企業海外展開支援会議」を設置。</p> <p>・関係省庁やジェトロ、中小機構などの関連機関と連携し、各地域で地方経済産業局を中心にきめ細かな支援を展開する体制を整備。</p> <p>・国内中小企業のアジア新興市場に向け、様々なツールを活用し、海外販路拡大を実施。(例:バイヤー・有識者招聘、展示会出展支援、専門家派遣、ミッション派遣、上海での常設ショールーム開設、上海・北京・成都の3都市での商談会開催等)</p> <p>・アジア消費トレンド研究会において、コンテンツ・ファッション等の消費傾向の分析を行い、日本企業のアジア進出支援及び新たなマーケット創出に資する「アジア消費トレンドマップ」を策定。</p> <p>・東南アジア各国の執行機関(警察、税関等)職員を対象として、真正品と模倣品の真贋判定ポイントを、日本企業の担当者がレクチャーする真贋判定セミナーを開催。</p> <p>・「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」の策定(2010年4月26日)及び着実な実施。</p> <p>・2010年11月の日ASEANサミットにおいて、アジアの経済発展を支える効率的・効果的な化学物質管理制度の構築に向けて、我が国より「アジア・サステイナブル・ケミカル・セーフティ」構想を提案、各国より歓迎。</p>	<p>確認及び効果分析、②優先プロジェクトのフォローアップとF/Sの実施、③各国PPP制度に関する情報収集及び提供、④人材育成、⑤シンポジウムの開催等を行っている。</p> <p>・その他、ERIAはASEAN域内外の経済統合、災害に強い東アジアの構築、エネルギー協力、地域のコネクティビティの推進及び中小企業の開発・支援などの広範な課題に対するプロジェクトを実施。</p> <p>・エネルギー分野においては、2011年9月の東アジアサミット・エネルギー大臣会合において、ERIAを中核としたエネルギー連携を強化することが合意され、11月の首脳会合でも本合意は歓迎された。</p> <p>・2011年7月、日・ASEAN経済大臣と在ASEAN日本人商工会議所連合会(FJCCIA)との対話を実施し、在ASEANの日系企業が直面している貿易の自由化・円滑化、ソフトインフラの整備、産業人材育成、地域経済格差の是正等の事業環境の問題点について、我が国からの支援を表明しつつ、ASEAN側の責任をもった対応と進捗管理、報告を要請。</p> <p>・2011年6月に、中小企業の海外展開に向けた総合的な取組として、「中小企業海外展開支援大綱」を策定。</p> <p>・中小企業の更なる海外展開支援ニーズの高まりを受け、2012年3月に大綱を改訂。新たに、日弁連、JICA等が会議に加わり、オールジャパンでの支援体制の強化を図ると共に、ODA等を活用した海外展開支援や現地事業環境整備等、中小企業の立場にたったきめ細やかな支援を行うこととした。</p> <p>・前年に引き続き、国内中小企業のアジアの新興市場向け海外販路拡大の実施。(例:バイヤー・有識者招聘、展示会出展支援、専門家派遣、ミッション派遣、上海での常設ショールーム開設、上海・北京・成都の3都市での商談会開催等)</p> <p>・東南アジア各国の執行機関(警察、税関等)職員を対象として、真正品と模倣品の真贋判定ポイントを、日本企業の担当者がレクチャーする真贋判定セミナーを開催。同時に、執行機関と模倣品対策に関する意見交換を実施。</p> <p>・「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」の着実な実施。</p> <p>・ERIA研究において、各国の化学物質管理の制度構築の基盤となる共通の情報基盤構築及び制度の調和のあり方についての提言をとりまとめ、化学物質管理制度構築に向けた人材育成支援を実施。</p>		<p>とした全世界での実績)</p> <p>商談件数: 平成22年度:62,791件(商談設定企業数:1,304社) 成約件数(見込み含む):17,727件</p> <p>・真贋判定セミナーの開催後は、施行機関側から日本企業に対して、模倣品発見の連絡が来る事例も報告されている。2011年度は開催地域、施行機関側の参加人数も増加。</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>・引き続き、アジア総合開発計画を踏まえた個別インフラプロジェクト等の推進、各種対話の枠組みを活用したビジネス環境整備等を推進し、日本企業の成長機会の拡大を図る。</p>	<p>整備など必要な方を検討中。</p>

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
87	専門資格の相互承認の検討・推進	国土交通省住宅局建築指導課	○我が国では、APECアーキテクト(APEC域内の建築士登録制度)の枠組みのもと、オーストラリア及びニュージーランドと建築士の二国間相互認証を行っているところである。2010年度においては、相互認証の前提となるAPECアーキテクトの日本国内の登録を引き続き推進した。	○2011年度においても、引き続き推進している。	C:一部実施	○日本国内の建築士で、APECアーキテクトに登録を行った人数 2010年度 160人 2011年度 192人	
88	アジアでの建設業の国際展開支援	国土交通省総合政策局国際政策課 土地・建設産業局建設業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国が優位性を持つ建設技術の確認とその展開を促進するため、「我が国建設企業の海外市場戦略検討委員会」を設置し、検討を行うほか、トップセールスや二国間建設会議等を実施</li> <li>・海外建設事業における収益性向上やその円滑な実施を妨げる障害の除去するため、リスク管理方策に関する検討会の開催やEPA交渉等を実施</li> <li>・国際建設市場に対応する人材や組織を確保するため、プロジェクトリーダー養成講座のカリキュラム等を検討</li> <li>・意欲と能力のある地方・中小建設企業、専門工事業者等の海外進出を促進するため、アドバイザー事業等を実施</li> </ul>	<p>「建設産業の再生と発展のための方策2011」(2011年6月 建設産業戦略会議)において示された建設企業の海外展開の方向性に基づき、以下の施策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約管理に関する検討、貿易保険の活用促進策の実施等による契約・リスク管理の強化</li> <li>・地方・中小建設企業向けのアドバイザー制度やセミナーの開催等による情報収集・提供の強化</li> <li>・国際建設プロジェクトリーダー養成プログラムの構築等による人材育成の強化</li> <li>・トップセールスの展開や案件形成支援、二国間会議の開催等、事業初期段階からの戦略的支援・海外進出意欲の醸成</li> <li>・経済連携協定の活用等による国際建設市場の環境整備</li> </ul>	B:実施済	<p>リーマンショック後の落ち込みから回復基調にあり、2011年度の海外建設受注高は、1兆円を超える見込み。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2009年度海外建設受注実績:6,969億円</li> <li>・2010年度海外建設受注実績:9,072億円</li> </ul>	<p>これまでの取組に加え、以下の施策を実施することにより、建設業の国際展開支援を強化。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外進出に係る情報収集・提供システムの構築に向けた検討</li> <li>・海外建設市場として有望な進出先の政府関係者を招聘した海外建設投資セミナーの開催</li> </ul>

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
89	ASEAN+3債券市場フォーラムの設置  信用保証・投資ファシリテの業務開始	財務省 国際局 地域協力課	域内のクロスボーダー債券取引の障害となっている各国の規制、市場慣行に関する情報収集、並びに取引慣行及び決済上のメッセージ・フォーマットの調和化に向けた検討課題の調査を進めるため、多数の官民の専門家が参加するASEAN+3債券市場フォーラム(ABMF)を2010年9月に設置し、2010年中に計2回の会合を開催。  現地通貨建ての債券発行を促進することを目的とした信用保証・投資ファシリテ(CGIF)を2010年11月に設立し、我が国はJBICを通じ、2億ドルを出資。	ASEAN+3債券市場フォーラム(ABMF)会合を2011年中は計4回開催。ASEAN+3域内のクロスボーダー債券取引の障害となっている各国の規制、市場慣行に関する情報収集、並びに取引慣行及び決済上のメッセージ・フォーマットの調和化に向けた検討課題を取りまとめた初めての最も包括的な報告書(「ASEAN+3債券市場ガイド」、2012年4月4日公表)を作成した。  2011年10月にCEOに西村潔氏(前欧州復興開発銀行(EBRD)シニアバンカー)が就任し、保証業務の1号案件の組成に向けた準備を開始。	B:実施済  域内の市場専門家を主体にASEAN+3各国政策当局も加え、総勢100名程度が参加するなどASEAN+3地域での重要なフォーラムとしての位置づけを確立するに至っている。  ABMFの第一段階(2010~2011年)では、計6回の会合を開催。具体的な成果として、左記ASEAN+3債券市場ガイドを作成・対外公表。  ビジネスプラン等、保証業務の開始に向けた準備作業は本年4月に完了。今後、保証1号案件組成(本年夏頃を目標)に向けた作業を加速化。	【2020年の成果目標の達成状況】  目標:民間の専門家を主体としたABMFの第二段階(2012~2013年)では、プロ投資家市場をベースに「債券共通発行プログラム」を策定予定。今後、我が国の民間専門家と協力し、東京プロボンド市場を参考にしつつ、同プログラム策定を推進していく(2013年末を目標)。  目標:日系を含む域内の現地企業の資金調達円滑化を図るべく保証業務を積極的に実施する。当面は、現状資本(7億ドル)の範囲内で保証業務を実施するが、将来はレバレッジを計りながら保証業務の拡大を目指してゆく。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
90	5. パッケージ型インフラ海外展開の推進(推進枠組みの構築)	内閣官房副長官補室 関係省庁 総務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	<p>・重点分野の絞込み・分野別戦略の策定 →当面の重点分野を原子力発電、高速鉄道・都市鉄道、水とした(2010年9月)。 →以後、これらの分野や地域別の戦略を考えるためのパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合を開催。</p> <p>・情報収集・海外ネットワーク機能強化策の実施 →在外公館における「インフラプロジェクト専門官」の指名等による海外の情報収集体制強化(2010年12月)(外務省) →政府部内における情報の共有化</p> <p>・「国家戦略プロジェクト委員会」(仮称)の設置 →司令塔としてパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合を設置(2010年9月)</p> <p>・受注支援推進機能強化策の実施 →大型案件で我が国への波及効果が高い、今後の類似案件への波及効果が見込まれる等の観点を総合的・戦略的に勘案し、トップセールス等により重要なプロジェクトを推進 →政令改正により、JBICが行いうる先進国向け投資金融に鉄道(高速鉄道・都市鉄道)・水・再生可能エネルギー発電等を追加(2010年4月・11月) →パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合において、JBICの機能強化及び日本政策金融公庫からの分離等を内容とする、関係政府のファイナンス面での機能強化策を決定(2010年12月)(JBIC) →NEXI貿易保険の強化(現地通貨対応強化等)(2010年12月)(NEXI) →JICAの海外投融資のパイロットアプローチの下での再開(2011年3月)(JICA)</p> <p>・インフラ産業の国際競争力強化策の実施 →「海外道路PPP協議会」設立(2010年5月)(国土交通省) →「海外水インフラPPP協議会」設立(2010年7月)(国土交通省、厚生労働省、経済産業省) →「海外港湾物流プロジェクト協議会」設立(2010年11月)(国土交通省) →「スマートコミュニティ・アライアンス(JSCA)設立(2010年4月)(経済産業省、NEDO)</p>	<p>・2010年度の取組を引き続き実施</p> <p>・受注支援推進機能強化策の実施 →JBIC機能強化及び日本政策金融公庫からの分離(2011年5月、国際協力銀行法公布・施行、同7月、関連政令公布・施行) →円借款の戦略的な活用(2011年8月) →JICAパイロットアプローチ対象2案件の審査終了(2011年10月)</p> <p>・戦略・枠組み等の評価・見直し体制の整備 →重点分野・地域につき、宇宙、防災、環境配慮型都市などにも更に力を入れて検討、中東、中南米など地域的な広がりを視野に入れることを決定(2011年12月)</p> <p>・マーケティング機能強化策の実施 →インフラ・システムの事業実施可能性調査に加え、専門家の派遣・招へい、研修等を行う「インフラシステム輸出促進調査等事業」の実施(経済産業省) →再生可能エネルギーやスマートコミュニティ分野の競争力分析や戦略調査等を行う「国際エネルギー使用合理化等対策事業」の実施(経済産業省) →日系静脈産業(廃棄物処理・リサイクル産業)の海外展開促進のための実現可能性調査等の支援の実施(環境省)</p>	<p>B:実施済 但し、今後、「国際競争力強化プログラム(仮称)」を策定し、更に取組を強化していく予定。</p>	<p>インフラ受注支援の主な成果(2011年4月～2012年3月)</p> <p>→英国高速鉄道車両更新計画にて、我が国企業を中心とするグループが優先交渉権を獲得し、契約交渉中(総事業規模約45億ポンド(約5,650億円))</p> <p>→鉄道事業者が中心となりオールジャパン体制の海外鉄道コンサルティング会社「日本コンサルタンツ」(JIC)を設立</p> <p>→インドネシアの高効率石炭火力発電案件において、我が国企業を中心とするグループが受注(総事業規模約40億ドル(約3,150億円))</p> <p>→サウジアラビアにおける上下水道について、日本・サウジ政府間で同分野の協力に関する包括的な覚書を締結し、ブライダ、ウナイザで我が国官民コンソーシアムがFS調査を実施することで合意</p> <p>→ベトナム北部ラックフェン港への円借款(STEP)供与とともに、我が国企業を中心とするグループが運営事業投資許可取得</p> <p>→ベトナムの地球観測衛星(2機)の調達・宇宙センサーの整備に円借款(STEP)供与を決定(円借款第一期分72億円についてE/N署名)</p> <p>→2011年11月日・ASEAN首脳会議にて、野田総理より、連結性強化に資する主要案件リスト「フラッグシップ・プロジェクト」を提示(ASEANの港湾、物流、電力、情報通信網整備等)。事業規模としては全体で約2兆円。</p> <p>→ポンド建て特約を付した貿易保険の付保を通じて英国の洋上風力発電の権益を我が国企業が獲得。</p>	<p>重点分野・分野別戦略・推進枠組み等の評価の実施は、2012年度に実施中。</p>

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
			<p>→「国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業」の実施(経済産業省、NEDO) →「国際標準化戦略」アクションプラン第2弾の策定(2011年3月)(知的財産戦略推進事務局)</p> <p><b>・マーケティング機能強化策の実施</b> →トップセールスを含む各種政策対話、官民ミッション、セミナーの実施 →インフラシステム輸出促進調査(経済産業省) →案件形成・コンソーシアム形成等の支援の実施(国土交通省) →PPPインフラ事業に関する協力準備調査(JICA)</p> <p><b>・情報・事務フローの円滑化、事務局機能・体制の強化等</b> →各省幹事会の開催により関係省庁間の連絡調整や施策の進捗管理を実施</p>	<p><b>・インフラ産業の国際競争力強化策の実施</b> →「国際標準化戦略」アクションプラン第3弾の策定(2012年3月)(知的財産戦略推進事務局)</p>		<p>上記の主な成果の合計:約2.9兆円</p> <p>(注:外貨の円換算額は全て2011年12月9日付TTSレートにて換算)</p> <p>※上記成果は、パケフラ大臣会合や幹事会における調整や指示に基づき、官民一体となった情報収集やトップセールス、ODAによる人材育成、周辺インフラの整備等、JICA・JBIC・NEXIによる資金面での受注支援の強化等、パッケージ型の取組みを実施したことが功を奏したものの。</p>	
91	5. パッケージ型インフラ海外展開の推進(分野別戦略・枠組み等の見直し)	<p>内閣官房副長官補室</p> <p>関係省庁 総務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>	<p><b>・重点分野の絞込み・分野別戦略の策定</b> →当面の重点分野を原子力発電、高速鉄道・都市鉄道、水とした(2010年9月)。 →以後、これらの分野や地域別の戦略を考えるためのパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合を開催。</p>	<p><b>・戦略・枠組み等の評価・見直し体制の整備</b> →重点分野・地域につき、宇宙、防災、環境配慮型都市などにも更に力を入れて検討、中東、中南米など地域的な広がりを視野に入れることを決定(2011年12月)</p>	C:一部実施	項目番号90に同じ	<p>重点分野・分野別戦略・推進枠組み等の評価の実施は、2013年度までに実施すべき事項とされていたが、加速化を図り2012年度中に実施予定。</p>

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
92 93	<p>徹底的なオープンスカイの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンスカイの枠組みの拡大</li> <li>・国際航空事業規制(運賃規制・チャータールール等)の緩和推進</li> </ul> <p>・成田の増枠等を見極めつつ、首都圏空港においても、まず「第3・第4の自由」、その後「第5の自由」と段階的に自由化を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関空・中部等の我が国の拠点空港の貨物ハブ化に不可欠となる従来の「第5の自由」の枠組みを超える抜本的自由化を推進</li> </ul>	国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏空港の容量拡大を進めつつ、戦略的に首都圏空港を含むオープンスカイを実現するため、東アジア・ASEAN各国を最優先に航空交渉を推進(2010年10月に米国とのオープンスカイ了解覚書に署名した後、12月に韓国、2011年1月にシンガポール、2月にマレーシアの航空当局間でそれぞれ合意)。</li> <li>・なお、関空・中部等、首都圏を除く空港においては、貨物ハブ化を推進するため、二国間輸送の自由化に加え、以遠輸送の自由化を含むオープンスカイを推進。</li> <li>・さらに、国際航空運賃、国際チャーター便に係る抜本的な規制改革を実施し、2010年10月31日より、運賃を上限認可制に移行したほか、国際チャーター便については、貨物のフォワーダー・チャーター及び第三国チャーターの運航を容易化するとともに、旅客の個札販売(航空券のバラ売り)比率の制限を緩和。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2010年度に引き続き、戦略的に航空交渉を推進し、オープンスカイの枠組みを拡大。(2011年5月に香港、6月にベトナム、7月にマカオ、8月にインドネシア、9月にカナダ及びオーストラリア、10月にブルネイ、11月に台湾、2012年1月に英国、2月にニュージーランド、3月にスリランカの航空当局との間でそれぞれ合意。)</li> </ul>	A:実施済かつ成果あり	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>計15ヶ国・地域との間でオープンスカイに合意</p> <p>オープンスカイの進展に伴う新規参入及び増便の効果(2012年2月末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9社の新規企業が参入</li> <li>・累積で計267便/週の増便</li> <li>・新規に開設された路線が10路線</li> </ul> <p>(参考)</p> <p>訪日外国人旅行者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2010年 861万人</li> <li>・2011年 622万人</li> </ul>	今後、欧州等、アジアの国・地域以外にもオープンスカイの対象を拡大。

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
94 95	羽田の24時間国際拠点空港化等首都圏空港の強化 ・羽田:発着枠昼間40.7万回+深夜早朝4.0万回(うち国際枠9万回)の実現(2013年度) ・成田:発着枠27万回の実現(2012年度)、30万回の実現(2014年度) ・LCC(格安航空会社)・ビジネスジェットの受入れ環境の整備	国土交通省航空局首都圏空港課 空港施設課大都市圏空港調査室 航空戦略課	・羽田空港の再拡張事業供用開始による発着枠37.1万回への容量拡大を機に、国際線発着枠6万回(昼間3万回、深夜早朝3万回)を実現し、32年ぶりに本格的な国際定期便が就航。 ・さらに、2011年3月からは発着枠が39万回に増加。 ・成田空港において、2010年10月に地元との間で、22万回から30万回への容量拡大に関する合意。 ・成田空港において、2010年12月にビジネスジェット専用駐機場を増設(10→15)するほか、空港会社、経済界、CIQ、航空局関係者からなる「ビジネスジェット推進に関する委員会」を立上げ検討を開始。	・羽田空港における国際線9万回への増枠に必要な国際線地区の拡充、発着容量44.7万回への増枠に必要なエプロン整備、長距離国際線の輸送能力増強に必要なC滑走路延伸事業等を実施中。 ・成田空港において、2011年10月から同時平行離着陸方式が開始されるとともに、発着枠が22万回から23.5万回に、2012年3月には25万回まで増加。これにより、国際線・国内線のネットワークが拡充。 ・成田空港において、2012年に就航を表明しているLCCが乗り入れ開始をすることへの対応に着手。 ・「ビジネスジェットの推進に関する委員会」の中間報告も踏まえ、成田空港においては、2011年10月に、ビジネスジェット専用駐機場が増設(15→18)されるとともに、発着枠及び駐機場の空き情報のウェブでの開示を開始。 ・さらに、2012年3月には、ビジネスジェット専用ターミナルが供用開始。	A:実施済かつ成果あり	【2020年の成果目標の達成状況】 以下の取組みにより、「羽田の24時間国際拠点空港化等首都圏空港の強化」について、一定の成果が得られた。 ・羽田空港の年間発着枠の拡大 2010年6月時点 30.3万回 →2010年10月 37.1万回 (うち国際線 昼間3万回、深夜早朝 3万回) →2011年3月 39万回 (うち国際線 昼間3万回、深夜早朝 3万回) ・成田空港の年間発着枠の拡大 2010年6月時点 22万回 →2011年10月 23.5万回 →2012年3月 25万回 ・成田空港のビジネスジェット専用駐機場の拡充 2010年6月時点:10 →2010年12月:15 →2011年10月:18 ・成田空港のビジネスジェットの発着枠及び駐機場の空き情報のウェブでの開示開始(2011年10月) ・成田空港のビジネスジェット専用ターミナルの供用開始(2012年3月) ・成田空港において、ビジネスジェットの発着枠及び駐機場の使用申請をウェブ化(2012年4月)	成田空港において、LCC専用ターミナルを整備(最短で2014年度中)

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
96	「民間の知恵と資金」を活用した空港経営の抜本的効率化と航空ネットワーク維持方策の見直し	国土交通省航空局航空ネットワーク企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>国管理空港(伊丹空港を除く27空港)の運営のあり方について、2010年12月3日に有識者により構成された「空港運営のあり方に関する検討会」を立上げ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011年7月29日に「空港運営のあり方に関する検討会」の報告書が取りまとめられ、公共施設等運営権による民間への運営委託を主たる手法としつつ、民間の知恵と能力を活用する等により空港経営改革を推進することが示された。</li> <li>この提言を踏まえ、公共施設等運営権制度を活用して国管理空港等の運営の民間委託を可能とするための所要の措置を定める法案(「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案」)を2012年の通常国会に提出。(2012年3月6日)</li> </ul>	B:実施済	<ul style="list-style-type: none"> <li>「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案」を提出し、制度的な諸条件の整備を推進。(2012年3月6日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな取り組みとして、様々な関係者の意見を踏まえた具体的な制度設計を行うため、2012年度に、国管理27空港について、マーケット・サウンディングを実施(空港経営改革に関する具体的な提案の募集)する予定。</li> </ul>
97	関空・伊丹の経営統合に係る制度改正とコンセッション契約の検討	国土交通省航空局近畿圏・中部圏空港政策室	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元自治体、経済界との意見交換会の開催。</li> <li>関空・伊丹の経営統合に係る法案の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(2011年法律第54号)の可決・成立。(2011年5月17日)</li> <li>新関西国際空港株式会社の設立委員会の発足(2011年12月5日)等、会社設立及び営統合に向けた所要の準備を実施。</li> </ul>	A:実施済かつ成果あり	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>「関空の再生と国際力強化」についてのこれまでの取り組みにより、以下の成果が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(2011年法律第54号。以下「法」)が可決・成立。(2011年5月17日)</li> <li>関西国際空港を再生・強化するため、関西国際空港及び大阪国際空港を一体的に運営し、コンセッションの実現を目指す新関西国際空港株式会社を平成24年4月1日に設立した。なお、関西国際空港の再生・強化については、新関西国際空港株式会社の経営判断を尊重しつつ、国としても必要な環境整備を図っていく。</li> </ul>	—



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
98	大学間単位互換の推進	文部科学省 高等教育局 高等教育企画課 国際企画室	・第2回日中韓サミットの合意に基づき、3国間の質の高い大学間交流拡大を「キャンパス・アジア」として推進することを、3国で合意	・「キャンパス・アジア」のパイロットプログラム10件を3国共同で採択。	C:一部実施	【質の高い外国人留学生30万人の受入れ】  ・外国人留学生の受け入れ者数:13万8075人(平成23年5月1日現在)  【ボトルネック・解決策】 日中韓に加え、平成24年度より、ASEAN諸国等の大学との協働教育プログラムの構築を支援する予定。アジアにおける単位の相互認定や成績管理等の質の保証を伴った大学間交流を促進し、質の高い外国人留学生の受入れ拡大を図る。	—
99	在留資格「留学」と「就学」の一本化、留学資格外活動許可の見直し	法務省 入国管理局 入国管理企画官室	○ 在留資格「留学」と在留資格「就学」の一本化 近年、在留資格「就学」に係る不法残留者数が減少傾向にあること、「就学」を「留学」のワンステップとする位置付けが強まっていることなどから、外国人が教育を受ける活動の在留資格について「留学」に一本化することとした改正入管法について、平成22年7月から施行した。  ○ 留学生に係る資格外活動許可の見直し 留学生が、大学との契約に基づき報酬を受けて行うリサーチ・アシスタント等の教育や研究を補助する活動については、資格外活動許可を要しないこととした。また、留学生については原則1週28時間以内、就学生については原則1日4時間以内の包括的な資格外活動許可を行っていたところ、在留資格一本化後の新しい「留学」の在留資格をもって在留する者については、原則1週28時間以内の包括的な資格外活動許可を行うこととした。	—	B:実施済	左記の通り施策を実施したことにより、就学生が大学等に進学した際に留学生への在留資格変更許可を行う必要がなくなったほか、就学生がアルバイトを行う場合には資格外活動許可を受けたとしても1日4時間までしかアルバイトをすることができないとの制限があったが、「留学」の在留資格に一本化されたことにより、一週間に28時間以内のアルバイトを行うことができるようになった。このように当該施策により留学生の受入れ拡大に向けた効果が期待される。 また、法務省としては、留学生の就職活動に係る在留手続上の支援として、これまでも ①留学生が大学を卒業し本邦の企業への就職を目的として在留資格変更許可申請を行った場合において、在留資格「技術」及び在留資格「人文知識・国際業務」の該当性の判断に当たっては、当該留学生の大学における専攻科目と企業における活動内容の関連性について、引き続き柔軟に判断して在留資格を決定すること ②就労可能な職種のホームページでの公表による在留資格の決定に係る運用の明確化及び透明性の向上(平成20年3月から) ③留学生の卒業後の就職活動期間について最長1年に延長(平成21年4月から) ④留学生が本邦の上場企業等への就職を目的として在留資格変更許可申請をする場合における提出書類については、原則として、当該申請書のみとする取扱いを行い、提出書類の簡素化及び審査期間の短縮を実施(平成21年9月から) 等の施策を実施しており、今回実施した「留学」と「就学」の一本化とあいまって留学生の受入れ拡大に資するものと考えている。	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
100	留学生の卒業後の就職支援のための手続きの一層の簡素化	法務省 入国管理局 入国管理 企画官室		平成23年7月1日、専門学校を卒業し、「専門士」の称号を付与された外国人が、在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」等で上陸許可を受けることができるよう、法務省令の改正等を行った。参考URL: <a href="http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00098.html">http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00098.html</a>	B:実施済	<p>左記の通り施策を実施したことにより、これまで専門学校を卒業した留学生が専門士の称号を取得したとしても、一旦いわゆる単純出国をして本国に帰国した場合には我が国で専門士の称号を活かして就職することが出来なかったが、今回の法務省令の改正により、再び我が国に入国して就職できるようになった。これにより我が国で勉強した留学生を広く活用することが可能となっている。</p> <p>また、法務省としては、留学生の就職活動に係る在留手続上の支援として、これまでも</p> <p>①留学生が大学を卒業し本邦の企業への就職を目的として在留資格変更許可申請を行った場合において、在留資格「技術」及び在留資格「人文知識・国際業務」の該当性の判断に当たっては、当該留学生の大学における専攻科目と企業における活動内容の関連性について、引き続き柔軟に判断して在留資格を決定すること</p> <p>②就労可能な職種のホームページでの公表による在留資格の決定に係る運用の明確化及び透明性の向上(平成20年3月から)</p> <p>③留学生の卒業後の就職活動期間について最長1年に延長(平成21年4月から)</p> <p>④留学生が本邦の上場企業等への就職を目的として在留資格変更許可申請をする場合における提出書類については、原則として、当該申請書のみとする取扱いを行い、提出書類の簡素化及び審査期間の短縮を実施(平成21年9月から)</p> <p>等の施策を実施しており、今回実施した「専門士」の称号を付与された専門学校卒業生の就労を目的とする在留資格に係る上陸許可基準の見直しとあいまって留学生の受入れ拡大に資するものと考えている。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
101	専門学校への留学支援	文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課	<p>・平成22年9月、専修学校における留学生の受入数について、総入学定員の2分の1までとしてきた一律の取扱いについて、一定の要件のもとに緩和した。</p> <p>・専門学校における留学生の受入れ拡大を図るため、留学生の就職・生活支援の取組を総合的に進めるための体制の整備や、留学生への支援を行う「専修学校留学生総合支援プラン(平成22年度予算額:133百万円)」を実施。</p>	<p>・専門学校における留学生の受入れ拡大を図るため、留学生の就職・生活支援の取組を総合的に進めるための体制の整備や、被災地における留学生への支援を行う「専修学校留学生総合支援プラン(平成23年度予算額:99百万円)」を実施。</p>	C:一部実施	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・専修学校における留学生受入総数:25,463人【平成23年5月1日現在】</p> <p>・適切な在籍管理を行う専修学校において、留学生受入れの体制が整備された。</p> <p>・日本での就職に必要な知識・技術の向上等を目的とした学習機会の提供や企業等と連携した支援の取組などが行われた。</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>専修学校における実践的な職業教育を通じて、関係省、関係団体等との連携の下、留学生に対する総合的なサポートとあわせて日本国内や出身国での就職などの出口が見える教育を提供するためのシステムを構築する必要がある。</p> <p>また、留学生が日本の専修学校を卒業した際、自国でその学習成果が証明出来ないという課題があり、専修学校の国内外における位置付けを高めるために、質の保証・向上に取り組むとともに、海外で専修学校における学習成果が活かされるよう、今後の対応について関係機関で検討していく必要がある。</p>	—
102	ポイント制を通じた高度人材の出入国管理上の優遇制度の検討。結論(配偶者の就業、親族・家事使用人の帯同等の検討)	法務省入国管理局入国管理企画官室	<p>高度人材(現行の外国人受入れの範囲内にある者で、高度な資質・能力を有すると認められるもの)の受入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度を導入することについて関係省庁間で結論を得た。(2011年12月)</p>	<p>左記で得た結論を踏まえ、本制度に係る法務省告示案に関するパブリック・コメントを実施し、平成24年3月30日付けで同告示を制定し、本制度を平成24年5月7日から開始することとした。</p>	B:実施済	<p>左記の通り施策を実施した。なお、ポイント制を適用されると見込まれる高度外国人材は年間2000人程度と見込んでいる。(平成22年の新規入国者数をもとに高度人材と認められポイント制を適用されうる入国者数を推計したもの)</p>	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
103	ポイント制活用等による海外人材の受け入れの検討・実施(ポイント制を通じた高度人材の出入国管理上の優遇制度の導入)	法務省 入国管理局 入国管理企画官室	現行の基準では学歴や職歴等で要件が満たせず、就業可能な在留資格が付与されない専門・技術人材については、経産省及び関係団体等からいわゆる外国人クリエーター受け入れについての実情や要望を聴取し、検討を行った。	経済産業省及び関係団体から、いわゆる外国人クリエーター受け入れについての実情や要望を聴取し、検討を行ったところ、現段階で要望がある事項については、現行の基準で受け入れられるものであり、特段の制度改革を要しないことが判明した。高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度を導入することについては、102に記載したとおり、平成24年3月30日付けで告示を制定した。 なお、現行の基準に該当しない専門・技術人材について、我が国の労働市場や産業、国民生活に与える影響等を勘案しつつ、引き続き関係省庁等からニーズ等を聴取しながら検討を進めていく。	C:一部実施  【理由】2011年度の実施状況欄に記載のとおり、特段の制度改革を要しないことが判明した。	左記の通り検討し結論を得た。なお、ポイント制を適用されると見込まれる高度外国人材は年間2000人程度と見込んでいる。(平成22年の新規入国者数をもとに高度人材と認められポイント制を適用される入国者数を推計したもの)	
104	看護師・介護福祉士試験の在り方の見直し(コミュニケーション能力、母国語・英語での試験実施等の検討を含む。)	医政局 看護課  社会・援 護局 福祉基盤 課	・第100回看護師国家試験(平成23年2月20日実施)において、「看護師国家試験における用語に関する有識者検討チームとりまとめ」(平成22年8月24日公表)に基づき、試験の質を担保した上で、日本語を母国語としない看護師候補者にとっても、わかりやすい文章となるよう問題作成し、難解な漢字へのふりがな付記や疾病名への英語併記等の対応を図った。 ・第23回介護福祉士国家試験(平成23年1月30日実施)において、介護福祉士国家試験委員会の検討結果を踏まえ、介護福祉士国家試験における難しい用語の取扱いについて、EPA候補者などに配慮するため、試験の質を担保した上で、試験問題中で使用される難しい用語をわかりやすい表現にするよう問題作成し、難解な漢字へのふりがな付記や疾病名への英語併記等の対応を図った。	・第101回看護師国家試験(平成24年2月19日実施)においても、前年度に引き続き、難解な漢字へのふりがな付記や疾病名への英語併記等の対応を図った。 ・平成23年12月から平成24年3月にかけて、「看護師国家試験における母国語・英語での試験とコミュニケーション能力試験の併用の適否に関する検討会」を開催し、検討を行った結果、3月16日に報告書を取りまとめ公表した。 ・第24回介護福祉士国家試験(平成24年1月29日実施)においても、前年度に引き続き、難解な漢字へのふりがな付記や疾病名への英語併記等の対応を図った。 ・また、2012年度の看護師国家試験・介護福祉士国家試験から、看護師候補者・介護福祉士候補者への特例として、試験時間の延長及び全ての漢字にふりがなを付与する方針を決定した。	C:一部実施 (平成24年3月から「経済連携協定(EPA)介護福祉士候補者に配慮した国家試験のあり方に関する検討会」を設置し、試験問題におけるわかりやすい日本語への改善等について、さらに検討中。)	【2020年の成果目標の達成状況】 ・第100回及び第101回看護師国家試験においては、難解な漢字へのふりがな付記や疾病名への英語併記等の対応策だけでも約200箇所について対応を図り、EPA候補者への配慮がなされた。 ・第23回介護福祉士国家試験から、難解な漢字へのふりがな付記や疾病名への英語併記等の対応を図り、第24回介護福祉士国家試験においては127箇所について対応を図り、EPA候補者への配慮がなされた。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
105	日本語能力等の向上に向けての取組・受験機会の拡大等の検討	外務省 南部アジア部 南東アジア第二課  厚生労働省 大臣官房 国際課	<p>1 日本語能力等の向上に向けての取組 (1)協定に規定のある6か月間の日本語研修に加えた訪日前日本語研修の検討を開始。 (2)研修・就労中の候補者に対し、それまでの日本語専門家による巡回指導に加え、集合研修、研修費用に対する補助等を開始。</p> <p>2 受験機会の拡大等の検討 「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」(平成23年3月11日閣議決定)において、平成20年度及び平成21年度に来日した看護師・介護福祉士候補者については、一定の条件の下に、滞在期間の1年延長を認めることを決定。</p>	<p>1 日本語能力等の向上に向けての取組 協定に規定のある6か月間の日本語研修に加え、インドネシアは6か月間、フィリピンは3か月間の訪日前日本語研修を開始。</p> <p>2 受験機会の拡大等の検討 「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」(平成23年3月11日閣議決定)を受け、平成23年度及び平成24年度に協定に基づく滞在期間が満了する看護師・介護福祉士候補者について、滞在期間が1年延長される場合の雇用管理、研修の実施等に関する指針を告示。</p>	<p>C: 一部実施</p> <p>【ボトルネック、解決策】 現在、受入れ枠組み改善の措置を取っており、当該措置の結果を踏まえて、ボトルネック、解決策を特定する。</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師国家試験については、平成21年度は合格者3名／受験者254名(うち滞在3年目の受験者0名)、平成22年度は合格者16名／受験者398名(うち滞在3年目の受験者91名)、平成23年度は合格者47名／受験者415名(うち滞在3年目の受験者212名)となった。(累計で、66名が合格)</li> <li>・介護福祉士国家試験については、初めての受験である平成23年度は合格者36名／受験者95名となった。</li> <li>また、22名が介護福祉士養成校(就学コース)を卒業し、介護福祉士資格を取得した。</li> </ul> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・候補者の日本語能力の強化を含む受入れ枠組みの改善のため、日本語研修の充実、滞在期間の延長などの措置をとった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インドネシアについては、看護実務能力強化プロジェクト(JICA)を本年5月を目前に立ち上げ、5大学を対象に協力を開始予定。ベトナムについては、訪日前研修を適切に実施する。</li> <li>・介護福祉士候補者への国家試験の複数回の受験機会の提供については、次回国家試験の受験結果等も踏まえて検討することになる。</li> </ul>
106	在留期間上限の伸長、再入国許可制度の緩和	法務省 入国管理局 入国管理企画官室	-	<p>第171国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)により、新しい在留管理制度が導入されることに伴い、在留期間の上限をこれまでの3年から最長5年に伸長することや、一年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度の導入などの措置が講じられる。(平成24年7月9日施行予定)</p>	B: 実施済	<p>左記の通り施策を実施したことにより、改正入管法の施行後は、専門的・技術的分野の人材に対して最長在留期間5年を付与することにより高度人材の集積のためのインセンティブとして活用することが出来るようになるほか、みなし再入国許可制度の導入により、これらの人材にとっても再入国許可手続の煩雑さから解放されその手数料についても不要であるので、これまでの負担が軽減される。これらの措置や負担の軽減により、今後高度人材の誘引効果が期待される。</p>	-

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
107	高度人材にとって魅力ある雇用・労働環境や社会・生活環境の整備等の検討・実施	内閣府政策統括官(経済財政運営担当) 法務省入国管理局 厚生労働省職業安定局 厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室 経済産業省産業人材政策室	<p>・企業における高度外国人材活用促進事業において、高度外国人材を活用するにあたっての企業における具体的な環境整備について検討し、セミナー(「高度外国人材と日本企業の競争力ー多様な人材がイノベーションを生むー」)を開催するとともに、企業向け「高度外国人材活用実践マニュアル」を作成。</p> <p>・事業名:国際医療交流人材育成支援事業(平成22年度) 平成22年度には、高度な通訳能力と医療の知識を有し、医療の国際化の取り組みにおいて不可欠な国際医療通訳の育成を目的とした事業を東京外国語大学に委託し、中国語、ロシア語、英語の3カ国語での講座設置、医療機関での通訳実習を行った。 なお、委託事業終了後は、同大学の自主事業として同様の取組みが実施されている。</p>	<p>・「高度外国人材活用実践マニュアル」の普及・啓発に努めた。</p> <p>・「外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立の認可に関する調査研究」を実施し、これに基づき外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立認可の促進に係る通知を各都道府県の知事部局、教育委員会に発出。</p>	C:一部実施	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・全国3ヶ所(東京・大阪・愛知)にてセミナー(「高度外国人材と日本企業の競争力ー多様な人材がイノベーションを生むー」)を開催。</p> <p>・作成した「高度外国人材活用実践マニュアル」を外国人雇用サービスセンター等を所管する労働局へ配布(東京労働局900部、大阪・愛知・福岡労働局各450部)。</p> <p>・労働局にて留学生雇用管理セミナー等に参加した企業に配布。</p> <p>・労働局より各所に配布し、事業主訪問の際等に企業に周知。</p> <p>以上を通じて、高度人材にとって魅力ある雇用・労働環境の整備を実施した。</p> <p>【ボトルネック】 高度外国人材にとって魅力ある雇用・労働環境や社会・生活環境の整備等の取組の普及・啓発が十分ではない。</p> <p>【解決策】 ポイント制の導入状況、昨年とりまとめた「高度外国人材活用実践マニュアル」等を踏まえ、引き続き、高度人材にとって魅力ある雇用・労働環境や社会・生活環境の整備等の検討を進める。</p>	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
108	日本語教育等の強化による高度人材等の育成・確保	外務省 広報文化交流部 文化交流課	<p>国際交流基金によるアジア諸国等における海外日本語講座の展開・運営等</p> <p>国際交流基金によるアジア諸国等における海外日本語講座の展開・運営等</p> <p>・国際交流基金日本語直営講座の設置・運営。2010年度は16ヶ所(5ヶ所新設)。</p> <p>・経済連携協定(EPA)に基づく看護師・介護福祉士候補者向け訪日前研修(インドネシアは104人の候補者に対し3週間、フィリピンは131人の候補者に対し8～13週間の日本語研修を現地で実施。)</p>	<p>国際交流基金によるアジア諸国等における海外日本語講座の展開・運営等</p> <p>・国際交流基金日本語直営講座の設置・運営。2011年度には23ヶ所(7ヶ所新設)。</p> <p>・日米同盟深化のための日米交流強化(日本人若手日本語教員米国派遣による日本語講座拡充。2011年度は15人を派遣。)</p> <p>・経済連携協定(EPA)に基づく看護師・介護福祉士候補者向け訪日前研修(インドネシアは200人の候補者に対し6ヶ月、フィリピンは102人の候補者に対し3ヶ月の日本語研修を現地で実施。)</p>	C:一部実施	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・国際交流基金日本語直営講座における受講者数が、2010年度の4千人弱から、2011年度は8千人近くに増加。講座内容が、日本文化理解、相互理解の要素を含むものであることから、初中級レベルの修了者は、知日家・親日家としての継続的な日本への関心を有する層や観光等での訪日層を形成し、上級レベルの講座修了者は、観光に加え、留学やビジネスでの訪日層を形成するとともに、海外における日系企業・団体、在外公館等への就業者ともなっている。</p> <p>・米国各地の中等教育機関(高校等)に若手日本語教員15人(2011年度)を派遣したことにより、2,000人近くの若い米国人学生が新たに、母語話者としての日本人と接しながら日本語を学習する機会を創出。これにより、将来の知日家・親日家や日米交流の担い手並びに留学、観光、ビジネスでの訪日層が拡大する可能性に貢献。</p> <p>・経済連携協定(EPA)に基づく訪日前研修については、国際交流基金が関与する前と比べて、日本語能力試験N3レベルに達する研修生が従前の1～2割から2010年度において5～6割に増加した。これにより、日本での実地研修の効果の向上、資格試験の合格可能性の拡大に貢献。</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>・国際交流基金日本語直営講座については、2012年度以降において、講座受講者等への適切なアンケートの実施等を行い、施策の具体的成果・効果について、より定量的かつ体系的把握する方法を整備していくことが課題。</p> <p>・経済連携協定(EPA)訪日前研修については、日本語習得の要素のみが看護師・介護福祉士候補者の資格試験合格に影響するものではないため、施策の成果・効果を直接的に証明することが難しい。</p>	<p>2012年度に、国際交流基金日本語直営講座を27ヶ所に拡大し(4ヶ所新設)、受講者数を約1万4千人まで拡大。</p> <p>米国への若手日本語教員の派遣については、さらに10人の教員を派遣予定[対象学習者数は2012年9月以降調査予定]</p> <p>経済連携協定(EPA)に基づく看護師・介護福祉士候補者向け訪日前研修を実施(実施方法についてはインドネシア・フィリピン政府と交渉中)</p>

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
109 110	<p>・「選択と集中」による国際コンテナ・バルク戦略港湾の選定</p> <p>・港湾法改正法案の提出</p> <p>・「民」の視点による港湾経営を実施し、港湾コストの低減等貨物集約のための対策の実施</p> <p>・ゲートオープン時間拡大による24時間化推進等荷主へのサービス向上</p>	<p>国土交通省港湾局港湾経済課</p> <p>国土交通省港湾局計画課企画室</p>	<p>・2010年8月に国際コンテナ戦略港湾として、阪神港(大阪港・神戸港)・京浜港(東京港・横浜港・川崎港)を選定した。</p> <p>・2010年6月に国際バルク戦略港湾の公募を実施した。</p> <p>・2011年2月に「民」の視点による港湾運営を実現するための港湾運営会社制度の創設等を規定した港湾法改正法案を国会提出し、同年3月に成立した。</p>	<p>(国際コンテナ戦略港湾)</p> <p>・港湾法改正法及び関係政省令が2011年12月に全面施行された。</p> <p>・大阪港及び神戸港の埠頭公社が、株式会社化され、経営トップに民間人が選任された。</p> <p>・国際コンテナ戦略港湾にコンテナ貨物を集約し積み替えを行う物流構造に転換するため、新規に内航航路や鉄道ダイヤを立ち上げ広域から貨物集約するソフト対策を進めた。</p> <p>・国際コンテナ戦略港湾のハブ機能を強化するため、釜山港等アジア諸港に比肩しうる仕様(水深・広さ)を有する高規格コンテナターミナルや荷役機械等のハード整備を推進した。</p> <p>・ゲートオープン時間拡大等荷主へのサービス向上に関する取り組みを推進した。</p> <p>・以上について、国際コンテナ戦略港湾検討委員会において、実施状況を確認した。</p> <p>(国際バルク戦略港湾)</p> <p>・2011年5月に、穀物(鹿島港、志布志港、名古屋港、水島港、釧路港)、鉄鉱石(木更津港、水島港・福山港)、石炭(徳山下松港・宇部港、小名浜港)の拠点港を選定した。</p> <p>・選定された国際バルク戦略港湾において、港湾運営会社制度等による港湾運営の実現に向け、関係者調整を実施した。</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・国土交通省の事業として、国際コンテナ戦略港湾にコンテナ貨物を集約し積み替えを行う物流構造に転換するため、内航フィーダーを8航路、鉄道フィーダーを2路線立ち上げた。 (なお、港湾管理者等においても、コンテナ貨物集約策を実施しているところ。)</p> <p>・港湾運営会社制度等による港湾運営の実現等に向けて、国際バルク戦略港湾全10港において推進協議会等が発足し、43企業を含む関係者調整を実施した。</p>	<p>・港湾運営会社による効率的な港湾運営の早期実現・前倒しに向け、引き続き、関係者調整を実施する。</p> <p>(国際コンテナ戦略港湾)</p> <p>・阪神港・京浜港それぞれにおいて、集荷のための取り組み(港湾管理者による助成等)や、外航船社等へのトップセールスを行い、基幹航路就航の維持・拡大を図る。</p>



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
111	日本籍船を中心とする日本商船隊の国際競争力強化、船員(海技者)の確保・育成、造船業の国際競争	国土交通省海事局外航課	<p>○ 日本商船隊の国際競争力強化</p> <p>・ 海上運送法に基づき日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者から当該計画が着実に実施されているのかについて報告徴収を行い、計画の実施状況を確認し、認定を受けた全社が適切に計画を履行していることを確認した。</p> <p>・ 平成23年度税制改正大綱において、船舶特別償却制度及び買換特例制度の延長が認められたところである。</p>	<p>○ 日本商船隊の国際競争力強化</p> <p>・ 海上運送法に基づき日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者から当該計画が着実に実施されているのかについて報告徴収を行い、計画の実施状況を確認し、認定を受けた全社が適切に計画を履行していることを確認した。</p> <p>・ トン数標準税制の拡充については、平成24年度税制改正大綱において、「更なる経済安全保障の観点から、日本船舶への迅速かつ確実な転換等の課題にも対応した次期通常国会における海上運送法の改正、日本船舶や日本人船員を増加させるという日本船舶・船員確保計画の拡充を前提に、平成25年度税制改正において日本船舶増加のインセンティブにも十分に配慮しつつ、適用対象を我が国外航海事業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶に拡充する」ことが盛り込まれたところであり、今通常国会に海上運送法の一部を改正する法律案を提出したところである。</p> <p>・ また、同大綱において、国際船舶に係る固定資産税の軽減措置の延長・拡充及び登録免許税の軽減措置の延長が認められたところである。</p>	<p>○ 日本商船隊の国際競争力強化</p> <p>C:一部実施</p>	<p>○ 日本商船隊の国際競争力強化</p> <p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・ 我が国商船隊における外航日本船舶数 2009年:107隻 2011年:136隻(29隻増加)</p> <p>【ボトルネック・解決策】</p> <p>我が国外航海運においては、昭和60年のプラザ合意後の急速な円高等によるコスト競争力の喪失から、安定的な国際海上輸送の核となるべき日本籍船は、最も多かった1,580隻(昭和47年)から、92隻(平成19年)に減少した。</p> <p>こうした状況を受け、平成20年より「日本船舶・船員確保計画」により、日本籍船の計画的増加を進めており、計画通りに進捗しているところ。</p> <p>今般トン数標準税制の拡充により日本籍船増加のベースアップを図るなど、経済安全保障及び日本商船隊の国際競争力の向上を図る政策を推進していく。</p>	<p>平成24年度税制改正大綱において、「更なる経済安全保障の観点から、日本船舶への迅速かつ確実な転換等の課題にも対応した次期通常国会における海上運送法の改正、日本船舶や日本人船員を増加させるという日本船舶・船員確保計画の拡充を前提に、平成25年度税制改正において日本船舶増加のインセンティブにも十分に配慮しつつ、適用対象を我が国外航海事業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶に拡充する」ことが盛り込まれたところであり、今通常国会に海上運送法の一部を改正する法</p>

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
	力強化						<p>律案を提出したところである。</p> <p>トン数標準税制の拡充により日本籍船増加のペースアップを図るなど、経済安全保障及び日本商船隊の国際競争力の向上を図る政策を推進していく。</p>
		国土交通省海事局 海事人材政策課	<p>○船員(海技者)の確保・育成</p> <p>・ 船員(海技者)の確保・育成に関する検討会に関する検討、ヒアリング等</p>	<p>○船員(海技者)の確保・育成</p> <p>・ 船員(海技者)の確保・育成に関する検討会開催、取りまとめ</p> <p>・ 海上労働条約締結のため、船員法の一部を改正する法律案の国会提出</p>	<p>○船員(海技者)の確保・育成</p> <p>C:一部実施</p>	<p>○船員(海技者)の確保・育成</p> <p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・ 海運業における船員採用者数水準</p> <p>2009年 対平成17年比164%</p> <p>2010年 対平成17年比115%(速報値)</p> <p>【ボトルネック・解決策】</p> <p>経済情勢の悪化により事業者の事業環境が悪化したため、採用が控えられ平成21年と比較して採用者数が減少した。</p> <p>こうした状況の中、今後の海運業における人材確保を進めるために、引き続き新人船員を計画的に雇用・訓練する海運事業者を支援するとともに、平成23年度に開催した「船員(海技者)の確保・育成に関する検討会」における検討結果の取りまとめを踏まえ施策を推進していく。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
		国土交通省海事局船舶産業課	<p>○造船業の国際競争力強化</p> <p>・我が国造船産業の国際競争力強化を図り、今後とも一流の造船国であり続けることを目指して、2010年12月に、「新造船政策検討会」を設置し、検討を開始。</p> <p>・革新的な船舶のCO2削減技術の開発・実用化について、民間の技術開発プロジェクト22件に対し、開発費用の1/3を支援している。(2011年度も実施)</p>	<p>○造船業の国際競争力強化</p> <p>・2011年7月、「新造船政策検討会」において、受注力強化、新市場・新事業への展開、業界再編の促進を柱とする我が国造船産業の国際競争力強化策(新造船政策)をとりまとめた。</p> <p>【上記政策の実施状況】</p> <p>・2011年7月、我が国主導のもと、IMO(国際海事機関)において国際海運のCO2排出規制を導入する「海洋汚染防止条約」附属書の改正を採択するとともに、本条約改正に対応するため、海洋汚染防止法の一部を改正する法律案を国会に提出。</p> <p>・2011年7月、改正産活法に基づく造船業の活力の再生に向けた基本指針(事業分野別指針)を制定。 ＜改正産活法に基づく計画認定:1件＞</p> <p>・2011年7月、国際協力銀行法施行令を制定し、先進国向け輸出金融の対象に船舶を追加。＜先進国向け船舶輸出金融の活用:10件＞</p>	<p>○造船業の国際競争力強化</p> <p>C:一部実施</p>	<p>○造船業の国際競争力強化</p> <p>【2020年の成果目標の達成状況】 ＜我が国造船市場の状況＞</p> <p>(造船業の売上高(主要15社)) H20年度 22,760億円 H21年度 27,833億円 H22年度 24,379億円</p> <p>【ボトルネック・解決策】 世界経済の減速を受け、世界的に発注が急落するとともに、長期化する円高の影響により、我が国造船産業を取り巻く受注環境は厳しい状況。今後、我が国造船業の経営の悪化が予想される。</p> <p>このため、昨年度とりまとめた「新造船政策」に基づく、以下の施策を中心に各種施策を戦略的かつ効果的に推進し、我が国造船業の国際競争力強化を図っていく必要がある。</p> <p>・世界をリードする省エネ船と天然ガス燃料船の早期実用化・普及促進に向けた環境整備に取り組む。 また、引き続き船舶からのCO2削減についての国際的枠組み作りに取り組み、2012年度には、経済的規制の導入の検討等を実施。</p> <p>・海外における海洋資源開発等における船舶・海洋インフラ需要の取り込みに向け、官民一体で展開を図る。</p>	<p>・浮体式洋上風力発電施設の早期実用化・普及促進に向けた安全性の実証＜経産省・環境省と連携＞</p>

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
112	貿易関連手続の一層の円滑化(輸出貨物に係るいわゆる「保稅搬入原則」の見直し等、積荷情報の入手時期の早期化・電子化の促進等貿易関連手続の迅速化等、シングルウィンドウの利便性の向上、国際的なシステム連携への取組、アジア諸国における貿易円滑化の推進(APECでの取組、通関手続のレベル向上に向けた技術協力、AEO(認定事業者)制度の構築支援・相互承認の推進))	財務省 関稅局 総務課  国土交通省 港灣局 港灣經濟課  外務省 經濟局 國際貿易課  經濟産業省 貿易經濟協力局 貿易振興課	<p>・輸出貨物に係るいわゆる「保稅搬入原則」の見直し等については、輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保稅地域への貨物搬入前に行えることとする内容を盛り込んだ關稅法改正案が、2011年3月31日に成立した(当該部分は同年10月1日施行)。</p> <p>・海上コンテナ貨物に係る積荷情報の事前報告制度の早期化、詳細化及び電子化について、関係事業者ヒアリング及び検討を実施した。</p> <p>・平成23年3月に、空港の入出港関係手続のシングルウィンドウ業務の見直しを行った。</p> <p>・NACCSと動植物検疫や食品衛生手続などの関係省庁システムとの統合については、それぞれのシステムの更改次期を捉えて行うこととして、関係省庁の間で協議を進め、平成25年10月に統合することとした。</p> <p>・ADBを通じた2,500万ドル規模の資金を用いた支援策を表明する他、ASEAN諸国を中心としたアジアにおける貿易円滑化の取組の中核的概念として、通関システム構築やAEO制度導入等を柱とする「アジア・カーゴ・ハイウェイ」構想を日ASEANの關稅局長間で合意した。</p>	<p>・輸出貨物に係るいわゆる「保稅搬入原則」の見直し等については、2011年10月1日より実施した。</p> <p>・海上コンテナ貨物に係る積荷情報の事前報告制度の早期化、詳細化及び電子化について、2012年通常国会に法案を提出・成立した。</p> <p>・輸出入・港灣関連情報処理システム(NACCS)の輸出許可通知書の出力様式を、國際民間航空機關(ICA)ルールに準拠した様式に変更した。</p> <p>・ベトナムへのNACCS型システム導入に向けた作業を開始した。その他、システム構築やAEO制度導入等の先進的取組の土台となる評価・分類を始めとした基礎的税関分野での技術協力を実施した。</p> <p>・ASEAN各国税関当局との間で、当面の支援内容について合意し、その一部について実施に移しつつある。代表的な案件としては、ベトナムへのNACCS型システムの導入がある。</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・財務省では、従来よりおおむね3年毎に輸入手続きの所要時間調査を実施している。これまでの貿易関連手続を円滑化する施策により、通関所要時間は大きく短縮している。</p> <p>例えば、海上輸入貨物に係る平均通関所要時間については、平成3年において26.1時間であったのが、平成21年において3.1時間まで短縮している。なお、最新の調査結果(平成24年)については現在集計中であり、本年7月中を目途に公表予定である。</p> <p>また輸出貨物に係るいわゆる「保稅搬入原則」の見直し等については、平成23年(10月から12月まで)において、約45%の輸出申告が保稅地域への貨物搬入前に行われており、これにより円滑化が図れている。</p> <p>海外への技術協力も積極的に行っており、ベトナムへのNACCS型システム導入に向けた作業(2014年3月に新システム稼働予定)が遅滞なく進んでいるが、現在、システム構築段階であり、現時点でその成果を定量的に示すことは困難である。</p> <p>輸出入が大きく拡大している中(輸出入申告件数は、平成13年の23,251千件から、平成23年には34,837千件まで拡大)、引き続き貿易関連手続の一層の円滑化を進め、輸出入の拡大を図る。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
113	・海外子会社からの配当益金不算入制度の導入(平成21年度税制改正)	経済産業省 貿易経済協力局 貿易振興課 関係省庁 財務省	・平成21年度税制改正で措置済み。	・平成21年度税制改正で措置済み。	A: 実施済みかつ成果あり	【2020年の成果目標の達成状況】 ・我が国に還流した海外子会社からの配当金等の合計は、2010年は約3.1兆円、2011年は約3.2兆円。	
114	非居住者の社債利子非課税化	金融庁 総務企画局 政策課 金融税制室 関係省庁 財務省 主税局 参事官室 経済産業省 経済産業政策局 産業資金課 国土交通省 住宅局 総務課 民間事業支援調整室	2010年度税制改正により、外国投資家が支払を受ける振替社債等の利子等の非課税化を実現(振替社債非課税措置の創設)	2011年度税制改正により、外国投資家が支払を受ける、日本版スクーク(イスラム債)の分配金の非課税化を実現したほか、外国の年金基金やリミテッド・パートナーシップを振替社債非課税措置の適用を受けることができる外国投資家に追加。 2012年度税制改正大綱において、外国投資家が支払を受ける日本版レベニュー債(東日本大震災の被災自治体の公社等の発行するものに限る)の利子の非課税化を明記。	A: 実施済みかつ成果あり	【2020年の成果目標の達成状況】 海外からの資金流入拡大については、振替社債非課税措置の施行直後である平成22年6月末時点における外国投資家保有額は559億円・保有銘柄数は55銘柄であったところ、2012年2月末時点における外国投資家保有額は6250億円・保有銘柄数は325銘柄に達しており、堅調な推移を示している。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
115	租税条約、社会保障協定、投資協定の締結促進(特に租税条約ネットワークの拡充)	外務省 国際法局 経済条約課	オランダ、香港、サウジアラビア、英領ケイマン、バハマとの間で新たな租税条約に署名し、シンガポール、バミューダ、マレーシアとの間で租税条約の効力が発生した。	ポルトガル、ガーンジー、ジャージー、マン島との間の租税条約、税務行政執行共助に署名し、香港、サウジアラビア、オランダ、スイス、ルクセンブルク、英領ケイマン、バハマ、マン島との間で租税条約の効力が発生した。	B: 実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 租税条約については、53条約を締結し64箇国・地域に適用。これ以外に5条約が署名済。	租税条約については、我が国との経済関係が深い国や地域を重視しつつ、引き続き積極的に締結交渉を行うことで、ネットワークの拡充を図っていく。
		外務省 領事局 政策課  厚生労働省 年金局 国際年金課	ルクセンブルク、ハンガリー、スウェーデン、オーストリア、スロバキア、インドとの間で政府間交渉又は予備協議を行い、ブラジル、スイスとの間で新たな社会保障協定に署名し、スペイン、アイルランドとの間で社会保障協定の効力が発生した。	インド、スウェーデン、中国、スロバキア、フィリピン、トルコとの間で政府間交渉又は予備協議を行い、ブラジル、スイスとの間で社会保障協定の効力が発生した。		【2020年の成果目標の達成状況】 我が国は、15か国との間で社会保障協定を締結又は署名済み。	社会保障協定については、各国それぞれの固有の社会保障制度の違い等を踏まえ、きめ細かな対応が特に重要であり、協定締結のニーズ等を勘案して、優先度が高いと判断される国から順次交渉を行っていく。

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
		外務省 経済局 投資室  経済産業省 通商政策局 経済連携課	投資関連協定については、インドとのEPA(投資章含む)について交渉を終了し、署名を行った。	二国間では、パプアニューギニア、コロンビア及びクウェートとの投資協定への署名を行った。また、インドとのEPAを締結した。 更に、日中韓及び日イラク間の投資協定に関する交渉は実質合意に至り、現在署名に向け準備中。その他、現在ミャンマーを含む6カ国との間で交渉又は事前協議を進めている。		【2020年の成果目標の達成状況】 投資協定については、これまで25協定を締結し(EPA/FTA含む)、これに加えて3協定が署名済み。	投資協定については、我が国の対外直接投資額の近年の急増・今後の増加見込みに鑑み、ニーズと優先順位に応じて海外投資環境の整備を図るべく、今後あり得べき交渉相手国及びそのための人的体制につき、調整を急ぐと共に、現在交渉中の案件について早期妥結を目指す。

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
117	・日本のアジア拠点化の推進(高度人材等雇用への貢献度等と連動したアジア本社・研究開発拠点の誘致・集積を促す税制措置を含むインセンティブ制度について、2011年度からの実施を目指して検討)	経済産業省 貿易経済協力局 貿易振興課	グローバル企業の研究開発拠点やアジア本社の立地を促進する観点から、平成22年度補正予算において、拠点設立に係る初期投資に対して支援を行う立地補助金を創設するとともに、主務大臣の認定を受けたグローバル企業に対し法人税負担軽減や特許料軽減等のインセンティブ措置を講ずるため「アジア拠点化推進法案」を第177回通常国会に提出した。	平成23年度当初予算においても立地補助金を手当てし、平成23年8月から10月末にかけて公募を実施。 また、引き続き「アジア拠点化推進法案」の早期成立を目指す。  なお、上記法案に伴うグローバル企業のアジア本社・研究開発拠点に対し5年間、20%所得控除等の課税の特例を盛り込んだ税法については平成23年6月に成立済み(適用期限は平成26年3月末)。(当該課税の特例等の規定の施行日は、上記法案の施行日)	C:一部実施  ※「アジア拠点化推進法案」を第177回通常国会に提出したものの継続審議となっているため、「C」と評価した。  【ボトルネック、解決策】 「アジア拠点化推進法案」の早期成立。	【2020年の成果目標の達成状況】  ・高付加価値拠点数の増加 ：平成23年度アジア拠点化立地補助金により10社採択(平成23年12月)  ・外資系企業による雇用増(75万人→200万人) ：平成21年度経済センサス(基礎調査)によると、外資系企業による雇用者数は86万人。  ・対日直接投資倍増 ：国際収支統計によると、平成23年末の対日直接投資残高は17.3兆円。  【ボトルネック、解決策】 法人税負担軽減や特許料軽減等のインセンティブ措置を実現するため「アジア拠点化推進法案」を早期に成立させるとともに、平成23年末に策定した「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」を着実に推進していくことにより、引き続きグローバル企業の高付加価値拠点の誘致の実現を目指す。	平成24年度アジア拠点化立地補助金により、引き続き高付加価値拠点の誘致を実施。  「アジア拠点化推進法案」の早期成立。



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
118	「アジア拠点化・対日投資促進プログラム(仮称)」策定	内閣府対日直接投資推進室 経済産業省貿易経済協力局貿易振興課	—	・2011年12月に、世界レベルで魅力ある事業・生活環境整備に係る施策を取りまとめた「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」を策定。	C:一部実施	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高付加価値拠点数の増加</li> <li>・平成23年度アジア拠点化立地補助金により10社採択(平成23年12月)</li> <li>・外資系企業による雇用増(75万人→200万人)</li> <li>・平成21年度経済センサス(基礎調査)によると、外資系企業による雇用者数は86万人。</li> </ul> <p>・対日直接投資倍増</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際収支統計によると、平成23年末の対日直接投資残高は17.3兆円。</li> </ul> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」の進捗管理を着実にを行う。</li> <li>・特に、「開かれた復興」に資する対日直接投資を呼び込むことに貢献するべく、復興庁・ジェトロ等と連携した取組を実施する。</li> </ul>	—
119	・法人実効税率の主要国並みへの段階的引下げ	経済産業省 経済産業政策局 企業行動課 関係省庁 総務省 財務省	・2010年11月に「日本国内投資促進プログラム」を取りまとめ、法人実効税率引下げについて言及するとともに、産業界全体で2020年に104兆円超の設備投資を行うという日本経済団体連合会の目標を始め、産業界の具体的な投資行動目標を盛り込んだ。	平成24年度から法人実効税率を5%引下げる法案が成立した。なお、平成24年度から3年間は復興財源確保法による復興特別法人税が課される。	C:一部実施	—	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
(追加)	国内立地支援、電力制約対応、サプライチェーン強靱化	経済産業省経済産業政策課産業施設課 情報通信機器課 資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課	2010年9月、「成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」の第1ステップとして、低炭素型雇用創出産業立地支援の推進事業費(予算額:1,100億円)を予備費の活用により予算措置。同年12月27日に採択先を決定(採択件数153件)し、事業実施中。	<p>○震災を契機として産業の空洞化が加速するおそれがあることに鑑み、サプライチェーンの中核となる代替が効かない部品・素材分野と我が国の雇用を支える高付加価値の成長分野における生産拠点の国内立地を促進し、雇用を維持・創出するため、平成23年度第3次補正予算で国内立地推進事業費補助金を措置し、執行している(一次公募は採択先決定済み。二次公募を本年4月より実施中)。</p> <p>また、低炭素型産業の国内立地推進を図るための事業として23年度当初予算で革新的低炭素技術集約産業国内立地補助金を措置(予算額:約71.4億円)。2011年8月に採択先を決定(採択件数22件)し、事業実施中。</p> <p>○「エネルギー需給安定行動計画」に基づき、省エネ等による総需要の抑制等、予算措置、規制・制度改革などのあらゆる政策を動員して、エネルギー需給安定に万全を期すため、補正予算を活用した需要家別の需給対策アクションプラン、エネルギー規制・制度改革アクションプランを実施。 (例)節電エコ補助金(計2,024億円)を創設し、住宅用太陽光発電、民生用燃料電池、高効率ガス空調設備の導入支援等を実施。</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>○平成23年度3次補正予算で措置された。国内立地推進事業については、1次公募において、245件、補助金総額約2,023億円の事業が採択。本事業は、補助金額の6倍に及ぶ1兆2,600億円の設備投資を誘発。今後、すそ野産業に対し、毎年約4.9兆円の需要創出と、すそ野産業を含めて約20万人の雇用創出が期待されている。</p> <p>また、平成21年度2次補正予算、平成22年度予備費で措置された低炭素型雇用創出産業立地推進事業については、平成21年度は42件、平成22年度は153件、補助金総額約1,400億円の事業が採択された。補助金額の約5倍に及ぶ約6,700億円の設備投資を誘発。今後、すそ野産業に対して毎年2.2兆円の需要創出と、すそ野産業を含めて約11万人の雇用創出が期待される。</p> <p>○見える化の徹底、需要家による省エネ促進、多様な主体が参加した供給力増強支援などにより、平成24年夏において、合計1,622万kWのピーク電力対策を見込んでいる。</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>○震災や急激な円高を契機とする立地環境の悪化に対応し、産業空洞化の危機を回避するため、我が国の立地環境の改善に向け、立地支援、エネルギー規制・制度改革アクションプランの着実な実施・電力システム改革などの電力需給対策を始めとして、施策の継続的な実施が必要。</p>	○平成24年度予算においても革新的低炭素技術集約産業国内立地推進事業を措置し、低炭素産業の競争力強化を図る。

## IV 観光・地域活性化戦略

新成長戦略全体フォローアップ 調査票(Ⅳ観光立国・地域活性化戦略)

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
120	2020年訪日外国人2,500万人の目標達成に向けたアクションプログラム(訪日外国人旅行者の国別目標設定)の作成・実施、PDCAサイクルを活用した目標・成果管理の徹底(2013年度に「チェック」の実施)	国土交通省 観光庁 国際交流推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年はじめまでに訪日外国人2500万人の目標達成に向けたアクションプログラム(訪日外国人旅行者の国別目標)を作成した。</li> <li>・ビジット・ジャパン事業の重点市場において、各市場のニーズに即した市場別プロモーションを実施した結果、2010年は過去最高の訪日旅行者数となった。</li> <li>・また、PDCAサイクルを着実に実施するため、ビジット・ジャパン事業のプロモーションの効果を測定するKPI(重要業績指標)を導入した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクションプログラムに則り、引き続き市場別プロモーションを実施する予定だったが、東日本大震災の影響を踏まえ、まずは正確で海外消費者の目線に立った情報の発信、記者招請や共同広告などを通じた海外メディアや旅行会社などへの働きかけの強化に取り組むとともに、10月からは、ビジット・ジャパン重点市場における本格的プロモーションを開始した。</li> <li>・また、2020年はじめまでに訪日外国人旅行者を2500万人にするとの目標は維持しつつも、震災の影響も踏まえ、中間目標の一部見直しを実施した。</li> </ul>	<p>C:一部実施</p> <p>【ボトルネック、解決策】 ・震災等の影響により、訪日外国人旅行者数は激減したため、一刻も早い震災前水準への回復が必要である。</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 ・訪日外国人旅行者数 2010年 861万人 2011年 622万人</p> <p>【ボトルネック、解決策】 ・震災等の影響により、訪日外国人旅行者数は激減したが、震災発生当初よりきめ細かい情報発信や海外メディアの視察ツアーを通じた日本の現状の発信、プロモーションの再開などによって、訪日旅行者数の減少幅は縮小傾向であり、この回復基調を維持し、一刻も早い震災前水準への回復が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一刻も早い訪日需要の回復のため、徹底した風評被害対策に加え、在外公館や民間企業との連携、日本開催国際会議やオープンスカイといった特別な機会の活用、ビジネス需要としてのMICE誘致等、あらゆる関係者・機会を総動員したオールジャパン体制による訪日旅行の海外プロモーション事業を展開するとともに、訪日時の満足度を高めるため、国内における訪日外国人旅行者の受入環境の整備・充実を推進する。</li> </ul>
121	中国人訪日観光査証の取得容易化・訪日中国人の拡大	国土交通省 観光庁 国際交流推進課  関係省庁 外務省 領事局外国人課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジット・ジャパン事業予算を中国市場に集中投下し、プロモーションを強化した。</li> <li>・中国人個人観光査証の発給要件を緩和、申請受付公館の拡大を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジット・ジャパン事業において、海外目線に立った情報発信、中国メディアや旅行会社への働きかけを強化するとともに、10月以降プロモーションを再開した。</li> <li>・中国国内における中国人向けの海外旅行販売について、日系旅行会社への開放を実現した。</li> <li>・中国人訪日観光沖縄数次ビザを創設した。</li> <li>・中国人訪日個人観光ビザの発給要件を更に緩和した。</li> </ul>	<p>B:実施済</p> <p>【ボトルネック、解決策】 ・震災等の影響により、訪日中国人旅行者は激減したが、着実に回復傾向にあり、今後もこの勢いを持続させていくことが必要である。</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 ・訪日中国人旅行者数 2010年 141万人 2011年 104万人</p> <p>【ボトルネック、解決策】 ・震災等の影響により、訪日中国人旅行者は激減したものの、着実に回復傾向にある。11月からは対前年同月比でプラスに転じており、今後もこの勢いを持続させていくことが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、二国間の人的交流を促進するため、査証申請人の利便性向上につながる円滑かつ迅速な査証発給手続を推進する。</li> <li>・桜や雪に代表される自然景観、ファッションや家電等の多様なショッピング情報、グルメ情報、寺社仏閣をはじめとする伝統文化等、ゴールデンルートを中心に日本ならではの魅力を深掘りして、ウェブを中心に発信し、日中国交40周年も活用しながら、訪日中国人旅行者の一層の拡大を図る。</li> </ul>
122	入国審査に要する時間の短縮	法務省 入国管理局 入国管理企画官室	<p>観光立国の実現と交流人口の拡大を目指し、空海港の利便性向上を図るため、出入国審査の待ち時間の短縮など、旅行者にとってのマイナス要因を解消するための取組を実施。その主な施策は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査ブースコンシェルジュの配置</li> <li>・セカンダリ審査体制の実施</li> <li>・事前旅客情報システムの運用</li> </ul>	<p>左記の取組を引き続き実施。その主な施策は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査ブースコンシェルジュの配置の拡大</li> <li>・バイオメトリクスシステムの運用・強化</li> <li>・セカンダリ審査体制の実施</li> <li>・事前旅客情報システムの運用</li> </ul>	<p>C:一部実施</p>	<p>左記の通り施策を実施した。なお、成田空港の平成22年平均では約26分となっている(目標は平成28年度までに空港での審査待ち時間20分)。将来、大量の外国人が訪日する状況においても、適切な出入(帰)国審査を実現するため、法務大臣の私的懇談会である「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政検討会議」において短時間で円滑かつ厳格な審査を確実に実施できる将来の出入国審査の方法等について検討を進めている。</p>	<p>—</p>

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
123	海外出先機関におけるワンストップサービス	国土交通省 観光庁 国際観光政策課  関係省庁 外務省 広報文化交流部 文化交流課  外務省 広報文化交流部 総合計画課  外務省 国際協力局 政策課  経済産業省 通商政策局 通商政策課	・海外出先機関におけるワンストップサービス実現に向けて、検討を行った。	・2011年8月、北京及びバンコクにおいて国際交流基金の海外事務所と国際観光振興機構の海外事務所の近接化を実施した。	C:一部実施	【2020年の成果目標の達成状況】 ・訪日外国人旅行者数 2010年 861万人 2011年 622万人	2020年の成果目標の達成に向け、官民、国と地方が一体となった効果的プロモーション活動に当たっては、その基盤として、各市場の現場レベルでのきめ細かな情報収集・営業活動が不可欠であり、これを担う専門性の高い職員からなる日本政府観光局について、国際交流基金との統合あるいは連携強化の在り方を検討するとともに、国際業務型4法人(国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び日本政府観光局)の海外事務所の機能的な統合を検討しつつ、その体制強化を行う。
124	MICEの積極的な誘致・開催の推進	国土交通省 観光庁 MICE推進担当参事官	・国及び関係主体が具体的に果たすべき役割や活動内容、時期等についてまとめた「MICE推進アクションプラン」に基づき国及び関係主体が連携して、「MICE全般のプロモーション」「誘致・開催に関する環境整備・支援」「MICEを支える基盤の強化、環境の整備」を中心にMICEの推進に取り組んだ。	・前年に引き続きMICEの推進に向けた施策を進めている。その中で、効率的・効果的な事業執行を行うべく、事業効果の測定手法(KPI)を構築・導入すると共に、海外プロモーションについても、事業の重点化を図った。	B:実施済  【ボトルネック、解決策】 ・MICEの誘致・開催を推進するために、海外プロモーションを中心に推進施策を進めつつあるところ。  ・また、2011年は震災等の影響によるキャンセルなどにより、国際会議の開催件数が2010年を下回ることが予想される。このため、MICEのキャンセル防止のための各種対策に注力してきたところ。	【2020年の成果目標の達成状況】 ・主要な国際会議の開催件数(UIA基準※) 2009年 538件 2010年 741件 最新の発表データは2010年まで。 ※UIA(Union of International Associations:国際団体連合)の定義によるもの  【ボトルネック、解決策】 ・上記のとおり、2010年にかけて国際会議数は増加しているが、韓国、中国、シンガポールその他のアジア諸国がMICE誘致の推進を強力に進めており、国際的な競争環境は我が国にとって一層厳しくなりつつある。	我が国MICE分野の国際競争力強化のために、以下の施策に取り組む。 ・MICE分野の市場動向・競合国動向についての調査・分析の実施 ・MICEマーケティング戦略の再構築に向けた検討 ・MICE施設の運営、整備のあり方など、受入環境の整備に関する検討 ・MICEのうち、従来は取組が行われていなかった分野全般について情報収集と対応を強化
125 126	文化、芸術、スポーツ、環境、医療等をきっかけとした新たな需要開拓など、日本における新たな観光資源のポテンシャルについての検討  ポテンシャルのある地域を選定し、省庁横断的に集中支援	国土交通省 観光庁 観光地域振興部観光資源課	・国内旅行の新需要創出と、これによる旅行人口の増加・経済効果の誘発を目的として、これまでの旅行商品にはない新たな旅行需要を惹起させるモニターツアーを実施し、ツアーの実現可能性や経済効果を検証した。 ・医療と連携した観光に関する海外調査事業・プロモーション調査事業を実施するとともに医療観光プロモーション推進連絡会を設置した。	・各地域の観光資源を活用して造成された旅行商品について、マーケティング、商品造成、販売、商品改良等の実態を把握し、顧客満足度を高めるための自主的な取り組みを促進させるための方策を検討した。 ・東日本大震災により落ち込んだ観光需要を回復させるため、モニターツアーの造成を通じた旅行に係る潜在需要の掘り起こしを行い、国内旅行全体の需要拡大を図った。 ・医療観光に関する受入環境整備事業を実施した。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・モニターツアーについて、2010年度は合計200件(参加人数4,610人)実施したところ。 ・参加者からの有意のアンケート結果に基づくと、モニターツアー旅行先への再来訪の意向は85%に及び、それらをふまえ、商品化された事例は15%程度存在する。2011年度も同様に商品造成を行い、これまで造成されていなかった旅行商品の新たな需要開拓を実施した。 ・また、各地域の観光資源を活用して造成された旅行商品について、アンケート調査を通じてマーケティング、商品造成、販売、商品改良等の実態を把握した。	・各地域の観光資源を活用して造成された旅行商品について、2011年度の実態調査を踏まえ、各地域における課題やその解決策を整理し、顧客満足度の高い旅行商品の品質向上策をとりまとめ、地域の自立的な観光振興を推進する。

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
127	魅力ある観光地づくりのための環境整備に向けた規制緩和等の検討・実施	国土交通省 観光庁 観光地域振興課  国土交通省 観光庁 観光地域振興部観光資源課	<p>・地域の幅広い関係者が連携して、2泊3日以上滞る滞在型観光ができるような観光エリアの整備を促進するため、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づき、新たに15地域の「観光圏整備実施計画」の認定を行い、併せて民間組織の取組を一体的かつ総合的に支援する「観光圏整備事業補助制度」について、41地域を対象地域として選定した。</p> <p>・通訳案内士制度の見直しについて、「通訳案内士のあり方に関する検討会」を開催し、抜本的な見直しも視野に入れた検討を行った。また、それを受けて通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を可能とするための特例措置を「総合特別区域法案」へ盛り込んだ。</p>	<p>・地域の幅広い関係者が連携して、2泊3日以上滞る滞在型観光ができるような観光エリアの整備を促進するため、地域と市場のワンストップ窓口として、着地型旅行商品等の開発・販売等を行い、観光地域づくりに取り組む法人格をもった事業体「観光地域づくりプラットフォーム」の立ち上げを支援した。</p> <p>・外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応するため、通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を可能とするための特例措置を規定した「総合特別区域法」が成立したことを受け、着実な実施を図っているところ。</p> <p>・沖縄県において、外国人観光客の受入体制の中心的役割を担う通訳案内士の不足が懸念されているところを受け、通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を可能とするための特例措置を「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案」へ盛り込んだ。</p> <p>・福島県において、東日本大震災に係る原子力災害により通訳案内士の人材不足が懸念される中、放射性物質に対する不安や風評被害等に対して適切に対応できる体制が求められていることを受け、通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を可能とするための特例措置を「福島復興再生特別措置法案」へ盛り込んだ。</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・平成22年度の延べ宿泊客数の前年比 45地域平均 99.7% (全国平均 97.2%)</p> <p>・通訳案内士制度の見直しについて、通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を可能とするための特例措置を「総合特別区域法」、「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律」、「福島復興再生特別措置法」に盛り込むことにより、創意工夫を活かした観光地づくりに寄与する訪日外国人旅行者の受入環境整備を実施した。</p>	<p>・地域の努力や顧客の満足度等の客観的・恒常的な評価の構築や、地域の多様な者が参画した観光地域づくりを一元的かつ継続的に進める組織体の構築、当該組織体の運営や具体的な事業の企画・調整等を行う観光地域づくりの中核となる人材の育成、コンセプトに基づく地域資源の観光資源化、顧客の自由度や選択性を高める移動の利便性の向上や情報発信等、地域の状況に応じた適切な取組の促進について、検討を行う。</p> <p>・総合特別地域法による通訳案内士法の特例を用いた地域からの提案に対して、新たなガイドの質の担保に留意しつつ、当該地域と共に新制度の着実な実施に取り組む。</p>
128	地域の観光を支える人材育成の推進(通訳案内士制度の見直し等)	国土交通省 観光庁 観光地域振興課  国土交通省 観光庁 観光地域振興部観光資源課	<p>地域の自主的・自立的な観光地域づくり人材育成の取組を促進するため、地域の人材育成の指針となるガイドラインの策定に向け、「観光地域づくり人材育成ガイドライン案」に即した研修を実施するとともに、シンポジウムの開催等を通じするなど、情報の共有化・地域のネットワーク化を進めた。</p> <p>・通訳案内士制度の見直しについて、「通訳案内士のあり方に関する検討会」を開催し、抜本的な見直しも視野に入れた検討を行った。また、それを受けて通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を可能とするための特例措置を「総合特別区域法」へ盛り込んだ。【再掲】</p>	<p>地域の自主的・自立的な観光地域づくり人材育成の取組を促進するため、地域の人材育成の指針となる「観光地域づくり人材育成ガイドライン」の検証・策定を行うとともに、地域の中核となる人材を育成する研修を実施した。</p> <p>・外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応するため、通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を可能とするための特例措置を規定した「総合特別区域法」が成立したことを受け、着実な実施を図っているところ。【再掲】</p> <p>・沖縄県において、外国人観光客の受入体制の中心的役割を担う通訳案内士の不足が懸念されているところを受け、通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を可能とするための特例措置を「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律」へ盛り込んだ。【再掲】</p> <p>・福島県において、東日本大震災に係る原子力災害により通訳案内士の人材不足が懸念される中、放射性物質に対する不安や風評被害等に対して適切に対応できる体制が求められていることを受け、通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を可能とするための特例措置を「福島復興再生特別措置法」へ盛り込んだ。【再掲】</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・観光地域づくりに求められる人材像、必要な知識・スキルを明確にした。</p> <p>・通訳案内士制度の見直しについて、通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を可能とするための特例措置を「総合特別区域法」、「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律」、「福島復興再生特別措置法」に盛り込むことにより、創意工夫を活かした観光地づくりに寄与する訪日外国人旅行者の受入環境整備を実施した。</p>	<p>・全国の大学・地域において講座・研修プログラムを展開し、観光地域づくり人材育成ガイドラインや人材育成手法を普及することにより、地域の自立的な人材育成の取組を促進するための仕組みづくりと観光地域づくりの担い手となる人材の育成を図る。</p> <p>・地域の努力や顧客の満足度等の客観的・恒常的な評価の構築や、地域の多様な者が参画した観光地域づくりを一元的かつ継続的に進める組織体の構築、当該組織体の運営や具体的な事業の企画・調整等を行う観光地域づくりの中核となる人材の育成、コンセプトに基づく地域資源の観光資源化、顧客の自由度や選択性を高める移動の利便性の向上や情報発信等、地域の状況に応じた適切な取組の促進について、検討を行う。</p> <p>・総合特別地域法による通訳案内士法の特例を用いた地域からの提案に対して、新たなガイドの質の担保に留意しつつ、当該地域と共に新制度の着実な実施に取り組む。</p>

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
129	交通アクセスの改善、安全・安心なまちづくりの推進	国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>成田新高速鉄道が2010年7月に開業し、成田空港と都心間の所要時間が大幅に短縮した。(51分⇒36分)</li> <li>都心と成田・羽田両空港間及び両空港間の鉄道アクセス改善に関する調査、関西国際空港への鉄道アクセス改善に関する調査を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都心と成田・羽田両空港間及び両空港間の鉄道アクセス改善に関する調査及び関西国際空港への鉄道アクセス改善に関する調査を実施した。</li> </ul>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成田新高速鉄道が2010年7月に開業し、成田空港と都心間の所要時間が大幅に短縮(51分⇒36分)した。</li> <li>東京駅～成田空港間30分台、東京駅～羽田空港間20分台、両空港間50分台で結ぶアクセス鉄道及び梅田～関西国際空港間を30分台で結ぶアクセス鉄道整備に向けた調査を実施した。</li> <li>高規格幹線道路の整備状況 2010年度末供用延長 9,855km (施策効果事例) 鳥取自動車道の開通に伴い、鳥取東部の観光入込客数が1.2倍に増加(H19→H22)</li> </ul>	—
		国土交通省 道路局 企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光旅行者の来訪の促進や利便性の向上を図るため、高規格幹線道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備を推進した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光旅行者の来訪の促進や利便性の向上を図るため、高規格幹線道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備を推進した。</li> </ul>	A:実施済かつ成果あり	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故は、2010年度末までに年間当たり約2万9千件抑止されているものと推計される。</li> <li>信号制御の高度化により、対策実施箇所における交差点等の通過時間は22年度末までに約1.0億人時間/年短縮されていると推計される。</li> <li>ムーブメント信号制御方式による信号制御の高度化に関するモデル事業の効果測定の結果 【栃木県】 ・ピーク時における平均旅行時間 1走行あたり28～173秒(4～34%)の短縮 ・平均停止時間 1走行あたり0～96秒(0～38%)の短縮 【滋賀県】 ・ピーク時における平均旅行時間 1走行あたり19～135秒(3～28%)の短縮 ・平均停止時間 1走行あたり35～109(19～40%)の短縮 【ボトルネック、解決策】 ムーブメント信号制御方式については、車線構成等について一定の条件が満たされた交差点において十分に効果が発揮されることから、2011年度に行う効果測定の結果を踏まえ、ムーブメント信号制御方式を導入する際の留意事項を取りまとめることとしている。</li> </ul>	—
		警察庁 交通局 交通規制課	<p>交通アクセスの改善に係る次の施策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通規制センターの整備、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化、信号機改良(多現示化)、バリアフリー対応型信号機の整備、道路標示の高輝度化等を実施</li> <li>道路交通情報及び自動車の走行情報を活用した集約シミュレーションを実施するとともに、信号制御及び交通情報の高度化への活用技術の開発を推進</li> <li>流入路単位で信号の青時間をコントロールして信号制御を最適化することにより、交差点渋滞の抑制を図るムーブメント信号制御の整備に係るモデル事業を栃木県及び滋賀県において実施(県警察本部の交通規制センターにおいて制御されている信号機が対象)</li> </ul>	<p>交通アクセスの改善に係る次の施策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通規制センターの整備、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化、信号機改良(多現示化)、バリアフリー対応型信号機の整備、道路標示の高輝度化等を実施</li> <li>光ビーコンを活用して収集・蓄積したプローブ情報と路側感知器から得られた情報を融合させ、信号制御の高度化や交通情報提供の充実化のため、交通規制センターの機器の改修を実施</li> <li>栃木県及び滋賀県において実施したムーブメント信号制御の整備に係るモデル事業について効果測定を実施。 また、愛知県において、管制センターで制御されていない信号機を対象として、端末間通信を利用して情報伝送を行うムーブメント信号制御方式のモデル事業を実施</li> </ul>	B:実施済		

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
	交通アクセスの改善、安全・安心なまちづくりの推進	警察庁 生活安全局 生活安全企画課	<p>○街頭防犯カメラシステムモデル事業 安全・安心なまちづくりを進めるため、全国の主要繁華街等、犯罪の多発する地区への街頭防犯カメラ整備を促進することを目的として、モデル地区内に街頭防犯カメラを整備して効果検証を行い、街頭防犯カメラシステムの適切な整備・運用の在り方等について報告書を取りまとめた。</p> <p>○若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業 若い世代の自主防犯活動への参加促進と活動を通じた若年層の規範意識及び防犯意識の向上を図り、自主防犯活動の一層の活性化と定着化を促進するため、警察庁において、若い世代による防犯ボランティア支援事業実施団体の指定を行い、各団体に対して、活動に必要な防犯パトロール用品の無償貸付等の支援を行った。</p>	<p>○街頭防犯カメラ整備パイロット事業 全国の主要繁華街の中から札幌市すすきの地区及び福岡市中洲周辺地区をモデル地区として選定し、各地区42台の街頭防犯カメラを整備し、防犯カメラの効率的・効果的な設置運用方法等について調査研究を実施した。</p> <p>○現役世代の参加促進を図るための防犯ボランティア支援事業 防犯ボランティア活動を将来にわたり持続可能な取組へと発展させていくため、会社員や公務員、自営業者等の現役世代が自主防犯活動へ参加しやすい環境をつくる必要があることから、現役世代の参加が見込まれる夜間活動、青色回転灯装備車両による防犯パトロール活動等を行おうとする団体を指定の上、活動に必要な防犯パトロール用品の無償貸付等の支援を行った。</p>	A: 実施済かつ成果あり	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 全国の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに9年連続で減少し、平成23年は、ピーク時の約285万件からほぼ半減の約148万件まで減少した。</p> <p>【ボトルネック、解決策】 引き続き、防犯カメラ整備パイロット事業の実施により得た知見を生かすことや、防犯ボランティア支援事業の実施等により安全・安心なまちづくりを推進する。</p>	-



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
130 131 132 133	国内観光需要の喚起 130 祝日法改正法案の検討 131 有休取得促進、学校休業日の柔軟な設定に係る実証事業の実施 132 円滑な導入に向けた休暇取得の分散化の周知 133 休暇取得の分散化の本格実施	国土交通省 観光庁 観光経済担当参事官室  関係省庁 (130のみ下記担当含む) 内閣府 大臣官房総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型連休を地域別に分散して設定する「休暇取得の分散化」の本格実施に向け、分散化を実施する時期や連休を分散する地域のブロック割りなど、具体案(祝日法の改正法案)を観光立国推進本部 休暇分散化WTにおいて議論した。</li> <li>ゴールデンウィーク(GW)とシルバーウィーク(SW)を全国5ブロックに分散して設定する案をもって、全国10地域における意見交換会の開催するなど、経済界・労働界・教育界等の幅広い関係者との意見交換やヒアリングを実施した。</li> <li>内閣府特別世論調査の実施や、国民各界を代表する委員によって構成される「休暇改革国民会議」を開催し、それぞれの結果(内閣府特別世論調査は賛成28.1%、反対56.1%という結果、休暇改革国民会議では「GWは見送り、SWをまず検討すべき」との結論)も踏まえ、実現可能な案について再検討した。</li> <li>与党における検討案をもって2度目の地方意見交換会を全国10か所で開催するなど、国民的コンセンサス形成に向けた普及啓発等の取組を実施した。</li> <li>3月11日の東日本大震災の発生により、国民的議論が困難な状況となったため、休暇分散化WT及び休暇改革国民会議の開催を延期した。</li> <li>企業における有給休暇取得促進と学校休業日の柔軟な設定により、大人と子どもの休みのマッチングを行う「家族の時間づくり」プロジェクト(以下、実証事業という)を9地域74校で実施した。企業や地域における「休暇取得の分散化」の導入イメージを形成するとともに、家族の時間がもたらす社会的・教育的意義を明らかにすることで有給休暇取得を促進した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災後、「休暇取得の分散化」については、「震災後の国民生活・経済活動等への影響及び国民的コンセンサスの状況を踏まえて実施する」としてしたが、議論可能な状況に至っていないため引き続き検討することとした。</li> <li>実証事業は、前年の課題の反省を踏まえ早期に実施を呼びかけるなどして参加校数を拡大し、10地域99校で実施した。</li> </ul>	C:一部実施  【ボトルネック・解決策】 議論の再開には、震災からの復旧(日本全体が通常の経済活動・国民生活に戻る)が大前提である。震災前からの論点としてあげられていた、サプライチェーンへの影響、地域によって休日異なることによる金融決済への影響、下請など中小企業への影響についての調査・検討が必要。震災を契機に、休暇に対する意識変革の端緒もみられることから、「休暇取得の分散化」に限らず、広く休暇全体の観点からの議論も重要である。	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実証事業は、22年度から23年度へ実施校数が拡大しているほか、取組の恒久化を宣言する地域もあるなど、取組は定着しつつある(継続実施は6地域)。</li> </ul> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「休暇取得の分散化」の本格実施に向けた祝日法の改正ができていないため、効果は発現していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実証事業の効果は認識され、広がりを見せており、2012年度は15地域約120校にまで参加が拡大する。</li> </ul>
134	「国際戦略総合特区」制度創設に係る法案の提出、「国際戦略総合特区」の理念の周知徹底、提案募集及び指定(国際競争力を発揮する戦略的区域に限定)、指定された「国際戦略総合特区」に必要な各種規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置の実施	内閣官房地域活性化統合事務局	2月 総合特別区域法案(国際戦略総合特区及び地域活性化総合特区)の提出	6月 総合特別区域法の成立 8月 法律及び政省令の施行 総合特別区域基本方針の閣議決定 9月 総合特別区域第1次指定申請の受付 12月 総合特別区域の指定(国際戦略総合特区7箇所) 1月 国と地方の協議実施(実施中) 3月 国際戦略総合特区6箇所の総合特別区域計画の認定 第2次指定申請の受付	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際戦略総合特区として7箇所を指定。</li> <li>7地域の指定による将来的な経済効果は約7兆円、約30万人の雇用創出効果を見込む。</li> </ul> <p>※ 経済効果、雇用創出効果は、申請団体への調査結果によるもの(試算値)。</p>	指定を受けた7箇所について、今後各地域が求める規制の特例措置等の実現に向け、国と地方の協議会等での協議を通じ、その実現に向けた取り組みを推進していく。

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
135	大都市の成長戦略の策定	内閣官房地域活性化統合事務局	<p>・今後の都市再生のあり方について検討を行うため、「都市再生の推進に係る有識者ボード(座長:八田達夫)」を設置し議論・検討を進めた。</p> <p>・有識者ボードでの検討を踏まえ、平成23年2月4日に都市再生基本方針を全面的に改正(閣議決定)し、我が国経済の牽引に向け、ハード・ソフトの両面からの大都市の都市戦略(成長戦略)を明記するとともに、少子高齢化の進展等の近年の経済・社会情勢の変化に対応した都市再生のあり方を提示した。</p>	<p>・都市再生の推進に係る有識者ボードにおいて、平成23年4月の都市再生特別措置法の改正により創設された特定都市再生緊急整備地域の指定基準等についての検討するとともに、東日本大震災における経験が今後の我が国における都市再生の進め方にどのような教訓を与えるかについて議論・検討を進め、有識者ボードでの議論・検討を踏まえ、平成23年10月7日に都市再生基本方針を改正(閣議決定)した。</p> <p>・都市再生基本方針の改正を踏まえ、仙台市を除く全国63地域の都市再生緊急整備地域の地域整備方針を変更(都市再生本部決定)し、東日本大震災を踏まえた防災対策の記述の充実等を行った。</p> <p>・また、有識者ボードの下に、防災まちづくりの専門家による防災ワーキンググループ(座長:中林一樹)を設置し、人口・機能が集積した集積したターミナル駅周辺等のエリアに係る防災対策の充実のあり方について議論・検討し、提言をとりまとめ、平成23年12月22日に公表した。</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・63の都市再生緊急整備地域について、防災対策の記述の強化等を行う地域整備方針の変更</p> <p>・11の特定都市再生緊急整備地域の指定し、大都市における都市再生施策を推進してきた。</p> <p>・特に特定都市再生緊急整備地域では、今後5年以内に整備着手する民間都市開発事業が100以上予定されており、2020年の目標に向け着実に進展している。</p>	—
	・大都市の成長戦略の策定、大都市のインフラ整備のマスタープランの検討	国土交通省都市局都市政策課大都市戦略企画室	2010年9月に設置された国土審議会政策部会国土政策検討委員会において議論したが、より詳細な検討が必要との認識に至り、2011年2月の同委員会最終報告では、引き続き検討を進めることが提言された。	「日本再生のための戦略に向けて(2011年8月閣議決定)」において、「大都市圏戦略については、2011年2月の国土審議会政策部会国土政策検討委員会最終報告に基づき、引き続きその内容等について検討する」とされており、検討を進めている。	B:実施済	大都市戦略の内容等について検討するため、土地利用のあり方や近郊緑地の保全のあり方等について、現状分析及び将来推計を行った。	—
136	民間都市開発プロジェクトに係る規制緩和・金融措置等(法案提出・立上げ支援)	国土交通省都市局まちづくり推進課	都市の国際競争力の強化を図るため、民間都市開発プロジェクトに係る規制緩和・金融措置の創設等を内容とする都市再生特別措置法の一部を改正する法律案を国会に提出。	<p>・都市再生特別措置法の一部を改正する法律に基づき、都市再生特別措置法を改正(平成23年4月27日公布、同年10月20日全面施行)。</p> <p>・都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における民間都市再生事業の立上げ支援を実施。</p>	B:実施済	<p>【施策の成果・効果】</p> <p>・2011年度においては、認定民間都市再生事業計画に基づき立上げ支援を行う民間都市開発プロジェクトにより、約3000億円の民間直接投資を実現。</p> <p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・特定都市再生緊急整備地域における民間投資額の目標である5~8兆円の達成状況については現在調査中。</p>	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
137	「地域活性化総合特区」制度創設に係る法案の提出、「地域活性化総合特区」の理念の周知徹底、提案募集及び指定(全国で展開し、地域活性化に資する特区)、指定された「地域活性化総合特区」に必要な各種規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置の実施	内閣官房地域活性化統合事務局	2月 総合特別区域法案(国際戦略総合特区及び地域活性化総合特区)の提出	6月 総合特別区域法の成立 8月 法律及び政省令の施行 総合特別区域基本方針の閣議決定 9月 総合特別区域第1次指定申請の受付 12月 総合特別区域の指定(地域活性化総合特区26箇所) 1月 国と地方の協議実施(実施中) 3月 地域活性化総合特区11箇所所の総合特別区域計画の認定 第2次指定申請の受付	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・地域活性化総合特区として26箇所を指定。 ・26地域の指定による将来的な経済効果は約2兆円、約7万人の雇用創出効果を見込む。  ※ 経済効果、雇用創出効果は、申請団体への調査結果によるもの(試算値)。	指定を受けた26箇所について、今後各地域が求める規制の特例措置等の実現に向け、国と地方の協議会等での協議を通じ、その実現に向けた取り組みを推進していく。
138	建設企業の転業・事業転換支援策の検討・実施	国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課	・「ワンストップサービスセンター事業」、「建設企業の連携によるフロンティア事業」等を通じ、建設企業の転業・事業転換を支援。	・「事業転換のための課題解決支援事業」、「ノウハウ・技術移転支援事業」等を通じ、建設企業の転業・事業転換を支援。	B:実施済	効果については現在調査結果を集計中。(6月末完了予定。) なお、参考までに2010年度の「ワンストップサービスセンター事業」の相談対応件数は1925件、2011年度の「事業転換のための課題解決支援事業」の相談対応件数は770件。「事業転換のための課題解決支援事業」については、51件を継続的に支援する案件として今後もフォローアップし、当該案件について他企業でも模範とできるよう事例報告を広く行う。特に、相談対応を実施した企業については、当該事例報告に対する情報を適切に提供。	-
139	「緑の分権改革」の推進	総務省 自治行政局 緑の分権改革推進室	・先行的・総合的取組を行う27の地方公共団体において、組織体制の構築、再生可能エネルギー以外の地域資源の発掘、事業化の可能性の検討など、ソフト面を中心とした調査を実施。 ・今後の地方公共団体における再生可能エネルギー資源等の活用の検討に資することを目的とした、エネルギー賦存量等の調査や事業化手法についての統一的なガイドラインの作成等を実施。	(当初予算事業) ・2010年度までの成果を踏まえ、「再生可能エネルギー」「農林水産業・食品」「文化・観光・地域間交流」の各分野の改革のモデルとなる取組について、32の地方公共団体における実証調査を実施。 (第3次補正予算事業) ・東日本大震災により被災した13の地方公共団体における復興のモデルとなる取組の実証調査を実施。 (2011年度の取組を踏まえた展開) ・実証調査に関する成果や課題の抽出を図り、実証的で使いやすい改革モデル及び被災地復興モデルをとりまとめて、地方公共団体に提示していく。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・平成21年度は、再生可能エネルギーに関し、142団体でのべ341件(バイオマス:84件、小水力70件、太陽光:67件、風力:55件、太陽熱:43件、地熱・温泉熱:22件)の賦存量調査を実施。 ・平成22年度は、事業化可能性等について、27団体でソフト面の調査を実施。 ・平成23年度は、「緑の分権改革」調査事業(改革モデル実証調査)を32団体で実施。 ・「緑の分権改革」の取組団体数:610団体(平成21~23年度)  【ボトルネック、解決策】 今後は、平成23年度の取組から導き出す複数の実証的なモデル(例:域内循環モデル、資源再発見モデル、交流促進モデル等)をとりまとめるなどして、緑の分権改革の取組団体数を着実に増加させ、地域資源を最大限活用した地域力の向上を目指す。	事業化モデルに基づき事業化を促進するため、地域の金融機関等とも連携した域内循環を高めるための仕組みづくりや大学等と連携した地域の人材育成なども含めた総合的な支援実施。

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
140	定住自立圏の形成促進	総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課	・シンポジウム、セミナーの開催等により、定住自立圏構想に対する理解を深めるとともに、各団体の取組事例について調査・分析を実施した。	・シンポジウムの開催、「定住自立圏」地域創富力高度化調査事業の実施等により、取組団体数の増加及び各定住自立圏における取組内容の充実・深化を図っている。	B:実施済	【2020年の成果目標の進捗状況】 全国における取組団体数の増加 (2011年度末←(2010年度末))  ・中心市宣言済み 77団体(←69団体) ・形成協定締結・形成方針策定 64圏域(←54圏域) ・共生ビジョン策定 64団体(←48団体)  【ボトルネック、解決策】 今後は、各団体への積極的な情報提供を行うとともに、調査事業の実施等によって先進事例の構築を進め、2015年度までに、市町村の自主的判断により形成される定住自立圏を120圏域とする。	・平成24年度も文化芸術・地域医療・産業振興の分野における調査事業を実施し、他の定住自立圏のモデルとなるような先進事例の構築を推進する。
141	離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援	総務省 自治行政局過疎対策室  国土交通省 国土政策局地方振興課  離島振興課  特別地域振興官  農林水産省 農村振興局農村政策部 中山間地域振興課	過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法等の地域振興法に基づき、必要な施策を実施した。	過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法等の地域振興法に基づき、必要な施策を実施している。	B:実施済	施策の成果・効果は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づく関係省庁の政策評価をもって代表的な指標で示す。  【総務省】 平成23年度政策評価書(主要な政策に係る評価) 政策5:地域力創造 (施策目標) 過疎地域の自立が促進されること (施策目標の達成度を測る指標) 過疎地域集落再編整備事業によって整備した定住団地等の整備状況 平成22年度 6件  厳しい地方財政の状況下、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、地方公共団体のニーズ等を的確に把握した上で、更なる取組を推進する必要がある。  【国土交通省】 平成22年度政策チェックアップ 7-26 都市再生・地域再生を推進する 149 全国の地方圏から大都市圏への転出者数に対する大都市圏から地方圏への転入者数の比率 初期値(H18年度)78%、目標値(H23年度)78%に対して、平成22年度実測値は85.5%である。  引き続き、地域活性化及び地域振興を図る取組を支援する施策を講じていく必要がある。	-

項目 番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
						<p>平成22年度政策チェックアップ 10-42離島等の振興を図る 210 離島地域の総人口 初期値(H16年度)452千人、目標値 (H23年度)402千人以上に対して、平 成19年度実測値は425千人である。</p> <p>各都道府県の作成した離島振興計画に 基づき、諸政策が講じられ、着実に成果 を上げてきたが、人口減少が続いてお り、今後一層の振興施策を推進してい く必要がある。</p> <p>【農林水産省】 平成22年度実施政策の評価書 測定指標:中山間農業地域の人口の社 会減(平成32年度までに減少率の5%抑 制) 実績値:-0.38%(H22年度) 目標値:-0.53%(H22年度)</p> <p>引き続き、中山間農業地域の振興を 図る取組を支援する施策を行う必要が ある。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
142	地域主権戦略の一環として課題の整理と解決	総務省 自治行政局 地域政策課 地域自立応援課 過疎対策室	—	<p>・地域主権型社会を構築するためには、行財政制度のみならず、個々人の生活や地域の経済における基本問題であるエネルギーや食料の供給構造も考慮した、地域主権改革を目指すことが求められており、そのための施策を実施。</p> <p>・具体的には、「地域から人材、資金、資源が流出する中央集権型の社会構造」から「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」への転換を図る「緑の分権改革」について、2010年以降行われている調査の結果を踏まえ、課題・対応策等について検討を深め、実証的で使いやすい改革モデルを取りまとめているところ。</p> <p>・また、地方が自立して地域経営を担える環境を整備するため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する「定住自立圏構想」について、地域に根ざした雇用創出という課題に対処する観点から、産業振興のモデル的な取組を実施し、先進事例の構築を図っている。</p> <p>・さらに、条件不利地域の自立・活性化の支援については、2010年度から過疎地域市町村において過疎対策事業債を活用したソフト事業が開始されたことを受け、実施された事業の一部を事例集として取りまとめるとともに広く公表することにより、各市町村における自主的なソフト事業の検討・実施を促進。</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の進捗状況】 (緑の分権改革)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度は、再生可能エネルギーに関し、142団体でのべ341件の賦存量調査を実施。</li> <li>・平成22年度は、事業化可能性等について、27団体でソフト面の調査を実施。</li> <li>・平成23年度は、「緑の分権改革」調査事業(改革モデル実証調査)を32団体で実施。</li> <li>・「緑の分権改革」の取組団体数:610団体(平成21~23年度)</li> </ul> <p>(定住自立圏) 全国における取組団体数の増加 (2011年度末←(2010年度末))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市宣言済み 77団体(←69団体)</li> <li>・形成協定締結・形成方針策定 64圏域(←54圏域)</li> <li>・共生ビジョン策定 64団体(←48団体)</li> </ul> <p>(条件不利地域) 2010年度に過疎対策事業債を活用してソフト事業を実施した過疎地域市町村数:492団体(過疎地域市町村の約63%)</p> <p>【ボトルネック、解決策】 (緑の分権改革) 今後は、平成23年度の取組から導き出す複数の実証的なモデルを取りまとめるなどして、緑の分権改革の取組団体数を着実に増加させ、地域資源を最大限活用した地域力の向上を目指す。</p> <p>(定住自立圏) 今後は、各団体への情報提供や先進事例の構築を進め、定住自立圏の形成を促進することによって、地方圏から三大都市圏への人の流れを食い止める。</p> <p>(条件不利地域) 厳しい地方財政の状況下、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、地方公共団体のニーズ等を的確に把握した上で、更なる取組を推進する必要がある。</p>	緑の分権改革や定住自立圏構想、過疎対策の推進を通じて、地域資源の活用、地域の資金循環や人材育成等を進め、地域主権型社会への転換を図る。

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
143	コンセッション方式の導入等に係るPFI(民間資金等活用事業)制度の拡充	内閣府民間資金等活用事業推進室 国土交通省総合政策局官民連携政策課	【PFI法の改正】 ・「コンセッション方式の導入等に係るPFI(民間資金等活用事業)制度の拡充」については、PFI法改正法を閣議決定(2011年3月)。(国会で成立(2011年5月))	-	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 PFI制度拡充のためのPFI法改正法など、必要な制度整備により、PFIの実施を推進している。これにより、「社会資本ストックの効率的、戦略的な新設・維持管理の実現」や「2010年～2020年のPFIの事業規模:少なくとも約10兆円以上」に向けた取り組みを進めている。  (参考) 2010年度PFI契約額:1,387億円 2010年度実施方針公表数:15件  2011年度PFI契約額:1,186億円 2011年度実施方針公表数:20件	ガイドラインの改定作業を推進
144	公物管理の民間開放、公務員の民間への出向の円滑化、民間資金導入の制度整備等PPP・PFIの更なる活用促進へ向けた諸施策の実施	内閣府民間資金等活用事業推進室 国土交通省総合政策局官民連携政策課	【PFI法の改正】 ・「公物管理の民間開放」「公務員の民間への出向の円滑化」については、PFI法改正法を閣議決定(2011年3月)。(国会で成立(2011年5月))  【PPP/PFIの活用促進へ向けた制度改正の実施】 ・港湾法改正法(2011年3月31日成立・公布)により港湾運営会社制度を創設。	【官民連携インフラファンドの創設】 ・「民間資金導入の制度整備等PPP・PFIの更なる活用促進へ向けた諸施策の実施」については、官民連携インフラファンドの創設に向けて、PFI法改正法案を2012年2月11日に閣議決定し、第180回国会(常会)に提出(2月14日)。  【PPP/PFIの活用促進へ向けた制度改正の実施】 ・関西国際空港及び大阪国際空港にコンセッション方式の活用を図るため、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律を制定(2011年5月17日に可決・成立) ・空港経営改革を推進するため、所要の措置を定める法案(民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案)を、第180回国会(常会)に提出(2012年3月6日)。  【具体的なPPP/PFIの案件形成支援】 ・コンセッション方式等の新たなPPP/PFI事業の提案募集(2011年5月27日～6月29日)を実施し、地方公共団体、民間企業等から144件の提案を受け付け、第三者委員会の意見を踏まえて案件を選定し、補助金交付及び案件調査を実施。 ・平成24年度においても継続して具体的な案件形成のための支援を行うため、新たなPPP/PFI事業の提案募集(2012年3月12日～4月20日)を、地方公共団体、民間企業等に対して実施。	C:一部実施	【2020年の成果目標の達成状況】 PFI法改正法など、PPP/PFIの活用促進に必要な制度の整備とともに、PPP/PFI事業の具体的な案件形成支援により、PPP/PFIの実施が推進されている。このようにして、「社会資本ストックの効率的、戦略的な新設・維持管理の実現」や「2010年～2020年のPFIの事業規模:少なくとも約10兆円以上」に向けた取り組みが進められている。  (参考) 2010年度PFI契約額:1,387億円 2010年度実施方針公表数:15件  2011年度PFI契約額:1,186億円 2011年度実施方針公表数:20件	PFI法改正法の国会成立を前提として、官民連携インフラファンドの創設に向け、ファンドの性格、投資対象の検討などの準備を推進する
145	公共施設整備を行う際、まずPFI手法で整備することを検討する制度の導入に向けた検討	内閣府民間資金等活用事業推進室 国土交通省総合政策局官民連携政策課	早期実施事項(コンセッション方式の導入等(※)に係るPFI(民間資金等活用事業)制度の拡充)を実施。  (※)民間事業者が実施方針の策定を提案した場合に、公共施設等の管理者等がPFIの活用について検討する制度の創設を含む。	2011年度に実施すべき事項(公物管理の民間開放、公務員の民間への出向の円滑化、民間資金導入の制度整備等PPP・PFIの更なる活用促進へ向けた諸施策の実施)を実施。	C:一部実施	【2020年の成果目標の達成状況】 PFI制度拡充のためのPFI法改正法など、必要な制度整備により、PFIの実施を推進している。これにより、「社会資本ストックの効率的、戦略的な新設・維持管理の実現」や「2010年～2020年のPFIの事業規模:少なくとも約10兆円以上」に向けた取り組みを進めている。  (参考) 2010年度PFI契約額:1,387億円 2010年度実施方針公表数:15件  2011年度PFI契約額:1,186億円 2011年度実施方針公表数:20件	モデルとなる案件の発掘に向けて、各省庁においてコンセッション方式等の案件形成につき検討を要請





項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
147	国及び地方自治体における社会資本の維持管理、更新投資等マネジメントに係る計画の作成の促進	国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課  農林水産省 農村振興局 水資源課  総務省 自治財政局 財務調査課	地方整備局等において、講習会の実施や点検・診断・補修に係る助言を行うなど技術的な支援を行うとともに、社会資本整備総合交付金等により、地方自治体で行う点検や長寿命化計画策定、修繕及び更新に対して財政的な支援を行った。  基幹的農業水利施設の保安全管理の取組を図るため、国及び地方自治体における社会資本の維持管理、更新投資等マネジメントに係る計画の作成に必要となる機能診断を推進。	引き続き財政的支援や技術的支援を行っているところ。  引き続き機能診断を実施しているところ。(2011年度の実施状況については、2012年6月末迄にとりまとめ予定)	C:一部実施  【ボトルネック、解決策】 ・社会資本整備重点計画(平成21年3月閣議決定)において、社会資本の長寿命化対策等に関する指標を立て、推進しているところ。 ・目標の達成に向け、引き続き地方自治体で行う点検や長寿命化計画策定等に対して、財政的支援や技術的支援を行っていく。  C:一部実施  【ボトルネック、解決策】 ・老朽化や造成後の状況変化に伴う機能低下により地域経済・社会への被害を与えるおそれのある国営造成施設が急増。これら施設について適時適切に更新するための機動的な制度運用が不可欠。 ・農業水利施設等の保安全管理を効果的に進めるため、国営造成施設のみならず、県営・団体営施設も含めた水利システム全体で長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保安全管理を促進する必要。	社会資本整備重点計画(平成21年3月閣議決定)において、社会資本の長寿命化対策等に関する指標を立てて推進しているところであり、2010年度における実施状況については以下の通りである。  ・全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率:63%(岩手県、宮城県、福島県は、平成22年4月時点のデータを用いている) ・下水道施設の長寿命化計画策定率:約24% ・港湾施設長寿命化計画策定率:約70%  用水供給機能等を確保していく上で極めて重要な基幹的農業水利施設における、マネジメントに係る計画の作成のための2010年度の実施状況は以下の通りである。  ・マネジメントに係る計画の作成の基となる機能診断実施割合(再建設費ベース):約40%  【ボトルネック・解決策】 ・国営造成農業水利施設等については、施設の設置者、財産権者責任の視点から、施設の劣化等の状況に応じて国が適時適切に更新を行うことが必要。 ・機能診断の結果を踏まえ、農業水利施設等の補修・更新等を地域全体で計画的に進める必要。	・土地改良長期計画(平成24年3月30日閣議決定)に基づき農業水利施設等の戦略的な保安全管理を推進することとする。 ・機能診断は平成28年度までに約70%(国営農業水利施設の90%、県営農業水利施設の50%)で実施予定。この機能診断結果に基づく劣化の状況に応じた計画的な補修・更新等を通じて全国約240万haの水田と約60万haの畑の用水の安定供給と排水条件を確保。 ・国営造成農業水利施設等については、施設の設置者、財産権者責任の視点から、施設の劣化等の状況に応じて国が適時適切に更新を行うとともに、県営・団体営農業水利施設等についても、機能診断の結果を踏まえ、農業水利施設等の補修・更新等を地域全体で計画的に進めていくこととする。
148	道路・河川空間のオープン化等	国土交通省 総合政策局 官民連携政策課  道路局 環境安全課道路環境調査室  水管理・国土保全局 水政課	・道路空間のオープン化につき、民間からの提案募集を受け、平成22年10月28日の道路PPP研究会にて整理し、検討を実施。  ・河川空間のオープン化につき、河川敷地占有許可準則の改正(平成23年3月8日通知)を実施。	・道路空間のオープン化につき、都市再生特別措置法等の改正(平成23年10月20日施行)により、オープンカフェを始めとした食事施設等の占有許可基準を緩和。	B:実施済	・道路空間のオープン化につき、道路法施行令の改正により、オープンカフェを始めとした食事施設等の占有許可基準を緩和し、制度環境を整備した。  ・河川空間のオープン化につき、河川敷地占有許可準則の改正により、オープンカフェを始めとした食事施設等の占有許可基準を緩和し、制度環境を整備した。	-

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
	地域や社会のニーズに対応した国有財産・独立行政法人保有資産の有効活用等 ・独法資産の実態把握に基づく見直しによる有効活用、国庫納付等の推進	総務省行政評価局評価監視官(独立行政法人第一担当)	<p>・総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「政独委」という。)では、独立行政法人(以下「独法」という。)における平成21年度業務実績に関する二次評価において、独法が保有する実物資産に関する実態把握を行い、利用率が低調な施設等の事例を把握。</p> <p>これらの把握した事例については、行政刷新会議が中心となって取りまとめた「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。)等に反映され、廃止、国庫納付、共用化等の見直しの方向性が示された。</p> <p>これを受けて、政独委では、府省に置かれる独立行政法人評価委員会(以下「府省評価委」という。)に対し、今後は、これら見直しの基本方針等に沿った独法の取組について評価すべき旨を二次評価意見として通知。</p>	<p>・政独委では、平成22年度の二次評価意見を踏まえ、独法における平成22年度業務実績に関する二次評価において、見直しの基本方針等で示された独法の保有資産に関する見直しの状況について、府省評価委における評価の実施状況をフォローアップ。</p>	B:実施済	<p>政独委による実態把握により、職員宿舍の入居が低調な独法(5法人)のほか、利用率が低調な宿泊施設、教育研修施設等(8法人9施設)、未利用地、遊休施設等(10法人36か所)の事案など、具体的な事例を把握したことにより、さらに、これらの事例が見直しの基本方針に反映されたことによって、各独法における保有資産の見直しを促進することができた。</p> <p>なお、内閣官房行政改革推進室が平成23年9月15日に取りまとめた見直しの基本方針のフォローアップ結果によれば、政独委が把握した事案に関し、平成22年度に現物納付2件のほか約17億円が、平成23年度に現物納付5件のほか約5億円が国庫納付されるに至っている。</p>	-
149	地域や社会のニーズに対応した国有財産・独立行政法人保有資産の有効活用等(地域再生等に係る利用促進、独法資産の実態把握に基づく見直しによる有効活用・国庫納付等の推進)	財務省理財局国有財産企画課	<p>【地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用等】</p> <p>・地域・地方公共団体に対し未利用国有地等の情報提供を積極的に行うほか、地元地公体等と協議や検討を重ね、その土地にふさわしい街づくりや地域ニーズに合った利用計画を策定のうえ処分を行うなど、地域との連携強化を推進。</p> <p>【独立行政法人が保有する不要資産の国庫納付】</p> <p>・平成22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定。</p> <p>この基本方針において、「独立行政法人が保有する資産のうち、不要と認められるものは速やかに国庫納付することとし、国は納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図ることとされている。</p> <p>こうしたことから、財務省においては、各独立行政法人の主務省庁等との緊密な連携を図り、円滑な国庫納付を進めた結果、6件の国庫(現物)納付が行われ、土地等の速やかな有効活用を図ることに努めた。</p> <p>(独法不要財産(現物)の国庫納付実績) ○2010年度(6件) ・国立印刷局:3件 ・勤労者退職金共済機構:1件 ・労働者健康福祉機構:2件</p>	<p>【地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用等】</p> <p>・売却対象の未利用国有地の約半数を占める売残り財産や地下埋設物などの瑕疵により売却が困難な財産の有効活用を図るため、事業用定期借地権を活用した貸付けを行うこととし、具体的取扱いを定める通達(平成24年3月2日付財理第833号「売却困難財産等に関する事業用定期借地権の設定について」)を制定。</p> <p>・引き続き、地域・地方公共団体に対し未利用国有地等の情報提供を積極的に行うなど、地域との連携強化を推進。</p> <p>【独立行政法人が保有する不要資産の国庫納付】</p> <p>2010年度の実施状況と同様、地域との連携強化を推進するとともに、独立行政法人から国庫(現物)納付された26件について、土地等の有効活用を図ることに努めた。</p> <p>(独法不要財産(現物)の国庫納付実績) ○2011年度(26件) ・造幣局:4件 ・印刷局:5件 ・土木研究所:2件 ・国立病院機構:2件 ・福祉医療機構:3件 ・勤労者退職金共済機構:1件 ・森林総合研究所:2件 ・国立科学博物館:1件 ・日本貿易振興機構:2件 ・宇宙航空研究開発機構:1件 ・新エネルギー・産業技術総合開発機構:1件 ・石油天然ガス・金属鉱物資源機構:1件 ・駐留軍等労働者労務管理機構:1件</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>独立行政法人から現物納付された財産については、その有効活用が図られるよう、各々の財産の性質に応じて、処理方針を策定済み。</p> <p>例えば、公園用地や学校用地として地方公共団体等に売却するほか、一般競争入札を行うなどにより有効活用を図ることとしている。</p>	-

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
150 ～ 170 (総論)	農業分野の成長産業化総論 (食料自給率50% (生産額ベース70%)、耕地利用率108%という目標との関係)	農林水産省 大臣官房 政策課	2010年3月に「食料・農業・農村基本計画」を策定し、 ①戸別所得補償制度の導入 ②食の安全・安心の確保 ③農山漁村の6次産業化 といった新成長戦略に掲げられた課題を含む農政の展開方向を提示。 同計画において、関係者の最大限の努力と上記の政策を総合的に講じることが前提として、食料自給率50%(生産額ベース70%)、耕地利用率108%という目標を設定。	所得の減少、担い手不足の深刻化や高齢化等が進展し、農業の再生が待ったなしの課題であること(右の【ボトルネック】欄を参照)から、2011年10月に「我が国の食と農林漁業再生のための基本方針・行動計画」を策定し、新規就農の増加と農地集積の促進、6次産業化等の施策を5年間で集中展開することを決定。	150～170それぞれの項目ごとの評価を参照。	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 食料自給率は天候等の要因により2008年度から2010年度にかけて2%低下。他方、基本計画に基づく各種施策の推進により、 ①2011年産の米粉用米、飼料用米の生産量がそれぞれ2008年産の40倍(0.1万t→4.0万t)、20倍(0.8万t→18.3万t)へ増加。 ②麦の作付面積が増加(特にパン・中華めん用小麦は128%増加(1.69万ha(2008年)→2.56万ha(2011年))。 ③耕地利用率が8年振りに上昇(92.1%(2009年)→92.2%(2010年))。 ④1戸あたり農業所得が7年振りに増加(457万円(2009年)→466万円(2010年))。 ⑤農産物加工等の農業生産関連事業に取り組む販売農家の割合の増加(10.8%(2000年)→21.0%(2010年))等により自給率向上に資する基盤は着実に整備されつつある。</p> <p>【ボトルネック】 所得の減少(6.1兆円(1990年)→3.0兆円(2010年))、担い手不足・高齢化(基幹的農業従事者の平均年齢は66.1歳)が進展し、農業の再生は待ったなしの課題。 このため、 ①「美味しい」、「安全」、「環境にやさしい」という持ち味を再構築すること ②上記の実現を図るための人材を確保すること。特に土地利用型農業については、地域・集落での話し合いを通じた合意形成による実質的な規模拡大を図ること ③世界各国の農林漁業従事者の経営ノウハウ・技術等を取り入れること ④農業者にセーフティネットを提供し、多面的機能等を維持すること等が必要。</p>	「基本方針・行動計画」に基づき、 ①集落・地域での話し合いを通じた「人・農地プラン」の策定を推進し、担い手への農地集積の推進や新規就農者への支援 ②農林漁業の成長産業化のためのファンドの創設など、6次産業化の推進 ③農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギーの促進等の施策を今後5年間で集中展開。

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
150 151	戸別所得補償モデル対策の実施 モデル対策の検証、制度導入に向けた検討 戸別所得補償制度の実施	農林水産省 経営局 経営政策課	モデル対策を実施  ・米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家・集落営農に対し、直接支払いにより交付金を交付する「米戸別所得補償モデル事業」を実施。  ・併せて、食料自給率の向上を図るため、水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家・集落営農に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準の交付金を交付する「水田利活用自給力向上事業」を実施。	前年度に実施したモデル対策を踏まえ、2011年度より、水田作物に加え、麦・大豆等の畑作物にも対象を拡大して、戸別所得補償制度を本格実施。(同制度において、「水田利活用自給力向上事業」の後継となる「水田活用の所得補償交付金」を措置。)  本格実施に当たり、「規模拡大加算」「再生利用加算」「緑肥輪作加算」等の加算措置を導入。	A: 実施済かつ成果あり	【2020年の成果目標の達成状況】 ・戸別所得補償交付金等による農業経営の下支え効果により、農業所得が7年振りに増加(2010年)。  ・米の過剰作付面積の減少 (4.9万ha(2009年度)→4.1万ha(2010年度)→2.2万ha(2011年度))  ・「水田活用の所得補償交付金」等による支援により、新規需要米の作付面積が大幅に増加し、食料自給率の向上に貢献。 (1.8万ha(2009年度)→3.7万ha(2010年度)→6.4万ha(2011年度))  ・モデル対策の加入者の4人に3人は制度を継続するべきと評価 ・資源管理・収入安定対策のベースとなる漁業共済の加入率が向上 54%(2010年3月末)→66%(2012年3月末)  ・漁業経営セーフティネット構築事業(2010年度より実施)の加入率が向上 32%(2011年3月末)→58%(2012年3月末)  ・以上のような加入率の向上により、経営を下支えしつつ、資源管理に取り組む漁業者が増加したことも一因となって、我が国周辺水域における資源状態が改善 資源水準が低位である系群の割合(資源評価対象52魚種84系群中): 42系群50%(2008年度)→33系群39.3%(2011年度) (新たな水産基本計画(2012年3月閣議決定)において、資源管理・漁業所得補償対策を中核施策とし、2022年度を目途に、経営として漁業を行う者の大宗(我が国漁業生産額のおおむね9割に相当)が資源管理・漁業所得補償対策に加入しつつ、それぞれの経営に合った施策を活用することにより、より収益性の高い漁業経営を実現することとされたところ。)  【ボトルネック、解決策】 更なる加入率の向上を図り、セーフティネットで下支えしつつ、水産業の成長産業化への取組を強化するためには、 ①東日本大震災からの復興、 ②資源管理指針・計画等新たな資源管理体制下での資源管理の強化、 ③「安全・安心」「品質」など消費者の関心に応え得る水産物の供給や消費拡大 ④水産業・漁村の多面的機能発揮のための総合的な支援の充実 など水産に関する総合的かつ計画的な施策の推進が必要。	地方自治体や農業者の方々から本制度を安定的に実施して欲しいとの要望があり、早期の法制化を検討。
152	・資源管理制度の在り方及び漁業所得補償制度の検討 ・資源管理制度の強化及び漁業所得補償制度の検討・導入	農林水産省 水産庁 企画課  漁業保険管理官 管理課	計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象とする、漁業共済と積立ぶらすの仕組みを活用した新たな「資源管理・収入安定対策」と、漁業経営に大きな影響を与える燃油等の価格高騰に備えた「コスト対策」(漁業経営セーフティネット構築事業)とを組み合わせた総合的な所得補償対策の導入に向けて検討を実施。	2011年度より、資源管理・漁業所得補償対策を導入。  (世界的に水産物の需要が高まっている中(1980年から2010年の間に2倍以上)、我が国は、世界第6位の排他的経済水域、世界第5位の漁業・養殖業生産量を誇っており、水産業は成長産業として潜在力があるところ。 一方で、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域は我が国水産業にとって重要な位置づけにあり、その復興は国民に対する水産物の安定供給の確保を図る上でも重要な課題。 このため、水産政策全体としては、 ①被災した漁船、養殖施設、水産加工流通施設、漁港、漁場等の復旧・復興が第一の課題であり、そのために水産復興マスタープラン(2011年6月)を策定し、漁業生産と流通加工業等水産を構成する各分野の総合的・一体的復興等を推進 ②「食と農林漁業再生のための基本方針・行動計画」(2011年10月)に盛り込まれた、近代的・資源管理型で魅力的な水産業を構築するために、高性能な漁船の導入や流通拠点漁港における高度衛生管理等を推進 ③今後もこれらの着実な推進のため、新たな水産基本計画(2012年3月閣議決定)を策定すること等に取り組んできたところ。)	A: 実施済かつ成果あり	新たな水産基本計画に基づき、総合的かつ計画的な施策を推進し、2022年度までに、 ・資源管理・漁業所得補償対策の加入率9割、 ・食用魚介類生産量449万トン(2010年度409万トン)等を目指すことにより、成長産業化への取組を強化。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策	
153	新農地制度に基づく意欲ある多様な経営体の新規参入促進、耕作放棄地対策	農林水産省 経営局 農地政策課、 農村振興局 農村計画課	<p>・2009年に農地法等を改正(施行は同年12月)し、</p> <p>① 一般法人であっても、貸借であれば、全国どこでも農業への参入が可能となり、</p> <p>② 農地の権利取得の下限面積について、農業委員会が地域の実情に応じて引き下げることが可能とし、</p> <p>③ 市町村段階の面的集積組織(農地利用集積円滑化団体)が農地所有者の委任を受けて、所有者に代理して地域内の農地を一括して貸し付ける仕組みを創設するとともに、</p> <p>④ 農業委員会が毎年一回管内の全ての農地の利用状況を調査し、遊休農地と判断した農地については、農業委員会が指導、勧告等の措置を一貫して行う仕組みを創設し、2010年度はこの改正農地法の適切な運用の実施を図ったところ。</p> <p>・また、農用地区域内で復元可能な耕作放棄地10万haの解消に向け、2010～2014年度までは毎年6千haの解消を目標とし、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の活用等により、耕作放棄地の解消を推進したところ。</p>	<p>・引き続き改正農地法の適切な運用の実施を図った。</p> <p>・引き続き耕作放棄地の解消を進めるとともに、2011年度からは、農業者戸別所得補償制度に基づき、地域の耕作放棄地の再生利用計画に従って、耕作放棄地を解消した場合に一定金額を直接支払する再生利用加算を措置。</p>	A:実施済かつ成果あり	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・2009年12月から2012年1月までに、改正農地法で措置された貸借の仕組みに基づき、新たに700の一般法人が農業に参入。</p> <p>・2011年6月末時点において、約6割の農業委員会が、農地の権利取得の際の下限面積の引下げを実施。</p> <p>・2012年1月末時点において、9割以上の市町村において農地利用集積円滑化団体を設置済み。</p> <p>・2009年12月から2010年12月までに、改正農地法で措置された遊休農地解消措置に基づき、農業委員会が、全国の6,443haを対象として34,079件の指導を実施。</p> <p>・(2009年度に措置した)耕作放棄地再生利用緊急対策交付金により、2010年度に1,280haの耕作放棄地を解消。</p> <p>・これらの取組の結果、2010年度は全体として農用地区域内で約7千haの耕作放棄地を解消。</p>	<p>・農業参入企業が地域において地域農業を担う中心経営体に位置付けられれば、「人・農地プラン」をベースとした農地集積対策の活用が可能。</p> <p>・改正農地法に基づく遊休農地解消措置を徹底活用し、農地集積を推進。</p>	
154	新農地制度の検証・結論	農林水産省 経営局 農地政策課	<p>2009年に農地法等を改正(施行は同年12月)し、</p> <p>① 一般法人であっても、貸借であれば、全国どこでも農業への参入が可能となり、</p> <p>② 農地の権利取得の下限面積について、農業委員会が地域の実情に応じて引き下げることが可能とし、</p> <p>③ 市町村段階の面的集積組織(農地利用集積円滑化団体)が農地所有者の委任を受けて、所有者に代理して地域内の農地を一括して貸し付ける仕組みを創設するとともに、</p> <p>④ 農業委員会が毎年一回管内の全ての農地の利用状況を調査し、遊休農地と判断した農地については、農業委員会が指導、勧告等の措置を一貫して行う仕組みを創設し、2010年度はこの改正農地法の適切な運用の実施を図ったところ。</p>	<p>引き続き改正農地法の適切な運用の実施を図った。</p> <p>なお、新農地制度の検証・結論については、2013年度までに実施することとされているところ。</p>	C:一部実施	<p>【ボトルネック】</p> <p>2009年12月の改正農地法の施行から2年しか経っていないため、新制度下での実態データは1年分のみであり、現状を検証するには不十分。</p> <p>この状況をカバーするため、現在、関係者に対しアンケート調査を実施中。</p> <p>なお、一般法人参入については、撤退した場合の影響も調べる必要があり、新制度の検証のためには、ある程度の時間が必要。</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・2009年12月から2012年1月までに、改正農地法で措置された貸借の仕組みに基づき、新たに700の一般法人が農業に参入。</p> <p>・2011年6月末時点において、約6割の農業委員会が、農地の権利取得の下限面積を引き下げているところ。</p> <p>・2012年1月末時点において、9割以上の市町村において農地利用集積円滑化団体を設置済み。</p> <p>・2009年12月から2010年12月までに、改正農地法で措置された遊休農地解消措置に基づき、農業委員会が、全国の6,443haを対象として34,079件の指導を実施。</p>	-

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
155 156 157 158	・6次産業化促進のための制度の導入、「6次産業創出総合対策」の創設	農林水産省 食料産業局産業連携課 生産局農産部園芸作物課  経済産業省 地域経済産業グループ 地域経済産業政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化法)を制定(2010年12月)。</li> <li>・2011年度予算として「6次産業創出総合対策」を創設し、6次産業化を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに都道府県ごとに「6次産業化プランナー」を配置して、6次産業化の取組に対して総合的なサポートを実施。</li> <li>・6次産業化に取り組む環境づくりとなる交流会、技術研修等の取組や処理加工施設や直売施設、農林漁業用機械等の整備を支援。</li> </ul>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・六次産業化法に基づき、711件の事業計画を認定。</li> <li>・2010年現在で6次産業の市場規模が1兆円となったところ。(6次産業化に取り組む者を対象にしたアンケート調査(2011年9月実施)によれば、6次産業化の取組前と取組後の比較で「売上高が増加した」が66.3%。)</li> <li>・6次産業の市場規模については、2015年度に3兆円規模に、2020年度に10兆円規模に拡大することを新たに目標に定めており、これにより雇用拡大効果が期待されること。</li> </ul> <p>【ボトルネック】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6次産業化に必要な経営や労務の知識に加え、事業規模や販路の拡大のための実践的なノウハウや知恵により手取り足とり支援する人材が不足。</li> <li>・加工や販売に乗り出すためには、農林漁業者の自己資本だけでは資本力が不足。</li> </ul> <p>・「美味しい」「安全」「環境にやさしい」といった農林漁業の持ち味を発揮するための栽培技術の確立や、高度な環境制御を行う次世代の栽培施設である植物工場の導入等が必要。</p> <p>こういった状況を踏まえ、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」の戦略2「6次産業化・成長産業化、流通効率化」を推進することが必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2012年に官民共同による「農林漁業成長産業化支援機構」を設立予定。</li> <li>・このファンドにより資金を融通するとともに、事業者に対してきめ細かな経営支援を行い、6次産業化の取組を促進させるとともに、新事業の創出や輸出に取り組む農林漁業者等の拡大を推進。</li> <li>・消費者の求めるクオリティ(美味しさ、安全)の高い農産物の生産の推進。</li> <li>・植物工場の被災地域も含めた地域での導入、大規模植物工場における栽培技術の確立等を推進。</li> <li>・6次産業化の先達・民間の専門家を活用し、実践的なノウハウや知恵による農林漁業者を支援する体制を強化。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農山漁村の地域資源を活用した新産業創出に関する戦略の策定</li> <li>・素材・エネルギー・医薬品等の分野における優良資源の発掘、医療分野等との連携・優良農家のノウハウ(暗黙知)の活用等</li> <li>・利用技術の確立</li> <li>・ビジネス展開への支援</li> </ul>	農林水産省 食料産業局新事業創出課 農林水産技術会議事務局総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑と水の環境技術革命総合戦略を策定、公表(2011年2月)。</li> <li>・緑と水の環境技術革命プロジェクト事業(事業化可能性調査21課題)を実施。</li> <li>・新事業創出に必要となる革新的な新技術の研究開発(9プロジェクト研究)を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑と水の環境技術革命プロジェクト事業(事業化可能性調査29課題、技術実証18件、実証施設整備5件)を実施。</li> <li>・新事業創出に必要となる革新的な新技術の研究開発(11プロジェクト研究)を実施(医療分野と連携し、農林水産物の持つ機能性に関する研究開発等を追加)。</li> <li>・3次補正事業として、6次産業化先導モデル育成推進事業「被災地の農林漁業への新技術導入等の実施」として、優良農家のノウハウ活用等AI(アグリインフォマティクス)システムの事業を含む6件を実施。</li> </ul>		<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑と水の環境技術革命プロジェクト事業により事業化を推進。実証段階では、以下の事例のような類似商品との差別化や低コスト化を実現。</li> <li>① 医療実験用マイクロミニピッグの1頭当りの取引価格が通常の食用豚の約7倍と実需者の評価を得た。</li> <li>② 牛乳冷却機能を備えた氷蓄熱ヒートポンプ給湯システムにおける光熱水道費が通常より年間22%減という実証結果を得た。</li> </ul>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
159 160 161	<p>・「食品産業の将来方向(仮称)」の策定</p> <p>・朝食欠食の需要取込み等国内食品市場の維持・回復への取組の推進</p> <p>・食品産業の海外展開支援、食品事故対応マニュアルの策定の推進等</p>	<p>農林水産省</p> <p>食料産業局食品小売サービス課、企画課</p> <p>生産局穀物課</p>	<p>・「食品産業の将来ビジョン(仮称)(案)」を検討。</p> <p>・めざましごはんキャンペーンの展開による朝食欠食改善の取組等国内食品市場の維持・回復の取組を推進。</p> <p>・東アジア食品産業海外展開支援事業や、各企業による食品事故対応マニュアルの策定を推進。</p>	<p>・2012年3月、大震災で浮き彫りとなったことや、農林漁業の成長産業化、輸出戦略の立て直し等の課題に対応しつつ、食品産業のあり方や、展開方向を示した「食品産業の将来ビジョン」を策定。</p> <p>・めざましごはんキャンペーンの展開に加え、「高齢者向け加工食品の製造・流通の推進に向けて」(ガイドライン)の策定(2011年12月)等の取組を推進。</p> <p>・同左</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 (今後、策定した「食品産業の将来ビジョン」に基づき、施策の加速化・具体化を推進。)</p> <p>【ボトルネック】 ・食品産業の市場規模の拡大及び農林漁業の成長産業化に向けて、以下の課題への対応が必要。 ①東日本大震災の教訓として、不測時に備えたバックアップ体制の構築などのサプライチェーン対策。 ②人口減少、高齢化等による国内市場の量的縮小への対応。 ③国際貿易の拡大に対応した競争力強化。</p> <p>【2020年の成果目標の達成状況】 ・近年一貫して上昇傾向で推移していた朝食欠食率は、2009年は12.0%と前年に比べ約1ポイント低下し、2010年もその水準を維持。</p> <p>・アジアにおける我が国食品産業の現地法人数は、着実に増加(2008年度588法人、2009年度612法人、2010年度653法人)。</p> <p>・中小食品事業による食品事故対応マニュアルの策定率:2009年度65.5%から2010年度68.2%へ向上。</p>	<p>①食品産業事業者の事業継続計画(BCP)の策定推進など緊急時のサプライチェーンの確保。</p> <p>②IT等を活用した流通コストの削減など国内のフードシステムの革新</p> <p>③製造設備・技術、物流・販売等と食品産業をパッケージにした食のビジネスモデルの提案など食ビジネスの海外展開等。</p>
	<p>各フードチェーンにおける「安全・安心」の取組の強化</p> <p>・GAP(農業生産工程管理)の産地での取組の拡大、内容の高度化の推進</p>	<p>農林水産省 生産局 農産部 技術普及課</p>	<p>・高度な取組内容を含むGAPの共通基盤として、野菜、米、麦について「GAPの共通基盤に関するガイドライン」を策定(2010年4月)、ブロック説明会等を通じて普及。</p> <p>・ガイドラインを改定し作物全体を対象を拡大(2011年3月)。</p> <p>・都道府県等における指導者の育成、産地への指導、産地の取組等に対する支援を実施。</p>	<p>・ガイドラインについてブロック説明会等を通じて周知。</p> <p>・農業生産に関連する法令、指針等の制定・改正等を踏まえ、ガイドラインを改定(2011年6月、8月、2012年3月)。</p> <p>・都道府県等における指導者の育成、産地への指導、産地の取組等に対する支援を実施。</p>	B:実施済	<p>・GAP導入産地は、2010年3月末1,984産地(福島県を含む)から2011年3月末2,194産地(福島県を除く)に増加。</p>	<p>・都道府県等における指導者の育成、産地への指導、産地の取組等に対する支援を引き続き実施。</p>
	<p>・バイオマス資源等を活用した資源循環型農業の導入拡大</p>	<p>農林水産省 生産局 農産部 農業環境対策課</p>	<p>・環境保全効果や農業経営の影響を把握するための調査を実施。</p> <p>・強い農業づくり交付金において、家畜ふん尿や生ゴミ等未利用有機性資源の有効利用を目的とした「有機物処理・利用施設」の設置を支援。(水稻栽培における有機物の管理について、堆肥施用の割合が18%(2008)から26%(2010)へ8ポイントの増加。)</p> <p>・施設園芸由来の温室効果ガス削減のため、施設園芸の省エネ化を図る木質バイオマス利用加温設備の導入支援を実施。(3台導入)</p>	<p>・左記調査結果等を受け、有機農業等環境保全効果の高い営農活動に対する支援を実施(環境保全型農業直接支援対策(2011年度予算額:2,909百万円))。</p> <p>・強い農業づくり交付金において、家畜ふん尿や生ゴミ等未利用有機性資源の有効利用を目的とした「有機物処理・利用施設」の設置を支援。</p> <p>・施設園芸由来の温室効果ガス削減のため、施設園芸の省エネ化を図る木質バイオマス利用加温設備の導入支援を実施。(2台導入)</p>	B:実施済	<p>・エコファーマー累積新規認定件数 2010年3月末:222,972件 2011年3月末:247,543件</p>	<p>・有機農業等環境保全効果の高い営農活動に対する支援を引き続き実施。</p> <p>・施設園芸の省エネ化を図る木質バイオマス利用加温設備の導入支援を引き続き実施。</p>

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
162 163	・中小食品製造事業者におけるHACCP(危害分析・重要管理点)の導入拡大	農林水産省 食料産業局 企画課	・HACCP法(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法:平成10年法律第59号)に基づき、HACCP手法に対応した施設整備のための金融・税制措置を実施。 【HACCP資金貸付実績:450百万円】 ・補助事業によるHACCP手法の導入のための人材育成等の取組を実施。 【研修参加者実績:4,258名】	・HACCP法に基づき、HACCP手法に対応した施設整備のための金融・税制措置を実施。 【HACCP資金貸付実績:2,270百万円】 ・補助事業によるHACCP手法の導入のための人材育成等の取組を実施。 【研修参加者実績:集計中】	B:実施済	・HACCP法に基づく高度化計画認定数 2010年度 15件 2011年度 19件	・2012年度において、輸出志向の高い等の意欲的な事業者に対し、品質管理体制強化のための情報提供及び人材育成の取組を実施。
	・食品トレーサビリティ制度の整備	農林水産省 消費・安全局 表示・規格課	-	・平成23年、米トレサ法について完全施行。 ・米トレサ法附則や食料・農業・農村基本計画において、米以外の飲食料品へのトレーサビリティ制度の導入について検討する旨規定されていることを踏まえ、食品の生産・流通実態や事業者のコストに留意しつつ、検討。	C:一部実施  【ボトルネック】 食品トレーサビリティは、物流の各段階の関係事業者が記録保存を行って初めてフードチェーンが繋がって遡及・追跡が可能となる仕組み。このため、食品の生産、流通等における取引記録の作成保存に係る実態面の状況を把握することが必要。	米トレサ法の実施状況を踏まえつつ、導入に際しての課題・対応方向等について、生産者・食品製造・流通・消費者団体等と意見交換等を実施し、検討を継続。	-
	・原料原産地表示の対象加工食品の拡大	消費者庁 食品表示課	・JAS法に基づく品質表示基準を改正し、「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」を原料原産地表示の対象品目に追加(平成23年3月)。	・食品表示一元化検討会において、加工食品の原料原産地表示の考え方についても議論を行い、中間的な論点整理を公表(平成24年3月)。	C:一部実施	【2020年の成果目標の達成状況】 ※原料原産地表示の定量的目標については、原料原産地表示の対象品目を着実に拡大することとしており、定量的アウトカムについては、アウトプットをもって記載している。  ・原料原産地表示の対象加工食品の拡大 →加工食品22食品群と個別4品目(農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ蒲焼き、かつお削りぶし)(平成24年3月現在)	・平成23年9月より、食品表示一元化検討会を開催し、加工食品の原料原産地表示の拡大についても議論を行っているところであり、平成24年6月を目途に報告書を取りまとめる予定。
164	食品安全行政におけるリスク管理機関を一元化した「食品安全庁」についての検討	消費者庁 消費者政策課  厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 企画情報課  農林水産省 消費・安全局 消費・安全政策課	食品安全行政におけるリスク管理機関を一元化した「食品安全庁」について、関係府省の連携の下での検討は行われていない。	食品安全行政におけるリスク管理機関を一元化した「食品安全庁」について、関係府省の連携の下での検討は行われていない。	D:未実施  【ボトルネック、解決策】 食品安全行政におけるリスク管理機関を一元化した「食品安全庁」について、関係府省の連携の下、検討を行う。	【ボトルネック、解決策】 食品安全行政におけるリスク管理機関を一元化した「食品安全庁」について、関係府省の連携の下、検討を行う。	-



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
165 166 167 168	<p>・「輸出総合戦略」の策定</p> <p>・重点品目・地域への施策の集中、検疫協議の加速化</p> <p>・現地のニーズ・嗜好に合わせた日本食・日本食材の普及・啓発等による海外需要の拡大</p> <p>・戦略及び工程表のフォローアップ</p>	<p>農林水産省食料産業局輸出促進グループ</p> <p>関係省庁 内閣官房知的財産戦略推進事務局、国税庁酒税課、経済産業省通商政策課、厚生労働省監視安全課、観光庁国際交流課</p>	<p>・科学的知見に基づいた各国・地域との検疫協議やメディア、イベント等を活用した効果的な情報発信を実施。</p>	<p>・引き続き、科学的知見に基づいた各国・地域との検疫協議やメディア、イベント等を活用した効果的な情報発信を実施。</p> <p>・試食や料理デモ等、日本産食品の直接的なプロモーションを実施。</p> <p>・有識者による農林水産物輸出戦略検討会が5つの戦略(※)を掲げた提言「農林水産物・食品輸出の拡大に向けて」を取りまとめ。</p> <p>(※) 戦略1: 福島第一原子力発電所事故への対応 戦略2: 国家戦略的なマーケティング 戦略3: ビジネスとしての輸出を支える仕組みづくり 戦略4: 確かな安全性・品質の確保と貿易実務上のリスク等への適確な対応 戦略5: 海外での日本の食文化の発信</p>	B: 実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・輸出戦略検討会が、輸出額1兆円目標に向けた5つの戦略を盛り込んだ提言「農林水産物・食品輸出の拡大に向けて」を取りまとめ。</p> <p>・農林水産物・食品の輸出実績 2010年: 4,920億円 2011年: 4,511億円</p> <p>・最近解禁になった主な検疫案件 香港 家きん肉(2011年7月) タイ いよかん等かんきつ類7品目(2011年10月) 牛肉(2011年4月)</p> <p>【ボトルネック】</p> <p>・昨今の円高や福島第一原子力発電所事故の影響による輸入規制等による輸出額の落ち込み。 ・輸出に取り組む事業者の裾野の拡大と取組の質の向上 これらに対応するため、農林水産物輸出戦略検討会提言に掲げられた5つの戦略(※)を着実に実施する必要。</p>	<p>①政府一体となった各国・地域の輸入規制緩和に向けた働きかけ。</p> <p>②輸出先から求められる放射性物質証明書等発行体制の強化。</p> <p>③ジャパン・ブランドの確立に向けたマーケティング体制の構築。</p> <p>④観光庁やジェトロ等関係機関との連携体制強化。</p> <p>⑤2012年に設立予定の官民共同による「農林漁業成長産業化支援機構」により輸出に取り組む農林漁業者等を支援。</p> <p>⑥地理的表示保護制度の導入、日本食文化のユネスコ無形文化遺産への登録推進等、ジャパン・ブランドの保全・向上の取組の一層の推進。</p>

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
169 170	<p>全府省一体となった「『食』に関する将来ビジョン」の策定及び「『食』に関する将来ビジョン」の着実な実施</p> <p>・再生可能エネルギーの導入拡大のための取組の推進</p> <p>・「食文化」を軸とする観光・産業・文化政策の総合展開</p> <p>・子どもからお年寄りまで食や農の教育機能を楽しむ生活に向けた取組の推進</p> <p>・医療・介護・福祉との連携の推進</p> <p>・農山漁村コミュニティの再生・地域活性化に向けた取組の推進</p>	農林水産省 大臣官房 政策課 食ビジョン推進室	<p>・2010年12月に「『食』に関する将来ビジョン」を策定。</p> <p>・2011年3月に決定された第2次食育基本計画において「生涯食育」を明記。</p>	<p>・農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案を国会に上程(2012年2月)。</p> <p>・日本食文化をユネスコ無形文化遺産に登録申請(2012年3月)。</p> <p>・地域等において食育を推進する人材の育成・確保の取組を実施。</p> <p>・高齢者が健康づくりや生きがい目的で農業作業を行う等の取組を推進。</p> <p>・「食と地域の交流促進対策交付金」を創設し、都市農村交流を促進。 ・「子ども農山漁村交流プロジェクト」による子どもの農山漁村体験の取組を推進。</p>	B:実施済	<p>【ボトルネック】 2011年10月に政府全体で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を踏まえ、その考えを反映させるため本ビジョンの改訂が必要。</p> <p>・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が成立(2011年8月)。 ・上記の法律に基づき、2012年7月から再生可能エネルギーの固定価格買取制度が発足。</p> <p>・日本食文化をユネスコ無形文化遺産への登録に向け申請、最短で2013年秋に審議され、結果が判明。</p> <p>・地域等において食育を推進する人材の育成・確保の取組の1つとして、酪農教育ファームを実施。体験機会として、小学校(5校)400人、地域イベント(2か所)2,000人が参加。</p> <p>・高齢者が健康づくりや生きがい目的で農業作業を行う等の取組を進めるためのモデルを2012年3月に作成。</p> <p>・各府省の地域活性化施策との連携に配慮しつつ、「食と地域の交流促進対策交付金」により、約630か所の地域の取組を支援。 ・子どもの農山漁村体験の取組を推進するため、総務省及び文部科学省と連携し、受入体制の整備、学校関係者等への普及啓発活動等を支援。農山漁村における受入体制を約40地区整備。</p>	2012年度早々に「『食』に関する将来ビジョン」検討本部を開催し、基本方針・行動計画と同様に今後5年間で関係府省と連携して取り組む施策について2012年度6月を目途に取りまとめる予定。

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
171 172 173	<p>「森林・林業再生プラン」の実行プログラムの策定</p> <p>実行プログラムの着実な実施 ・「日本型フォレスター」等森林の管理・経営を担う人材の集中的な育成 ・恒久的な路網の計画的な整備 ・森林計画制度、伐採・更新のルールの見直し ・森林組合及び林業事業体の役割分担の明確化、経営基盤の強化 ・「森林管理・環境保全直接支払制度」の導入等</p> <p>森林・林業基本計画の改定</p>	農林水産省 林野庁 企画課	<p>・「森林・林業再生プラン」を着実に推進するため、農林水産大臣を本部長とする「森林・林業再生プラン推進本部」を設置。 ・その下に設置した「森林・林業基本政策検討委員会」をはじめとする各検討委員会において議論 ・「森林・林業再生プラン」の実現に向けた具体的な方策及び実行プログラム(工程表)を明らかにした「森林・林業再生プラン関係検討委員会最終とりまとめ」を作成し、平成22年11月30日に同推進本部で了承</p> <p>・森林・林業再生プランの実行プログラムに基づき、林政審議会において森林・林業基本計画の見直しについて検討を開始</p>	<p>・森林法の改正(平成23年4月22日公布)、森林・林業基本計画の策定(平成23年7月26日閣議決定)、森林管理・環境保全直接支払制度の導入等を着実に推進</p> <p>・森林法を改正し、森林経営計画制度の創設など、森林計画制度等の見直しを実施。全国森林計画、地域森林計画、市町村森林整備計画の変更・樹立が完了</p> <p>・森林管理・環境保全直接支払制度の導入(平成23年度～)や、林業専用道作設指針(平成23年9月24日)、森林作業道作設指針(平成22年11月17日)の策定により、施業集約化や搬出間伐、路網整備を支援</p> <p>・森林組合における本業優先のルールの構築、森林組合会計制度の見直し、林業事業体とのイコールフットイングの確保等に関する仕組みを構築</p> <p>・准フォレスター(440人)、森林施業プランナー(990人)、現場技能者等(1450人)、人材の育成</p> <p>・東日本大震災の復興需要への対応を含め、原木の安定供給体制の構築、品質・性能の確かな製品生産のための支援、公共建築物や木質バイオマス等による木材利用の拡大等を推進</p>	B: 実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 ・木材自給率 27.8%(H21)→26.0%(H22) ・木材供給量 18.3百万m<sup>3</sup>(H21) →18.9百万m<sup>3</sup>(H22)</p> <p>【ボトルネック、解決策】 ・平成22年度に木材自給率が26%に低下したのは、前年と比較して国内生産量が増加したものの、需要量全体の増加に伴い、輸入の増加が国内生産の増加を上回ったため。 ・今後、木材自給率50%目標の達成に向けて、国内における国産材の需要を拡大させる必要。このため、施業の集約化や路網の整備、高性能林業機械の導入等により林業の生産性を向上し、木材の安定供給体制を確立するとともに、需要者ニーズに迅速に対応できるような製品流通の効率化・低コスト化や製材・加工施設の大規模化などの体制整備を行い、併せて公共建築物等における木材利用の推進や未利用間伐材などの木質バイオマスの燃料等の総合的な利用を進めることが課題。 ・これらの課題に対応するため、森林施業の集約化等、森林・林業再生プランに基づく施策を推進する必要。 ・さらに、気候変動枠組条約の締約国として、人類共通の課題である地球温暖化の防止・軽減に向けて、国際的責務を果たす必要があるとの観点から、今後も間伐等の森林整備を着実に実施し、森林吸収源対策を引き続き推進する必要がある。 ・これらの対策を進める上で、必要な財源の安定的な確保が必要。</p>	<p>・森林経営計画の定着、森林施業の集約化、人材育成、路網整備、搬出間伐等の取組を加速化。</p> <p>・東日本大震災からの復興需要への対応を含め、木材の安定供給体制の構築、木質バイオマスの利用等を促進。</p>
174 175	<p>・公共建築物等木材利用促進法の施行</p> <p>・都道府県方針、市町村方針及び木材製造高度化計画の策定促進等公共建築物等木材利用促進法の実効性の確保</p>	農林水産省 林野庁林政部木材利用課 国土交通省大臣官房 官庁営繕部整備課木材利用推進室	<p>公共建築物等木材利用促進法の施行(平成22年10月1日) 同法第7条1項に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を策定(平成22年10月4日) 公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議を設置し、公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置等の検討を実施(平成22年10月26日)</p>	<p>全ての各省各庁において、「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」(各省計画)を策定し、低層の公共建築物における木造化、高層・低層にかかわらず内装等の木質化の取組を推進 法第7条第7項に基づき「公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況」を公表(平成23年12月7日) 関係省庁等会議を開催(平成23年12月6日、14日) 都道府県や市町村の木材利用方針策定を促進</p>	C: 一部実施	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 ・木材自給率 27.8%(H21)→26.0%(H22) ・木材供給量 18.3百万m<sup>3</sup>(H21) →18.9百万m<sup>3</sup>(H22)</p> <p>・都道府県方針については、47都道府県全てで策定済</p> <p>・市町村方針については、405市町村で策定済(平成24年4月16日現在)</p> <p>・国の施設では、税関支署、森林事務所、国立公園の休憩所等の木造化、参議委員事務局庁舎、地方検察庁庁舎等での内装の木質化が行われるとともに、 ・地方公共団体の施設では、庁舎、学校等において、木造化、内装の木質化の事例が相当数みられるようになってきているところ</p>	<p>市町村方針の策定に向けた積極的な働きかけ、木材利用の意義等の周知、木造公共施設等整備への支援策を講じる。</p>

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
176	起業・転業支援策の抜本的強化(起業支援ファンドへの資金供給の弾力化、経営支援と一体となった地域金融機関と連携しての地域における起業・転業の促進、全国展開し「起業100万社」に向けた民間投資を促進)	金融庁、中小企業庁創業・技術課 関係省庁 金融庁	・2010年7月に中小企業基盤整備機構のファンド出資事業の再編及び出資要件の見直しを実施し、ベンチャー・中小企業の創業等の支援を行うファンドの組成に向けて、より重点的かつ柔軟に対応する体制を整備	・日本政策金融公庫による中小企業への無担保・無保証人融資制度の拡充等を措置 ・創業間もない中小企業の試作品開発等の支援を実施 ・中小企業政策審議会企業力強化部会において、起業・転業促進を含め、金融と経営の一体的な支援を通じた中小企業の経営力強化のあり方について、平成23年12月に中間とりまとめを実施。 ・金融庁では、地域金融機関による中小企業等に対するコンサルティング機能の発揮をはじめとした地域密着型金融の取組みを一層促進する観点から、平成23年5月に監督指針を改正。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・年間の起業数の大幅な増加を実現 会社設立数(法務省「登記統計」): 86,016社(2009年(戦略策定前年)) →87,916社(2010年)、89,664社(2011年) ※戦略策定後累計139,124社(2010年6月～2011年12月) ・起業累計100万社に必要な年数と比較すると、H21年時点では約12年間を要するのに対し、H23年時点で約11年間と約1年間短縮。 【ボトルネック、解決策】 起業・創業スタイルや起業家は多様で、課題もさまざまであるため、きめ細やかな施策を講じることが必要。	・起業・創業への経営支援・販路開拓支援等の推進 ・事業承継の円滑化 ※“ちいさな企業”未来会議を通じて、新たな中小企業施策について検討中。
177	SBIR(中小企業技術革新)制度における段階的競争選抜方式の本格導入	経済産業省 中小企業庁 経営支援部 創業・技術課 内閣府政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)付参事官(基本政策担当)付	・「平成22年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針」(2010年8月20日閣議決定)で、「国等の調達機関は、第4期科学技術基本計画の策定に向けた議論や一部の省庁において既に先導的に実施されている補助事業等の参考事例を踏まえつつ、自らの機関における補助事業等に対する段階的競争選抜方式の導入等の可能性について検討し、結論を得る」ことを決定した。 ・2011年3月31日付けで、中小企業技術革新制度連絡会議構成府省(内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)は、「平成22年度交付の方針」に規定された段階的競争選抜方式の導入の可能性について検討し、2010年度までに3省8事業が同方式を導入したこと、2011年度から新たに1省1事業が同方式を導入し、また、6事業が同方式の導入について引き続き検討することと合わせ、来年度以降に新設する新技術補助金等を制度設計する際に同方式の導入に努めるとして結論を得た。	・第4期科学技術基本計画(2011年8月19日閣議決定)で、国は、先端的な科学技術の成果を事業化につなげるための仕組みとして、SBIRを推進するため、「各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標を設定することを検討する」との決定を行った。 ・「平成23年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針」(2011年6月28日閣議決定)で、「各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について多段階選抜方式の導入目標の設定の検討に向けて、国は、同方式の導入目標を設定するためのガイドラインの策定を開始する」ことを決定した。 ・各府省の段階的競争選抜方式導入の推進を目的として、中小企業庁が、同方式の導入を試行する「中小企業技術革新挑戦支援事業」を、2012年度予算案に計上。本事業では、中小企業者のF/Sへの取り組みを支援し、各省庁の特定補助金等への応募に繋げることでF/S導入を試行し、各省庁における同方式の有効性の理解を促進、同方式の導入拡大につなげる。 ・総務省が「戦略的情報通信研究開発推進制度」において、2012年度から新たに段階的競争選抜方式を導入する予定。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 2011年度時点で4省9事業が段階的競争選抜方式を導入し、更に追加的に2012年度予算として2省2事業が同方式を導入した事業を要求しており、同方式の導入拡大が着実に進展。 【ボトルネック、解決策】 各省は、段階的競争選抜方式のメリット・デメリットの説明を受け、同方式の導入の拡大を検討しているところ。	SBIR制度における多段階選抜方式の導入拡大 ※“ちいさな企業”未来会議を通じて、新たな中小企業施策について検討中。
178	企業集積維持・事業引継ぎ円滑化策の抜本的強化	経済産業省 中小企業庁 事業環境部 企画課 関係省庁 金融庁	・「産業活力の改正及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、47都道府県に設置されている認定支援機関の業務に、事業引継ぎ支援業務を追加。 ・複数の街工場が集積する「工場アパート」建設等のための制度として、総合特別区域法(平成23年法律第81号)において、独立行政法人中小企業基盤整備機構の高度化融資事業を都道府県のみならず、認定市町村経由にまで拡大する措置を創設。	・事業引継ぎ支援業務を実施するための専門的な機関として、「事業引継ぎ支援センター」を東京、大阪、愛知、静岡、北海道、福岡、宮城の全国計7箇所に設置。 ・複数の街工場が集積する「工場アパート」建設等のための制度を活用するために必要な規定等を整備。 ・中小企業の人材確保・育成・定着を図る観点から、学生と中小企業の関係作りから両者のマッチング、新卒者の採用・定着までを一気通貫で支援する「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」を創設。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成上】 ・「事業引継ぎ支援センター」を全国的に設置し、合計で約100件の事業引継ぎに関する相談対応を実施。(2011年2月末時点) 【ボトルネック、解決策】 ・事業引継ぎ支援事業の周知・普及を図る必要がある。 ・市町村に対する「工場アパート」の導入モデルのさらなる普及を図る必要がある。	・「事業引継ぎ支援センター」を地域の実情に応じて、順次全国的に拡充する。 ・総合特別区域の指定対象区域に定められた市町村を対象に、関係機関と協力して周知・施策の普及を図る。 ※“ちいさな企業”未来会議を通じて、新たな中小企業施策について検討中。

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
179	中小企業の海外展開支援パッケージの創設	経済産業省 中小企業庁 経営支援部 新事業促進課  関係省庁 外務省 国際協力局 開発協力総括課	・2010年10月に、中小企業の海外展開支援体制を強化するため、経済産業大臣を議長とした「中小企業海外展開支援会議」を設置。 ・関係省庁やJETRO、中小機構などの関連機関と連携し、各地域で地方経済産業局を中心にきめ細かな支援を展開する体制を整備。	・2011年6月に、中小企業の海外展開に向けた総合的な取組として、「中小企業海外展開支援大綱」を策定。 ・中小企業の更なる海外展開支援ニーズの高まりを受け、2012年3月に大綱を改訂。新たに、日弁連、JICA等が会議に加わり、オールジャパンでの支援体制の強化を図ると共に、ODA等を活用した海外展開支援や現地事業環境整備等、中小企業の立場にたったきめ細やかな支援を行うこととした。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・中小企業海外展開支援会議の立ち上げや、大綱の改訂等を通じて、オールジャパンで中小企業の海外展開支援の強化を図っている。  ※中小企業海外展開等支援事業において、商談を設定した支援企業数(22年度)1,304社。  【ボトルネック、解決策】 中小企業は、情報、資金、人材といった様々な理由で海外展開を躊躇しており、これらの障壁を乗り越えるための支援が必要。 今後は、これまでの支援策の更なる拡充を図り、販路開拓支援に加え、情報、資金、人材などを含めた総合的な支援施策を講じることが重要。	中小企業の海外事業の拡大に向けて、今後も、支援施策の拡充を図るとともに、ODA等の活用を含め、これまで整備してきた支援体制を生きたプラットフォームとするための取組を進める。  ※“ちいさな企業”未来会議を通じて、新たな中小企業施策について検討中。
180	建物検査、住宅履歴情報、保険制度等の普及促進策の検討	国土交通省住宅局住宅生産課	○検査と保証がセットになったリフォーム瑕疵保険、既存住宅売買瑕疵保険を商品化  ○建物検査、住宅履歴情報の蓄積及び保険制度への加入を行う事業に対する支援  ○全国各地のホームセンター、家電量販店等と連携した消費者への普及啓発	○検査と保証がセットになった、引渡後リフォーム型既存住宅売買瑕疵保険を商品化  ○建物検査、住宅履歴情報の蓄積及び保険制度への加入を行う事業に対する支援  ○全国各地のホームセンター、住宅展示場等と連携した消費者への普及啓発	B:実施済	○保険申込件数(平成24年3月末まで) ・リフォーム瑕疵保険 13,227戸 ・既存住宅売買瑕疵保険 7,266戸  ○全国各地のホームセンター、家電量販店、住宅展示場等と連携した消費者へのリフォームについての普及啓発を図るイベントにおいて、寸劇で過去の悪質事案を再現し、消費者に普及啓発を行った ・開催回数 144回 ・参加人数 9,699人	-
181	中古・リフォーム市場整備のための総合的プラン策定、実施	国土交通省住宅局住宅生産課  国土交通省 土地・建設産業局不動産課	○中古・リフォーム市場整備のための具体的施策を内容とする「中古住宅・リフォーム市場整備のための総合的プラン策定に関する「中古住宅・リフォーム市場整備のための総合的プラン策定、実施」」を設置、開催。	○中古・リフォーム市場整備のための具体的施策を内容とする「中古住宅・リフォーム市場整備のための総合的プラン策定に関する「中古住宅・リフォーム市場整備のための総合的プラン策定、実施」」を平成24年3月26日に策定、実施に着手。  ○「中古住宅・リフォーム市場整備のための総合的プラン策定、実施」を平成24年3月26日に策定、実施に着手。  ○中古不動産流通市場の活性化を具体的に検討する場として、多方面の有識者からなる「不動産流通市場活性化フォーラム」を設置、開催。	B:実施済	○中古・リフォーム市場整備のための具体的施策を内容とする「中古住宅・リフォーム市場整備のための総合的プラン策定、実施」を平成24年3月26日に策定。	-
182	ストック重視へ向けた既存不適格等に係る住宅・建築関連制度の見直し	国土交通省住宅局建築指導課・住宅生産課	-	○既存不適格建築物の既存部分の1/2を超える増改築について、既存部分に適用される仕様規定のうち、増改築の制約要因となっていることが明らかとなった鉄筋コンクリート造の建築物等の構造基準について、建築確認手続きの運用改善第二弾(2011年5月)を実施し、合理化を図った。	B:実施済	構造基準について合理化を図ったことにより、鉄筋コンクリート造の建築物等の増改築の円滑化が図られた。	-

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
183	老朽マンションの改修に係る決議要件の整理(【老朽】) 管理適正化の推進等マンションストック再生のための環境整備(【管理】)	【老朽】 法務省民事局参事官室  【管理】 国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室	【老朽】 裁判例の収集等を行って整理に向けた作業を行っていたところ、東日本大震災が発生し、担当部局の事務量が顕著に増大したために、2010年度中の実施には至らなかった。  【管理】 修繕積立金に関する基本的な知識や分譲事業者から提示された修繕積立金の水準等についての判断材料を提供するためのガイドラインを作成するため、新築マンションにおける修繕積立金の額の設定について調査を実施したところ。	【老朽】 裁判例の整理を行った結果、収集可能な裁判例においては特殊な事例等が取り上げられることが多く、これらの結果に基づく公表を行うのみでは、老朽マンションの改修を促進するという観点からは、有用な結果とならないことが判明した。現在、老朽マンション対策として有用な改修工法等について、国土交通省から情報提供を受けるなどの協力を得ながら、引き続き、老朽マンションの改修に係る決議要件の適用関係の整理に向けた作業を行っているところ。  【管理】 前年度の調査を踏まえ、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」を平成23年4月18日に公表した。	【老朽】 C:一部実施 【ボトルネック、解決策】 老朽マンションの改修を促進するという観点から、有用な工法の内容等について、情報を収集する必要がある。この点については、関係省庁である国土交通省から、必要な協力を得ながら進めて参りたい。  【管理】 B:実施済	【老朽】 老朽マンションの改修のために必要な決議要件について整理がされることにより、区分所有者間の合意形成が円滑に進むことが期待できる。 なお、施策の特性から、施策の成果・効果を具体的な数字で示すことは困難である。  【管理】 「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」を策定し、修繕に係る基本的な知識や積立金の額の水準等の判断材料を提供することにより、適正な修繕積立金の額の設定・積立ての促進につながることを期待できる。	
184	マンション管理適正化のためのルールの策定	国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室  土地・建設産業局不動産課	「マンション標準管理規約及び同コメント」の課題の整理及び見直しの検討を進めることを目的として、平成22年8月3日より有識者からなる検討会を設置。同年12月24日に「マンション標準管理規約」の改正案をとりまとめ、パブリックコメントを実施した。	前年度に実施した検討等やパブリックコメントの結果を踏まえ、役員資格の緩和等の改定を行い、平成23年7月27日に「マンション標準管理規約」を公表した。	B:実施済	「マンション標準管理規約」の改正によりマンション管理組合の役員の資格要件を緩和する等によって、役員のなり手不足等の課題に対応し、マンション管理運営の充実が期待される。	
185	老朽マンションの建替え・改修の促進策の実施	法務省民事局参事官室  国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室	法務省及び国土交通省において、課題の整理等を実施した。	国土交通省において、平成24年2月より「持続可能な社会における既存共同住宅ストックの再生に向けた勉強会」を設置した。 また、法務省及び国土交通省において、引き続き課題の整理等を実施した。	C:一部実施 【ボトルネック、解決策】 合意形成、まちづくり・建築規制等のあり方、資金面、技術面等の課題等多くの課題に対応していく必要がある。そのため、上記の点を踏まえ、関係部門と連携を図りつつ、総合的に検討を進めて参りたい。	関係部門と連携を図りつつ、引き続き、総合的に検討を進めて参りたい。	
186	ストック重視の住宅政策への転換を図るための「住生活基本計画」見直し実施	国土交通省住宅局住宅政策課	社会経済情勢の変化等を踏まえ、住生活基本法に基づく住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画である住生活基本計画(全国計画)の見直しを実施(2011年3月閣議決定)	新たな住生活基本計画に基づき、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進	B:実施済	○住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、新たな「住生活基本計画(全国計画)」を平成23年3月15日に閣議決定。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
187	省エネ、耐震、バリアフリー性等に優れた住宅の普及促進	国土交通省住宅局住宅生産課 環境省地球温暖化対策課	○住宅エコポイント ・1年延長を実施 ・節水型便器、高断熱浴槽、住宅用太陽熱利用システムへポイント発行対象の拡充を実施	○住宅エコポイント ・平成23年度第3次補正予算において、平成23年7月末に終了した住宅エコポイントを再開。 ・省エネリフォームと合わせて耐震改修を行う場合は、ポイントを加算	A: 実施済かつ成果あり	○住宅エコポイントの進捗状況(平成24年2月末時点) ・申請状況 新築約67万戸、リフォーム約60万戸、合計約128万戸 ・発行状況 新築約66万戸(約1,986億ポイント) リフォーム約59万戸(約363億ポイント) 合計126万戸(約2,349億ポイント) ※平成22年3月からの累計。  ○住宅エコポイント制度の導入により、制度導入前に1~2割程度であった新築住宅に占める省エネ住宅の割合が、5割程度まで上昇していると推計。  ○住宅エコポイント制度全体(3,888億円)の効果として、 ・約4.6兆円の経済波及効果 ・約55万t-CO2/年のCO2削減効果をもたらす見込み。(国土交通省試算)	
		国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室	○省エネ、耐震、バリアフリー性等に優れた住宅の取得に係るフラット35Sの金利引下げ幅を拡大(平成22年2月より)	○省エネ、耐震、バリアフリー性等に優れた住宅の取得に係るフラット35Sの金利引下げ幅を拡大(平成23年9月末まで) ○平成23年度第3次補正予算において、東日本大震災からの復興を支援するため、省エネ性に優れた住宅の取得に係るフラット35Sの金利引下げ幅を拡大		【フラット35S】は、省エネ、耐震、バリアフリー性等に優れた住宅の普及促進に大きく貢献した。特に、平成22年度・平成23年度における金利引下げにより、【フラット35】利用者に占める【フラット35S】利用者の割合は、48.9%(平成22年3月)から90.6%(平成24年3月)に増加した。  ○【フラット35S】申込件数 ・39,934件(平成21年度) ↓ ・152,013件(平成22年度) ・134,935件(平成23年度)	
	長期優良住宅の共同住宅に係る基準の見直し	国土交通省住宅生産課	○関係主体と調整をしつつ技術的基準の素案の確定に向けた検討を実施	○震災による住宅の被害やエネルギーの需給環境の変化が生じたことについての検証等も含めて検討を続け、2011年度に告示改正を実施(平成24年国土交通省告示第349号(平成24年3月29日))		○新築着工住宅における認定長期優良住宅の認定割合 ・8.8%(平成21年度(※)) ・12.7%(平成22年度)  (※)長期優良住宅の供給が開始された平成21年6月~平成22年3月までの数値	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
188	建築確認の迅速化等市場活性化のための建築基準法の見直しの検討  建築基準法の改正	国土交通省住宅局建築指導課	○建築確認手続き等の運用改善第一弾(2010年6月)を実施し、建築確認審査の迅速化・申請図書の簡素化等を図った。  ○建築基準法の見直しに関する検討会を開催し、構造計算適合性判定制度、建築確認審査の法定期間、厳罰化のあり方を中心とした制度の見直しについて検討を行い、2010年12月17日にとりまとめを公表した。	○建築基準法の見直しに関する検討会のとりまとめを受けて、建築確認手続きの運用改善第二弾(2011年5月)を実施し、更なる建築確認審査の迅速化や構造基準等の合理化を図った。  ○国土交通省に設置した建築法体系勉強会において、建築基準体系、整備・利用段階において質を確保する仕組み、専門家の資質確保方策のあり方などについて検討を行い、2012年3月16日にとりまとめを公表した。	C:一部実施 【ボトルネック、解決策】 ・建築基準法の見直しに関する検討会のとりまとめにおいて、建築基準法の見直しに関しては積極論、慎重論の両論併記となった。 ・これを受けて設置した建築法体系勉強会のとりまとめを踏まえ、今後は建築法体系の具体的な見直し等を検討する予定。	構造計算適合性判定の対象建築物に係る建築確認審査期間(事前協議期間込み)が約70日(平成21年末時点)から約50日(平成23年末時点)に短縮した。	
189	リバース・モーゲージの拡充等の検討  リバースモーゲージの活用促進	国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室	○高齢者が自ら居住する住宅にバリアフリー工事等を施すリフォームを行う場合について、リバースモーゲージ型の融資を実施(住宅金融支援機構における直接融資を活用)  ○高齢者が自ら居住する住宅のリフォーム等の資金に係るリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度による付保を実施(住宅金融支援機構における住宅融資保険を活用)	○サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係るリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度による付保対象に追加(住宅金融支援機構における住宅融資保険を活用)	B:実施済	○申込件数(直接融資型) ・94件(2010年度) ・73件(2011年度) ※2012年1月末現在  ○申込件数(住宅融資保険型) ・6件(2010年度) ・7件(2011年度) ※2012年2月末現在	
		国土交通省住宅局建築指導課	○以下の取組及び支援により、住宅・建築物の耐震化等を促進した。  ・耐震改修促進計画の策定(都道府県100%、市区町村約80%) ・住宅への補助制度の整備(市区町村)(耐震診断約72%、耐震改修約56%) ・特定建築物への指導・助言等 ・耐震改修計画の認定 ・社会資本整備総合交付金による支援 ・耐震改修促進税制による支援 ・住宅金融支援機構による融資	○以下の取組及び支援により、住宅・建築物の耐震化等を促進している。  ・耐震改修促進計画の策定(都道府県100%、市区町村89%) ・住宅への補助制度の整備(市区町村)(耐震診断約77%、耐震改修約64%) ・特定建築物への指導・助言等 ・耐震改修計画の認定 ・社会資本整備総合交付金による支援 ・耐震改修促進税制による支援(所得税減税について地域要件撤廃) ・住宅金融支援機構による融資 ・復興支援・住宅エコポイントによる支援  ・耐震診断及び耐震改修の必要性に係る政府広報の実施(新聞広告、インターネットテレビ等)	A:実施済かつ成果あり	○耐震改修促進計画の策定進捗(市区町村) ・約80%(平成22年度) ・約89%(平成23年度)  ○住宅への補助制度の整備状況の拡大(市区町村) 耐震診断 ・約72%(平成22年度) ・約77%(平成23年度) 耐震改修 ・約56%(平成22年度) ・約64%(平成23年度)  ○国費補助による耐震診断・耐震改修の実績(平成22年度) 耐震診断 ・戸建て住宅 27,612戸 ・共同住宅 13,480戸 耐震改修 ・戸建て住宅 5,603戸 ・共同住宅 3,760戸  ○耐震改修促進税制の活用状況(平成22年度) ・所得税特別控除 4,904件 ・固定資産税の減額 4,588件	



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
190	住宅・建築物の耐震診断、耐震改修・更新の促進	<p>(公立学校施設について) 文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課</p> <p>(私立学校施設について) 文部科学省高等教育局私学部私学助成課</p> <p>(国立大学法人等施設について) 文部科学省大臣官房文教施設企画部計画課</p>	<p>公立学校施設の耐震化等に係る予算として、3,187億円(当初:1,032億円、予備費(6月):818億円、予備費(9月):160億円、補正:1,177億円)を計上し、約7,700棟分の耐震化事業に対する支援を実施。 〈参考〉:2010年4月1日現在の公立小中学校施設のデータ ・耐震化率:73.3% ・耐震診断実施率:98.0%</p> <p>私立学校施設の耐震化等に係る予算として、62億円(当初:49億円、補正:13億円)を計上し、耐震化事業に対する支援を実施。 〈参考〉:2010年4月1日現在の私立学校施設の耐震改修状況調査結果(幼稚園～高等学校) ・耐震化率:70.2% ・耐震診断実施率:50.9% 2010年5月1日現在の私立学校施設の耐震改修状況調査結果(大学等) ・耐震化率:77.9% ・耐震診断実施率:64.4%</p> <p>国立大学法人等施設整備に係る予算として、594億円(当初:503億円、予備費:41億円、補正:50億円)を計上し、国立学校施設の耐震対策事業等に対する支援を実施。 〈参考〉:2010年5月1日現在の国立学校施設のデータ ・耐震化率:86.6% ・耐震診断実施率:100%(2008年度までに完了済み)</p>	<p>公立学校施設の耐震化等に係る予算として、2,772億円(当初:805億円、1次補正:340億円、3次補正:1,627億円)を計上し、約6,600棟分の耐震化事業に対する支援を実施。 〈参考〉:2011年4月1日現在の公立小中学校施設のデータ(岩手県、宮城県、福島県を除く。) ・耐震化率:80.3% ・耐震診断実施率:98.8%</p> <p>私立学校施設の耐震化等に係る予算として、202億円(当初:52億円、補正:150億円)を計上し、耐震化事業に対する支援を実施。 〈参考〉:2011年4月1日現在の私立学校施設の耐震改修状況調査結果(幼稚園～高等学校) ・耐震化率:72.5% ・耐震診断実施率:53.9% 2011年5月1日現在の私立学校施設の耐震改修状況調査結果(大学等) ・耐震化率:79.8% ・耐震診断実施率:67.3%</p> <p>国立大学法人等施設整備に係る予算として、1,162億円(当初:437億円、1次補正:84億円、3次補正:641億円)を計上し、国立学校施設の耐震対策事業等に対する支援を実施。 〈参考〉:2011年5月1日現在の国立学校施設のデータ ・耐震化率:87.9% ・耐震診断実施率:100%(2008年度までに完了済み)</p>	<p>A:実施済みかつ成果あり</p> <p>A:実施済みかつ成果あり</p> <p>A:実施済みかつ成果あり</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 2020年までに実現すべき成果目標である「建築物の安全性の確保」に向け、公立学校施設の耐震化は着実に進んでいる。平成23年度3次補正予算までが執行されれば、公立小中学校施設の耐震化率は約89%まで向上する見込み。</p> <p>【2020年の成果目標の達成状況】 2020年までに実現すべき成果目標である「建築物の安全性の確保」に向け、私立学校施設の耐震化は着実に進んでいる。平成23年度3次補正が執行されれば、私立大学等の耐震化率は約81%まで、私立の幼稚園から高校の耐震化率は約74%まで向上するとともに、私立学校の自主的な取組等により耐震化率は更に向上する見込み。</p> <p>【2020年の成果目標の達成状況】 2020年までに実現すべき成果目標である「建築物の安全性の確保」に向け、国立学校施設の耐震化は着実に進んでいる。平成23年度3次補正予算までが執行されれば、国立学校施設の耐震化率は約89%まで向上する見込み。</p>	<p>文部科学省としては、2015年度までのできるだけ早い時期に公立学校施設の耐震化を完了させるという目標を地方公共団体に示すとともに、要望を踏まえつつ必要な支援を図ることとしており、2020年を前に成果目標を達成する予定である。</p> <p>「私立学校施設防災機能強化集中支援プラン」(2012年1月 文部科学大臣政務官通知)を策定し、耐震化を含めた防災機能強化への支援を実施するとともに、2012年度に実施予定事業を前倒して実施するよう、各学校法人に促した。</p> <p>「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」(平成23年8月26日文部科学大臣決定)において、2015年度までに耐震化を完了させることとしており、2020年を前に成果目標の達成を図る予定である。</p>
191 192	<p>191企業における事業継続計画(BCP)の策定促進のための策定事例の収集・情報提供等の実施</p> <p>192事業継続ガイドラインの充実、企業との連携による総合的訓練の実施等による事業継続計画の実効性向上</p>	内閣府(防災担当)普及啓発・連携担当	<p>企業のBCP策定事例の収集・情報提供(建設業(総合工事業)、高速道路の整備・運用に関する事業)を実施。</p> <p>小売業を中心としたサプライチェーンのモデル訓練の実施・情報提供を実施。(2013年施策の前倒し実施。)</p>	<p>東日本大震災における企業の対応状況の事例収集・検証を実施。</p> <p>製造業の購買・調達部門をモデルとした訓練の実施・情報提供を実施。(2013年施策の前倒し実施。)</p>	A:実施済みかつ成果あり	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 BCP策定企業の割合について、「2020年までに大企業:ほぼ全て、中堅企業:50%」という目標に対し、平成23年11月実施の「企業の事業継続の取組に関する実態調査」の結果は以下の通り。(過去結果も併記) ①BCP「策定済み」の値 ◆大企業:H19年度18.9%→H21年度27.6%→H23年度45.8% ◆中堅企業:H19年度12.4%→H21年度12.6%→H23年度20.8% ②BCP「策定済み」及び「策定中」の合計値 ◆大企業:H19年度35.3%→H21年度58.4%→H23年度72.3% ◆中堅企業:H19年度15.8%→H21年度27.2%→H23年度35.7% となっており、堅調に推移している。</p> <p>【ボトルネック・解決策】 -</p>	-

# V 科学・技術・情報通信立国戦略

新成長戦略全体フォローアップ 調査票(V 科学・技術・情報通信立国戦略)

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
193	「国立研究開発機関(仮称)制度創設の検討」	内閣府政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)基本政策担当 文部科学省科学技術・学術政策局政策課 内閣官房行政改革推進室	・国の研究開発を担う機関に関する制度の創設に向け、総合科学技術会議基本政策専門調査会研究開発システムWG等において検討を実施。	・内閣府において独立行政法人全体の制度・組織の見直しと整合性を確保しつつ、関係省庁と連携して、研究開発の成果を最大化するために相応しい制度を創設するべく検討を実施(各法人にインタビューを行い制度改革に係る論点を抽出)。 ・現行の独立行政法人制度を抜本的に見直し、新たな法人制度の中に「公益に資する研究開発成果の最大化を重要な政策目的とする法人類型」を「研究開発型」として位置付け、研究開発の特性に着目したガバナンスを構築すること等を内容とする「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を閣議決定(平成24年1月20日)。	C:一部実施  【今後の課題】 ・平成26年4月からの新たな法人制度への移行に向けて、関連法案等の必要の作業を進める必要がある。	【2020年の成果目標の達成状況】 他の施策と合わせて、2020年までに達成すべき成果目標として、以下のものを掲げている。 ・特定分野で世界トップ50に入る研究・教育拠点を100以上構築 ・優れた外国人研究者受入数を3倍 ・日本人海外長期派遣研究者数を2倍 ・国際研究拠点に世界トップレベル研究者を200人受入	
194	「第2次大学院教育振興施策要綱(仮称)」の作成、「リーディング大学院」の構築(大学院評価に応じた重点的資金配分)	文部科学省高等教育局 大学振興課	・中央教育審議会答申「グローバル化社会の大学院教育」(2011年1月)を受け、今後の大学院教育の改革の方向性及び文部科学省として早急に取り組むべき重点施策を示す「第2次大学院教育振興施策要綱」(実施期間:2011~2015年度)の策定に向けた作業を行った。 2010年度中の策定に向けて作業を進めていたところ、東日本大震災を受け、慎重な検討を要すると判断し、拙速な作成は控え、年度をまたいで検討を重ねることとした。	・「第2次大学院教育振興施策要綱」を策定した(2011年8月)。 ・産学官を問わずグローバルに活躍するリーダーを養成する「リーディング大学院」の構築を支援するため、「博士課程教育リーディングプログラム」(2011年度予算39億円)を開始した。 2011年度は21件のプログラムを採択したところ。 ・予算面に加え、制度面からも「リーディング大学院」の構築を支援するため、博士課程を通じて一貫したプログラムを構築する観点から、2012年3月大学院設置基準を改正。 ・文部科学省及び経済産業省の共同提案により、産学のリーダーによる産学協同財産育成円卓会議が平成23年7月に立ち上げられ、社会を牽引するリーダーの養成と活躍の好循環を実現するため、産学協働による人材育成の取組について議論を開始した。	B:実施済	・2011~2015年度を実施期間とする「第2次大学院教育振興施策要綱」を策定したことにより、本施策要綱に基づき、体系的・集中的な施策展開を図っていく。本施策要綱は、世界的な大学院教育拠点の形成のための取組として、「リーディング大学院」の形成支援」を掲げている。 ・「リーディング大学院」の形成を支援するため、「博士課程教育リーディングプログラム」を開始し、産学官の参画を得つつ一貫した博士課程教育を構築する大学院教育改革の先駆的な取組として、2011年度に13大学21件を採択。	
195	「トップレベル頭脳循環システム(仮称)」の構築(国際研究開発拠点、最先端共同研究施設・設備、研究支援体制の整備、外国人研究者受入れのための研究・生活環境の整備)	文部科学省研究振興局 振興企画課  内閣府政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)付	・大型共用施設の整備状況 X線自由電子レーザー施設(SACLA)について、本体整備を終え、調整運転を行った。また、大強度陽子加速器施設(J-PARC)について、利用実験装置の制作を継続し、研究環境の充実を図るとともに、HPCIの中核となる京速コンピュータ「京」についても、試作・評価が終了し、一部設備の稼働を開始するなど、各施設の共用開始に向けた取組は順調に進捗している。  ・世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)の実施状況 平成19年度に採択した5拠点について有識者による毎年のフォローアップを実施するとともに、1拠点の新規採択を行い、着実に国内外の優れた研究者を惹きつける国際研究拠点の構築を行った。  ・最先端研究基盤事業の実施状況 国際的な頭脳循環の実現に向け、国内外の若手研究者を惹きつける研究基盤の整備を加速強化するため、研究ポテンシャルの高い研究拠点に対して、最先端の研究成果が期待できる設備整備及び運用に必要な支援を行う「最先端研究基盤事業」(14事業)を実施した。  ・研究者の海外派遣事業の実施状況 国際的な頭脳循環の活性化を通じた我が国の学術の振興を図るため、頭脳循環において、国際研究ネットワークの核となる優れた研究者の育成を図る大学等研究機関を支援する「頭脳循環を活性化する若手研究者戦略的海外派遣事業」を実施するとともに、海外の大学等研究機関において長期間研究に専念できるよう研究者個人を支援する「海外特別研究員事業」を実施。	・大型共用施設の整備状況 SACLAが世界最短波長のX線レーザーの発振に成功するとともに、2012年3月に供用を開始。「京」が11月に筐体の搬入が終了し、性能目標の10ベタフロップスを達成するなど、共用開始に向けた取組が順調に進捗している。J-PARCについては、東日本大震災による被災から一部復旧作業中の部分があるものの、2012年1月に共用を開始。  ・世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)の実施状況 平成19年度に採択した5拠点について、有識者による中間評価を行い、そのフィードバックにより確実な拠点構築につなげるとともに、平成22年度に採択した1拠点についてはフォローアップを実施し、着実に国内外の優れた研究者を惹きつける国際研究拠点の構築を行った。  ・最先端研究基盤事業の実施状況 2010年度に引き続き、「最先端研究基盤事業」(13事業)を実施した。  ・研究者の海外派遣事業の実施状況 2010年度の「頭脳循環を活性化する若手研究者戦略的海外派遣事業」の趣旨を引き継ぐ「頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣事業」を実施するとともに、「海外特別研究員事業」を引き続き実施。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・WPI拠点における世界トップレベル研究者数は2008、2009、2010年のそれぞれにおいて116、125、153人(実績)となっている。  ・頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣事業は、諸外国との共同研究を行う若手研究者を組織的・戦略的に派遣する事業であり、採択件数は2010年度の68件から、2011年度には96件に拡大。 ・海外特別研究員の採用人数は2010年度の408人から、2011年度には486人に拡大。 ・国際科学技術共同研究推進事業及び戦略的国際科学技術協力推進事業の課題数は2010年度の282件から2011年度には317件に拡大。  <参考指標> ・長期派遣研究者数 平成21年度:3,739人 (平成12年度:7,674人) ・長期受入れ研究者数 平成21年度:13,381人 (平成12年度:13,878人) ※国際研究交流の概況(平成20、21年度)(文部科学省)  ・上記の最先端施設をはじめ、我が国最大の「強み」といえる研究基盤について、施設・設備等の連携、利用体制支援、高度化支援等の取組を、「研究開発プラットフォーム」というシステムの下で戦略的に展開することで、国内外の研究者等を一層惹き付けていく予定。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
196	東アジア・サイエンス&イノベーション・エリアの構築(アジア共通の課題解決に資する国際共同研究・人材育成等の推進、共同基金プログラムの設立の検討)	内閣府政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)付 外務省軍縮不拡散・科学部国際課学協力室 文部科学省科学技術・学術政策局国際交流官付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EAS参加国の本構想への協力要請</li> <li>-第13回日・ASEAN首脳会議議長声明において、「東アジア・サイエンス&amp;イノベーション・エリア」に関する日本のイニシアティブが評価された。</li> <li>-第5回東アジア首脳会議(EAS)議長声明において、「東アジア・サイエンス &amp; イノベーション・エリア」構想及び科学・技術に関するEAS非公式科学技術閣僚会合の開催に関する日本提案が留意された。</li> <li>・東アジアにおける交流に関するワーキング・グループ最終報告書において、以下の施策について提言。</li> <li>-東アジアにおける研究人材ネットワークの強化、頭脳循環の活性化</li> <li>-宇宙、環境エネルギー、原子力など我が国の技術の展開と人材育成</li> <li>-新しい共同研究基金プログラム設立の可能性の探究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東アジアにおける研究人材ネットワークの強化、頭脳循環の活性化</li> <li>⇒我が国の最先端の研究開発拠点の整備・高度化を実施。</li> <li>・宇宙、環境エネルギー、原子力など我が国の技術の展開と人材育成</li> <li>⇒国際共同研究や我が国の技術の展開、優秀な人材の育成等を実施。また、アジア核不拡散・核セキュリティ総合支援センターの整備などを通じた人材育成等を実施。</li> <li>・新しい共同研究基金プログラム設立の可能性の探究</li> <li>⇒文部科学省は科学技術振興機構と協力して、東アジアにおいて、マッチングファンド方式で多国間の共同研究を行う「e-ASIA共同研究プログラム」の立ち上げに向けた準備を推進。</li> <li>2011年には、「e-ASIA共同研究フォーラム」を2回開催し、参加国、参加手続き、共同研究の分野、運営方法等を議論。</li> <li>第6回EAS(2011年11月、於：インドネシア)では、議長声明において、「東アジア・サイエンス&amp;イノベーション・エリア」構想の下、「e-ASIA共同研究プログラム」を実施すると日本のイニシアティブが歓迎された。</li> <li>2012年3月22日現在、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、ラオス、ミャンマーの6ヶ国がe-ASIA共同研究プログラムへの参加を表明。今後、同プログラムの基本的枠組みを決定し、プログラムの運営のための組織を設置し、具体的テーマに即して多国間共同研究を実施する予定。</li> </ul>	<p>C:一部実施</p> <p>【ボトルネック、解決策】 ボトルネック: ・EAS参加国政府関係者による本構想フォローアップ体制構築は未着手。 ・域内には途上国も含まれることや、共同基金についての理解を得るためには時間を要することにより、直ちに共同基金プログラムへの参加国を募ることが困難。</p> <p>解決策: ・平成24年度4月立ち上げ予定の「科学技術戦略タスクフォース」にて、政府レベルでの協議の進め方について検討。 ・共同基金プログラムの開始の前に、まずはマッチングファンド方式による共同研究(e-ASIA共同研究プログラム)の開始に向けた準備を推進。</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・e-ASIA共同研究プログラムは、本プログラムへの参加国を現在の6か国から更に増やすべく、残りのEAS参加国(日本除く11か国)に対し働きかけを継続中。今後、参加国増加及び具体的な共同研究の開始に伴い、海外からの研究者受け入れや日本人研究者の海外派遣の増加が見込まれている。また、本プログラムの正式な発足に先立ち、同プログラム参加表明国を対象とした先行的取組の実施について協議しているところ。</li> </ul> <p>【ボトルネック、解決策】 ボトルネック: e-ASIA共同研究プログラムへの参加をまだ表明していない国が存在。</p> <p>解決策: 実施機関間の連絡のみならず、外交ルートを通じた働きかけも実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東アジアにおける研究人材ネットワークの強化、頭脳循環の活性化</li> <li>・宇宙、環境エネルギー、原子力など我が国の技術の展開と人材育成</li> <li>・e-ASIA共同研究プログラムの理事会を開催し、同プログラムの早期開始</li> </ul>
197	・理数教育の強化と理系進学促進(「科学の甲子園」「サイエンス・インカレ」の創設、国際科学オリンピック参加の支援、スーパーサイエンスハイスクールの強化)	文部科学省 科学技術・学術政策局 基盤政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「科学の甲子園」と「サイエンス・インカレ」については、2011年度に開催するために必要な関係経費を予算に計上した。</li> <li>・国際科学オリンピックについては、化学の国際大会を日本で開催し、過去最高の成績を収めた。</li> <li>・スーパーサイエンスハイスクールについては、①指定校数が106校から125校に増加、②コアSSHを指定するなどの強化を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「科学の甲子園」については、平成24年3月24日～26日に第1回全国大会が行われた。また、「サイエンス・インカレ」についても、平成24年2月18日、19日に第1回研究発表会が行われた。</li> <li>・国際科学オリンピックについては、国内予選においては、支援を強化し一次選考の会場数拡大等を行い、参加者数が増大した。</li> <li>・スーパーサイエンスハイスクールについては、①指定校数が125校から145校に増加、②地域の理数教育の中核拠点としての機能の強化などを行った。</li> </ul>	<p>B:実施済</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・科学の甲子園については、全47都道府県で全国大会の代表選考が行われるなど、全国的な理数教育の取組となっている。また、サイエンス・インカレに関しても、全国的に応募があるなど、日本の科学技術人材を育成する大きな取組となりつつある。</li> <li>・国際科学オリンピックの国内大会については、前年度より参加者数が増加した(平成23年度:363カ所平成22年度:333カ所、平成23年度:11,250人平成22年度:9,899人)。</li> <li>・スーパーサイエンスハイスクール出身者の大学院進学率は、理系の大学生の進学率と比較すると高く、研究に対して意欲のある学生を生みだし、将来の科学技術人材の育成・確保につながっている。また、「科学の甲子園」全国大会に出場した代表校の約3分の1がスーパーサイエンスハイスクールの指定校となっている。</li> <li>・これらの取組を通じて、各学校段階において、理数好きな子どもの視野を広げるとともに、トップ層を伸ばすことによって、高付加価値を生み出す科学技術人材を戦略的・体系的に育成・確保する。</li> </ul> <p>【ボトルネック、解決策】 一層多くの、かつ多様な参加者を確保するため、施策の連携や充実を図りながら、認知度の向上を図る。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
198	産学官の連携による理系大学生・大学院生・博士課程修了者育成と就職支援	文部科学省 高等教育局 大学振興課、専門教育課 科学技術・学術政策局 基盤政策課 経済産業省産業技術環境局 大学連携推進課	<p>○ポストドクターや博士課程(後期)学生を対象として、企業等での長期インターンシップ等の取組を行う23大学に対して、センター機能を構築し、指導教員や企業等への意識啓発、企業等との交流会やマッチング、長期インターンシップ等に要する経費を支援する事業を実施(「イノベーション創出若手研究人材養成」(18億円))。</p> <p>○産業技術総合研究所を活用したイノベーション創出人材育成 ・(独)産業技術総合研究所においてポスドク等への座学や企業OJT研修を実施。</p> <p>○産学人材育成パートナーシッププログラム開発・実証事業の実施 ・産学人材育成パートナーシップの議論を踏まえた、人材育成面における産業界と大学界の関係強化(特に、産学連携による大学・大学院の教育課程における実践的なカリキュラムの開発・実施等)につながる人材育成プログラムの開発・実証を全国16カ所で行った(平成22年度当初予算:14.3億円の内数)。</p>	<p>○文部科学省及び経済産業省の共同提案により、産学のリーダーによる産学協働人材育成円卓会議が平成23年7月に立ち上げられ、社会を牽引するリーダーの養成と活躍の好循環を実現するため、産学協働による人材育成の取組について議論を開始した。</p> <p>○産学官を問わずグローバルに活躍するリーダーを養成する「リーディング大学院」の構築を支援する事業を開始。2011年度は21件のプログラムを採択(「博士課程教育リーディングプログラム」(39億円))</p> <p>○ポストドクターを対象として、企業等での長期インターンシップ等の取組を行う30大学に対して、センター機能を構築し、指導教員や企業等への意識啓発、企業等との交流会やマッチング、長期インターンシップ等に要する経費を支援する事業を実施(「ポストドクター・インターンシップ推進事業」(19億円))。</p> <p>○産業技術総合研究所を活用したイノベーション創出人材育成・(独)産業技術総合研究所においてポスドク等への座学や企業OJT研修を実施。</p>	C:一部実施	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>○2011年度までに、30大学がポストドクターの多様なキャリア開発を担うセンターを学内に整備。2011年3月末までに協力企業は252社にのぼり、延べ561名が長期インターンシップに派遣されている。また、2011年3月末時点で237名が企業等に就職している。 ※ 本施策により長期インターンシップを終了したポストドクターのうち、企業等へ就職した者の割合2011年3月末時点で約62%</p> <p>○産業技術総合研究所を活用したイノベーション創出人材育成 ・2010年度研修生について23名中15名がOJT企業等へ正規就業。(2011年4月1日時点) ・2011年度研修生について22名中12名がOJT企業等へ正規就業予定。(2012年3月12日時点)</p> <p>○産学人材育成パートナーシッププログラム開発・実証事業の実施 ・全国16カ所で行った人材育成プログラムの開発・実証を実施。約6,500名が受講。</p> <p>【ボトルネック、解決策】 (ボトルネック) ・産業界の要請するイノベーション創出人材と大学の輩出する人材のミスマッチの発生。 (解決策) ・長期インターンシップの拡充や、産学の共同研究等を通じた人材育成の取組の推進。</p>	<p>・産学協働人材育成円卓会議等を通じてイノベーション創出人材の育成に関する産学の共通理解の醸成と、長期インターンシップ等の産学連携での人材育成の促進・拡充。</p> <p>・「文部科学省の公的研究費により雇用される若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援に関する基本方針(平成23年12月 科学技術・学術審議会人材委員会)」を踏まえ、ポストドクターの多いライフサイエンス分野をはじめ、本年度新規公募する文部科学省の公的研究費の公募要領より、若手の博士研究員を雇用する場合には、キャリア支援活動計画の作成や進路状況の把握等を行うよう、反映を行っている。</p>
199	・テニュアトラック制の普及・定着 ・「特別奨励研究員事業(仮称)」の創設	文部科学省 科学技術・学術政策局 基盤政策課	(試行的にテニュアトラック制を導入する40大学等に対して、テニュアトラック教員の研究費等を支援。(科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」(100億円)))	<p>テニュアトラック制を実施する大学等に対して、テニュアトラック教員の研究費等を支援する事業を創設(「テニュアトラック普及・定着事業」(81億円))。</p> <p>テニュアトラック教員(102名)を採用する機関を選定・支援するとともに、「特別奨励研究員事業(仮称)」の創設に相当するものとして、特に優秀なテニュアトラック教員22名を選抜して、人件費や研究費を支援する特別枠「個人選抜型」を併せて創設した。</p>	C:一部実施	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>第4期科学技術基本計画(2011~2015年)においてテニュアトラック教員の割合を、全大学の自然科学系の若手新規採用教員総数の3割相当とすることとされている。2011年11月までに延べ646名がテニュアトラック教員として採用されている。(2011年8月時点で48大学に導入。) ※ テニュアトラック教員は、一般の若手教員に比べ、科学研究費補助金の採択率が約2倍になっている。(一般教員:36.3%、テニュアトラック教員73.0%)</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>テニュアトラック制は、大学の若手教員の人事・育成システムを見直すとともに、自立的な研究環境を整備しなければならないため、大学等にとって導入のハードルは高い。導入を促すために、制度の普及に取り組む大学を支援する補助事業の充実を図るとともに、グッドプラクティスの公表・周知を図る。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
200	「科学・技術・イノベーション戦略本部(仮称)」の設置(総合科学技術会議の改組、研究開発の重要な政策課題対応への重点化)	内閣府政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)付 参事官(企画担当)付	・新成長戦略策定以降、設置に向けた様々な検討を実施。	・2011年11月から科学技術政策担当大臣の下で「科学技術イノベーション政策推進のための有識者研究会」を開催し、科学技術イノベーション政策推進体制について、「司令塔」の構成員、事務局体制のあり方や、調整機能の強化等について、検討を行い、同年12月19日に報告書を取りまとめた。	D:未実施 【ボトルネック、解決策】 ・現在、関係省庁と科学技術イノベーション政策の推進体制の強化に向けて調整中。	【2020年の成果目標の達成状況】 ・2011年11月から科学技術政策担当大臣の下で「科学技術イノベーション政策推進のための有識者研究会」を開催し、科学技術イノベーション政策推進体制について、「司令塔」の構成員、事務局体制のあり方や、調整機能の強化等について、検討を行い、同年12月19日に報告書を取りまとめた。現在、法案化に向けた検討を進めている。	
201	競争的研究資金の使用ルールの統一、類似制度の整理・統合を含めた競争的研究資金の再編、審査・フォローアップ体制の改善・強化(異分野融合推進、基礎～実用化までシームレスかつ集中的な支援の実施、プログラム・マネジメント、プロジェクト・マネジメントの強化、審査・評価システムへの産業界や若手研究者の参画)	内閣府 政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)最先端研究開発支援プログラム室  総務省 情報通信国際戦略局技術政策課  消防庁 消防技術政策室  文部科学省 研究振興局 振興企画課競争的資金調整室  厚生労働省 大臣官房厚生科学課  農林水産省 農林水産技術会議事務局研究推進課  経済産業省 産業技術環境局 産業技術政策課  国土交通省 大臣官房技術研究調査課  環境省 総合環境政策局 総務課環境研究技術室	○競争的研究資金の使用ルール統一 【内閣府】 費目構成の統一化に関して、各関係機関の意見を集約・調整し、具体的な取扱いを含めた統一的な共通経費区分表を作成した。  【各省庁】 各制度所管府省及び各資金配分独立行政法人において、①応募要領等に繰越に關し明記する、②費目間流用に関して流用可能な範囲を直接経費総額の一定割合とする、③補助金での実績報告書の提出期限を5月末日にする、④旅費や消耗品費に関して合算使用を認めるように変更する、という改善事項が概ね全ての競争的資金制度で実施された。	○競争的研究資金の使用ルール統一 【内閣府】 「平成23年度科学・技術重要施策アクション・プラン」に基づき、繰越を容易にするための手続きの簡略化及び費目間流用ルールの統一化に関して、各関係機関の意見の集約・調整に向けて検討を行っている。  ○類似制度の整理・統合を含めた競争的研究資金の再編 【各省庁】 競争的研究資金制度について、多様性を確保しつつ、整理統合を含めた再編を促進した。  ○審査・フォローアップ体制の改善・強化 【各省庁】 (シームレスかつ集中的な支援) 各競争的資金制度において、優れた研究課題を切れ目なく研究継続できるようにする観点から、評価結果の他の資金制度への活用や他の資金配分法人への情報提供、研究資金制度間のプログラムオフィサー(PO)等事業関係者間の情報交換の取組みを行っている。 また、競争的資金制度の性格に応じて、若手研究者や女性研究者の人材育成を進める観点から、特別枠等措置での配慮(若手研究者向け特別枠:23制度中8制度、女性研究者向け支援措置:同8制度)を行っている。  (プログラムマネジメント、プロジェクトマネジメントの強化) 各競争的資金制度において、研究マネジメントを強化するため、プロジェクトディレクター・プログラムディレクター(PD)またはプログラムオフィサー(PO)を配置している。  (審査・評価システムの改善) 各競争的資金制度において、評価・審査体制を強化する観点から、課題採択の際の審査員や研究課題の審査員について、産業界の専門家や外国人の研究者を選任する取組みや、評価人材を育成する観点からの若手研究者を選任する取組みを行っている。	C:一部実施  【ボトルネック、解決策】 競争的資金制度は、目的、支援対象や経費の性格等により多様性を有しており、また、制度としての継続性に一定の配慮が求められることから、各関係機関との十分な意見調整を行いつつ、順次対応を進めて行く必要がある。	○競争的研究資金の使用ルール統一 【内閣府】 費目構成の統一化に関して、具体的な取扱いを含めた統一的な共通経費区分表を作成し、研究者が活用しやすい環境を整えた。  ○類似制度の整理・統合を含めた競争的研究資金の再編 【各省庁】 競争的資金制度について、39制度(2010年度)から23制度(2011年度)への整理統合等の合理的な資金制度の構築に向けた取組が進展している。  ○審査・フォローアップ体制の改善・強化 【各省庁】 (プログラムマネジメント、プロジェクトマネジメントの強化) 競争的資金制度においてPDまたはPOを最低1名配置している。PD・POの設置による具体的なアウトカムを定量的に示すことは困難であるが、2011年度の実施状況に記載した、シームレスかつ集中的な支援や審査・評価システムの改善等の取組が進展している。  【ボトルネック、解決策】 第4期科学技術基本計画に基づき、目的や特性に応じた制度の多様性を確保した上で、制度の一層の改善及び充実にに向けた取組を進める。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
202	イノベーション創出に必要な研究・実証・成果普及上の規制・制度・体制の整備、革新的技術分野に関する官民連携や省庁連携を含めた資金供給の円滑化	内閣府政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)付参事官(基本政策担当)付 文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課 経済産業省産業技術環境局研究開発課 厚生労働省大臣官房厚生科学課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期科学技術基本計画策定に向けた、総合科学技術会議の答申において、イノベーションの促進に向けた規制・制度の改善や活用等を進めることや、科学技術イノベーション政策の戦略の検討・推進を担う、産学官の協働の場を構築することなどを明記。</li> <li>・平成23年度科学技術重要施策アクションプランを策定し、「グリーンイノベーション」「ライフイノベーション」「競争的資金の使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化」へ重点化。</li> <li>・大学等の知的財産の活用や、基礎研究成果の事業化促進のため、平成22年8月に(株)産業革新機構と(独)科学技術振興機構が協力協定を締結。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の内容を含めた第4期科学技術基本計画を閣議決定(2011年8月19日)。</li> <li>・平成24年度科学技術重要施策アクションプランを策定し、「復興・再生並びに災害からの安全性向上」「グリーンイノベーション」「ライフイノベーション」「基礎研究の振興及び人材育成の強化」へ重点化。</li> <li>・第4期計画に沿った科学技術イノベーション政策の推進に向け、総合科学技術会議内の体制を整備。第4期計画全体の推進を担う科学技術イノベーション政策推進専門調査会を設置するとともに、「震災からの復興再生」「グリーンイノベーション」「ライフイノベーション」の3本柱について、科学技術重要施策アクションプランを含めた具体的な戦略を作成するため、それぞれ科学技術イノベーション戦略協議会を設置した。特に、科学技術イノベーション戦略協議会は、イノベーションを実現するために必要なシステム改革(規制・制度改革、導入促進策等)を含め、府省の枠組みを超えて国として推進すべき戦略、取組内容案を具体化することをミッションとしている。</li> <li>・(株)産業革新機構等の関係投資機関と連携しつつ大学等の優れた研究成果の実用化を目指すため、基礎研究段階からの産学連携の推進や、民間資金の活用を推進する「明日に架ける橋」プロジェクトを開始。</li> <li>・基礎研究から事業化まで連携して推進すべく、基礎研究を担う文部科学省と新技術の実用化を担う経済産業省で、革新的技術の特定や両省連携の仕組みについて具体化するため、合同の検討会を設置。</li> </ul>	C:一部実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>【2020年の成果目標の達成状況】総合科学技術会議では、科学技術重要施策アクションプランにより、科学技術イノベーション政策の重点化を進めている。平成24年度アクションプランの対象施策の予算額は以下のとおり。</li> <li>○復興再生 478億</li> <li>○グリーンイノベーション 1,328億</li> <li>○ライフイノベーション 389億</li> <li>○基礎研究・人材育成 164億</li> <li>※推定値</li> </ul> <p>アクションプランによる府省連携や予算の重点化によって、グリーンイノベーション、ライフイノベーションの実現につながっている。具体的には、太陽光発電、バイオマス利活用、洋上風力発電の推進により再生可能エネルギーの飛躍的拡大へ貢献することや、ゲノムコホート研究の推進により、ゲノムレベルでの疾患リスクや疾患発症メカニズムの解明へ貢献している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【ボトルネック、解決策】</li> <li>・グリーンイノベーション、ライフイノベーションの成果を創出する上で、ボトルネックとなる規制・制度等の特定が必要。</li> <li>・規制・制度の改善方策について、関係府省間で議論し、解決を図る仕組みの整備が必要。</li> </ul>	
203	課題解決型研究開発プロジェクトの推進(大規模疫学研究、技術実証・国際標準化等との一体的な研究開発プロジェクト等)	内閣府政策統括官付ライフイノベーション担当 文科省研究振興局研究振興戦略官付 文科省研究振興局ライフサイエンス課 文科省研究振興局基礎研究振興課 経済産業省産業技術環境局研究開発課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題解決型研究開発プロジェクトとして「大規模疫学研究」を、「ゲノムコホート研究と医療情報の統合による予防法の開発」施策として、平成23年度科学・技術重要施策アクション・プランとして重点的に進めることとした。</li> <li>・戦略的創造研究推進事業(新技術シーズ創出)の実施状況 新たな戦略目標を設定し、その下で科学技術振興機構(JST)が、組織の枠を越えた時限的な研究体制を構築し、イノベーションにつながる新技術シーズの創出を目指した課題達成型基礎研究を推進した。</li> <li>・つくばイノベーションアリーナにおいてナノテク分野の研究開発拠点を形成するなど、研究開発成果の迅速な普及による課題解決が期待されているグリーン/ライフ/イノベーション分野の研究開発プロジェクトに重点化・加速化を実施した。なお、最先端研究開発支援プログラムのうち5課題は、つくばイノベーションアリーナにおける産学官連携によるものである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度科学・技術重要施策アクション・プランの重点的取組として継続して登録した。</li> <li>・平成23年度科学技術戦略推進費の新規プロジェクトとして公募を実施して、国立がん研究センターが採択された。</li> <li>・平成23年度より中核機関である国立がん研究センターがゲノムコホート研究のオールジャパン体制構築へ向けた3年間のフィジビリティスタディーを開始した。</li> <li>・東北地区の医療復興に併せ、地域医療機関等を結ぶ医療情報ネットワークの構築と連携しつつ、被災地の住民を対象に大規模なゲノムコホート研究を行うことを通じて、次世代型医療体制の実現を目指す「東北メディカル・メガバンク計画」について、東北大学に交付決定した。</li> <li>・戦略的創造研究推進事業(新技術シーズ創出)の実施状況 新たな戦略目標を設定し、その下でJSTが、組織の枠を越えた時限的な研究体制を構築し、イノベーションにつながる新技術シーズの創出を目指した課題達成型基礎研究を推進した。</li> <li>・その他、社会的課題の解決に向け、引き続きグリーン/ライフ/イノベーション分野の研究開発を実施した。</li> </ul>	C:一部実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>【2020年の成果目標の達成状況】世界をリードするグリーン/ライフ/イノベーションの成果創出に向けて、着実に研究開発を実施している。計画通りの進捗のため「20%」(代替評価指標:10年で100%達成とした場合の継続的達成率)</li> <li>・2013年度にフィジビリティスタディーが終了し、2014年度より約20年間の本格的な大規模疫学調査が開始される。ゲノムレベルでの疾患リスクや疾患発症メカニズムの解明は大規模疫学調査終了後に可能となるが、2020年の時点で一部の成果創出が期待される。</li> <li>・戦略的創造研究推進事業(新技術シーズ創出)により、イノベーションにつながるトップサイエンスの研究成果を創出。【参考指標:論文発表数(H22) 4,962件、特許出願数(H22) 589件、論文の引用動向による研究機関ランキング(トムソン・ロイター社 平成23年4月発表)におけるJSTの日本順位 論文総引用数 4位、論文平均被引用数 1位】</li> <li>・つくばイノベーションアリーナにおいて実施している「低炭素社会を実現する新材料/パワー半導体プロジェクト」においては、SiCパワー半導体の実用化に向け、2011年度にはSiCウエハの大口径化(4インチ→6インチ)を達成。今後、2015年のSiC自動車試作・実証に向け、次ステップであるモジュール化技術開発を推進する。</li> </ul>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
204	新技術開発や新分野開拓を創出する基盤の整備(規制の見直し体制、ワクチン開発基盤、新技術の性能・安全性の評価・認証拠点、創薬・医療技術支援基盤、生命動態システム科学等)	内閣府 政策統括官付ライフィノベーション担当  文科省 研究振興局ライフサイエンス課  厚労省 医政局 研究開発振興課  厚労省 医薬食品局総務課  経産省 産業技術環境局研究開発課	<p>・有機EL等の化学材料の評価手法開発等、新産業創出及び産業競争力強化を支える基盤技術の開発を推進するなど、グリーン・イノベーションやライフ・イノベーション分野の研究開発プロジェクトに重点化・加速化を行った。</p> <p>・平成23年度科学・技術重要施策アクション・プランの課題解決に必要な方策として「高齢者・障がい者の生活支援技術の開発」を登録して、介護者の身体的・精神的負担の大きな支援を省力化する機器・システムの安全認証や導入に関わる規制・制度の整備について推進することとした。</p> <p>・「最先端研究基盤事業」において、大阪大学及び理化学研究所に、生命動態システム科学研究を実施するための拠点を整備した。</p>	<p>・平成23年度科学・技術重要施策アクション・プランの課題解決に必要な方策「高齢者・障がい者の生活支援技術の開発」を、平成24年度科学・技術重要施策アクション・プランの継続課題とした。生活支援ロボットの対人安全技術の開発実施、中立的機関の安全性データ収集・分析、対人安全技術開発へのフィードバック、安全性検証手法の開発を実施、生活支援ロボットの対人安全性に関する国際標準策定に向けた議論を開発者へフィードバックする等を実施している。</p> <p>・平成24年度科学・技術重要施策アクション・プランの新規重点的取組として「再生医療研究開発」を設定した。今後の医療応用において様々な可能性を秘めた再生医療技術について、社会還元を促進するためのシステム改革を進めつつ研究開発を強力に推進し、早期実用化を目指す。</p> <p>・平成24年度科学・技術重要施策アクション・プランの新規重点的取組として「医薬品、医療機器、再生医療等の新たな医療技術開発を促進するためのレギュラトリーサイエンスの推進」を設定した。医療上必要性の高い分野の評価のためのガイドラインの策定に取り組む。例えば、再生医療については細胞の種類、対象疾患、開発段階等に応じたガイドラインを順次作成し、安全性の評価手法等を確立する。</p> <p>・「創薬・医療技術支援基盤」については、創薬等につながる重要なタンパク質の構造解析や、同タンパク質に作用する化合物の探索のための施設・設備を整備し、外部共用を開始した。</p> <p>・「最先端研究基盤事業」で大阪大学及び理化学研究所に整備された生命動態システム科学研究を実施するための拠点において、関連研究が順調に進められた。また科学技術振興機構「戦略的創造研究推進事業」において、さきがけ「細胞機能の構成的理解と制御」を開始した。</p> <p>・その他、引き続き研究開発プロジェクトの推進を図った。</p>	<p>C:一部実施</p> <p>【ボトルネック、解決策】 ・イノベーション創出に必要な改革内容の抽出、具体化が必要。また改革実現にあたっては、関係府省との熟議が必要。 ・そのため、産学官の参画をさらに振興し、イノベーション創出へ向けた戦略を強化する。具体的には、ライフイノベーション戦略協議会における科学技術重要施策アクションプランのPDCAサイクルの実行等により解決を図る。</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 世界をリードするグリーン・イノベーションやライフ・イノベーションにおける成果創出に向けて、着実に研究開発を実施している。計画通りの進捗のため「20%」(代替評価指標:10年で100%達成とした場合の継続的達成率)</p> <p>・生命動態システム科学研究について、一細胞質量分析計等の拠点にて開発してきた機器を整備したことにより、細胞内の薬剤代謝を捕捉することが可能となった。また国内での連携を促進するために、大学等と連携して公開シンポジウムを4件、非公開シンポジウムを4件開催し、外部共用の準備を行った。</p> <p>・創薬・医療技術支援基盤については、2011年度より施設・設備の外部共用を開始し、1年間で以下の実績が認められた。 －化合物提供件数 約90件 －放射光施設外部利用件数 約750件</p> <p>・材料分野における新技術の性能・安全性の評価においては、2020年における有機EL等の化学材料の世界シェア60%を達成するため、2015年までに有機EL等の評価手法の開発、評価基準書の作成を推進する。</p> <p>【ボトルネック、解決策】 ・グリーンイノベーション、ライフイノベーションの成果を創出する上で、ボトルネックとなる規制・制度等の特定が必要。 ・規制・制度の改善方策について、関係府省間で議論し、解決を図る仕組みの整備が必要。</p>	<p>・生命動態システム科学研究については、2012年度より新たに、創薬及び医療技術の開発に特化した拠点を整備する。</p>



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
205	関係投資機関との連携による技術系ベンチャー支援の検討・実施	経済産業省 産業技術環境局 技術振興課  文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課	【経済産業省】 イノベーション実用化助成事業では、科学技術基本計画の重点化指針等に示された、環境やライフサイエンス等の推進等に係る技術分野で、概ね3年以内に実用化が見込まれるリスクの高い技術課題について支援。平成22年度予算のイノベーション実用化助成事業における研究開発型ベンチャー枠として、技術系ベンチャー37社を採択、支援を実施。  【文部科学省】 ・平成22年8月31日、独立行政法人科学技術振興機構(JST)と株式会社産業革新機構(INCJ)の間で、基礎研究成果に基づく事業化の促進や大学等の研究機関の知的財産の活用について協力を取り進む協力協定を締結。	【経済産業省】 イノベーション実用化助成事業では、グリーンイノベーション及びライフイノベーションの推進等に係る技術分野で、概ね3年以内に実用化が見込まれるリスクの高い技術課題について支援。平成23年度予算のイノベーション実用化助成事業における研究開発型ベンチャー枠として、技術系ベンチャー12社を採択、支援を実施。  【文部科学省】 ・JSTとINCJとの協定を踏まえ、大学等の特許を積極的に活用するための取組の実施や大学等の研究成果を実用化するための支援を実施する「研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)」のうち、事業化に近い研究開発支援において、JSTの研究開発支援とINCJの投資育成機能を活用し、大学等の優れた基礎研究成果の事業化を目指す「事業化ファストトラック・システム(平成23年度予算額:88億円)」を平成23年度予算として計上。	【経済産業省】 C:一部実施  【ボトルネック、解決策】 研究開発型ベンチャーの求める顧客や業務提携先の紹介、経営ノウハウ等に対する一層の支援の充実が求められる。今後、ベンチャーキャピタル等民間のノウハウを活用することを検討する。  【文部科学省】 C:一部実施  【ボトルネック、対応策】 ・革新的な技術を持つ大学等発ベンチャーへの投資や、大学等発ベンチャー創出にあたっての経営戦略の構築が課題。これらについて、平成24年度から新「明日に架ける橋」プロジェクトを開始し、(株)産業革新機構に加え、DBJキャピタル株式会社及日本政策金融公庫と新たに連携を開始するとともに、新たに民間の事業化ノウハウを活用した革新的な大学等発ベンチャーの創出支援を開始。	【経済産業省】 【2020年の成果目標達成状況】 今後、「事業化に到る研究開発成果の増加」という成果目標に対して、2010年度、2011年度に支援した事業の成果について、フォローアップを実施。  【ボトルネック、解決策】 イノベーション実用化助成事業について、民間ベンチャーキャピタル等との連携の下、制度の拡充を検討する。  【文部科学省】 【2020年の成果目標達成状況】 ・新たな枠組みにより、平成22年及び平成24年に、連携投資機関である(株)産業革新機構より、計29億円の投資を受ける課題が創出されるなど、資金供給の円滑化が進んだ。 ・平成22年度及び平成23年度の2年間で、新たな大学等発ベンチャーが約11件創出された。雇用創出は約80人、売上額は5億円が見込まれる(JST研究成果発ベンチャー調査の平均値に基づく推計)。  【ボトルネック、解決策】 ・更なる民間資金の誘引も念頭にいた施策の推進。	【経済産業省】 ベンチャー企業等の民間企業の有する優れた技術シーズを実用化・事業化に繋ぎあかつ効率的に結実させるため、民間ベンチャーキャピタル等の目利き機能や経営ノウハウの活用を含めた支援を検討する。

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
206	最先端研究開発支援プログラムの実施	内閣府 政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)最先端研究開発支援プログラム担当室  関係省庁 文部科学省研究振興局振興企画課学術企画室	最先端研究開発支援プログラム(FIRST)については、研究開始1、2年度の研究開発の実施状況に係るフォローアップを行った。その中で、30の研究課題全体を通して、ほぼ研究計画に沿った進展がみられ、概ね順調に進捗していることを確認した。 また、最先端・次世代研究開発支援プログラム(NEXT)については、将来、世界の科学技術をリードすることが期待される若手・女性研究者に対して、2011年2月に329研究課題及び助成額を決定し、研究開発を開始。	FIRSTについては、研究開始3年度の研究開発の実施状況に係るフォローアップ(中間評価)を、2012年夏を目途に実施予定。 また、NEXTについては、研究開始1、2年度の研究開発の実施状況に係るフォローアップを(独)日本学術振興会が2012年夏を目途に実施予定。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 FIRSTについては、5年間で世界のトップを目指した30の研究開発を推進することにより、我が国の中長期的な国際競争力の強化及び研究成果の社会還元。 NEXTについては、研究分野、地域性に配慮した研究開発を推進することにより、将来、世界をリードすることが期待される潜在的可能性を持った若手・女性研究者の育成。  【ボトルネック、解決策】 FIRST及びNEXTについて、フォローアップを毎年度、着実に実施し、研究成果の創出等に向け推進していく。	先端研究助成基金とは別に、最先端研究開発戦略的強化費補助金により、FIRSTの研究開発を加速・強化(2010年度は、追加支援97億円、公開活動支援3億円。2011年度は、公開活動支援2億円)。
207	地域イノベーション創出のための共同研究開発の推進、産学官ネットワーク化(地域イノベーションネットワークの整備、「知」のプラットフォームの構築)	文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課  経済産業省 地域経済産業グループ 地域技術課  産業技術環境局 大学連携推進課	【文部科学省】 ・地域の優れた構想を効果的に支援するため、大学の研究段階から事業化にいたるまでシームレスに展開できるよう、関係府省の施策を総動員して支援するシステムの構築を検討。  ・大学等の研究成果を活用して実用化を促進する取組を「研究成果最適展開支援事業(A-STEP)」に統合し、大学等と企業のマッチングの段階から企業との本格的な共同研究開発に至るまで、総合的且つシームレスな支援を開始。 (平成22年度予算額:166億円)  ・産学の対話を行う「共創の場」を構築して、産学連携の領域を基礎研究領域まで拡大し、産業界から提案された技術的課題の解決に資する基礎研究を支援する「産学共創基礎基盤研究」について、新たに開始。(平成22年度予算額:3億円)  【経済産業省】 ・地域新成長産業創出促進事業により、産学官ネットワーク化を促進し、コーディネータの配置、ビジネスマッチング、試行的取組等を行い、世界をリードするグリーン・イノベーション、ライフ・イノベーション等の新たな成長産業群の創出を図った。 (平成22年度当初予算13.9億円)  ・地域の産学官の研究開発リソースを組み合わせた研究体による研究開発に対する支援を実施(「地域イノベーション創出研究開発事業」(平成22年度当初予算34.4億円、平成22年度補正予算15.0億円)により、全国で143件(当初予算110件、補正予算33件)を支援。)  ・先端的・独創的な技術を有する企業と大学等の技術・設備等の資源等を活用して行う新たな製品や技術の実用化に向けた共同研究の支援を実施(平成22年度当初予算:9.0億円、全国で40件を支援)。  ・広域的な活動を行うTLO等への支援を実施(産学連携に係る高度な知識・経験を有する人材の活用、組織間の連携強化、特定の技術分野・機能への専門化等について、全国10ヶ所を支援。平成22年度当初予算:2.7億円)。	【文部科学省】 ・関係府省との連携のもと、地域主導の優れた構想を効果的に支援するため、大学の研究段階から事業化に至るまでシームレスに展開できるよう、関係府省の施策を総動員して支援するシステムを構築して支援する「地域イノベーション戦略支援プログラム」(文部科学省では、ソフト・ヒューマンに重点的な支援を実施)を平成23年度から新たに開始。(平成23年度予算額:111億円)  ・特定企業と特定大学による知的財産を活用した研究開発支援と複数の大学等研究者と産業界によるプラットフォームを活用した研究開発支援を「研究成果展開事業」に一体化し、産学連携による成果展開の総合的な支援を実施。 (平成23年度予算額:229億円)  ・「産学共創基礎基盤研究」について、平成23年度から、「共創の場」において、共有すべき知財のプールを構築し、参加企業群のリソース提供を促進しつつ本格実施。(平成23年度予算額:11億円)  【経済産業省】 ・地域新成長産業創出促進事業により、産学官ネットワーク化を促進し、コーディネータの配置、ビジネスマッチング、試行的取組等を行い、世界をリードするグリーン・イノベーション、ライフ・イノベーション等の新たな成長産業群の創出を図った。 (平成23年度当初予算13.0億円)  ・地域の産学官の研究開発リソースを組み合わせた研究体による研究開発に対する支援を実施(平成22年度補正予算「地域イノベーション創出研究開発事業」で採択した33件(全国)を平成23年度当初予算(10.0億円)にて継続して支援)。  ・先端的・独創的な技術を有する企業と大学等の技術・設備等の資源等を活用して行う新たな製品や技術の実用化に向けた共同研究の支援の継続(平成23年度当初予算案:5.0億円、全国で23件を支援)。  ・地域の産学連携の拠点における広域的な活動を実施するTLO等の体制の構築への支援の継続(全国9カ所を支援。平成23年度当初予算案:1.4億円)。	【文部科学省】 C:一部実施  【ボトルネック、解決策】 ・東日本大震災に対応し、被災地の復興・復旧に資する地域イノベーションの創出や産学官ネットワーク化が必要。 このため、平成24年度から新たに、復興特別会計にて、短期間で社会実装につながる産学共同研究の推進や、被災地自治体が主導する地域イノベーションの創出を支援する。さらに、被災地の産業界のニーズを踏まえた技術的課題について、産学官ネットワークを構築し、大学等において基盤研究を実施する。  【経済産業省】 B:実施済	【文部科学省】 【2020年の成果目標達成状況】 ・今までの地域イノベーションの創出支援により、平成22年度及び平成23年度の2年間で、事業化等に至る件数が約1,000件超、売り上げ額が約160億円、雇用創出効果が約1,100人見込まれる。  ・また、産学共同研究の成果として、今までの取組状況から、平成22年度及び平成23年度の2年間で、約450億円の売り上げ及び雇用創出効果が約5,600人見込まれる。  ・産学官のネットワーク化を推進する事業においては、平成22年度及び平成23年度に産業界から技術的課題として、97テーマの申請があり、このうち4テーマについて、産学の「共創の場」を構築し、大学等で研究開発を推進。  【経済産業省】 【2020年の成果目標の達成状況】 地域新成長産業創出促進事業  地域の創業系パイオベンチャーと国内外の大手製薬企業とのアライアンスを促進する事業や、地域の航空機部品企業をグループ化することで一貫生産体制を構築し付加価値向上を促す事業等、新事業・新産業の創出に向けた取組により、これまでに約800件の新事業を創出。これにより約400人の雇用を創出し、約680億円の経済波及効果を実現。  【ボトルネック、解決策】 研究開発については、実用化研究フェーズを支援対象としていたが、事業化成果の創出を促進するため、支援対象をより事業化に近い実証研究フェーズに移行する。	産学官ネットワーク化を促進する実証研究、コーディネータの配置、ビジネスマッチング、試行的取組等の成果創出を加速する支援の充実

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
208	世界的な産学官集中連携拠点の構築	経済産業省 産業技術環境局研究開発課 文部科学省 研究振興局基盤研究課	<p>○産学官連携研究センターの詳細設計を平成23年夏頃完了し、その後、住民説明会等、建築許可に向けた手続を経て、平成24年初頭には着工する予定。</p> <p>○平成23年度末に環境技術研究開発センター(NanoGREEN/WPI-MANA棟)を竣工し、平成24年度より、産学官の研究者を結集した研究開発及び次世代人材の育成を強化する予定。</p> <p>○世界に通用するオープンイノベーションハブを構築するため、次世代人材を育成しつつ、研究開発成果の事業化を加速する、以下の取り組みを実施。</p> <p>①カーボンナノチューブやSiCパワー半導体等の技術開発プロジェクトをTIAにおいて実施しつつ、共同研究の積極的な拡大を図るなど、研究開発成果の事業化を加速。</p> <p>具体的には、カーボンナノチューブでは量産化技術を確認し、高品質なサンプルを生産。国内外の多数の企業(平成24年3月末現在23社)と連携して、提供したサンプルにより各種用途向けの製品を試作し、その結果をフィードバックすることで、製造技術を改良していく体制を構築した。</p> <p>また、SiC素子については、多数の企業(16社)が主体的に参加し、事業資金の大半を企業が負担する民活型研究体(TPEC)が発足することとなった。</p> <p>②次世代人材を育成する「つくばイノベーションアリーナ(TIA)連携大学院」の構築に向けて、筑波大学、芝浦工業大学、東京理科大学、産総研、物材機構の5機関の連携・協力による「TIA大学院連携コンソーシアム」を設立した。また、筑波大学を主体として、「つくばナノテク拠点 産学独連携人材育成プログラム」を引き続き実施した。</p> <p>③茨城県、つくば市、筑波大学が主体となり、総合特区に指定された「つくば国際戦略総合特区」を推進。グリーンイノベーション、ライフイノベーション分野において国等のプロジェクトで使用した設備の共同利用のための規制の特例措置等により、研究開発を事業化に結びつける。</p> <p>④新たに高エネルギー加速器研究機構(KEK)との連携を平成24年4月より開始する予定。KEKが有する大型放射光研究施設等の先端研究施設を、TIA参加企業に優先して活用できるようにする予定。</p> <p>○TIAにおける研究開発の中核となる産学官連携研究センター等の整備を行うため、平成22年度補正予算において29.9億円を措置。</p> <p>○筑波大学が主体になり「つくばナノテク拠点 産学独連携人材育成プログラム」を実施。以下のような教育活動を行った。</p> <p>①海外著名研究者の英語による集中講義(Stanford, IBM, etc)</p> <p>②Albany(米ニューヨーク州のナノテク拠点)での3ヶ月研修</p> <p>③つくばの最先端設備でのインターンシップ</p> <p>④物質・材料研究機構(NIMS)、産業技術総合研究所(AIST)等での研究活動</p> <p>⑤国際会議および国際的論文誌への論文投稿</p>	<p>○産学官連携研究センターの詳細設計を平成23年夏頃完了し、その後、住民説明会等、建築許可に向けた手続を経て、平成24年初頭には着工する予定。</p> <p>○平成23年度末に環境技術研究開発センター(NanoGREEN/WPI-MANA棟)を竣工し、平成24年度より、産学官の研究者を結集した研究開発及び次世代人材の育成を強化する予定。</p> <p>○世界に通用するオープンイノベーションハブを構築するため、次世代人材を育成しつつ、研究開発成果の事業化を加速する、以下の取り組みを実施。</p> <p>①カーボンナノチューブやSiCパワー半導体等の技術開発プロジェクトをTIAにおいて実施しつつ、共同研究の積極的な拡大を図るなど、研究開発成果の事業化を加速。</p> <p>具体的には、カーボンナノチューブでは量産化技術を確認し、高品質なサンプルを生産。国内外の多数の企業(平成24年3月末現在23社)と連携して、提供したサンプルにより各種用途向けの製品を試作し、その結果をフィードバックすることで、製造技術を改良していく体制を構築した。</p> <p>また、SiC素子については、多数の企業(16社)が主体的に参加し、事業資金の大半を企業が負担する民活型研究体(TPEC)が発足することとなった。</p> <p>②次世代人材を育成する「つくばイノベーションアリーナ(TIA)連携大学院」の構築に向けて、筑波大学、芝浦工業大学、東京理科大学、産総研、物材機構の5機関の連携・協力による「TIA大学院連携コンソーシアム」を設立した。また、筑波大学を主体として、「つくばナノテク拠点 産学独連携人材育成プログラム」を引き続き実施した。</p> <p>③茨城県、つくば市、筑波大学が主体となり、総合特区に指定された「つくば国際戦略総合特区」を推進。グリーンイノベーション、ライフイノベーション分野において国等のプロジェクトで使用した設備の共同利用のための規制の特例措置等により、研究開発を事業化に結びつける。</p> <p>④新たに高エネルギー加速器研究機構(KEK)との連携を平成24年4月より開始する予定。KEKが有する大型放射光研究施設等の先端研究施設を、TIA参加企業に優先して活用できるようにする予定。</p> <p>○TIAの設備については、世界最大級のSiC素子の試作量産ラインを整備。SiC素子利用技術開発に大きく貢献している。また、世界でTIALしか有していないEUVマスクブランク評価装置や、ナノ材料専用の製造・加工装置、最先端の評価設備を整備し、拠点としての魅力を増大させた。</p> <p>○TIA運営最高会議及びTIA事務局会合、内閣府、文科省、経産省の担当者による打合せ等を定期的に行い、今後に向けた課題の抽出及びその解決策を討議。新たに参加するKEKの持つ大型放射光研究施設等の利活用等について検討した。</p>	C:一部実施	<p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業化に至る研究開発成果の増加</li> <li>・地域の雇用拡大、新製品等の関連売上げの増加</li> </ul> <p>【中間目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果目標の達成に向けたオープンイノベーションを実現</li> </ul> <p>&lt;TIAの2011年度実績(速報値)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携企業数 100社(累計)</li> <li>・外部研究者数 529人</li> <li>・連携大学院生数 139人</li> <li>・民間資金割合11.7%(2010年度同比率4.4%)(総事業規模133.5億円のうち民間資金15.624.6億円)等</li> </ul> <p>(参考)海外の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携企業累積数(2010年度実績)</li> <li>IMEC:600社</li> <li>Albany:250社</li> <li>・外部研究者数(2010年度実績)</li> <li>IMEC:344人</li> <li>MINATEC:600人</li> </ul> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携企業数、連携大学院生数は目標達成率が3割弱と比較的低い水準にあり、共同研究の積極的拡大、連携大学院の強化が課題。</li> </ul> <p>(参考)TIA中期目標(2014年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携企業数 300社(累計)</li> <li>・外部研究者数 1000人</li> <li>・連携大学院生数 500人(累計)</li> <li>・民間資金割合 20~30%等</li> </ul> <p>今後、研究開発プロジェクトを中核とした共同研究の仕組みの拡大等に取り組み、目標達成を目指す予定。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
209	ベンチャー・中小企業の知財マネジメントの強化(ワンストップ相談窓口の整備)	経済産業省 特許庁 総務部 普及支援課 関係省庁 内閣官房知的財産戦略推進事務局	中小企業等の知財に関する相談窓口を都道府県ごとに設置し、充実した支援サービスを提供していくための基盤体制の構築を図った。	都道府県ごとに「知財総合支援窓口」を設置し、知財に関するワンストップサービスを開始した。従来からの出願手続等に関する窓口支援にとどまらず、積極的な訪問支援も行い、企業の知財活用を促進するとともに、地域の支援機関や弁理士、弁護士等と連携し、協働した支援を行っている。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 地域の雇用拡大、新製品等の関連売上の増加に向けて、中小企業等の相談実績は増加しているところ。 2012年2月末時点の実績は、 窓口利用者数:59,472者 (内)企業訪問者数:10,345者 <参考>2010年度実績(2月末時点) 窓口利用者数:25,425者 企業訪問者数:- ※2010年度の事業においては、企業訪問型の相談事業は実施していない。 【ボトルネック、解決策】 十分な成果を得るためには、支援担当者の能力向上、及び他の支援機関との関係強化が重要であるため研修等の充実及び連携会議等の充実をさらに進めることで、多くの中小企業等の知的財産活用・事業化促進につなげることが必要。	
210	イノベーション促進のための特許料金の見直し(減免制度の拡充を含む。)の検討	経済産業省 特許庁 総務部 総務課 関係省庁 内閣官房知的財産戦略推進事務局	産業構造審議会 知的財産政策部会において、特許料金の見直しについて検討を行い、 ①審査請求料の引下げ ②国際出願の調査手数料等の引下げ ③意匠登録料の引下げ ④中小企業等減免制度の拡充を実施することが必要であるとの結論を得た。	特許法等関係手数料令の改正を行い、2011年8月1日より ①審査請求料の引下げ(約25%(平均的な特許出願の場合))を実施した。 また、第177回国会にて「特許法等の一部を改正する法律(平成23年6月8日法律第63号)」が成立したことに併せ、政省令を整備した。改正法と政省令は2012年4月1日より施行され、 ②国際出願の調査手数料等の引下げ ③意匠登録料の引下げ ④中小企業等減免制度の拡充が実施される。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 まず、①審査請求料の引下げについては、2011年8月1日に施行され、減少傾向にあった審査請求件数が下げ止まる動きも見られるところ、引き続き今後の動向を注視する。 (参考:審査請求件数の推移(4月~2月)) 2009年度 226,480件 2010年度 225,053件 2011年度 225,097件 2012年4月1日より施行される②国際出願の調査手数料等の引下げ、③意匠登録料の引下げ、④中小企業等減免制度の拡充、については、同日以降の動向を注視する。 【ボトルネック、解決策】 十分な成果を得るためには、制度ユーザに新料金及び新減免制度が浸透することが重要であるため、新料金及び新減免制度について、特許庁ホームページやパンフレット等の媒体及び相談窓口等を通じた周知を徹底することが必要。	
211	ユーザーの利便性向上に資する特許制度の見直し(出願フォーマットの自由化等)	経済産業省 特許庁 総務部 工業所有権制度改正審議室 関係省庁 内閣官房知的財産戦略推進事務局	産業構造審議会 知的財産政策部会において、ユーザーの利便性の向上等を目的とした総合的な特許制度の見直しが進められ、その中で特許出願に慣れていない大学等の研究者等が、論文等をベースに出願をできるようにすること(出願フォーマットの自由化)についても検討され、結論を得た。 それらの結果を、報告書「特許制度に関する法制的な課題について」として取りまとめるとともに、報告書に記載された対応の方向に従い、ユーザーにとって容易な特許出願の在り方とそのリスクについて特許庁ホームページや各種セミナー等を通じて周知を図った。	2011年2月に第15回産業構造審議会知的財産政策部会において取りまとめられた報告書「特許制度に関する法制的な課題について」を踏まえ、ユーザーの利便性向上等を目的とした「特許法等の一部を改正する法律案」を立案した。 同法律案は、2011年3月に閣議決定された後、2011年4月に第177回通常国会で可決・成立し、6月8日に「特許法等の一部を改正する法律」として公布された。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 2012年4月1日から「特許法等の一部を改正する法律」が施行され、イノベーションをさらに促進するための制度が整えられた。今後、2020年に向けて、大学等の研究者等から発信された成果の事業化等が加速化されていくことが期待される。 【ボトルネック、解決策】 十分な成果を得るためには、研究者等に新制度が浸透することが重要であるため、必要に応じ、説明会等での周知を図る。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
212	・宇宙開発利用の推進	内閣官房宇宙開発戦略本部事務局  関係省庁  総務省情報通信国際戦略局宇宙通信政策課  外務省軍縮不拡散・科学部国際科学協力室  文部科学省研究開発局参事官付  経済産業省製造産業局宇宙産業室  環境省地球環境局総務課 研究調査室	<p>○小型衛星・小型ロケットの開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学や企業等が参画して行う超小型衛星研究開発事業、小型光学衛星のバス・ミッション機器の製造・試験、可搬統合型小型地上システムの基本設計・詳細設計、小型固体ロケット(イプシロンロケット)の開発、空中発射システムの概念検討・仕様検討を実施した。</li> </ul> <p>○衛星データ利用促進プラットフォームの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星データ利用促進プラットフォームの推進体制を宇宙開発戦略本部で決定した。</li> </ul> <p>○アジアを中心とした需要の取込み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇宙システムのパッケージによる海外展開のため、内閣官房の総合調整の下、関係府省及び関係機関からなるタスクフォースを設置することを宇宙開発戦略本部で決定した。</li> <li>・アジア・オセアニア地域にもその機能が展開可能な実用準天頂衛星システムの事業計画を、内閣官房の総合調整の下、関係府省が連携して検討することを宇宙開発戦略本部で決定した。</li> </ul> <p>○衛星・センサーのシリーズ化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実用準天頂衛星システムの事業計画を、内閣官房の総合調整の下、関係府省が連携して検討することを宇宙開発戦略本部で決定した。</li> <li>・陸域観測技術衛星(ALOS)シリーズの研究開発、小型光学衛星の成果を踏まえた小型レーダ衛星の概念検討等を実施した。</li> </ul> <p>○リアルタイム地球観測網の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)により観測されたCO2濃度データ提供を開始し、利用研究を推進した。</li> <li>・陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)の利用研究、後継機の研究開発を実施した。</li> <li>・水蒸気量観測技術、海面温度観測技術などの高精度化を目指し、水循環変動観測衛星「しずく」(GCOM-W)、気候変動観測衛星(GCOM-C)の研究開発を実施した。</li> <li>・降雨量や雲・エアロゾルの観測技術の高度化を目指した米欧との国際プロジェクトに参画し、雲降水観測計画/二周波降水レーダ(GPM/DPR)、雲エアロゾル放射ミッション/雲プロファイリングレーダ(EarthCARE/CPR)の研究開発を実施した。</li> <li>・高頻度の地球観測実現への貢献を目指し、大学、企業等の参画により超小型衛星研究開発事業を実施した。</li> <li>・アジア太平洋地域における災害関連情報共有を目的として我が国が主導する「センチネル・アジア」プロジェクトに、ALOSの観測データを提供するなど、内外の大規模自然災害対応に必要な情報共有を推進した。</li> </ul>	<p>○小型衛星・小型ロケットの開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学や企業等が参画して行う超小型衛星研究開発事業、小型光学衛星のシステム総合試験、可搬統合型小型地上システムの製造、小型固体ロケット(イプシロンロケット)の開発、空中発射システムの各種技術の設計を実施した。</li> </ul> <p>○衛星データ利用促進プラットフォームの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星データ利用促進プラットフォーム構築のための事業計画を策定した。(平成24年度に運用開始予定。)</li> </ul> <p>○アジアを中心とした需要の取込み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・官民一体の取組みによりトルコの通信衛星の受注に成功、またベトナムの地球観測衛星2機及び宇宙センターに対するタイド借款を決定。</li> <li>・アジア・オセアニア地域にもその機能が展開可能な実用準天頂衛星システムについて、2010年代後半を目途にまずは4機体制を整備することを閣議決定した。どのようにアジア・オセアニア地域への展開を図っていくべきかについて、「準天頂衛星を利用した新産業創出研究会」を開催し検討を行い、報告書を作りまとめた。</li> <li>・2011年7月の日ASEAN外相会議において衛星分野の協力を含む「アセアン防災ネットワーク構築構想」を表明した。</li> <li>・「明日の環境のための地域協力」をテーマに、アジア太平洋地域宇宙機関会議(APRSAF)を開催し、アジア太平洋地域の宇宙機関等に対し、我が国の宇宙技術、人材育成の取組をアピールした。</li> </ul> <p>○衛星・センサーのシリーズ化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実用準天頂衛星システムについて、2010年代後半を目途にまずは4機体制を整備することを閣議決定した。</li> <li>・陸域観測技術衛星(ALOS)シリーズの研究開発、小型光学衛星の成果を踏まえた小型レーダ衛星の概念検討等を実施した。</li> </ul> <p>○リアルタイム地球観測網の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)の利用研究を推進し、観測データから世界の吸収排出量地図を発表し、地上データの不確実性を大きい場所では半減した。</li> <li>・陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)の利用研究、後継機の研究開発を実施した。</li> <li>・水蒸気量観測技術、海面温度観測技術などの高精度化を目指し、水循環変動観測衛星「しずく」(GCOM-W)、気候変動観測衛星(GCOM-C)の研究開発を実施した。</li> <li>・降雨量や雲・エアロゾルの観測技術の高度化を目指した米欧との国際プロジェクトに参画し、全球降水観測計画/二周波降水レーダ(GPM/DPR)、雲エアロゾル放射ミッション/雲プロファイリングレーダ(EarthCARE/CPR)の研究開発を実施した。</li> <li>・高頻度の地球観測実現への貢献を目指し、大学、企業等の参画により超小型衛星研究開発事業を実施した。</li> <li>・アジア太平洋地域における災害関連情報共有を目的として我が国が主導する「センチネル・アジア」プロジェクトに、内外の大規模自然災害対応に必要な情報共有を推進した。</li> </ul>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>左記のような取組みを通じて、2020年の成果目標である「宇宙産業の振興、宇宙先進国としての国際的評価の確保」に向け、我が国企業の外国衛星受注成功、外国衛星の商業打上げ実施、日アセアン首脳会談で我が国の「アセアン防災ネットワーク構築構想」が評価されるなど、目に見える形で成果・効果が出ている。</p> <p>具体的には、次のように成果が着実にあがっている。</p> <p>○我が国の基幹ロケットであるHIIA/HIIBロケットについて打上げ成功率95% (2011年12月12日の打上げ成功により成功率95.4% (21/22)) を越えるなど信頼性が向上した。こうした信頼性向上を通じ、2012年5月18日には、HIIAロケットによる外国衛星の商業打上げが初めて実施(2012年3月21日発表)されるなど、成果目標に向けた具体的成果があがっている。</p> <p>○衛星データ利用促進プラットフォームの構築については、平成24年度予算において所要の予算を確保し、平成24年度に運用開始に向けた作業が着実に進捗しており、成果目標に向けた具体的成果があがっている。</p> <p>○トルコで我が国企業が衛星受注成功(2011年3月8日、三菱電機はトルコの通信衛星2基の受注を発表)、ベトナムの地球観測衛星2機及び宇宙センターに対するタイド借款を決定(2011年10月28日閣議決定)、アジア・オセアニア地域にもその機能が展開可能な実用準天頂衛星システムの整備を決定(2011年9月30日閣議決定)、「アセアン防災ネットワーク構築構想」をハイレベルで表明し、首脳レベルで評価される(2011年11月18日第14回日アセアン首脳会議議長声明)など、成果目標に向けた具体的成果があがっている。</p> <p>○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)に関して衛星データの共同検証・相互比較等を行う国際協力体制を構築し、大規模な排出国の正味のCO2吸収排出や森林減少対策の効果をモニタリングし、世界的なCO2対策の加速への貢献に向けて、国際間の協議を開始するなど、成果目標に向けた具体的成果があがっている。</p> <p>○成果目標の達成のために重要となる宇宙開発利用体制の整備のための法案を平成24年2月に閣議決定し通常国会に提出するなど所要の措置を講じた。また、平成23年8月には宇宙開発戦略本部宇宙戦略推進調査会において、宇宙開発利用の戦略的推進のための施策の重点化及び効率化の方針をとりまとめるなど、成果目標の達成に向けた取り組みを進めている。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
			<p>・HISUI(ハイパースペクトルセンサ、マルチスペクトルセンサ)に関し、フライトモデルの設計、製作、資源・農業・環境分野における利用手法の検討、校正技術の開発及び運用計画の策定を実施した。</p> <p>○最先端宇宙科学・技術による競争力の確保</p> <p>・小惑星探査機「はやぶさ2」、X線天文衛星「ASTRO-H」、水星探査計画「BepiColombo」、小型科学衛星の研究開発、超高速インターネット衛星「きずな」(WINDS)による実証実験を実施した。</p> <p>・国際宇宙ステーション(ISS)日本実験棟「きぼう」において科学分野における実験を実施した。</p> <p>・将来の我が国の宇宙活動につながる技術基盤構築、ISSへの大型貨物輸送及び物資回収を行うため、回収機能付加型HTV(HTV-R)の概念設計を実施した。</p> <p>・国連宇宙空間平和利用委員会の機会に本邦から専門家を派遣し日本の宇宙技術を各国・機関にアピールする講演会を開催した。</p>	<p>・HISUI(ハイパースペクトルセンサ、マルチスペクトルセンサ)に関し、フライトモデルの設計、製作、コンポーネント試験、資源・農業・環境分野における利用手法の検討、校正技術の開発及び運用計画の策定を実施した。</p> <p>・複数の衛星・地上局のネットワーク化についてF/S調査に着手した。</p> <p>○最先端宇宙科学・技術による競争力の確保</p> <p>・小惑星探査機「はやぶさ2」、X線天文衛星「ASTRO-H」、水星探査計画「BepiColombo」、小型科学衛星の研究開発、超高速インターネット衛星「きずな」(WINDS)による実証実験を実施した。</p> <p>・国際宇宙ステーション(ISS)日本実験棟「きぼう」において科学分野における実験を実施した。</p> <p>・将来の我が国の宇宙活動につながる技術基盤構築、ISSへの大型貨物輸送及び物資回収を行うため、回収機能付加型HTV(HTV-R)の要素技術の試験等を実施した。</p> <p>・カナダ、トルコ、ブラジル、シンガポール、インドネシアに本邦から専門家を派遣して、日本の宇宙技術、衛星利用等についてアピールする講演会を開催した。</p>		<p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>・以上のように、2020年の成果目標に向けて着実に成果があがっているところであるが、今後、現在通常国会に提出中の内閣府設置法等の一部を改正する法律案の成立・施行に伴い内閣府を中心に新たに整備される宇宙開発利用体制などにおいて、成果目標の達成に向けて取り組んでいく。また、平成23年12月の予算編成に関する政府・与党会議からの申し送り事項に基づき、平成25年度概算要求に当たって重点化、効率化に取り組むこととしている。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
213	政府の関与する研究開発投資を、第4期科学技術基本計画に沿って拡充	内閣府 政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)付	第4期科学技術基本計画策定に向けた、総合科学技術会議の答申において、研究開発投資の目標として、官民合わせた投資をGDP比4%、政府投資をGDP比1%とし、その場合の同計画期間中の政府投資の総額を約25兆円(GDPの名目成長率平均2.8%を前提)とすることを明記。	左記の研究開発投資の目標を明記した第4期科学技術基本計画を閣議決定(平成23年8月19日)。	C:一部実施  【ボトルネック、解決策】 平成23年度科学技術関係予算(補正予算含む)については、政府研究開発投資対GDP比1%を達成する見込みである。科学技術イノベーションは我が国の成長のエンジンであり、国家戦略として位置づけ、強力に推進していく。引き続き、第4期科学技術基本計画に沿って、我が国が抱える喫緊の課題へ効果的・戦略的に対応していくため必要な経費を確保していくとともに、民間の研究開発投資を誘発するための各種施策を推進していく。今後、これらの課題達成に向けた戦略を、総合科学技術会議に設置した科学技術イノベーション戦略協議会等において具体化する。	【2020年の成果目標の達成状況】 ・2020年の成果目標: 官民合わせた研究開発投資GDP比4%以上の達成 ・達成状況: 平成23年度の科学技術関係予算額:4.7兆円 平成23年度の科学技術関係予算対GDP比:1.0% ※平成23年度GDPは「平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成24年1月24日閣議了解)」を参照  【ボトルネック、解決策】 第4期科学技術基本計画期間(平成23年度～27年度)においては、本計画に沿って科学技術イノベーション政策を展開し、我が国が抱える喫緊の課題へ効果的・戦略的に対応していく。	
214	研究開発投資の促進に向けた各種施策(研究開発税制等)の検討・実施	経済産業省 産業技術環境局 技術振興課	イノベーション拠点立地支援事業(303億円)等により研究開発投資を促進。	平成24年度税制改正として、時限措置(2011年度末まで)である上乗せ措置(増加型、高水準型)を2年間延長。  復興特区税制において研究開発税制の特例を措置。  イノベーション拠点立地推進事業(369億円)等により研究開発投資を促進。	C:一部実施  【ボトルネック、解決策】 震災等により、企業の研究開発投資が躊躇される傾向があったが、グローバル企業の研究開発拠点等の我が国での立地を促進する措置を盛り込んだ「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案」の早期成立・施行を図るなど、引き続き、研究開発投資の促進に向けた各種施策の検討・実施を行う。	【2020年の成果目標の達成状況】 官民合わせた研究開発投資対GDP比4%以上の達成。達成状況に係る参考指標は以下のとおり。  (参考) 官民合わせた研究開発投資対GDP比は、3.6%(2010年時点)。 民間研究開発投資対GDP比は、約2.5%(2010年時点)。  【ボトルネック、解決策】 グローバル企業の研究開発拠点等の我が国での立地を促進する措置を盛り込んだ「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案」の早期成立・施行を図るなど、引き続き、研究開発投資の促進に向けた各種施策の検討・実施を行う。	グローバル企業の研究開発拠点等の我が国での立地を促進する措置を盛り込んだ「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案」の早期成立・施行を図るなど、引き続き、研究開発投資の促進に向けた各種施策の検討・実施を行う。

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
215	・科学・技術予算編成プロセスの抜本的改革などのシステム改革を推進	内閣府 政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)付 イノベーション推進室	<p>・予算編成プロセスを、各府省が概算要求した後に総合科学技術会議が調整する「受動的な仕組み」から、概算要求前に総合科学技術会議が各府省と協働し、策定した科学技術重要施策アクションプランに各府省の施策を誘導する「能動的な仕組み」に改革した。</p> <p>・2010年度は、新成長戦略の重要課題であるグリーンとライフの2大イノベーションに加え、「競争的資金の使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化」の3つを柱とした科学技術重要施策アクションプランを策定し、総合科学技術会議が司令塔機能を発揮し、質の高い予算編成に取り組んだ。</p>	<p>・第4期科学技術基本計画(2011年8月19日閣議決定)を踏まえた科学技術イノベーション政策を推進するため、2010年度からのグリーンとライフのイノベーションに加え、「復興・再生並びに災害からの安全性向上」と「基礎研究及び人材育成」の4つを柱とした、科学技術重要施策アクションプランを策定し予算の重点化を図ると共に、府省間連携を促進した。</p>	C:一部実施	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・2020年の成果目標: 官民合わせた研究開発投資GDP比4%以上の達成。</p> <p>・達成状況 2011年度の科学技術関係予算額:4.7兆円。対GDP比:1.0%。</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>・科学技術重要施策アクションプランにより、政策課題に対する科学技術関係予算の重点化に一定の成果をあげた。しかし、府省を越えて施策の誘導、連携、重複の排除等の面では、更なる改善が必要である。そのため、別途、科学技術イノベーション政策の推進体制の強化に向けた調整が進められており、司令塔として取組を強化する。</p>	
216 218	・行政サービスのオンライン利用計画の策定、サービス拡大のためのロードマップの策定開始 ・コンビニエンスストア、行政機関、郵便局等への行政キオスク端末の設置拡大、オンラインサービスの充実(国民の50%以上が利用可能)	内閣官房情報通信技術担当室 関係省庁 総務省 行政管理局行政情報システム企画課 自治行政局住民制度課 情報流通行政局情報流通振興課 地方情報化推進室 法務省 大臣官房秘書課情報管理室 経済産業省情報プロジェクト室等	<p>・電子行政タスクフォースを立ち上げ、行政サービスのオンライン利用の計画、行政キオスクのサービス拡大に向けたロードマップに関する検討を実施。</p>	<p>・電子行政タスクフォースにて、「新たなオンライン利用に関する計画に係る提言」「行政キオスク端末のサービス拡大のためのロードマップ提言」のとりまとめを実施。各々、タスクフォースの提言を基に、IT戦略本部にて決定。</p> <p>・新たなオンライン利用に関する計画に基づき、「業務プロセス改革実施要領」、「オンライン利用の範囲の判断に係る実施要領」を策定。各府省にて、実施要領を基に、対象となる業務・手続等における業務プロセス改革の計画策定やオンライン利用範囲の判断を実施中。</p> <p>・行政キオスク端末のサービス拡大のためのロードマップに基づき、コンビニ交付サービスのサービスメニューの拡大や導入自治体の拡大、設置場所の拡大に向けた取組を実施。</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・「新たなオンライン利用に関する計画」のIT戦略本部決定。</p> <p>・「行政キオスク端末のサービス拡大のためのロードマップ」のIT戦略本部決定。</p> <p>・行政キオスク端末からのサービスについて、国民の約40%が利用可能。</p> <p>・コンビニにおける戸籍証明書、各種税証明書の交付サービスの開始。</p> <p>・コンビニ交付発行件数については、導入団体数の増加に伴い、2010年度1万9千枚から2011年度11万枚へと利用件数が増加。なお、現状、コンビニ交付は6:30~23:00の約16時間、サービスを提供中である(自治体により若干の違いはある)。</p>	



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
217	電子政府の総合窓口(e-Gov)の改善	総務省 行政管理局行政情報システム企画課 情報システム管理室		パブリックコメントの利便性を向上させることを目的として、e-Govにおいて公示されたパブリックコメントの意見募集案件について、e-Govのフォームから直接意見を提出できる機能改善を2011年12月末に実施済。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 e-Govにおいて公示されたパブリックコメントの意見募集案件について、国民等利用者からe-Govを通じて、2012年1月末～2月末の1ヶ月間に571件、3月に2,981件の意見が提出された。なお、件数はパブリックコメントの案件数、内容によって増減する。	
	公的個人認証サービスの改善	総務省 自治行政局住民制度課	・公的個人認証サービスを民間事業者に拡大するにあたって、民間事業者の具体的な利用ニーズの把握等のため検討会を開催し、その具体的なニーズを把握した。	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」(平成24年2月14日閣議決定)において、公的個人認証サービスを改善する内容(民間事業者の窓口等で電子的に本人確認を行うため署名検証者を民間事業者に拡大すること等)に係る措置を講じた。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・法案が閣議決定。 (公的個人認証サービスを民間事業者に拡大することにより、インターネットでの民間事業者に対する申請等について、安全に行うことができるようになる。)	
	・自治体クラウドの推進	総務省 自治行政局 地域情報政策室  総務省 情報流通行政局 地方情報化推進室  総務省 総合通信基盤局 高度通信網振興課	・2009年度～2010年度に実施した自治体クラウド開発実証事業では、情報システム関連経費の3割程度削減を見込む事例が出たところ。	・自治体クラウドの全国展開に向けた課題の抽出等について、有識者懇談会のとりまとめを公表(23.6)。 ・自治体クラウド導入に要する経費について、地方財政措置を創設。 ・円滑なデータ移行に向けた取組として、データの標準的な表現形式の構築や自治体外字の実態調査を実施。 ・クラウド環境において、団体間の円滑な業務データ連携が実現できる環境を整備するため、連携データ項目や連携機能・方式等の検討を実施。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・地方公共団体におけるクラウド導入の検討が進捗(2011年度のクラウド導入状況については、本年夏頃に調査予定)。 ・円滑な業務データ連携を可能とする地域情報プラットフォームの普及(H21.4.1現在:95団体、H22:166団体、H23:340団体)。	
219 220	電子行政推進の基本方針の策定(政府CIO設置等の電子行政推進体制も含め検討)  政府CIO等の推進体制の整備	内閣官房情報通信技術担当室  関係省庁 総務省 行政管理局行政情報システム企画課 個人情報保護室	IT戦略本部企画委員会の下に設置された電子行政に関するタスクフォースにおいて、電子行政推進に関する基本方針について検討。	平成23年8月、IT戦略本部において、「電子行政推進に関する基本方針」を決定。政府CIO制度の役割等について、検討の方向性を整理。 平成24年3月、政府CIO制度を含む政府情報システムの改善・刷新について検討を行う場として、IT戦略本部及び行政改革実行本部の下に「政府情報システム刷新有識者会議」を設置。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 政府CIO制度の導入に向けて、政府情報システム刷新有識者会議等において検討を実施。 政府CIO制度の実現に向けての隘路・ボトルネックや政府CIO制度の導入による成果(アウトカム)について、4/17より開催する当該会議の中で、課題と解決案を検討する。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
221 222	・個人情報保護、セキュリティ、情報格差等に留意し、国民ID制度の導入について検討 ・個人情報保護を確保することとした上で、電子行政の共通基盤として、国民ID制度を整備	内閣官房 情報通信技術担当室 関係省庁 内閣官房情報セキュリティセンター 総務省 行政管理局行政情報システム企画課 個人情報保護室 自治行政局住民制度課 情報通信国際戦略局 情報通信政策課 情報流通行政局情報流通振興課 法務省 大臣官房秘書課情報管理室 文部科学省大臣官房政策課情報化推進室 厚生労働省 政策統括官付情報政策担当参事官室 経済産業省情報プロジェクト室 等	・電子行政タスクフォースを立ち上げ、国民ID制度に関するサービス要件、実現条件の整理を実施。 ・個人情報保護ワーキンググループ及び情報連携基盤技術ワーキンググループを立ち上げ、番号制度と共通する事項について検討を実施。	・電子行政タスクフォースにて「電子行政推進に関する基本方針に係る提言」のとりまとめを実施。 ・個人情報保護ワーキンググループ及び情報連携基盤技術ワーキンググループにおいて、番号制度と一体的な検討を継続。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・「電子行政推進に関する基本方針」のIT戦略本部決定。 ・電子行政タスクフォースにおいて、①ワンストップサービス、プッシュ型サービス等の新たな行政サービス、②マイポータル等による民間連携、③企業コードの企業コードの整備及び利活用について検討を実施中であり、2012年6月を目途に取組方針をとりまとめる予定。これにより国民本位の電子行政の実現を図る。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(マイナンバー法案)の閣議決定(行政機関等間の情報提供は法律の施行の日から4年を超えない範囲内で政令で定める日から施行)。 ※2011年6月に決定した「社会保障・税番号大綱」においては「番号制度の情報連携基盤がそのまま国民ID制度の情報連携基盤となり(略)」と示されている。	
223 224 225	・行政保有情報の洗い出し、個人情報保護に関する制度について検討 ・国民の声を踏まえ、公開の対象範囲・方法について検討 ・行政が保有する情報を、個人が特定できない形に集約化・匿名化の上、2次利用可能な形でインターネット等で公開	内閣官房情報通信技術担当室 関係省庁 総務省 行政管理局行政情報システム企画課 個人情報保護室 政策統括官(統計基準担当) 経済産業省情報プロジェクト室 等	・電子行政タスクフォースを立ち上げ、我が国におけるオープンガバメントの在り方に関する検討を実施。 ・国民の声を収集するツールとして、アイデアボックスの実証実験を実施。 ・地理空間情報活用推進会議において「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」を策定。	・電子行政タスクフォースにて、「電子行政推進に関する基本方針に係る提言」のとりまとめを実施。タスクフォースの提言を基に、IT戦略本部にて決定。 ・電子行政タスクフォースにて、行政情報の公開・提供の取組や、民間での2次利用促進に向けた課題の整理、解決方法等について検討を実施。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・「電子行政推進に関する基本方針」のIT戦略本部決定。 ・電子行政タスクフォースにおいて、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」(平成16年11月CIO連絡会議決定)に基づき、各府省が提供することとされている「行政の諸活動に関する情報」についてフォローアップを行い、概ね当該指針に基づく情報提供が行われていることを確認。 ・また、電子行政タスクフォースにおいて、オープンガバメントについての検討を実施中であり、2012年6月を目途に公共データの利活用に着目した取組方針をとりまとめる予定。これにより公共データの民間利用等を促進。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
226	情報通信技術の利活用を阻害する制度・規制等の徹底的な洗い出し等及び所要の具体的措置を確定	内閣官房情報通信技術担当室 総務省 情報通信国際戦略局情報通信政策課 経済産業省商務情報政策局情報経済課 関係省庁 内閣府	・「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会」を立ち上げ、調査・検討を実施し、報告書を取りまとめた。	・専門調査会報告書を踏まえ、8月にIT戦略本部において、「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針」を決定した。 ・同対処方針の策定プロセスにおいて、情報通信技術の利活用を阻害する制度・規制等の徹底的な洗い出しを行い、36項目について対処方針を定めた。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 2011年9月末時点における総世帯数に占める固定系超高速ブロードバンドサービス(FTTH、30Mbps以上のCATVインターネット)の基盤整備率は95.1%、基盤利用率は43.3%に達している。また、固定系ブロードバンドサービスの基盤整備率は99.5%、基盤利用率は64.7%に達している。  【ボトルネック、解決策】 ・超高速ブロードバンド基盤の未整備地域が引き続き存在するため、これら地域における基盤の整備を進める。 ・また、基盤利用率の向上に向けて、一層の料金の低廉化やサービスの向上を実現するため、公正競争環境を整備するとともに、ブロードバンド需要の拡大が重要であることから、ICT利活用の促進に取り組む。	
227	「光の道」構想のための所要の法案等を提出	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課	・事業者間の公正競争を促進するため、NTT東西の機能分離等を実施するための電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の改正法案等を2011年3月に通常国会に提出した。	・左記改正法案が成立したことを受け、改正法を施行するとともに、関係政省令の整備、施行を行った。  ・2011年度予算において、未整備地域のブロードバンド基盤の整備とその利活用を促進する観点から、地方公共団体等が、医療、教育、行政等の公共アプリケーションの導入と一体的な整備を行う場合に、財政支援を行う事業を実施した。また、同予算については、2012年度予算案に計上した。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・2011年9月末時点における総世帯数に占める固定系超高速ブロードバンドサービス(FTTH、30Mbps以上のCATVインターネット)の基盤整備率は95.1%、基盤利用率は43.3%に達している。また、固定系ブロードバンドサービスの基盤整備率は99.5%、基盤利用率は64.7%に達している。  【ボトルネック、解決策】 ・超高速ブロードバンド基盤の未整備地域が引き続き存在するため、これら地域における基盤の整備を進める。 ・また、基盤利用率の向上に向けて、一層の料金の低廉化やサービスの多様化を実現するため、公正競争環境を整備するとともに、ブロードバンド需要の拡大が重要であることから、ICT利活用の促進に取り組む。	
228	診療明細書及び調剤情報の電子化方策、運営主体、診療情報・健康情報等の帰属・取扱い等について結論	内閣官房情報通信技術担当室 関係省庁 厚生労働省医政局 研究開発振興課医療技術情報推進室 経済産業省ヘルスケア産業課 総務省 情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室 地域通信振興課	・「医療情報化に関するタスクフォースを開催し、「どこでもMY病院」構想の枠組み検討(情報の電子化方策、運営主体、情報の帰属等)を行い、具体的なサービスを示し、報告書を策定。	・2010年度の検討結果を基に関係省庁にて施策「項番:229,230」を実施。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 報告書内において2020年の目標達成に向けて、各府省の具体的に取り組むべき事項と目標とする期間を決定。また、今後検討すべき事項についても検討主体をあわせて決定。  【「どこでもMY病院」構想の実現に向けた貢献】 医療情報化に関するタスクフォースでは、「どこでもMY病院」構想のサービスを提供する上で課題となる情報扱いや運営主体について検討を実施し、方向性を示した。各省はこの成果を活用し、より具体的なサービスの実現に向けた取組を実施することが可能となる。 (具体的な取組については「229」、「230」にて記載)	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
229	<p>・効率的でセキュアな情報流通方策の検討</p> <p>・個人・医療機関等間の情報連携の仕組みの確立</p>	<p>総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報流通高度化推進室</p> <p>関係省庁</p> <p>厚生労働省 医政局 研究開発振興課 医療技術情報推進室</p> <p>経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課</p>	—	<p>・健康情報活用基盤構築事業において、複数の基礎自治体の参画・連携の下、各地域が保有する医療・健康情報(例:診療情報、調剤情報)を安全かつ円滑に流通させるための広域共同利用型のEHR(※)システムの確立・普及に向けた実証を香川県、広島県、島根県の3地域において実施。</p> <p>・広域共同利用型の医療情報連携基盤にかかる標準的な技術仕様・運用方策をとりまとめ、個人・医療機関等間の情報連携の仕組みを確立。</p> <p>※EHR(Electronic Health Record):医療・健康情報(診療情報・健診情報等)を電子的に管理・活用できる仕組み。</p>	C:一部実施	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・実証事業により策定した仕様については、「どこでもMY病院」構想等の実現に向け、医療情報化関係の標準化団体等と連携の上、全国へ普及展開を図る。</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>2020年の「どこでもMY病院」構想の実現にあたっては、各地域における情報連携の仕組みの導入時に課題となる、</p> <p>・導入・運用に係る費用負担の在り方</p> <p>・医療・健康情報の電子化にあたっての標準フォーマットの策定・普及</p> <p>について、関係省庁の連携の下、引き続き検討する必要がある。</p>	—
230 231	<p>・各種情報(診療明細書及び調剤情報、健康情報、健康情報等)の電子フォーマット等の標準化・整備</p> <p>・個人に向けた診療明細書・調剤情報の提供開始</p>	<p>経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課</p> <p>厚生労働省 医政局 研究開発振興課 医療技術情報推進室</p> <p>厚生労働省 医薬食品局総務課</p>	<p>(健康情報)</p> <p>・経済産業省実証事業において健康情報活用のためのデータ交換規格を策定した。</p>	<p>(調剤情報)</p> <p>・調剤情報の電子フォーマットの標準化及び整備に向けて経済産業省実証事業を実施し、有効性の検証を行った。</p> <p>・本人提供用退院サマリや検査データ等のフォーマットの仕様案の提示を目指し、2012年度まで事業を実施しているところ。</p> <p>・日本薬剤師会等の関係団体の協力を得つつ、「電子版お薬手帳／カード」の個人提供用標準フォーマット・提供方法を検討している。</p>	<p>C:一部実施</p> <p>C:一部実施</p> <p>C:一部実施</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・経済産業省における実証事業において、おくすり手帳情報の電子化のサービス利用者の73%において健康意識の向上の効果が検証された。</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>・今後、多くの調剤薬局に利用してもらうため、方策について検討が必要。</p> <p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・「新たな情報通信技術戦略」工程表に記載されている「どこでもMY病院」構想を実現するため、医師の所見が入る「本人提供用サマリ」について、個人に提供する範囲等の検討を行い、2012年度中に結論を得る。</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>・引き続き事業の実施を行い、2012年度までに仕様案の提示を行う。(※当該事業は2012年度まで実施する事業である。)</p> <p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>「新たな情報通信技術戦略」工程表に記載されている「どこでもMY病院」構想を実現するため、「電子版お薬手帳／カード」の個人提供用標準フォーマット・提供方法の検討を実施</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>日本薬剤師会等の関係団体との調整を早期に行い、「電子版お薬手帳／カード」の個人提供用標準フォーマット・提供方法を早期に周知する。</p>	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
232	・官民連携による高齢者・障がい者等に優しいハード・ソフトの検討・開発・普及	総務省 情報通信国際戦略局 技術政策課研究推進室 情報流通行政局 情報通信利用促進課	<p>①ヘルスケアや生活支援等の分野での活用を目指し、ネットワークを通じた情報収集や状況分析を行うことにより、きめ細やかな動作を実現するネットワークロボット技術の研究開発について、要素技術ごとの基本設計・開発・試作を実施。</p> <p>なお、本施策は、総合科学技術会議「平成23年度科学・技術重要施策アクション・プラン(平成22年7月8日)」において施策パッケージとして、主に経済産業省は機器・部品類の高性能化、総務省はネットワークシステムの高度化を、それぞれの主体的役割とされた。</p> <p>② —</p> <p>③「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」(平成5年法律第54号。以下、身障者円滑化法という。)に基づき、独立行政法人情報通信研究機構を通じ、字幕番組、解説番組等を制作する104者に対して、その制作費の2分の1を上限として助成を実施。</p> <p>④身障者円滑化法に基づき、独立行政法人情報通信研究機構を通じ、通信・放送身体障害者利用円滑化事業(※)に該当する通信・放送役務の提供又は開発を行う8者に対し、その実施に必要な資金の2分の1を上限として助成を行うほか、通信・放送身体障害者利用円滑化事業に関連する情報提供業務を実施。</p> <p>(※) 身体上の条件のため通信・放送役務を利用するのに支障のある者が当該通信・放送役務を円滑に利用できるようにするためのもの。</p>	<p>①ヘルスケアや生活支援等の分野での活用を目指し、ネットワークを通じた情報収集や状況分析を行うことにより、きめ細やかな動作を実現するネットワークロボット技術の研究開発について、要素技術ごとの実証実験、機能検証を実施。研究開発では、ネットワークを通じた多種・複数のロボットの同時管理・遠隔制御を行うことにより、それらを協調・連携させ一体的に動作させるために必要な様々なデータベースと、実環境で動作するために必要なロボットサービスシステム、サービス実行手順を検討した。</p> <p>②脳の仕組みを活かし、日常生活における行動・コミュニケーション支援において必要となる簡単な動作や方向、感情などを「強く念じる」ことで移動支援機器等に伝えることを日常的に可能とする技術の研究開発について、要素技術ごとの基本設計・開発・試作を実施。</p> <p>③引き続き、独立行政法人情報通信研究機構を通じ、字幕番組、解説番組等を制作する104者に対して、その制作費の2分の1を上限として助成を実施。</p> <p>④引き続き、独立行政法人情報通信研究機構を通じ、通信・放送身体障害者利用円滑化事業に該当する通信・放送役務の提供又は開発を行う7者に対し、その実施に必要な資金の2分の1を上限として助成を行うほか、通信・放送身体障害者利用円滑化事業に関連する情報提供業務を実施。</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>①ロボットサービス連携基盤システムの開発。複数台ロボットの周囲状況の簡易化提示技術の実現。 特許取得数:2件 特許出願数:56件 論文掲載数:23件 研究発表数:252件 報道発表数:80件 受賞数:9件 国際標準提案数:5件 (平成24年3月30日現在)</p> <p>②移動支援機器における見通しの良い環境での衝突回避機能の実現、安心かつ快適な移動に関するパラメータを特定。 論文掲載数:2件 研究発表数:9件 (平成24年2月1日現在)</p> <p>③字幕番組、解説番組等を制作する104者(2010年度)に対する助成を通じて、字幕放送、解説放送等の普及を促進している。例として、在京キー5局については、2017年度までの字幕放送及び解説放送の目標を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」において、100%の字幕付与及び10%の解説付与が数値目標となっているところ、各者において、目標に向け順調に実績が進展してきている(2010年度の字幕番組の割合は88.9%、解説番組の割合は1.4%)。</p> <p>④身体障害者向け通信・放送役務を提供する8者(2010年度)に対する助成を通じて、身体障害者向け通信・放送役務を増加させることとし、当該助成事業について、助成終了後2年での事業継続率70%を目標としている。</p>	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
						<p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>①2011年度までに得た成果を基に、2012年夏頃にネットワークを通じた多種・複数のロボットの同時管理・遠隔制御を行うデータベース等のプロトタイプを公開し、これを用いた実証実験を行って、ネットワークロボット技術の要素技術を確立する。また、多種ロボット間でのサービスアプリケーションの相互利用を可能とするロボット間対話フレームワーク等、研究開発成果に関する国際標準を獲得する。</p> <p>②2014年度末までに、特定の被験者に対し、日常生活において数百ミリ秒で移動・運動などの意図を推定する技術を確立。その後、民間企業での高精度化や軽量化等の応用開発、安全性評価等を実施したうえで、2020年度末までにアーリーアダプター向けネットワーク型BMI移動支援機器の市場展開を目指す。</p> <p>④2010年度の助成事業については、助成終了後2年での事業継続率70%を目標としているため、まだ、効果検証を実施する時期に至っていない。(なお、2006年度から2009年度までの助成事業については、2011年度末時点での助成終了後2年の事業継続率について85.7%となっている。)</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
232	官民連携による高齢者・障がい者等に優しいハード・ソフトの検討・開発・普及	厚生労働省 障害保健福祉部企画課自立支援振興室	障害者の自立や社会参加を目的として、障害当事者のニーズを適切に反映した使い勝手の良い支援機器の開発を行う「障害者自立支援機器等開発促進事業」を実施。	障害者の自立や社会参加を目的として、障害当事者のニーズを適切に反映した使い勝手の良い支援機器の開発を行う「障害者自立支援機器等開発促進事業」を実施。	B:実施済	障害当事者のニーズを適切に反映した使い勝手の良い支援機器の開発について、対象テーマによる公募方式により、平成22年度に15テーマ、平成23年度に21テーマを採択し助成を行った。 具体的には、安全で操作性の良い電動車いすや、コミュニケーションを支援する機器等の開発が進められた。 なお、平成22年度に採択したテーマのうち2件が既に実用化されており、平成23年度に採択したテーマのうち3件が今年度中に実用化され販売される見込み。	
		厚生労働省老健局振興課	安全性の高い生活支援ロボット等の研究開発・実用化を促進するため、企業や介護関係者等の意見交換会を平成22年9月に開催した。	対人安全性の確立された技術を高齢者の具体的なニーズに対応したものとするため、開発現場と介護現場のニーズのマッチングに取り組む「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」(平成23年度予算)を実施。	B:実施済	「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」については、平成23年度、試作段階の機器等を用いた臨床的評価やモニター調査等を通じ、実用的な機器の開発に資するスキームの構築を図った。 具体的には、装着型のロボット等のモニター調査等を実施した。	
232	官民連携による高齢者・障がい者等に優しいハード・ソフトの検討・開発・普及	経済産業省 商務情報政策局ヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(福祉用具法)に基づき、福祉用具実用化開発事業を実施し、11件採択。	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(福祉用具法)に基づき、福祉用具実用化開発事業を実施し、7件採択。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 高齢者、障害者及び介護者の福祉の増進に寄与するとともに、産業技術の向上に貢献した。1993年の事業開始から2011年度までに192件の実用化支援を行い、176件が開発を終了、このうち91件が製品化(実用化率:51.7%)を実現した。  【ボトルネック、解決策】 高齢者や障害者のニーズが多様化していく中、それを実現するための機器開発に向けた継続的な支援。	
233 234 235 236	地域見守りサービス基盤の確立に向けた規制・制度の課題の抽出・持続可能な地域見守りサービスの検証・検討 見守りに必要な健康・医療・介護情報の標準化検討 ・独居老人見守りサービス等の提供の実現	経済産業省 商務情報政策局ヘルスケア産業課  関係省庁 厚生労働省 医政局 政策医療課 医療技術情報推進室 老健局振興課  総務省 情報流通行政局 地域通信振興課	地域見守りサービス基盤の確立に向けた規制・制度の課題の抽出、持続可能な地域見守りサービスの検証・検討を行った。	2010年度の課題となった、処方箋の電子化等の規制・制度に対して検討を行い、一定の方向性を取りまとめた。 ・地域見守りサービス基盤の確立に向け、ITを活用することによるサービスの質の向上及び効率化の効果、持続可能な地域見守りサービスの提供の在り方、地域見守りサービスの提供に関わる他職種間の情報共有の在り方を検討し、また、見守りサービスの利用者のニーズ、サービス提供に必要なコストを調査し、地域見守りサービスの更なる創出・普及のための検討内容をとりまとめた。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 経済産業省における調査事業において中山間地(和歌山県すさみ町)等における、多職種による見守りサービス(安否確認、専門家同士による医療、介護情報の共有等)が開始された地域 9地域  【ボトルネック、解決策】 ・処方箋の電子化に向けて有効性は評価された。制度改正に向けては検討が必要。2011～2012年度にかけて厚労省事業(シームレスな健康情報活用基盤実証事業)において検討されることとなった。 ・見守られる側の負担として、通信費、機器のリース代等で、1ヶ月辺り5千円程度の費用負担が必要となるという調査結果が出ており、その費用の低減が今後の課題。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
237 238 239 240	<p>・「教育の情報化ビジョン」の策定</p> <p>・モデル事業等による実証研究</p> <p>・教科書の電子書籍化等について制度改正を含め検討・推進</p> <p>・児童生徒1人1台の情報端末による教育の本格展開の検討・推進</p>	<p>文部科学省生涯学習政策局参事官(学習情報政策担当)</p> <p>文部科学省初等中等教育局教科書課</p> <p>総務省情報流通行政局情報通信利用促進課</p>	<p>・文部科学省においては、学校教育の情報化に関する懇談会における議論等を踏まえ、「教育の情報化ビジョン」を策定(2011年4月28日※)</p> <p>※東日本大震災の影響により、策定期間を1ヶ月後ろ倒した。</p> <p>・「教育の情報化ビジョン」においては、学習者用デジタル教科書及び情報端末について、学校種や発達段階、教科に応じた教育効果や指導方法等に関する実証研究を行うことが必要とされ、紙媒体の教科書の在り方、学習者用デジタル教科書の位置付けやデジタル教材との区分、これらに関連する教科書検定制度や義務教育諸学校の教科書無償給与制度など教科書に関する制度の在り方等について、そうした実証研究等の状況を踏まえつつ検討を行う必要があるとされた。</p> <p>・総務省においては、全国2ブロック10校の公立小学校を対象に、協働教育プラットフォーム(教育クラウド)を核としたICT環境を構築し、タブレットPCやインタラクティブ・ホワイトボード等のICT機器を用いた授業を実施し、情報通信技術面を中心とした課題について抽出・分析するための実証研究を実施。また、実証研究の成果について、副大臣主催の研究会による検討結果を踏まえ、「教育分野におけるICT活用推進のための情報通信技術面に関するガイドライン(手引書)2011」を策定し、公表。</p>	<p>・文部科学省においては、総務省と連携し、小学校10校、中学校8校、特別支援学校2校において、「学びのイノベーション事業」として、一人一台の情報端末や電子黒板、無線LAN等が整備された環境における、デジタル教科書・教材を活用した教育の効果・影響、指導方法の開発、モデルコンテンツの開発等を行う実証研究を実施。</p> <p>・総務省においては、文部科学省事業と連携し、2010年度から継続する10校の公立小学校に加え、新たな実証校として文科省と選定した中学校8校及び特別支援学校2校を追加し、更なる課題の抽出・分析に取り組み、「教育分野におけるICT活用推進のための情報通信技術面に関するガイドライン(手引書)2012」に取りまとめ、公表。</p>	<p>B:実施済</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・「教育の情報化ビジョン」の着実な実施により、子どもたち一人一人の能力や特性に応じた学び(個別学習)や、子どもたち同士が教え合い学び合う協働的な学び(協働学習)を推進することをもって、①児童生徒の情報活用能力の育成、②ICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現、③校務の情報化による学校マネジメントの改善を推進し、「21世紀にふさわしい学校教育の実現」を図る。</p> <p>①児童生徒の情報活用能力の育成</p> <p>・24年度より「情報教育の推進に関する調査研究」において、児童生徒の情報活用能力の習得状況等に関する評価指標を開発する。</p> <p>②ICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業を通じた学力の向上</p> <p>・2020年に向けて、OECDが行う生徒の学習到達度調査等で世界トップレベルの順位を目指す。</p> <p>・「学びのイノベーション事業」におけるICTを活用した教育の効果の検証については、事業終了予定年度の2013年度にとりまとめることとしている。</p> <p>③校務の情報化による学校マネジメントの改善</p> <p>・教員の校務用コンピュータ整備率 99.2%</p> <p>校務支援システムの整備状況 52.3%</p> <p>2020年度に向けて、上記の整備状況の向上を目指す。</p> <p>(出典)学校における教育の情報化の実態等に関する調査(平成22年度)</p> <p>・情報通信技術面を中心とした課題の抽出・分析などを行う「フューチャースクール推進事業」については、毎年度の成果をガイドラインとしてとりまとめており、全国約18百の教育委員会に配布するとともに、ホームページ上での公開により年間約2万5千件のダウンロードがあった。</p> <p>また、2011年度の実証研究の結果として、</p> <p>①協働教育の場面があった授業数が、算数の7.8ポイント増を筆頭に全体的に増加</p> <p>②教員のICT活用指導力(自己評価)について、導入前と比較して平均29%上昇</p> <p>③児童からのICTを活用した授業への評価として、楽しい、わかりやすいといった好評価がいずれも70%を超えている</p> <p>といった成果が得られた。</p>	



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
						<p>【ボトルネック、解決策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ICTを活用した教育の効果・影響や効果的な指導方法について十分に明確になっていないことから、「学びのイノベーション事業」においてこれらを検証し、事業終了予定年度の2013年度にその成果をとりまとめ、広く周知を図る。</li> <li>ICT環境の構築・利活用に関するノウハウが不足しているほか、ICT環境整備に係るコストがボトルネックとなっているため、引き続きガイドライン(手引書)の周知を図るとともに2013年度までの「フューチャースクール推進事業」を実施し、これらの課題の抽出・分析、効果的・効率的な整備方法を明らかにする。</li> <li>これらの状況等を踏まえつつ、教科書に関する制度の在り方等について検討する。</li> </ul>	
241	データ利活用を促進するための制度見直し等のクラウドコンピューティングの競争力確保のための環境の整備	総務省 情報通信国際戦略局 情報通信政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラウドコンピューティング、クラウドサービスを最大限活用し、新たな経済成長や国際競争力の強化を実現するため、スマート・クラウド戦略を策定(2010年5月)。</li> <li>当該戦略に基づいて以下の施策等を実施。</li> <li>データセンターの国内立地促進のための規制緩和(コテナ型データセンターの設置に係る建築基準法及び消防法の運用に関し、建築物の対象外となる要件等を明確化)</li> <li>最先端のグリーンクラウド基盤構築に向けた研究開発の実施</li> <li>産学官連携してクラウドサービスを普及・発展させるためにジャパン・クラウド・コンソーシアム(JCC)を組成(2010年12月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、スマート・クラウド戦略等に基づいて以下の施策等を実施。</li> <li>企業等でのクラウドサービスの利用促進に向け、クラウドサービス利用者の保護とコンプライアンス確保に係るガイドの策定(2011年7月)</li> <li>クラウドサービスによる新事業創出に向け、中小・ベンチャー企業向け先進的クラウドサービス創出支援事業の実施。また、当該事業を推進するため、NICT及び統計センターと連携し、「クラウドテストベッドコンソーシアム」を設立。(2011年12月)</li> <li>クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示指針の策定・公表</li> <li>広域災害対応型クラウド間連携基盤の構築に向けた研究開発(最先端のグリーンクラウド基盤構築に向けた研究開発)の実施</li> <li>上記のような高信頼で省電力なクラウド間連携技術の研究開発に基づき、クラウド間連携に求められる技術要件の標準化を推進。</li> <li>JCCの活動支援を通じたクラウドコンピューティングの利活用促進。</li> </ul>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>クラウドサービスの市場規模(推計)は、2010年度3,634億円→2011年度6,877億円となっており、大幅に伸びている。(総務省調査)</li> <li>データセンターの国内立地促進のための規制緩和により国内立地の促進が期待される。国内データセンター市場は、2010年度当初から約13%増加し、延床面積も、約17%増加。</li> <li>2010年度末(実績) <ul style="list-style-type: none"> <li>市場規模:1兆3,600億円</li> <li>延床面積:1,637,000㎡</li> </ul> </li> <li>2011年度末(見込) <ul style="list-style-type: none"> <li>市場規模:1兆4,700億円</li> <li>延床面積:1,788,000㎡</li> </ul> </li> <li>※出典:ミック経済研究所</li> <li>「クラウドテストベッドコンソーシアム」に参画する約60の中小企業等に対して、サービス開発に資するインキュベーション施設を提供。2012年以降、本事業から新たなサービス創出を期待。</li> <li>クラウド間連携に関する新たな技術を2012年度を目処に確立することを目指し、研究開発に取り組んでおり、平成23年9月末時点で、25件の特許出願、28件の論文掲載、71件の研究発表を行っている。</li> </ul>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
241	データ利活用を促進するための制度見直し等のクラウドコンピューティングの競争力確保のための環境整備	経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課	クラウドコンピューティングを活用した新サービスの創出、産業の高次化を実現する実証事業を実施するとともに、必要となる大量データ処理・分析技術、データ匿名化技術等の基盤的技術開発を実施した。さらに得られた実証・技術開発の成果等について、中小企業等によるコミュニティ構築等を通じて成果の普及、調査研究を行うことで、我が国産業の高次化に必要な中小企業事業者によるクラウドコンピューティングの利活用を促進するための環境整備を行った。	昨年度に引き続き、クラウドコンピューティングを活用した新サービスの創出、産業の高次化を実現する実証事業を実施するとともに、必要となる大量データ処理・分析技術、データ匿名化技術等の基盤的技術開発を実施した。さらに得られた実証・技術開発の成果等について、中小企業等によるコミュニティ構築等を通じて成果の普及、調査研究を行うことで、我が国産業の高次化に必要な中小企業事業者によるクラウドコンピューティングの利活用を促進するための環境整備を行った。また、2010年12月に組成した産学官の連携によりクラウドサービスの普及・発展を推進するためのジャパン・クラウド・コンソーシアムの活動支援を通じて、クラウドコンピューティングの利活用促進を継続して実施しているところ。	B:実施済	<p>【2020年の成果目標・達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発した大量データ処理・分析技術やデータ匿名化技術の活用により、医療の高度化、システムの信頼性・安全性の向上、新サービスの創出等を実現。</li> <li>・クラウドコンピューティング等を活用する市場であるウェブビジネス市場は、2011年の11兆円から2020年には47兆円に拡大する見込み。※出展：NRI</li> <li>・データセンターの国内立地促進のための規制緩和により国内立地の促進が期待される。国内データセンター市場は、2011年度に1兆3,600億円から1兆4,700億円まで、13%増加する見込み。※出展：ミック経済研究所</li> </ul> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>今後、本事業にて整備した基盤を活用し、事業者が新サービスを創出するための時間が必要。</p>	
242	データセンターの国内立地整備等の制度見直しの検討	総務省 総合通信基盤局 データ通信課 経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課	低コストかつ省エネルギーで運用が可能なコンテナ型データセンターの設置に係る建築基準法及び消防法の運用に関し、建築物の対象外となる要件等の明確化を図る通知が、地方公共団体宛てに発出された。これを受け、建築確認申請の手続きを省くことができるなどの規制緩和について周知し、データセンターの国内立地促進のための環境整備を図った。		B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>当該制度見直し後、平成23年に島根県松江市に日本初のコンテナ型データセンターが設置される等、データセンターの国内立地の促進に寄与している。また、国内データセンター市場は、2010年度当初から約13%増加し、延床面積も、約17%増加。</p> <p>2009年度末(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市場規模:1兆3,000億円</li> <li>延床面積:1,530,000㎡</li> </ul> <p>2010年度末(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市場規模:1兆3,600億円</li> <li>延床面積:1,637,000㎡</li> </ul> <p>2011年度末(見込)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市場規模:1兆4,700億円</li> <li>延床面積:1,788,000㎡</li> </ul> <p>※出典:ミック経済研究所</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>日本国内にデータセンターを設置する場合、海外に設置する場合と比較して全般的に高コストであることから、今後も引き続きデータセンターの国内立地を促進させるための支援策等を検討していくこととする。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
243	デジタルコンテンツを含む著作物の権利制限の一般規定について、法制度整備のための具体案とりまとめ、実現のための著作権法の改正案の国会提出	文化庁長官官房著作権課	2011年1月に開催された文化審議会著作権分科会において、権利制限の一般規定の導入に関する報告書をとまとめた。	いわゆる権利制限の一般規定の内容を含む著作権法の一部改正法案が閣議決定(2012年3月)され、国会に提出された。	B:実施済	いわゆる権利制限の一般規定の内容を含む著作権法の一部改正法案が閣議決定(2012年3月)され、国会に提出された。	
244	著作権制度上の課題(保護期間、補償金制度の在り方等)について結論	文化庁長官官房著作権課	保護期間や補償金制度の在り方等の著作権制度上の課題について関係者間等における検討が行われた。	保護期間や補償金制度の在り方等の著作権制度上の課題について関係者間等における検討が行われた。	C:一部実施 補償金制度等に係る課題の解決にあたっては、権利者と利用者との間において調整を要する。	保護期間や補償金制度の在り方等を含む著作権制度上の課題について、検討が進められた。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
245	戦略分野への技術開発の集中・推進(新世代ネットワーク、クラウド、革新的デバイス、立体映像システム等)、開発成果の早期の市場投入	【新世代ネットワーク】 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課  【グリーンクラウド】 総務省 総合通信基盤局 電気通信技術システム課 データ通信課  【超臨場感コミュニケーション】 総務省 情報通信国際戦略局 技術政策課研究推進室  【フォトニックネットワーク】 総務省 情報通信国際戦略局 技術政策課研究推進室  【先端光通信】 総務省 情報通信国際戦略局 ①技術政策課研究推進室 ②宇宙通信政策課	【新世代ネットワーク】 独立行政法人情報通信研究機構において、新世代ネットワーク基盤技術に関し、新世代ネットワークのアーキテクチャの概念設計を終了した。動的にトラフィックや経路を制御するダイナミックネットワークを構築するための、QoS制御技術、計測技術、複数ストリーム並列安定配信技術を開発し、障害発生時に瞬時に資源構築や動的再構成等を行い、サービスを復旧する技術を開発した。  【グリーンクラウド】 最先端の高信頼・高品質で省電力なクラウド間連携基盤(「グリーンクラウド基盤」)の構築を目指し、その基幹技術である①高信頼クラウドサービス制御基盤技術及び②環境対応型ネットワーク構成シグナリング技術について、基本設計を実施し、プロトタイプの開発を開始した。  【超臨場感コミュニケーション】 独立行政法人情報通信研究機構において、真にリアルで、人間に優しく、心を豊かにするコミュニケーションを可能にする三次元映像技術、立体音響技術、五感情報伝達技術等の超臨場感コミュニケーション技術との一体的な研究開発を実施するとともに、「眼鏡の要らない3次元映像技術の研究開発」として、日本発の3次元映像に関する製品・サービスの開発・市場投入を加速させるとともに、国内の3次元映像に関わる人材や企業の育成を行うための研究開発を実施した。  【フォトニックネットワーク】 独立行政法人情報通信研究機構において、以下の研究開発を実施した。 ・世界最速2.56Tbps/port 光パケットスイッチプロトタイプ開発に成功し、スイッチング消費電力を最速電気ルータの1/80程度まで低減した。 ・光パケット・光バス統合ノードシステムの実現に向けた基盤技術である光パケット交換ノードと光バス交換ノードの協調動作に成功した。 ・7コアファイバにおいて、世界記録である109Tbps伝送実験に成功した。	【新世代ネットワーク】 独立行政法人情報通信研究機構において、新世代ネットワークの基本構造について、耐災害性を考慮しつつその設計目標等を明確化した。また、パケット・バス統合ネットワークを転送基盤とする仮想ネットワークの概念設計を行い、仮想ネットワークノードの基本構造を確立する等した。  【グリーンクラウド】 2010年度に引き続き、「グリーンクラウド基盤」の基幹技術である①高信頼クラウドサービス制御基盤技術及び②環境対応型ネットワーク構成シグナリング技術に加え、③省電力アクセスネットワーク制御技術について、開発を行うとともに、検証環境の構築に着手した。  【超臨場感コミュニケーション】 独立行政法人情報通信研究機構において、真にリアルで、人間に優しく、心を豊かにするコミュニケーションを可能にする三次元映像技術、立体音響技術、五感情報伝達技術等の超臨場感コミュニケーション技術との一体的な研究開発を実施するとともに、立体映像が人に及ぼす疲労感・違和感・没入感の定量評価や3D標準映像・評価手法の標準化、安全ガイドラインを検討した。  【フォトニックネットワーク】 独立行政法人情報通信研究機構において、以下の研究開発を実施した。 ・世界初光パケット・光バス統合ネットワークシステム開発に成功した。また、テストベッドJGN-Xで映像データ等の伝送、パケットとバスの波長境界制御等の実証実験に成功した。 ・自らの記録を超え世界初19コアファイバにおいて世界記録305Tbpsの超大容量伝送実験に成功した。 ・量子ドット超広帯域・高安定可変光源試作に成功、新規周波数資源の高密度伝送の可能性を示した。  【先端光通信】 ①「超高速光エッジノード技術の研究開発」において、高速イーサネット等のクライアント信号を効率的にノードに収容する技術と、100Gbps級信号を延滞なく宛先切替する技術、および100Gbps級の超高速光送受信技術を確立し、それらを統合する超高速光エッジノードのプロトタイプの開発・評価を実施した。 ②「光空間通信技術の研究開発」において、光空間通信の特性に適した通信プロトコル、大容量で高信頼な移動体との光空間通信方式及び光空間通信を高安定に実現するための高精度な捕捉・追尾技術を確立し、実証実験を実施した。	B:実施済	【新世代ネットワーク】 信頼性やセキュリティ等の現在のネットワークが抱えるさまざまな課題を解決する将来の社会基盤のネットワークとして、インターネットの次の新たな世代のネットワークを2020年頃に実現することを目指し、産学官の力を結集して基盤技術の研究開発に取り組んでおり、平成23年度には、1件の特許出願、7件の論文掲載及び47件の研究発表を行い、12件の標準化寄与文書を発出し、3件の国際標準化勧告に関与している(ただし、委託による研究成果分を除く。)  【グリーンクラウド】 クラウド間連携に関する新たな技術を2012年度を目処に確立することを目指し、研究開発に取り組んでおり、平成23年9月末時点で、25件の特許出願、28件の論文掲載、71件の研究発表を行っている。  【超臨場感コミュニケーション】 2015年までに「電子ホログラフィ」の表示サイズ対角5インチ、視域角20度の表示等を実現すべく、超臨場感コミュニケーション技術の研究開発を継続中。なお、2012年3月27日現在、23件の特許出願、27件の論文掲載、204件の研究発表、15件の報道発表、9件の国際標準提案を行っており、6件の特許取得、12件の受賞実績がある。  【フォトニックネットワーク】 2020年頃までに、現在の電気通信ネットワークから、超高速かつ超低消費電力なオール光ネットワークへの抜本的な転換を可能とするため、基本技術の確立に向けた研究開発を継続中。なお、2012年3月30日現在、43件の特許出願、156件の論文掲載、161件の研究発表、6件の報道発表、8件の国際標準提案を行っており、33件の特許取得、2件の受賞実績がある。  【先端光通信】 ①2015年頃までに現在の10倍(100Gbps)の伝送を現状技術の1/3以下の低消費電力で可能とする設備(エッジノード)を実現すべく、その基本技術を確立した。なお、2011年9月22日現在、12件の特許出願、7件の論文掲載、14件の研究発表、3件の標準化提案を行っている。 ②光空間通信により大気ゆらぎの存在下において移動体との間で40Gbps以上の通信速度を達成した。なお、2011年9月22日現在、1件の特許出願、3件の論文掲載を行っている。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
			<p>【先端光通信】</p> <p>①「超高速光エッジノード技術の研究開発」において、高速イーサネット等のクライアント信号を効率的にノードに收容する技術と、100Gbp級信号を延滞なく宛先切替する技術、および100Gbps級の超高速光送受信技術を実現するための基本設計を実施した。</p> <p>②「光空間通信技術の研究開発」において、光空間通信の特性に適した通信プロトコル、大容量で高信頼な移動体との光空間通信方式及び光空間通信を高安定に実現するための高精度な捕捉・追尾技術の仕様決定、開発等を実施した。</p>			<p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>【新世代ネットワーク】 2020年頃までに新世代ネットワークを実現するため、産学官の力を結集して、基本構造の構成技術に関する研究開発、複合サービス收容ネットワーク基盤技術の研究開発等を推進する。</p> <p>【グリーンクラウド】 「高信頼クラウドサービス制御基盤技術、環境対応型ネットワーク構成シグナリング技術、省電力アクセスネットワーク制御技術等」について、2013年を目処に確立を目指し、研究開発成果の実展開に向けて民間各社と連携をとりつつ国際標準化活動を推進する。</p> <p>【超臨場感コミュニケーション】 超多視点立体映像の圧縮符号化技術、ランダムな多視点で撮影された距離画像群をもとに空間情報を構成する技術、電子ホログラフィの表示サイズ拡大、立体音響に求められる技術的要件の定義、触覚情報と他の感覚情報との統合提示、香りの強さや種類を変えつつ映像・音響・触覚と組み合わせ提示する技術等の基本技術について、2015年を目処に確立を目指す。</p> <p>【フォトニックネットワーク】 2020年までにオール光ネットワークを実現するため、光信号のまま交換処理を行う技術、10Tbpsの超大容量化技術、基幹網とアクセス網を光信号で直接つなぐ技術、通信容量・経路を光技術を活用して制御する技術等の研究開発を実施。</p> <p>【先端光通信】 ①研究開発成果の実用展開に向けた民間各社の取り組みに対して支援を行うとともに、実用展開状況の正確な把握に努める。また、2015年以降の通信ネットワークにおける通信量・消費電力のさらなる増大にも対処するため、現在の10倍にあたる400Gbps級の超大容量ネットワークの実現に向けた研究開発に着手。 ②2011年度は研究開発の途上であり、研究開発成果の確認には終了後一定の期間を要することが通常であることから、新市場創出等の成果は現時点では確認困難であるものであり、今後、実用展開状況等の成果を示せるように努めていく。</p>	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
245	戦略分野への技術開発の集中・推進(新世代ネットワーク、クラウド、革新的デバイス、立体映像システム等)、開発成果の早期の市場投入	【次世代IT基盤の構築のための研究開発】 文部科学省研究振興局情報課  【革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ(HPCI)の構築】 文部科学省研究振興局情報課	【次世代IT基盤の構築のための研究開発】  以下5課題を実施した。 ①イノベーション創出の基盤となるシミュレーションソフトウェアの研究開発 ②Web社会分析基盤ソフトウェアの研究開発 ③e-サイエンス実現のためのシステム統合・連携ソフトウェアの研究開発を実施 ④高機能・超低消費電力コンピューティングのためのデバイス・システム基盤技術の研究開発。 ⑤高信頼ソフトウェアの技術開発プログラム  【革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ(HPCI)の構築】 ①HPCIの中核となる京速コンピュータ「京」について、システムの製造を開始し、2010年3月末に一部稼働開始した。 ②HPCIの構築に向け、2010年7月よりコンソーシアム(準備段階)を立ち上げ、HPCI構築の具体化について検討を開始した。 ③戦略機関を中心とした戦略分野の「研究開発」及び「計算科学技術推進体制の構築」について、準備研究を実施した。	【次世代IT基盤の構築のための研究開発】 ①2010年度に実施した5課題を引き続き着実に実施した。 ②高効率社会システムの構築に不可欠な共通基盤を確立するために必要となる先端的な情報システム統合基盤技術の研究開発プロジェクトの実施に向けたフィージビリティスタディ(FS)を実施した。  【革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ(HPCI)の構築】 ①HPCIの中核となる京速コンピュータ「京」について、2011年11月に筐体の搬入が終了。2012年6月の完成、秋の共用開始を目指し最終調整を実施した。 ②HPCIとその構築を主導するコンソーシアムについて、2012年1月30日に最終報告を取りまとめ。2012年4月のコンソーシアム本格段階移行、秋のHPCIシステム運用開始に向け体制構築を継続した。 ③戦略機関を中心とした戦略分野の「研究開発」及び「計算科学技術推進体制の構築」について、2010年度の準備研究に引き続き、2011年度より本格実施した。	B:実施済	【次世代IT基盤の構築のための研究開発】 次世代の高機能・超低消費電力コンピューティングデバイス・システムの基盤技術としてストレージシステム技術の開発を行い、23件の特許、157件の論文発表を行う等、近年国際競争の激しい情報通信技術分野において、日本の技術によりIT分野の電力消費量を抜本的に削減する方策を見いだす等の貢献をした。 また、大学等の有するソフトウェア資産を有効に活用し、産業界のニーズの高いものづくり分野と関連性が高い7つのテーマにおいて、数コア程度のPCクラスターから100万並列規模の超並列計算機までスケールアップに性能を発揮できるアプリケーション・ソフトウェアの研究開発を緊密な産学官連携のもと実施した。 開発したソフトウェアを用いることで、 ・これまで1日以上かかっていたFMO法(分子軌道法)による創薬解析時間を2時間程度に短縮 ・ファンの性能と音(騒音)の予測が可能となり、翼の形状と枚数を最適化することで、騒音を7デシベル軽減等の成果をあげている。開発したソフトウェアは公開しており、プロジェクト開始からのソフトウェアダウンロード数は約24000件にのぼっている。  【革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ(HPCI)の構築】 HPCIの中核となる京速コンピュータ「京」について、2011年11月に性能目標の10ベタフロップスを達成するとともに、同年6月に引き続き、スーパーコンピュータ性能ランキングにおいて世界1位を獲得。また、「京」の利用によるグリーン・ライフイノベーション、地震・津波の被害低減、といった様々な分野における成果創出に向けた取組が着実に進捗した。例えば、2011年11月の試験利用により、次世代半導体の材料として期待されているシリコンナノワイヤの電子状態の計算を行い、世界で初めてナノレベルの高精度シミュレーションを可能にした(ゴードン・ベル賞の最高性能賞を受賞)。この成果が次世代半導体の製造方法の確立、高速・高機能・省エネルギー等の特徴をもつ新しいデバイスの設計等に大きく貢献することが期待されている。	
245	戦略分野への技術開発の集中・推進(新世代ネットワーク、クラウド、革新的デバイス、立体映像システム等)、開発成果の早期の市場投入	【クラウド・コンピューティング】 【組み込みシステム】 経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課  【ロボット】 経済産業省 製造産業局 産業機械課  【革新的デバイス】 ①低炭素社会を実現する新材料パワー半導体プロジェクト 経済産業省 産業技術環境局 研究開発課	【クラウド・コンピューティング】 【組み込みシステム】 自動車やロボット等の産業分野において、欧州で標準化の検討が進められている機能安全規格に対応した開発に係るガイドラインの策定、高信頼制御基盤ソフトウェア(共通領域)の開発・評価、高度検証ツールの開発・評価等を行った。 また、クラウドコンピューティングを活用した新サービスの創出、産業の高次化を実現する実証事業を実施するとともに、必要となる大量データ処理・分析技術、データ匿名化技術等の基盤的技術開発を実施した。  【ロボット】 生活支援ロボット開発を容易にするソフトウェアモジュールを開発した。また、特殊環境等におけるロボットや、安価な市販部品をロボットへ転用可能とする要素技術の開発を行った。  【革新的デバイス】 ①低炭素社会を実現する新材料パワー半導体プロジェクト 情報通信機器、自動車等へ搭載されるSiCパワーデバイスについて、電力損失1/100以下を実現するための各種研究開発を実施した。	【クラウド・コンピューティング】 【組み込みシステム】 2010年度に引き続き、自動車産業分野を中心に、機能安全規格に対応した開発に係るガイドラインの策定や高信頼性制御基盤ソフトウェア(共通領域)の開発評価を行うとともに、高度検証ツールの開発・評価等を実施した。 また、クラウドコンピューティングを活用した新サービスの創出、産業の高次化を実現する実証事業を実施するとともに、必要となる大量データ処理・分析技術、データ匿名化技術等の基盤的技術開発を実施した。  【ロボット】 生活支援ロボットの安全検証センターを本格的に移転させ、ロボットの安全検証試験を実施し、安全に関するデータを収集・分析した。  【革新的デバイス】 ①低炭素社会を実現する新材料パワー半導体プロジェクト 情報通信機器、自動車等へ搭載されるSiCパワーデバイスについて、電力損失1/100以下を実現するための各種研究開発を実施した。	B:実施済	【クラウド・コンピューティング】 【組み込みシステム】 ・2018年度までに、機能安全規格に対応したガイドライン、基盤ソフトウェアを活用した自動車が市場投入される見込みである。 ・また、開発した大量データ処理・分析技術やデータ匿名化技術により新サービスの創出がなされる見込みであり、クラウドコンピューティング等を活用する市場であるウェブビジネス市場は、2011年の11兆円から2020年には47兆円に拡大する見込み。※出典：NRI  【ロボット】 「生活支援ロボット実用化プロジェクト」において、2014年に生活支援ロボットの安全認証体制を整備すべく推進している。 ＜ボトルネック、解決策＞ 生活支援ロボットの対人安全性に関する国際標準化や、ロボット分類ごとの安全検証手法開発を推進する。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
	<p>②低炭素社会を実現する超低電力デバイスプロジェクト 経済産業省 産業技術環境局 研究開発課</p> <p>経済産業省 商務情報政策局 情報通信機器課</p> <p>③立体構造新機能集積回路(ドリームチップ)技術開発</p> <p>④ノーマリーオフコンピューティング基盤技術開発</p> <p>⑤超低消費電力型光電子ハイブリッド回路技術開発事業</p> <p>⑥次世代大型低消費電力ディスプレイ基盤技術開発</p> <p>⑦次世代半導体回路構成実用化支援事業 経済産業省 商務情報政策局 情報通信機器課</p> <p>【スマートコミュニティ】 資源エネルギー庁 省エネルギー部 新産業・社会システム室</p>	<p>【革新的デバイス】</p> <p>①低炭素社会を実現する新材料パワー半導体プロジェクト 情報通信機器、自動車等へ搭載されるSiCパワーデバイスについて、電力損失1/100以下を実現するための各種研究開発を実施した。</p> <p>②低炭素社会を実現する超低電力デバイスプロジェクト IT機器の大幅な省エネ化・小型化・高性能化とを実現するための革新的な微細化、及び低電圧化技術の研究開発を実施した。</p> <p>③立体構造新機能集積回路(ドリームチップ)技術開発 三次元構造により半導体以外のデバイスとの集積化を実現し、今までにない革新的なデバイスを実現する基盤的技術開発を実施した。</p> <p>④ノーマリーオフコンピューティング基盤技術開発</p> <p>—</p> <p>⑤超低消費電力型光電子ハイブリッド回路技術開発事業</p> <p>—</p> <p>⑥次世代大型低消費電力ディスプレイ基盤技術開発 低消費電力型の大型液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイの実現を目指すべく、材料や製造プロセス技術等の開発を総合的に実施した。</p> <p>⑦次世代半導体回路構成実用化支援事業 ベンチャー等中小企業や大学から優れた半導体回路構成を公募し、半導体チップを試作・評価することを通じて、高機能な情報通信機器の開発及び製品化の支援を実施した。</p> <p>【スマートコミュニティ】 2011年の実証開始に向け、地域エネルギーマネジメントシステムと蓄電複合システム化技術の開発を開始した。</p>	<p>②低炭素社会を実現する超低電力デバイスプロジェクト 引き続き、IT機器の大幅な省エネ化・小型化・高性能化とを実現するための革新的な微細化、及び低電圧化技術の研究開発を実施した。</p> <p>③立体構造新機能集積回路(ドリームチップ)技術開発 引き続き、三次元構造により半導体以外のデバイスとの集積化を実現し、今までにない革新的なデバイスを実現する基盤的技術開発を実施した。</p> <p>④ノーマリーオフコンピューティング基盤技術開発 現行のDRAMやSRAMといった揮発性素子を前提としたコンピューターの構成方式から、現行の方式に比べ劇的な電力削減を可能とする不揮発性素子を前提とした方式にコンピューターの在り方を見直す「ノーマリーオフコンピューティング」の基盤となる技術開発を実施した。</p> <p>⑤超低消費電力型光電子ハイブリッド回路技術開発事業 省エネ型配線基板を実現するため、高周波信号の接続を高密度・小型・低消費電力で行うことができる光配線と、小型・低消費電力で信号処理を行うことができる電子配線をハイブリッド集積した光電子ハイブリッド回路基板技術開発を実施した。</p> <p>⑥次世代大型低消費電力ディスプレイ基盤技術開発</p> <p>—</p> <p>⑦次世代半導体回路構成実用化支援事業 引き続き、ベンチャー等中小企業や大学から優れた半導体回路構成を公募し、半導体チップを試作・評価することを通じて、高機能な情報通信機器の開発及び製品化の支援を実施した。</p> <p>【スマートコミュニティ】</p> <p>—</p>		<p>【革新的デバイス】</p> <p>①低炭素社会を実現する新材料パワー半導体プロジェクト SiCパワー半導体の実用化に向け、2011年度にSiCウェハの6インチ化(大口径化)に成功している。また、デバイス開発も順調に進んでおり、家電用の低耐圧(~1kV級)のSiCパワー半導体デバイスについては、徐々に市場投入も進められている。自動車、鉄道等の高耐圧(~5kV級)パワー半導体の開発も進んでおり、2015年のSiC自動車試作・実証に向け、次ステップであるモジュール化技術開発が進められている。 &lt;ボトルネック、解決策&gt; 2015年のオールSiC自動車の試作、2020年SiCパワー半導体の自動車・鉄道等への導入・普及に向けた研究開発を着実に進めていく。</p> <p>②低炭素社会を実現する超低電力デバイスプロジェクト 平成27年度までに消費電力が1/10となる超低電圧(0.4V)以下において動作するデバイスのコア技術を開発。 &lt;ボトルネック、解決策&gt; 産学官集中連携拠点であるつくばイノベーションアリーナを活用し、IT機器の消費電力低減に資する半導体デバイスの微細化・低電圧化技術の実現に向けた研究開発を着実に進めていく。</p> <p>③立体構造新機能集積回路(ドリームチップ)技術開発 ハイエンドPC用GPUメモリ市場800億円、超高速ビデオカメラ市場200億円、自動運転支援システム市場3兆円、ルーター・ロボットセンサーネットワーク市場5000億円、LTE携帯電話端末市場700億円を創出する。 &lt;ボトルネック、解決策&gt; 立体構造集積回路技術による機能高度化・処理能力向上・半導体以外のデバイスとの集積化によって、これまでになかった情報家電・コンピュータ・通信装置などの機器を実現し、わが国経済の牽引力とするため、研究開発を着実に進めていく。</p> <p>④ノーマリーオフコンピューティング基盤技術開発 不揮発性素子を用いた電子機器システムの半導体部分の消費電力を1/10に低減する。 &lt;ボトルネック、解決策&gt; 電子機器のエネルギー消費量を低く抑えるため、電源を切っても情報が保持される不揮発性素子を構成要素とし、処理が必要ときだけ電力を消費する新たな情報処理システムの技術開発を着実に進めていく。</p>		

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
						<p>⑤超低消費電力型光電子ハイブリッド回路技術開発事業 本事業で開発される技術により、2030年には年間約1300億kWhの電力削減が見込まれる。 ＜ボトルネック、解決策＞ 省電力、高速で小型な光接続を可能にする光電子ハイブリッド回路技術を開発することにより、LSIを高集積化し、IT機器の情報処理機能を高めつつ、省エネ化を実現する研究開発を着実に進めていく。</p> <p>⑥次世代大型低消費電力ディスプレイ基盤技術開発 省エネ効果249万t-CO2を達成する。 ＜ボトルネック、解決策＞ フラットパネルディスプレイの大型化や精細度の向上並びに市場規模の拡大に伴い、電力エネルギーの大幅な増加が懸念されるなか、大画面かつ高精細・高画質でありながら電力消費の少ない次世代の大型液晶および大型プラズマディスプレイの基盤技術確立を着実に進めていく。</p> <p>⑦次世代半導体回路構成実用化支援事業 最終年度において、採択案件のうち、採択者の20%以上が企業連携など実用化に向けた具体的取り組みを開始する。 ＜ボトルネック、解決策＞ ベンチャー企業等、中小企業や大学から優れた半導体回路構成を公募し、半導体チップを試作・評価することを通じて、高機能な情報通信機器の開発及び製品化の支援を着実に進めていく。</p> <p>【スマートコミュニティ】 次世代エネルギー・社会システム実証事業において、ポイントインセンティブによるデマンドレスポンスを実施した家庭の電気使用量が30%削減されている。 また、省エネ、節電の取組によって生じた「ネガワット」を集約し、電力会社から報酬を受け取るビジネスが生まれている。 ＜ボトルネック、解決策＞ 再生可能エネルギー機器やスマートグリッド関連機器等はコストが高いため、経済合理性の成り立つ技術の確立が急務。</p>	



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
246	大規模サイバー攻撃への対応	内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)	平成23年3月、大規模サイバー攻撃事態等が発生した際に政府及び関係機関が迅速かつ適切な初動対応を行うための態勢を整備するため、大規模サイバー攻撃事態等対処訓練を実施した。	平成24年3月2日、大規模サイバー攻撃事態等が発生した際に政府及び関係機関が迅速かつ適切な初動対応を行うための態勢を整備するため、重要インフラ事業者がサイバー攻撃を受けたとの想定に基づく大規模サイバー攻撃事態等対処訓練を実施した。	B:実施済	大規模サイバー攻撃事態等対処訓練を2回実施し、大規模サイバー攻撃事態等が発生した際に政府及び関係機関が迅速かつ適切な初動対応を行うための態勢を整備することにより、情報通信技術を安心して利用できる環境の整備に貢献した。	
246	・大規模サイバー攻撃への対応、クラウド化やIPv6に対応した情報セキュリティガイドラインの策定など情報通信技術を安心して利用できる環境の整備	内閣官房情報セキュリティセンター基本戦略G 警察庁 警備局警備企画課 総務省 情報流通行政局情報セキュリティ対策室 経済産業省 商務情報政策局情報セキュリティ政策室 防衛省 運用企画局情報通信・研究課情報保証室	○「国民を守る情報セキュリティ戦略」(2010年5月11日情報セキュリティ政策会議決定)の年度計画である「情報セキュリティ2010」(2010年7月22日情報セキュリティ政策会議決定)に基づき、情報セキュリティに関する取組を実施。 ○クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドラインを作成(公表はH23年4月)し、国際標準のワーキンググループへ提案。	○「国民を守る情報セキュリティ戦略」(2010年5月11日情報セキュリティ政策会議決定)の年度計画である「情報セキュリティ2011」(2011年7月8日情報セキュリティ政策会議決定)に基づき、情報セキュリティに関する取組を実施。 ○官民連携による情報共有体制を構築 ○フィッシング行為等の処罰・禁止を盛り込んだ不正アクセス禁止法の改正 ○制御システムのサイバーセキュリティ検証施設の構築に着手。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ○2010年度から2013年度の間、「国民を守る情報セキュリティ戦略」に基づき、年度計画である「情報セキュリティ2010」、「情報セキュリティ2011」を策定し、情報セキュリティに関する取組を実施し、国民の不安を解消し、国民生活の利便性の向上等を図った。 2010年度においては、大規模サイバー攻撃事態への対処態勢の整備等や国民生活を守る情報セキュリティ基盤の強化について、既知の脅威への対応力を高めるための取組が進んでいる。また、国民・利用者保護の強化について、各種の普及・啓発活動等を着実に実施している。その他、技術戦略の推進等について、研究開発の推進、情報セキュリティ人材の育成等に関する取組が進められている。 なお、2011年度における情報セキュリティ政策の評価は今後検討予定であり、また、これまでの成果と環境の変化を踏まえ、「情報セキュリティ2012」の策定に向けて検討中。	
247	ホワイトスペースの活用など電波の有効利用のための方策の策定、ホワイトスペースなど新たな電波の有効利用	総務省 総合通信基盤局 電波部電波政策課	2010年7月、ホワイトスペースなど新たな電波の有効利用の実現方策(「新たな電波の活用ビジョンに関する検討チーム」報告書)を取りまとめ、本方策を踏まえ、「ホワイトスペース特区」において、先行モデルとして地域特性に応じたサービスやシステムの実現を目指した実証等を進めた。	ホワイトスペース活用の環境整備に向けて無線設備の技術的条件や周波数共用条件について検討を進めた。このうち、ホワイトスペース活用したエリア放送型システムについては、制度整備案を作成し、意見募集を実施した。意見募集の結果等を踏まえ、2011年度に制度整備を行った(2012年3月30日公布、2012年4月2日施行)。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・2010年にホワイトスペース特区を創設し、35件の実証実験を実施しているところ。 ・エリア放送型システムについては、2011年度に整備した制度に基づき、2012年度以降、免許の付与を行う。 ・これらにより、今後のビジネス展開が見込まれる。  【ボトルネック、解決策】 ・通信型システムについて導入に向けた技術的検討や制度整備等を進めることにより、更なる新市場の創出を目指す。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
248	交通の高度情報化、システムの海外展開を見据えたロードマップの策定	内閣官房情報通信技術担当室 警察庁交通局交通規制課 総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 経済産業省製造産業局自動車課ITS推進室 国土交通省道路局道路交通管理課ITS推進室	・「ITSに関するタスクフォース」を立ち上げ、有識者や関係者からのヒアリングを実施し、検討の成果を報告書として取りまとめた。	左記の報告書を踏まえて、IT戦略本部において、各府省の年度別の具体的取組や、その全体像・施策相互の連携の在り方を記載したロードマップを決定した。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 2020年の目標達成に向けて、各府省の年度別の具体的取組や、その全体像・施策相互の連携の在り方を記載したロードマップを決定した。	
249 250	運用モデルの検討、プローブ情報の集約・活用の効果の検証 グリーンITSサービスの運用開始(試験運用を含む。)	内閣官房情報通信技術担当室 警察庁交通局交通規制課 総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 経済産業省製造産業局自動車課ITS推進室 国土交通省道路局道路交通管理課ITS推進室	・広範囲な道路交通情報の収集・配信に係るコスト分担、共有情報の範囲等、グリーンITSの運用モデルを検討した。 ・民間が保有するプローブ情報の集約による渋滞やCO2の削減への寄与をシミュレーションによって評価した。	・「ITSに関するロードマップ」に基づき、各関係府省において取り組みを実施しているものであり、各関係府省の取り組みにおいては、他関係府省及び民間企業がオブザーバ等として参画することで、進捗及び検討状況の共有を行いながら進めているところである。 ・民間プローブ情報(旅行時間の過去データ)の集約について、その活用について検証した。 ・ITSを活用した渋滞対策等について、それぞれの利用目的に応じて必要とされるプローブ情報の精度、内容等を検討し、その活用の効果の検証を開始し、その一部を実施したところ。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・警察庁では、民間プローブ情報の信号制御及び交通情報提供への活用について、民間と警察庁で検討会を立ち上げ、検討中(H24年度目標)。また、光ビーコンを活用して収集・蓄積したプローブ情報と路側感知器から得られた情報を融合させ、信号制御の高度化や交通情報の充実化に活用するため、交通管制センターの機器の改修を実施(平成23年度)。 ・総務省では、H22年度～H24年度にかけて、プローブ情報の共通化とスマートフォン等を活用したプローブ情報収集等の高度化によるCO2排出量削減効果等を調査。 ・経済産業省では、H23年度～H24年度にかけて、自動車のプローブ情報の集約化・共有化と普及拡大に向けて、プローブ情報の集約化・共有化により実現可能なサービス等に必要データ内容・量等の検討を実施。 ・国土交通省では、民間プローブ情報の道路交通センサ等道路行政への活用について、民間と検討中。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
251	交通管制の高度化	警察庁 交通局 交通規制課	<p>交通管制の高度化に係る次の施策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 信号機の集中制御化、プログラム多段系統化、多現示化等の信号制御の高度化の推進</li> <li>○ 道路交通情報及び自動車の走行情報を活用した集約シミュレーションを実施するとともに、信号制御及び交通情報の高度化への活用技術の開発を推進</li> <li>○ 流入路単位で信号の青時間をコントロールして信号制御を最適化することにより、交差点渋滞の抑制を図るムーブメント信号制御の整備に係るモデル事業を栃木県及び滋賀県において実施(県警察本部の交通管制センターにおいて制御されている信号機が対象)</li> <li>○ 大規模災害時等における適切な広域交通管理を実施するための広域交通管制システムを更新するため、新技術等の導入を検討するとともに、仕様書作成のための意見募集を実施</li> </ul>	<p>交通管制の高度化に係る次の施策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 信号機の集中制御化、プログラム多段系統化、多現示化等の信号制御の高度化の推進</li> <li>○ 光ビーコンを活用して収集・蓄積したプローブ情報と路側感知器から得られた情報を融合させ、信号制御の高度化や交通情報提供の充実化のため、交通管制センターの機器の改修を実施</li> <li>○ 栃木県及び滋賀県において実施したムーブメント信号制御の整備に係るモデル事業について効果測定を実施。また、愛知県において、管制センターで制御されていない信号機を対象として、端末間通信を利用して情報伝送を行うムーブメント信号制御方式のモデル事業を実施</li> <li>○ 広域交通管制システムを構成する物品を調達</li> </ul>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 信号制御の高度化等により抑止される死傷事故は、2010年度末までに年間当たり約2万9千件抑止されているものと推計される。</li> <li>○ 信号制御の高度化により、対策実施箇所における交差点等の通過時間は22年度末までに約1.0億人時間/年短縮されていると推計される。</li> <li>○ ムーブメント信号制御方式による信号制御の高度化に関するモデル事業の効果測定の結果</li> </ul> <p>【栃木県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ピーク時における平均旅行時間</li> <li>1 走行あたり28～173秒(4～34%)の短縮</li> <li>・平均停止時間</li> <li>1 走行あたり0～96秒(0～38%)の短縮</li> </ul> <p>【滋賀県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ピーク時における平均旅行時間</li> <li>1 走行あたり19～135秒(3～28%)の短縮</li> <li>・平均停止時間</li> <li>1 走行あたり35～109(19～40%)の短縮</li> </ul> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>ムーブメント信号制御方式については、車線構成等について一定の条件が満たされた交差点において十分に効果が発揮されることから、2011年度に行う効果測定の結果を踏まえ、ムーブメント信号制御方式を導入する際の留意事項を取りまとめることとしている。</p>	—

## VI 雇用・人材戦略

新成長戦略全体フォローアップ 調査票(VI雇用・人材戦略)

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
252	地域若者サポートステーション事業の拠点の整備・機能の充実	厚生労働省職業能力開発局キャリア形成支援室	<p>(実施すべき事項) 地域若者サポートステーション事業の拠点の整備、機能の充実</p> <p>・拠点の整備:92か所→100か所 ・機能の充実:高校中退者等を対象としたアウトリーチ(訪問支援)による学校教育からの円滑な誘導、学力を含む基礎力向上に向けた継続的支援を実施。</p>	<p>(実施すべき事項) 地域若者サポートステーション事業の拠点の整備、機能の充実</p> <p>・拠点の整備:100箇所→110箇所 ・機能の充実:前年度に引き続き、アウトリーチ(訪問支援)による支援窓口への誘導体制の整備をする、学力を含む基礎力向上に向けた学習支援や生活習慣、コミュニケーション能力向上のための支援を内容とする継続的支援事業を拡充して実施。</p>	B:実施済	<p>【2020年度の成果目標の達成状況】</p> <p>・9,765人(2011年4月～2012年1月の実績) (2020年度の成果目標) 2011年度から2020年度の地域若者サポートステーション事業によるニートの就職等進路決定者数:10万人</p>	
252	「フリーター等正規雇用化プラン」の推進	厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部若年者雇用対策室	<p>不安定な就労を繰り返す概ね40歳未満のフリーター等に対して、ハローワークにおいて支援対象者一人ひとりの課題に応じて、就職活動に関する個別相談・指導助言、求人の確保、グループワーク方式等の習得、模擬面接、職業相談・職業紹介、職場定着からなる支援メニューを組み合わせ、担当者制により正規雇用化に向けた一貫した支援を実施。</p>	<p>左記と同じ ※平成24年度からは、対象年齢を40代前半まで拡充。</p>	B:実施済	<p>【2020年度の成果目標の達成状況】</p> <p>ハローワークが行うフリーター等に対する正規雇用化支援については、平成17年の事業開始以来多くの者を正規雇用化に結びつけており、平成22年度は約24.4万人、平成23年(平成23年4月～平成24年2月)は約22.3万人(対前年度同期比約1.3%増)の正規雇用化を実現している。特に支援の必要が高い者に対して、391人(平成23年度)の就職支援ナビゲーター(若年者支援分)による担当者制の支援を行っており、これにより、平成23年(平成23年4月～平成24年1月)は約2.4万人が正規雇用化に結びついている。こうした取組により、リーマンショック以降の急激な雇用情勢の悪化による内定率の悪化などでフリーターに流入する者が増加していると考えられる中においても、平成21年以降のフリーター数及び15～34歳の労働力人口に占めるフリーターの割合は微増(平成23年は176万人(10.1%)と前年差2万人(0.4%)増(被災地を除く)に留まっている。</p> <p>※フリーター数(割合) ピーク時217万人(9.9%)(平成15年)→174万人(9.7%)(平成22年(被災地を除く。))→176万人(10.1%)(平成23年(被災地を除く。))</p> <p>また、就業率(20～34歳)は、平成23年は74.2%と、前年に比べ0.5ポイント増加している(被災地を除く)。</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>フリーター数の減少については、ハローワークにおけるフリーター等に対する支援のほか、フリーターとなることを未然に防止するための新卒者支援、企業内での正社員転換の促進等総合的な対策が求められる。</p> <p>また、就業率の増加については、新卒者等に対する就職支援の促進等により、新卒者等が労働市場に参入すると同時に就業者として参入できるようにするとともに、ニートや女性等、就業状態にない若年者に対する就職支援を促進するなど、総合的な対策が求められる。</p> <p>これらについては、関係省庁である文部科学省、厚生労働省、経済産業省が密に連携し取組を進める必要がある。</p> <p>このため、政労使の協議の中で、各省庁の垣根を越えた一体的な「若者雇用戦略」(仮称)を24年年央までに取りまとめ、これを踏まえて、フリーター等に対する就職支援の取組を進める。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
253	<p>・改正育児・介護休業法の施行</p> <p>・マザーズハローワーク事業の推進</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課</p> <p>厚生労働省職業安定局首席職業指導官室</p>	<p>・改正育児・介護休業法の内容を周知・徹底するとともに、企業においてその内容が定着し、法の履行確保が図られるよう指導等を実施した。</p> <p>・マザーズハローワーク事業については、担当者制による就職支援の対象者数及び就職率が前年度に比べ伸びていることを踏まえ、実施拠点数(148→163箇所)及び人員(411→441人)について見直しを行い、実施体制の拡充を行った。</p>	<p>・実施項目の該当なし</p> <p>・マザーズハローワーク事業については、担当者制による就職支援の対象者数及び就職率が前年度に比べ伸びていることを踏まえ、実施拠点数(163→168箇所)及び人員(441→455人)について見直しを行い、実施体制の拡充を行った。</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・25歳～44歳の女性就業率 66.9%(平成23年)</li> <li>・第1子出産前後の女性の継続就業率 38.0%(平成22年)</li> <li>・男性の育児休業取得率 1.38%(平成22年)</li> </ul> <p>○マザーズハローワーク事業実績 (平成21年度→平成22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者制による就職支援の対象者数 39,483人→48,341人</li> <li>・担当者制による就職支援の対象者の就職率 80.8%→85.1%</li> </ul> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>-</p>	-
254	仕事と家庭の両立を実現するための企業等に対する支援(ベストプラクティスの普及等)の実施	厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課	実施項目の該当なし	<p>①短時間勤務制度の義務化、男性の育児休業取得促進のための制度(パパ・ママ育児プラス)の導入などを盛り込んだ改正育児・介護休業法(平成22年施行)について、また、平成24年7月以降の同法の全面施行について集団説明会等や各種広報を通じて周知・徹底等を実施。</p> <p>②2011年度、ベストプラクティスの収集、事例集の作成を行っている。</p> <p>なお、ベストプラクティスの普及については、2012年度から実施予定。</p>	<p>①C:一部実施</p> <p>②C:一部実施</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・25歳～44歳の女性就業率 平成21年 66.0% 平成22年 66.6% 平成23年 66.9%</li> <li>・第1子出産前後の女性の継続就業率 平成17年 38.0% 平成22年 38.0%</li> <li>・男性の育児休業取得率 平成21年 1.72% 平成22年 1.38% 平成23年 2.63%</li> </ul> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>2012年度からベストプラクティスの普及を実施予定。</p>	-

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
255	マザーズハローワーク事業の実績を踏まえた拠点・人員の見直し	厚生労働省職業安定局首席職業指導官室	マザーズハローワーク事業については、担当者制による就職支援の対象者数及び就職率が前年度に比べ伸びていることを踏まえ、実施拠点数(148→163箇所)及び人員(411→441人)について見直しを行い、実施体制の拡充を行った。	マザーズハローワーク事業については、担当者制による就職支援の対象者数及び就職率が前年度に比べ伸びていることを踏まえ、実施拠点数(163→168箇所)及び人員(441→455人)について見直しを行い、実施体制の拡充を行った。	C:一部実施	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>25歳～44歳の女性就業率 66.9%(平成23年)</li> <li>第1子出産前後の女性の継続就業率 38.0%(平成22年)</li> <li>男性の育児休業取得率 1.38%(平成22年)</li> </ul> <p>○ マザーズハローワーク事業実績(平成21年度 → 平成22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>担当者制による就職支援の対象者数 39,483人 → 48,341人</li> <li>担当者制による就職支援の対象者の就職率 80.8% → 85.1%</li> </ul> <p>※ なお、平成23年度にマザーズハローワーク事業実施拠点を新たに設置したハローワークでは、設置以前と設置後を比べると、女性の就職件数が45%程度増加している。(平成22年643件→平成23年932件)</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>—</p>	
256 257 258	<ul style="list-style-type: none"> <li>定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の推進</li> <li>65歳まで希望者全員の雇用が確保されるよう、施策の在り方について検討</li> <li>検討結果を踏まえ、65歳まで希望者全員の雇用が確保されるよう、所要の措置</li> </ul>	厚生労働省高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課	<p>【定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>助成金の支給等により、定年の引上げ等を行う企業の支援を行ったほか、高齢者雇用確保措置が未実施の企業に対して指導等を行った(個別訪問による指導件数:5,977件)。</li> </ul>	<p>【65歳まで希望者全員の雇用が確保されるよう、施策の在り方について検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>助成金の支給等により、定年の引上げ等を行う企業の支援を行ったほか、高齢者雇用確保措置が未実施の企業に対して指導等を行った。</li> <li>2011年6月、「今後の高齢者雇用に関する研究会報告書」を取りまとめた。</li> <li>労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会において検討を進め、平成24年1月6日に厚生労働大臣に建議。その後、平成24年2月16日に労働政策審議会へ法律案要綱を諮問し、同月23日に答申。3月9日に継続雇用の対象となる高齢者を限定できる仕組みの廃止を主な内容とする「高齢者雇用安定法改正案」を平成24年通常国会に提出。</li> </ul>	B:実施済	<p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>65歳までの継続雇用制度の導入等の措置を進めてきたところ。法案が成立した際には、円滑な施行に向けて周知・啓発を行う。また、今後、65歳まで希望者全員の雇用が確保されるよう、引き続き支援を行う。</p> <p>60歳～64歳の就業率、57.3%(2011年)※岩手県、宮城県、福島県を除く全国の結果</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>65歳までの継続雇用制度の導入等の措置を進めてきたところ。法案が成立した際には、円滑な施行に向けて周知・啓発を行う。また、65歳まで希望者全員の雇用が確保されるよう、引き続き支援を行う。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
259	障害者権利条約批准に向けた障害者雇用促進法の見直しの検討	厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課	<p>・2010年6月に、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定。当該閣議決定に、労働・雇用分野における障害を理由とする差別の禁止等の具体的方策について検討を行い、2012年度内を目途にその結論を得ること等を盛り込んだ。</p>	<p>・左記の閣議決定の内容を踏まえ、2011年11月より、省内に研究会(「労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会」等)を設置し、検討を進めており、2012年夏頃を目処に取りまとめを行う予定。</p>	<p>C:一部実施</p> <p>【ボトルネック、解決策】  ・2010年6月の閣議決定において、検討期間を定めているほか、新成長戦略の工程表において、2013年度までに実施することとしており、引き続き、当該閣議決定及び工程表を踏まえ、検討を進める。</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】  ・2011年6月時点の民間企業の障がい者の実雇用率:1.65%(2020年の成果目標:1.8%)</p> <p>【ボトルネック、解決策】  ・2010年6月の閣議決定において、検討期間を定めているほか、新成長戦略の工程表において、2013年度までに実施することとしており、引き続き、当該閣議決定及び工程表を踏まえ、検討を進める。</p>	
260	国等における障がい者就労施設等に対する発注拡大に努める	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(障害者施策担当)	<p>2010年1月より、障害者の就労促進も含めた総合的な障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるため、障がい者制度改革推進会議を開催。(内閣府)</p>	<p>障がい者制度改革推進会議における、障害者の就労促進も含めた総合的な議論を踏まえ、「障害者基本法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、7月に成立。改正された基本法では、障害者基本計画の実施状況を監視し、必要に応じて関係大臣に勧告することができる障害者政策委員会を2012年8月4日までに設置することとなっている。このように、障害者施策の進捗状況をフォローアップし、施策を着実に推進していくための枠組み作りを、障害者基本法の改正という形で整えた。(内閣府)</p>	<p>C:一部実施 (内閣府)</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】  2013年度以降、障害者政策委員会を設置し、新しい障害者基本計画の下で実施される障害者施策の監視を行っていくこととなる。基本計画は、国等における障がい者就労施設等に対する発注拡大に努めるという新成長戦略の内容も参考にしつつ策定されることになることから、基本計画が実現されるように、障害者政策委員会が監視していくことになる。(内閣府)</p>	



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
261	在宅就業者等を含む障がい者の雇用・就業の促進に向けたスキル・アップ施策の拡充	厚生労働省職業能力開発局能力開発課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の態様に応じ、企業、NPO法人、社会福祉法人、専修学校・各種学校等、多様な委託訓練先を活用した訓練の実施。</li> <li>・また、2011年度新規予算事業として、在宅就業障害者の就業機会の確保、職業講習等を行う在宅就業支援団体制度の周知・啓発を図るため、リーフレットの作成やセミナーの開催に向けた検討を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間を活用した機動的かつ実践的な職業訓練において、職業意識の啓発や就職に要する職業能力の付与等を行う座学訓練と企業における実習を組み合わせた障害者向けの日本版デュアルシステムを導入。</li> <li>また、この「障害者向け日本版デュアルシステム」の活用を推進するため、訓練開始前の準備段階から修了後の就職支援までの総合的・専門的なパッケージ支援を行う「障害者職業訓練コーチ」を2012年度より配置することとしている。</li> <li>・さらに、左記のリーフレットの作成やセミナーの開催に取り組むとともに、2012年度より、積極的に取組を行う在宅就業支援団体等であって、特に支援効果が高いと見込まれるものに対する助成措置の新設に向けた検討を実施。</li> </ul>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2011年6月時点の民間企業の障がい者の実雇用率:1.65%(2020年の成果目標:1.8%)</li> <li>・2009年度の国からの発注額:3.1億円(2020年の成果目標:8億円)</li> </ul>	
262	パーソナル・サポート(個別支援)のモデル・プロジェクトの実施と制度化に向けた検討、制度的な枠組みの構築	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会システム担当) 厚生労働省社会・援護局地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2010年11月より順次、第1次分モデル・プロジェクト(5地域:釧路市、横浜市、京都府、福岡市、沖縄県)の事業実施。</li> <li>・第5回セーフティ・ネットワーク実現チーム(2010年12月10日)において、第2次分モデル・プロジェクト(14地域:岩手県、千葉県野田市、長野県、岐阜県、静岡県浜松市、滋賀県野洲市、京都府京丹後市、大阪府豊中市、吹田市、箕面市、大阪市、島根県、山口県、徳島県)の選定、2011年3月より事業実施。</li> <li>・第1次分モデル・プロジェクトの実践と2010年度委託調査を踏まえて、支援活動から抽出された機能を基に、パーソナル・サポート・サービスに求められる機能についてその理念と照らし合わせて整理・提示。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2011年5月にモデル・プロジェクトの実施を踏まえて、パーソナル・サポート・サービスの理念・機能や、その実践に当たっての今後の検討課題等を「中間報告」として取りまとめ。</li> <li>・「東日本大震災からの復興の基本方針」及び「社会的包摂政策に関する緊急政策提言」(8月10日「一人ひとりを包摂する社会」特命チーム)において、社会的排除リスクの高い者を幅広く対象とした先導的なプロジェクトとして継続発展することとされたことから、2012年度末までの事業の所要経費について第3次補正予算において措置。</li> <li>・セーフティ・ネットワーク実現チーム(2012年2月10日)において、第3次分モデル・プロジェクト(第1次・第2次モデル・プロジェクト実施地域を含む全国27地域)を選定。現在、新規実施地域については、事業実施に向けて関係自治体等と調整中。</li> </ul>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保障とともに、失業をリスクに終わらせることなく、新たな職業能力や技能を身につけるチャンスに変える社会の実現のために、パーソナル・サポート・サービスの制度化に向けた取組を行っている。</li> <li>・平成24年1月末現在のモデル・プロジェクトにおける相談受理件数は5,615件。</li> </ul>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
263	「居住の権利」を支え、就労・自立を支える「居住セーフティネット」の検討・整備	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会システム担当)	・セーフティ・ネットワーク実現チームにおいて、住居・生活困窮者に対する通年的な取組の一層の強化について検討。 ・住宅手当について、2011年度末まで事業を継続。	・パーソナル・サポートのモデル・プロジェクトの実施、制度化に向けた検討を通じて検討(完全失業率の低下、住居喪失離職者数の減少等の状況を踏まえ、住居・生活困窮者に対する包括的な支援の枠組みの一環として対応) ・住宅手当について、2012年度まで事業を延長。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・生活保障とともに、失業をリスクに終わらせることなく、新たな職業能力や技能を身につけるチャンスに変える社会の実現のために、セーフティ・ネットワーク実現チームにおいて、住居・生活困窮者に対する通年的な取組の一層の強化について検討。	-
264	自治体が居住地不定者の集中に対する懸念なく自立支援に取り組める仕組みの検討・具体化	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会システム担当)	・セーフティ・ネットワーク実現チームにおいて、住居・生活困窮者に対する通年的な取組の一層の強化について検討。	・パーソナル・サポートのモデル・プロジェクトの実施、制度化に向けた検討を通じて検討(完全失業率の低下、住居喪失離職者数の減少等の状況を踏まえ、住居・生活困窮者に対する包括的な支援の枠組みの一環として対応)	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・生活保障とともに、失業をリスクに終わらせることなく、新たな職業能力や技能を身につけるチャンスに変える社会の実現のために、セーフティ・ネットワーク実現チームにおいて、住居・生活困窮者に対する通年的な取組の一層の強化について検討。	-
265	雇用保険の適用拡大の着実な実施	厚生労働省職業安定局雇用保険課	平成22年に雇用保険法を改正し、適用基準を「6カ月以上雇用見込み」から「31日以上雇用見込み」に拡大した。法改正後は適切な実施に努めた。	引き続き適切な実施に努めた。	A:実施済かつ成果あり	【2020年の成果目標の達成状況】 適用拡大の効果としては、約221万人の方が新たに雇用保険に加入したと試算している。  【ボトルネック、解決策】 -	-

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
266	<p>・求職者支援制度の創設に向けた検討 ・検討結果を踏まえた求職者支援制度の創設</p> <p>雇用保険について、できるだけ速やかに安定財源を確保した上で、国庫負担割合の原則復帰</p>	<p>厚生労働省 職業安定局 派遣・有期労働対策部 企画課求職者支援室</p> <p>厚生労働省 職業安定局 雇用保険課</p>	<p>制度の具体的内容について、緊急人材育成支援事業の実施状況を踏まえつつ、労働政策審議会において、 ・制度の趣旨・目的 ・訓練に関すること ・訓練受講者に対する給付・就職支援 などについて、検討し、平成23年1月31日に労働政策審議会から厚生労働大臣に対して「求職者支援制度について」の建議がなされた。 上記の建議の内容を踏まえて「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」が同年2月10日に閣議決定後、同月14日、第177回通常国会に提出した。</p> <p>平成22年の雇用保険法改正で附則第15条に「平成22年度中に検討し、平成23年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。」と規定されていたところ、国家戦略担当大臣、財務大臣、厚生労働大臣の3大臣の折衝の結果、平成23年度からの本則復帰は実施しないこととした。</p>	<p>「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」について、平成24年5月13日可決・成立し、同月20日に公布。 その後、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則」などの所要の法令を制定・改正し、同年10月1日より、求職者支援制度を開始した。</p> <p>平成23年5月に成立した改正雇用保険法の附則第15条に「できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。」と規定されていたところ、本則復帰の前提である安定財源の確保が困難であったため、平成24年度からの本則復帰は実施しないこととした。</p>	<p>A:実施済みかつ成果あり</p> <p>D:未実施</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 ○求職者支援訓練受講者数 37,128人 (平成23年10月～平成24年2月開講分:平成24年3月28日時点)</p> <p>【ボトルネック、解決策】 -</p> <p>【2020年の成果目標の達成状況】 -</p> <p>【ボトルネック、解決策】 引き続き、雇用保険法の規定(安定財源確保)に基づき、本則復帰できるよう努めていく。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
267	「実践キャリア・アップ戦略」の推進体制の整備、5か年目標及び導入プランの策定等	内閣府政策統括官(経済財政運営担当) 文部科学省生涯学習政策局 厚生労働省職業能力開発局 経済産業省経済産業政策局	専門タスクフォース(平成22年8月31日設置)において、大学・専門学校等関係者や産業界からの参画を得て、実践キャリア・アップ制度の対象業種として、①介護プロフェッショナル、②カーボンマネジャー、③食の6次産業化プロデューサーを決定。業種ごとにワーキング・グループを設置し、論点整理について審議を行うとともに、専門タスクフォースにおいて制度全体の基本方針について審議。  <参考> ・WGは2010年度に計10回にわたり実施している。	各ワーキング・グループでの論点整理を踏まえ、専門タスクフォースにおいて制度全体の基本方針である「実践キャリア・アップ戦略基本方針」をとりまとめ(5月18日)。その後、各WG等において実践的な能力評価の基準や育成プログラムの認証基準等の具体的な検討を行った。  <参考> ・検討されている能力評価の基準等を実証するための事業を行い、この結果を踏まえ、基準等を確定していくこととしている。 ・WG等は2011年度に計29回にわたり実施している(3月22日現在)。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・2012年秋よりキャリア段位(レベル)の認定を開始することとしている。 ・大学への社会人入学者数 :4.6万人(2011年度(一部、未調査の部分について、策定時の数を用いた暫定値)) ・専修学校での社会人受入れ総数 :11万人(2011年度)  等  【ボトルネック、解決策】 ・当面は3分野の制度の立ち上げを進めるとともに、将来の対象分野の拡大を検討する。	
268	職業能力を客観的に評価する「キャリア段位」制度の導入(「日本版NVQ」の創設)、大学・専門学校等の教育システムとの連携	内閣府政策統括官(経済財政運営担当) 文部科学省生涯学習政策局 厚生労働省職業能力開発局 経済産業省経済産業政策局	専門タスクフォース(平成22年8月31日設置)において、大学・専門学校等関係者や産業界からの参画を得て、実践キャリア・アップ制度の対象業種として、①介護プロフェッショナル、②カーボンマネジャー、③食の6次産業化プロデューサーを決定。業種ごとにワーキング・グループを設置し、論点整理について審議を行うとともに、専門タスクフォースにおいて制度全体の基本方針について審議。  <参考> ・WGは2010年度に計10回にわたり実施している。	各ワーキング・グループでの論点整理を踏まえ、専門タスクフォースにおいて制度全体の基本方針である「実践キャリア・アップ戦略基本方針」をとりまとめ(5月18日)。その後、各WG等において実践的な能力評価の基準や育成プログラムの認証基準等の具体的な検討を行った。  <参考> ・検討されている能力評価の基準等を実証するための事業を行い、この結果を踏まえ、基準等を確定していくこととしている。 ・WG等は2011年度に計29回にわたり実施している(3月22日現在)。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・2012年秋よりキャリア段位(レベル)の認定を開始することとしている。 ・大学への社会人入学者数 :4.6万人(2011年度(一部、未調査の部分について、策定時の数を用いた暫定値)) ・専修学校での社会人受入れ総数 :11万人(2011年度)  等  【ボトルネック、解決策】 ・当面は3分野の制度の立ち上げを進めるとともに、将来の対象分野の拡大を検討する。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
269	職業訓練の在り方に関する検討開始(職業訓練を受ける者の選択に資する仕組みの検討を含む)	厚生労働省 職業能力開発局 能力開発課	平成23年度から5年間における職業訓練のあり方について、成長が見込まれる分野の人材育成や雇用のセーフティネットの強化を中心とした「第9次職業能力開発基本計画」を検討し、策定。	「第9次職業能力開発基本計画」に基づき、職業訓練を実施。 また、公共職業訓練(離職者訓練)を受講する際の効果的な選択に資する取組として、求職者に開示する訓練情報の項目を統一する旨の通知を发出するため、求職者や関係機関に対し、訓練情報の入手方法・提供方法に関するアンケート調査を実施した。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 平成23年度公共職業訓練(離職者訓練)就職率 施設内:77.4%(平成23年10月末まで終了コースの訓練修了後3ヶ月後までの状況) 委託:64.1%(平成23年9月末まで終了コースの訓練修了後3ヶ月後までの状況) (2020年の成果目標:公共職業訓練受講者の就職率:施設内80%、委託65%)  【ボトルネック、解決策】 特になし	-
270	民間に委託する公共職業訓練の分野・業務の拡大	厚生労働省 職業能力開発局 能力開発課	-	離職者のニーズに対応した多様な職業能力開発機会を提供するため、民間に委託する訓練の規模を拡大した。  【平成23年度離職者訓練(委託訓練)計画数】(3次補正分を含む) 18.6万人(平成22年度:17.5万人)	C:一部実施	【2020年の成果目標の達成状況】 平成23年度公共職業訓練(離職者訓練)就職率 施設内:77.4%(平成23年10月末まで終了コースの訓練修了後3ヶ月後までの状況) 委託:64.1%(平成23年9月末まで終了コースの訓練修了後3ヶ月後までの状況) (2020年の成果目標:公共職業訓練受講者の就職率:施設内80%、委託65%)  【ボトルネック、解決策】 特になし	-

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
271	民間活用の際の成果報酬制度の拡充	厚生労働省職業能力開発局能力開発課	<p>公共職業訓練(委託訓練)では導入済み。 求職者支援制度でも成果報酬制の導入の可否についても検討。</p> <p>【平成22年度実績】 公共職業訓練(委託訓練)における成果報酬制の対象コース数:3,458コース</p>	<p>求職者支援制度を開始。同制度において、訓練実施者に対する成果報酬制を導入した。</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 平成23年度公共職業訓練(離職者訓練)就職率 施設内:77.4%(平成23年10月末まで終了コースの訓練修了後3ヶ月後までの状況) 委託:64.1%(平成23年9月末まで終了コースの訓練修了後3ヶ月後までの状況) (2020年の成果目標:公共職業訓練受講者の就職率:施設内80%、委託65%)</p> <p>【ボトルネック、解決策】 特になし</p>	
272	技術革新等に対応した公共職業訓練のカリキュラムの見直し及び教官の養成	厚生労働省職業能力開発局能力開発課	<p>カリキュラムについては、技術革新等に対応したPDCAサイクルによる見直し(前年度カリキュラムの課題検証や地方運営協議会で把握した地域ニーズ等を踏まえ、カリキュラムの内容変更等を実施)を引き続き実施。</p> <p>【カリキュラムの改廃率】23年度:32.5%</p> <p>また、省エネルギー型社会を実現するために必要なイノベーションに対応可能な技術を開発できる人材等を育成するため、職業能力開発大学校等にて電気エネルギー制御科を設置できるようにした。更に、平成24年度予算案において、新成長分野における訓練カリキュラム開発を行うこととしている。</p> <p>教官の養成については、技術革新等に対応した職業訓練指導員に対するスキルアップ訓練(訓練技法開発研修や職種転換研修など)を実施しており、今後、更に職業訓練指導員の養成について見直しを行う予定。</p>	<p>カリキュラムについては、技術革新等に対応したPDCAサイクルによる見直し(前年度カリキュラムの課題検証や地方運営協議会で把握した地域ニーズ等を踏まえ、カリキュラムの内容変更等を実施)を引き続き実施。</p> <p>【カリキュラムの改廃率】23年度:32.5%</p> <p>また、省エネルギー型社会を実現するために必要なイノベーションに対応可能な技術を開発できる人材等を育成するため、職業能力開発大学校等にて電気エネルギー制御科を設置できるようにした。更に、平成24年度予算案において、新成長分野における訓練カリキュラム開発を行うこととしている。</p> <p>教官の養成については、技術革新等に対応した職業訓練指導員に対するスキルアップ訓練(訓練技法開発研修や職種転換研修など)を実施しており、今後、更に職業訓練指導員の養成について見直しを行う予定。</p>	C:一部実施	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 平成23年度公共職業訓練(離職者訓練)就職率 施設内:77.4%(平成23年10月末まで終了コースの訓練修了後3ヶ月後までの状況) 委託:64.1%(平成23年9月末まで終了コースの訓練修了後3ヶ月後までの状況) (2020年の成果目標:公共職業訓練受講者の就職率:施設内80%、委託65%)</p> <p>【ボトルネック、解決策】 特になし</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
273	「地域社会雇用創造事業」及び「重点分野雇用創造事業」等の活用による地域雇用の創造	内閣府政策統括官(経済財政運営担当)	「地域社会雇用創造事業」(平成21年度補正予算70億円)を活用し、2010年度及び2011年度に800名以上の社会的企業の起業を支援するなど、地域社会における雇用に創造。	「地域社会雇用創造事業」(平成21年度補正予算70億円)を活用し、2010年度及び2011年度に800名以上の社会的企業の起業を支援するなど、地域社会における雇用に創造。	A:実施済み 成果あり	【2020年の成果目標の達成状況】 「地域社会雇用創造事業」(平成21年度補正予算70億円)を活用し、800名以上の社会的企業の起業を支援するなど、成長分野を中心に、地域に根ざした雇用の創造を推進した。	-
273	「地域社会雇用創造事業」及び「重点分野雇用創造事業」等の活用による地域雇用の創造	厚生労働省職業安定局地域雇用対策室	・「重点分野雇用創造事業」の実績(平成21、22年度計): 80,569人	・「重点分野雇用創造事業」の計画数(平成23年度):139,092人	A:実施済み 成果あり	【2020年の成果目標の達成状況】 「重点分野雇用創造事業」 【雇用創出数】 平成21年度: 497人 平成22年度: 80,072人 平成23年度(計画):139,092人 【事業額】 平成21年度: 112百万円 平成22年度: 101,126百万円 平成23年度(計画):265,966百万円  【ボトルネック、解決策】 -	-
274	「地域社会雇用創造事業」及び「重点分野雇用創造事業」等の活用による地域雇用の創造(施策のフォローアップ及び検討等)	内閣府政策統括官(経済財政運営担当)	-	「地域社会雇用創造事業」(平成21年度補正予算70億円)を活用し、800名以上の社会的企業の起業を支援するなど、地域社会における雇用に創造。	B:実施済み	【2020年の成果目標の達成状況】 「地域社会雇用創造事業」(平成21年度補正予算70億円)を活用し、800名以上の社会的企業の起業を支援するなど、成長分野を中心に、地域に根ざした雇用の創造を推進した。	-

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
274	施策のフォローアップ及び検討等	厚生労働省職業安定局地域雇用対策室	・「重点分野雇用創造事業」の実績(平成21、22年度計): 80,569人	・「重点分野雇用創造事業」の計画数(平成23年度): 139,092人	B: 実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 「重点分野雇用創造事業」</p> <p>【雇用創出数】 平成21年度: 497人 平成22年度: 80,072人 平成23年度(計画): 139,092人</p> <p>【事業額】 平成21年度: 112百万円 平成22年度: 101,126百万円 平成23年度(計画): 265,966百万円</p> <p>【ボトルネック、解決策】 -</p>	-
275	労働時間等設定改善法に基づく「指針」の見直しによる年次有給休暇の取得促進等	厚生労働省労働基準局労働条件政策課	「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成19年12月18日ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議策定)が平成22年6月29日に改定されたことを踏まえ、労働時間等設定改善法に基づく指針を見直し。(平成22年12月9日施行) 具体的には、政府全体として取り組む「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の数値目標に合わせる見直しを行った。		C: 一部実施	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 年次有給休暇の取得率 (2020年目標値: 70%) 2008年 47.4% 2010年 48.1%</p> <p>週労働時間60時間以上の雇用者の割合 (2020年目標値: 5%) 2008年 10.0% 2010年 9.4% 2011年 9.3%</p>	-



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
276	指針に基づく取組の実績を踏まえた見直し等	厚生労働省労働基準局労働条件政策課		職場意識改善助成金制度などの中小企業支援策の見直しを行い、中小企業における労働時間等の設定改善を推進した。また、都道府県労働局に配置している労働時間設定改善コンサルタントによる企業支援について、充実させる観点から見直しを行った。	C:一部実施	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>年次有給休暇の取得率 (2020年目標値:70%) 2008年 47.4% 2010年 48.1%</p> <p>週労働時間60時間以上の雇用者の割合 (2020年目標値:5%) 2008年 10.0% 2010年 9.4% 2011年 9.3%</p>	
277	有期労働契約に係る労働政策審議会での検討、結論、所要の見直し措置	厚生労働省労働基準局労働条件政策課	・有期労働契約の在り方について、平成22年10月より、労働政策審議会での検討を開始した。	・平成23年12月の労働政策審議会建議「有期労働契約の在り方について」に基づき作成した「労働契約法の一部を改正する法律案要綱」について、平成24年3月16日に同審議会から「おおむね妥当」との答申がなされた。この答申を受け、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより無期労働契約に転換させる仕組みの導入等を内容とする労働契約法改正案を第180回通常国会に提出した。	B:実施済 【ボトルネック・解決策】労働契約法改正案が成立した際には、改正法の趣旨、内容についてわかりやすいパンフレット等を作成し、周知啓発の徹底等の措置を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年12月26日労働政策審議会建議「有期労働契約の在り方について」</li> <li>平成24年3月16日「労働契約法の一部を改正する法律案要綱」について労働政策審議会から「おおむね妥当」との答申</li> <li>平成24年3月23日「労働契約法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、今国会に提出</li> </ul>	2011年度までに実施すべきとされた事項である。

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
278	労働者派遣法の見直し	厚生労働省 職業安定局 派遣・有期労働対策部 需給調整事業課	・労働者派遣について、同種の業務に従事する派遣先労働者との均衡待遇の配慮、無期雇用の促進等の規定を盛り込んだ労働者派遣法改正案を閣議決定し、第174回通常国会に提出。	・継続審議となっていた労働者派遣法改正案が第180回通常国会にて成立。	B:実施済  【ボトルネック、解決策】 改正法の内容の周知徹底等により、円滑な施行を図る。	【2020年の成果目標の達成状況】 ・同改正法には、同種の業務に従事する派遣労働者との均衡待遇の配慮、無期雇用の促進等の規定が盛り込まれており、改正法の施行(公布後6ヶ月以内)により派遣労働者の雇用の安定・質の向上が見込まれる。  【ボトルネック、解決策】 改正法の内容の周知徹底等により、円滑な施行を図る。	
279	パートタイム労働法の施行状況を踏まえた見直しの検討	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 短時間・在宅労働課		・2011年2月から学識経験者からなる「今後のパートタイム労働対策に関する研究会」を開催し、同年9月15日に報告書を取りまとめた。 ・2011年9月から、労働政策審議会で、パートタイム労働法の効果と課題、個別の論点等の今後のパートタイム労働対策の在り方について検討している。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・今後のパートタイム労働対策の在り方について検討し、取組を進めることでパートタイム労働者の雇用の安定・質の向上が見込まれる。 【ボトルネック、解決策】 ・労働政策審議会で公労使の合意を得ながら実効性のある取組を進める。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
280	パートタイム労働者、有期契約労働者、派遣労働者の均衡待遇の確保と正社員転換の推進	厚生労働省 職業安定局 派遣・有期労働対策部 企画課  厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課  厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 短時間・在宅労働課  職業安定局 派遣・有期労働対策部 需給調整事業課	・有期労働契約の在り方について、平成22年10月より、労働政策審議会で検討を開始した。 ・労働者派遣について、同種の業務に従事する派遣先労働者との均衡待遇の配慮、無期雇用の促進等の規定を盛り込んだ労働者派遣法改正案を閣議決定し、第174回通常国会に提出。	・有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより無期労働契約に転換させる仕組みの導入等を内容とする労働契約法改正案を第180回通常国会に提出した。 ・2011年9月から、労働政策審議会で、今後のパートタイム労働対策の在り方について検討している。 ・継続審議となっていた労働者派遣法改正案が第180回通常国会にて成立。 ・さらに、「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定)や「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)で年度内に策定することとされた非正規雇用問題に横断的に取り組むための「望ましい働き方ビジョン」を、平成24年3月にとりまとめた。	B:実施済  【ボトルネック、解決策】 改正労働者派遣法の円滑な施行、労働契約法改正案が成立した際には、その円滑な施行、「望ましい働き方ビジョン」に基づく取組の推進等	【2020年の成果目標の達成状況】 改正労働者派遣法の施行や労働契約法改正案の成立、「望ましい働き方ビジョン」に基づく取組の推進等により今後非正規雇用の労働者の雇用の安定・質の向上が見込まれる。  【ボトルネック、解決策】 改正労働者派遣法の円滑な施行、労働契約法改正案が成立した際には、その円滑な施行、「望ましい働き方ビジョン」に基づく取組の推進等	非正規雇用問題に対する社会的機運を高めるために、「望ましい働き方ビジョン」について、国民への周知を図るとともに、このビジョンを非正規雇用対策の指針として、政労使の社会的合意を進めつつ、実行ある取組を進める。
281	・最低賃金について、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指す	厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課 賃金時間室  【関係省庁】 経済産業省 中小企業庁 事業環境部 企画課  内閣府 政策統括官 (経済・財政運営担当) 付 参事官(産業・雇用担当) 付	2010年度の地域別最低賃金の引上げ額は、現在の仕組みとなった平成14年度以降、最大の全国加重平均17円。	2011年度の地域別最低賃金の引上げ額は、震災の影響もある中で、全国加重平均7円。	C:一部実施  【ボトルネック、解決策】 ・目標値は、新成長戦略で掲げている「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」を前提としているが、実際の経済成長率は、 2010年度(実績):名目1.1%、実質3.1% 2011年度(実績見込み):名目△1.9%、実質△0.1%にとどまっている。	・地域別最低賃金の全国加重平均の推移は以下のとおり。 2009年度713円→2010年度730円→2011年度737円  【ボトルネック、解決策】 ・目標値は、新成長戦略で掲げている「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」を前提に、政労使の合意を得たものであるが、実際の経済成長率は、 2010年度(実績):名目1.1%、実質3.1% 2011年度(実績見込み):名目△1.9%、実質△0.1%にとどまっている。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
282	「円卓合意」を踏まえ、最低賃金の引き上げと中小企業の生産性向上に向けた政労使一体となった取組	厚生労働省労働基準局労働条件政策課賃金時間室 【関係省庁】経済産業省中小企業庁事業環境部企画課 内閣府政策統括官(経済・財政運営担当)付 参事官(産業・雇用担当)付	2010年6月及び12月の雇用戦略対話で、最低賃金引上げについての目標値とともに、円滑な目標達成を支援するため、最も影響を受ける中小企業に対する支援を行うことが政労使の間で合意されたことから、厚生労働省と経済産業省で連携して中小企業の支援策を検討・取りまとめ、「元気な日本復活特別枠」で支援に必要な2011年度予算を確保した。	厚生労働省と経済産業省が連携して、中小企業に対する総合的な支援を実施した。(地域の中小企業団体とも連携した相談窓口の整備や、賃金引上げに資する業務改善への助成等の支援を講じるとともに、技術開発や新事業展開支援などの支援を講じた。)	B:実施済  【ボトルネック、解決策】 ・目標値は、新成長戦略で掲げている「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」を前提としているが、実際の経済成長率は、 2010年度(実績):名目1.1%、実質3.1% 2011年度(実績見込み):名目△1.9%、実質△0.1%にとどまっている。	2010年度と2011年度の経済成長率は、いずれも新成長戦略で掲げている「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」という前提を下回ったにもかかわらず、左記の政労使合意と2011年度の支援の開始により、地域別最低賃金の大幅な引き上げが実現した(全国加重平均で2010年度は17円、2011年度は7円)。  【ボトルネック、解決策】 ・最低賃金引上げの目標値は、新成長戦略で掲げている「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回を上回る成長」を前提に、政労使の合意を得たものであるが、実際の経済成長率は、 2010年度(実績):名目1.1%、実質3.1% 2011年度(実績見込み):名目△1.9%、実質△0.1%にとどまっている。 ・経済成長を前提とした最低賃金の引上げ目標値の達成に向けて、政労使一体となった取組が必要。	
283	労働災害防止のため、事業者による労働災害の低減の取組の強化	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課	労働災害防止対策については、業種、事業場規模別、事故の型別等についての労働災害の発生状況を分析し、重点とすべき対策を決定し、指導している。  【2010年度個別指導件数:24,718件】	全国的に見て労働災害が増加傾向にある建築工事業、陸上貨物運送事業、第三次産業(小売業及び社会福祉施設)等を重点指導対象に設定し積極的に対策を推進するとともに、都道府県労働局管内の労働災害の発生状況も踏まえ、重点的な指導を行っている。  【2011年度個別指導件数:25,913件(前年比+1,195件。速報値)】	C:一部実施  【ボトルネック、解決策】 最近の労働災害発生状況を踏まえ、次期防災計画(平成25年度~29年度)を策定する。陸上貨物運送事業、第三次産業の対策を重点的に推進する。併せて、「あんぜんプロジェクト」を展開し、企業の自主的な安全活動を促進する。	【2020年の成果目標の達成状況】 ・2020年までの目標:労働災害を3割減 ・2010年の労働災害発生件数は、2008年と比較して、-9.7% 2008年 119,291人【基準】 2009年 105,718人 2010年 107,759人 2011年は集計中	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
284	職場におけるメンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策に係る労働政策審議会での検討・結論、所要の見直し措置	厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課	職場のメンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策について労働政策審議会にて審議を行い、2010年12月に建議	職場のメンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策の強化のため、労働安全衛生法の改正法案を2011年12月に第179回国会(臨時会)提出	B:実施済 【ボトルネック・解決策】改正法案の内容の周知及び適切な運用を行うとともに、支援事業を活用しつつ職場のメンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策の強化を図る。	・メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場割合 50.4% (平成22年「職場におけるメンタルヘルスケア対策に関する調査」) ・「全面禁煙」又は「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」のいずれかの措置を講じている事業所の割合 70%(平成24年職場における受動喫煙に係る調査)	
285	「こども指針(仮称)」(当該指針を踏まえた「総合施設保育要領(仮称)」の検討(幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合)	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子化対策担当) 関係省庁 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課	子ども・子育て新システム検討会議の下で検討を開始。	子ども・子育て新システム検討会議のもとで検討を進め、平成24年3月2日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等を決定し、「こども指針(仮称)」及び「総合こども園保育要領(仮称)」を策定することを含め、政府としての方針を固めた。 上記決定に基づき、法案作成作業を進め、同年3月30日に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を、税制抜本改革関連法案とともに国会へ提出した。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議や国の基本指針など可能なものから段階的に実施するとともに、地方公共団体を始めとする関係者とも丁寧に意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行う。 ・新システムは社会保障・税一体改革大綱において示された消費税の引き上げの時期や、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に要する期間なども考慮しつつ、恒久財源を得て早期に本格実施する。 ・「こども指針(仮称)」を位置づけるとされている国の基本指針の策定は、法案成立後の段階的实施の中でやっていくこととしている。 ※子ども・子育て新システム等を通じた関連する主な数値目標 ・3歳未満児の保育利用率 2012年度 → 2017年度末 27%(86万人) → 44%(122万人)	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
286	幼稚園、保育所の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃等)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供する「こども園(仮称)」に一体化 利用者事業者が契約する利用者補助方式への転換	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子化対策担当) 関係省庁 文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課 少子化対策企画室 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課	子ども・子育て新システム検討会議の下で検討を開始。	子ども・子育て新システム検討会議のもとで検討を進め、平成24年3月2日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等を決定し、幼児教育・保育にかかる給付の一体化、総合こども園の創設等、政府としての方針を固めた。 上記決定に基づき、法案作成作業を進め、同年3月30日に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を、税制抜本改革関連法案とともに国会へ提出した。	C:一部実施  (制度・財源の一元化に係る事務の実施は、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行する。)  【ボトルネック・解決策】 平成24年通常国会への法案提出を目指してきたところ、3月30日に予定通り法案を国会に提出した。	【2020年の成果目標の達成状況】 ・法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議や国の基本指針など可能なものから段階的に実施するとともに、地方公共団体を始めとする関係者とも丁寧な意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行う。 ・新システムは社会保障・税一体改革大綱において示された消費税の引き上げの時期や、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に要する期間なども考慮しつつ、恒久財源を得て早期に本格実施する。 ・総合こども園の創設及びこども園給付等の創設による利用者補助方式への転換については、子ども・子育て新システムの内容のひとつとして、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行することとしている。 ※子ども・子育て新システム等を通じた数値目標 ・3歳未満児の保育利用率 2012年度 → 2017年度末 27%(86万人) → 44%(122万人)	
287	「子ども家庭省(仮称)」の創設等の検討	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子化対策担当) 関係省庁 文部科学省 大臣官房 行政改革推進室 文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課 少子化対策企画室 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課	子ども・子育て新システム検討会議の下で検討を開始。	子ども・子育て新システム検討会議のもとで検討を進め、平成24年3月2日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等を決定し、実施体制の一元化を含め政府としての方針を固めた。 上記決定に基づき、法案作成作業を進め、同年3月30日に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を、税制抜本改革関連法案とともに国会へ提出した。	C:一部実施  【ボトルネック・解決策】 「子ども家庭省(仮称)」の創設については、省庁再編の際に創設するとして、子ども・子育て新システム検討会議においては一定の結論が出ており、今後は新たな検討の枠組みに従って新システムとは別途議論がなされるもの。	【2020年の成果目標の達成状況】 ・法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議や国の基本指針など可能なものから段階的に実施するとともに、地方公共団体を始めとする関係者とも丁寧な意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行う。 ・新システムは社会保障・税一体改革大綱において示された消費税の引き上げの時期や、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に要する期間なども考慮しつつ、恒久財源を得て早期に本格実施する。 ・子ども家庭省(仮称)については、省庁再編の際に実現を目指す、当面、子ども・子育て施策の中核的役割を担うこととなる内閣府に「子ども・子育て本部」を創設し、新システムの一元的な実施体制を担保することを目的として、法律上の総合調整権限を持たせることとする。 ※子ども・子育て新システム等を通じた数値目標 ・3歳未満児の保育利用率 2012年度 → 2017年度末 27%(86万人) → 44%(122万人)	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
288	国及び地方における実施体制の一元化(「子ども家庭省(仮称)」の創設等)	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子化対策担当) 関係省庁総務省自治財政局調整課 財務省大臣官房総合政策課政策推進室 文部科学省大臣官房行政改革推進室 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 経済産業省商務情報政策局サービス政策課 経済産業省経済産業政策局経済社会政策室	子ども・子育て新システム検討会議の下で検討を開始。	子ども・子育て新システム検討会議のもとで検討を進め、平成24年3月2日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等を決定し、省庁再編の際に実現を目指す子ども家庭省(仮称)の基盤となる新システムの一元的な実施体制を、当面、内閣府に整備することを含め、政府としての方針を固めた。 上記決定に基づき、法案作成作業を進め、同年3月30日に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を、税制抜本改革関連法案とともに国会へ提出した。	C:一部実施(新システム)の一元化な実施体制の整備に係る本格実施は、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行する。) 【ボトルネック・解決策】平成24年通常国会への法案提出を目指してきたところ、3月30日に予定通り法案を国会に提出した。	【2020年の成果目標の達成状況】 ・法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議や国の基本指針など可能なものから段階的に実施するとともに、地方公共団体を始めとする関係者とも丁寧な意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行う。 ・新システムは社会保障・税一体改革大綱において示された消費税の引き上げの時期や、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に要する期間なども考慮しつつ、恒久財源を得て早期に本格実施する。 ・子ども家庭省(仮称)については、省庁再編の際に実現を目指す、当面、子ども・子育て施策の中核的役割を担うこととなる内閣府に「子ども・子育て本部」を創設し、新システムの一元的な実施体制を担保することを目的として、法律上の総合調整権限を持たせることとする。 ※子ども・子育て新システム等を通じた数値目標 ・3歳未満児の保育利用率 2012年度 → 2017年度末 27%(86万人) → 44%(122万人)	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
289	客観的基準による施設認可の徹底	厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 文部科学省初等中等教育局幼児教育課	保育所について、株式会社、NPO法人等の多様な事業主体が参入できる旨、自治体に対し周知徹底した。 また、指定制度の導入を含む子ども・子育て新システムについては、子ども・子育て新システム検討会議の下で検討を開始した。	2010年度において実施済み。 また、指定制度の導入を含む、子ども・子育て新システムについては、子ども・子育て新システム検討会議のもとで検討を進め、平成24年3月2日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等を決定し、政府としての方針を固めた。 上記決定に基づき、法案作成作業を進め、同年3月30日に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を、税制抜本改革関連法案とともに国会へ提出した。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・工程表のとおり、2011年度までに制度設計の検討を終え、子ども・子育て新システムを実施するための関連法案について、国会に提出。  【ボトルネック、解決策】 ・目標達成に向けての抜本的対応のため、所要の法改正が必要であり、現在国会に提出している関連法案の早期成立を図る。	
290	指定制度の導入(施設型・非施設型を問わず多様なサービスを客観的基準により指定)	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子化対策担当) 関係省庁文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課	子ども・子育て新システム検討会議の下で検討を開始。	子ども・子育て新システム検討会議のもとで検討を進め、平成24年3月2日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等を決定し、指定制度の導入を政府の方針として固めた。 上記決定に基づき、法案作成作業を進め、同年3月30日に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を、税制抜本改革関連法案とともに国会へ提出した。	C:一部実施 (新システムに伴う指定制度の導入については、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行する。)  【ボトルネック・解決策】 平成24年通常国会への法案提出を目指してきたところ、3月30日に予定通り法案を国会に提出した。	【2020年の成果目標の達成状況】 ・法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議や国の基本指針など可能なものから段階的に実施するとともに、地方公共団体を始めとする関係者とも丁寧な意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行う。 ・新システムは社会保障・税一体改革大綱において示された消費税の引き上げの時期や、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に要する期間なども考慮しつつ、恒久財源を得て早期に本格実施する。 ・指定制度の導入については、子ども・子育て新システムの内容のひとつとして、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行することとしている。  ※子ども・子育て新システム等を通じた数値目標  ・3歳未満児の保育利用率 2012年度 → 2017年度末 27%(86万人) → 44%(122万人)	



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
291	「こども園(仮称)」について価格制度を一本化する	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子化対策担当) 関係省庁 文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課 少子化対策企画室 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課	子ども・子育て新システム検討会議の下で検討を開始。	子ども・子育て新システム検討会議のもとで検討を進め、平成24年3月2日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等を決定し、こども園給付の創設による給付の一本化を政府の方針として固めた。 上記決定に基づき、法案作成作業を進め、同年3月30日に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を、税制抜本改革関連法案とともに国会へ提出した。	C:一部実施 (新システムに伴うこども園給付の導入は、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行する。) 【ボトルネック・解決策】平成24年通常国会への法案提出を目指してきたところ、3月30日に予定通り法案を国会に提出した。	【2020年の成果目標の達成状況】 ・法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議や国の基本指針など可能なものから段階的に実施するとともに、地方公共団体を始めとする関係者とも丁寧に意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行う。 ・新システムは社会保障・税一体改革大綱において示された消費税の引き上げの時期や、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に要する期間なども考慮しつつ、恒久財源を得て早期に本格実施する。 ・こども園給付の創設による価格制度の一本化については、子ども・子育て新システムの内容のひとつとして、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行することとしている。 ※子ども・子育て新システム等を通じた数値目標 ・3歳未満児の保育利用率 2012年度 → 2017年度末 27%(86万人) → 44%(122万人)	
292	施設整備費の在り方の見直し	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子化対策担当) 関係省庁 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課	子ども・子育て新システム検討会議の下で検討を開始。	子ども・子育て新システム検討会議のもとで検討を進め、平成24年3月2日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等を決定し、施設整備の減価償却費相当分をこども園給付に含めて給付する形とすることを政府の方針として固めた。 上記決定に基づき、法案作成作業を進め、同年3月30日に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を、税制抜本改革関連法案とともに国会へ提出した。	C:一部実施 (新システムに伴うこども園給付の導入は、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行する。) 【ボトルネック・解決策】平成24年通常国会への法案提出を目指してきたところ、3月30日に予定通り法案を国会に提出した。	【2020年の成果目標の達成状況】 ・法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議や国の基本指針など可能なものから段階的に実施するとともに、地方公共団体を始めとする関係者とも丁寧に意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行う。 ・新システムは社会保障・税一体改革大綱において示された消費税の引き上げの時期や、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に要する期間なども考慮しつつ、恒久財源を得て早期に本格実施する。 ・こども園給付の創設による施設整備費の給付のあり方の一本化については、子ども・子育て新システムの内容のひとつとして、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行することとしている。 ※子ども・子育て新システム等を通じた数値目標 ・3歳未満児の保育利用率 2012年度 → 2017年度末 27%(86万人) → 44%(122万人)	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
293	運営費の 使途範囲 は事業者 の自由度を 持たせ、一 定の経済 的基礎の 確保等を条 件に、他事 業等への 活用を可能 に	内閣府政策 統括官(共 生社会政策 担当)付参 事官(少子 化対策担 当)  関係省庁 厚生労働省 雇用均等・ 児童家庭局 保育課	子ども・子育て新システム検討会議の下で検討を開始。	子ども・子育て新システム検討会議のもとで検討を進め、平成24年3月2日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等を決定し、指定施設であるこども園については、繰入れや余剰金の配当に関する法的な規制は行わず、他事業会計との区分経理を求める制度とすることを政府の方針として固めた。  上記決定に基づき、法案作成作業を進め、同年3月30日に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を、税制抜本改革関連法案とともに国会へ提出した。	C:一部実施 (新システムに伴うこども園制度の導入は、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行する。)  【ボトルネック・解決策】 平成24年通常国会への法案提出を目指してきたところ、3月30日に予定通り法案を国会に提出した。	【2020年の成果目標の達成状況】 ・法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議や国の基本指針など可能なものから段階的に実施するとともに、地方公共団体を始めとする関係者とも丁寧な意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行う。  ・新システムは社会保障・税一体改革大綱において示された消費税の引き上げの時期や、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に要する期間なども考慮しつつ、恒久財源を得て早期に本格実施する。  ・繰入れや余剰金の配当に関する法的な規制は行わず、他事業会計との区分経理を求める制度については、子ども・子育て新システムの内容のひとつとして、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行することとしている。  ※子ども・子育て新システム等を通じた数値目標  ・3歳未満児の保育利用率 2012年度 → 2017年度末 27%(86万人) → 44%(122万人)	
294	配当が制約されていない旨関係者に周知	厚生労働省 雇用均等・ 児童家庭局 保育課  関係省庁 内閣府政策 統括官(共 生社会政策 担当)付参 事官(少子 化対策担 当)	保育所運営費における配当の取扱については、厚生労働省ホームページに關係通知が掲載されているとともに、「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ基本制度ワーキングチーム」において議論され、内容も内閣府ホームページに掲載されている。また、こども園給付の導入を含む子ども・子育て新システムについては、子ども・子育て新システム検討会議の下で検討を開始した。	こども園給付の導入を含む、子ども・子育て新システムについては、子ども・子育て新システム検討会議のもとで検討を進め、平成24年3月2日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等を決定し、政府としての方針を固めた。  上記決定に基づき、法案作成作業を進め、同年3月30日に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を、税制抜本改革関連法案とともに国会へ提出した。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・工程表のとおり、2011年度までに制度設計の検討を終え、子ども・子育て新システムを実施するための関連法案について、国会に提出。  【ボトルネック、解決策】 ・目標達成に向けての抜本的対応のため、所要の法改正が必要であり、現在国会に提出している関連法案の早期成立を図る。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
295	株式会社等に対する社会福祉法人会計適用の見直し	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子化対策担当) 関係省庁厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課	子ども・子育て新システム検討会議の下で検討を開始。	子ども・子育て新システム検討会議のもとで検討を進め、平成24年3月2日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等を決定し、こども園について、事業者の法人種別に応じた会計処理方式とすることを政府の方針として固めた。 上記決定に基づき、法案作成作業を進め、同年3月30日に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を、税制抜本改革関連法案とともに国会へ提出した。	C:一部実施 (新システムに伴うこども園制度の導入は、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行する。) 【ボトルネック・解決策】平成24年通常国会への法案提出を目指してきたところ、3月30日に予定通り法案を国会に提出した	【2020年の成果目標の達成状況】 ・法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議や国の基本指針など可能なものから段階的に実施するとともに、地方公共団体を始めとする関係者とも丁寧な意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行う。 ・新システムは社会保障・税一体改革大綱において示された消費税の引き上げの時期や、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に要する期間なども考慮しつつ、恒久財源を得て早期に本格実施する。 ・こども園給付の創設による会計基準の見直しについては、子ども・子育て新システムの内容のひとつとして、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行することとしている。 ※子ども・子育て新システム等を通じた数値目標 ・3歳未満児の保育利用率 2012年度 → 2017年度末 27%(86万人) → 44%(122万人)	
296	まちづくりと連携して子育て支援施設の整備を推進する仕組みづくり(再開発等の機会を捉えた新規整備、小学校の空き教室等既存ストックの有効活用による施設誘致等)	住宅局安心居住推進課 住宅局市街地建築課・都市局市街地整備課 文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課	○高齢者等居住安定化推進事業により、子育て世帯向けの先導的なすまいづくり・まちづくりを行う事業に対し支援を行った。 ○市街地再開発事業により、施設建築物内への子育て支援施設を導入する事業に対して支援を行った。 ○「みんなの廃校」プロジェクトなどにより、学校の空き教室や廃校施設等の有効活用への支援を行った。	○2011年度においても、引き続き支援を行っている。 ○2011年度においても、引き続き支援を行っている。 ○2011年度においても、引き続き支援を行っている。	B:実施済	○高齢者等居住安定化推進事業により、これまで、子育て世帯向けの先導的な取り組み15事業を支援。(平成24年3月現在) ○子育て支援施設を導入する市街地再開発事業は、2010年度9地区、2011年度10地区で実施されている。また、2011年度に事業完了した市街地再開発事業によって約200人分の子育て支援施設が供給されている。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
297	子育て支援施設間連携の仕組みづくり(施設・園庭の共有、開放等)	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課  関係省庁  内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子化対策担当)  文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課	子ども・子育て新システム検討会議の下で検討を開始した。	子育て新システムについては、子ども・子育て新システム検討会議のもとで検討を進め、平成24年3月2日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等を決定し、政府としての方針を固めた。 その中では、市町村が中心となり、各子育て支援事業の一体的提供や都道府県(児童相談所など)や給付・事業の主体、地域子育て支援拠点事業など多様な主体と連携するとしている。また、学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園を創設することを盛り込んでいる。 上記決定に基づき、法案作成作業を進め、同年3月30日に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を、税制抜本改革関連法案とともに国会へ提出した。	C:一部実施	【2020年の成果目標の達成状況】 ・工程表のとおり、2011年度までに制度設計の検討を終え、子ども・子育て新システムを実施するための関連法案について、国会に提出。  【ボトルネック、解決策】 ・本施策は、現在国会に関連法案提出している子ども・子育て新システムの実現が前提であり、関連法案の早期成立を図る。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
298	子育て支援施設への未利用国有地の定期借地権を活用した貸付けや庁舎・宿舍の空きスペースの貸付け等	財務省 理財局 国有財産 企画課	<p>【未利用国有地の定期借地権を活用した貸付け等】</p> <p>・定期借地権を活用した保育所等への未利用国有地の貸付に係る具体的取り扱いを定める通達(平成22年8月27日付財理第3644号「社会福祉施設等の整備を目的とした地方公共団体に対する定期借地権の設定について」、平成23年3月31日付財理第1539号「社会福祉施設の整備を目的とした社会福祉法人に対する定期借地権の設定について」)を制定。</p> <p>【宿舍の空きスペースの貸付等】</p> <p>宿舍の空きスペースを活用した家庭的保育(保育ママ)事業を支援するための具体的取り扱いを定める通達(平成22年6月28日付財理第2632号「地方公共団体における家庭的保育事業の実施のための国家公務員宿舍の活用について」)を制定。</p>	<p>【未利用国有地の定期借地権を活用した貸付け等】</p> <p>・認定こども園についても定期借地権を活用した未利用国有地の貸付けが可能となるよう左記の通達を改正。</p> <p>・施設用地を定期借地により確保する場合、その賃料の前払いとして支払う一時金については、都道府県等の補助対象となることから、国有地の定期借地により施設を整備する者が同補助を利用可能とするため、賃料の前払い制度を導入することとし、通達(平成22年8月27日付財理第3644号「社会福祉施設等の整備を目的とした地方公共団体に対する定期借地権の設定について」、平成23年3月31日付財理第1539号「社会福祉施設の整備を目的とした社会福祉法人に対する定期借地権の設定について」)を改正。</p> <p>・地方公共団体、社会福祉法人から利用要望のあった未利用国有地の貸付け等を実施。</p> <p>○定期借地権を活用した貸付け  東京都世田谷区 : 2箇所  神奈川県横浜市 : 2箇所  神奈川県川崎市 : 1箇所  神奈川県藤沢市 : 1箇所  埼玉県新座市 : 2箇所  鳥取県鳥取市 : 1箇所  鳥取県大田市 : 1箇所</p> <p>○売却  東京都渋谷区 : 1箇所  東京都新宿区 : 1箇所  東京都葛飾区 : 1箇所  長野県松本市 : 1箇所  京都府宇治市 : 1箇所  岡山県倉敷市 : 1箇所</p> <p>【宿舍の空きスペースの貸付等】  地方公共団体からの公務員宿舍に係る情報提供依頼に対し、各財務局・財務事務所からニーズに合った宿舍の空きスペースの情報を提供。  全国7箇所、公務員宿舍の空きスペースを活用した保育ママ事業を開始済。  東京都文京区 : 1箇所  滋賀県大津市 : 1箇所  兵庫県西宮市 : 1箇所  福岡県福岡市 : 2箇所  京都府宇治市 : 1箇所  兵庫県神戸市 : 1箇所</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>全国16箇所で、定期借地権を活用した保育所等を整備するための未利用国有地の貸付け等を実施しており、当地での施設整備により、約1,700人の待機児童の解消に貢献。</p> <p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>公務員宿舍の空きスペースを活用した保育ママ事業により、39人(2011年度末現在)を受け入れており、待機児童の解消に貢献した。</p>	首都圏等において施設を設置する者に対する(独)福祉医療機構の貸付条件の優遇措置(H24.4~)

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
299	保育ママ等の育成支援	厚生労働省 雇用均等・ 児童家庭局 保育課  内閣府政策 統括官(共 生社会政策 担当)付参 事官(少子 化対策担 当)  文部科学省 初等中等教 育局幼児教 育課	家庭的保育事業(保育ママ)について、各都道府県に設置されている「安心こども基金」で、保育の実施場所にかかる改修費の補助、賃借物件により新たに事業を実施する場合の賃借料補助及び研修費用の補助を実施した。	家庭的保育事業(保育ママ)については、各都道府県に設置されている「安心こども基金」で、保育の実施場所にかかる改修費の補助、賃借物件により新たに事業を実施する場合の賃借料補助及び研修費用の補助を実施している。平成24年度予算案では、受け入れ児童数の増加と保育の質を向上させるための家庭的保育補助者の配置を促進するために、補助者経費の増額を行った。 また、待機児童ゼロ特命チームによる「待機児童解消の『先取り』プロジェクト」の具体的施策として、平成23年度から複数の家庭的保育者による事業である小規模グループ型保育を実施し、一層の家庭的保育事業の普及促進を進めるとともに、平成23年度第4次補正予算案で、緊急時における安全対策等の管理費の配置に要する経費の補助をすることにした。	B:実施済	家庭的保育事業の事業実績 (平成23年度交付決定ベース) 家庭的保育利用児童数 2,687人 (平成24年度予算案ベース) 家庭的保育利用児童数 10,000人  【2020年の成果目標の達成状況】 ・工程表のとおり、2011年度までに制度設計の検討を終え、子ども・子育て新システムを実施するための関連法案について、国会に提出。  【ボトルネック、解決策】 ・目標達成に向けての抜本的対応のため、所要の法改正が必要であり、現在国会に提出している関連法案の早期成立を図る。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
300	延長保育、休日・夜間・短時間保育、一時預かり、病児・病後児保育、事業所内保育等の提供に対する支援	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子化対策担当) 関係省庁 文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課 少子化対策企画室 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課 経済産業省 商務情報政策局 サービス政策課 経済産業省 経済産業政策局 経済社会政策室	子ども・子育て新システム検討会議の下で検討を開始。	子ども・子育て新システム検討会議のもとで検討を進め、平成24年3月2日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等を決定し、地域子ども・子育て支援事業に延長保育等を位置づけること等を政府の方針として固めた。 上記決定に基づき、法案作成作業を進め、同年3月30日に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を、税制抜本改革関連法案とともに国会へ提出した。	C:一部実施 (新システムに伴う地域子ども・子育て支援事業等の導入は、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行する。) 【ボトルネック・解決策】 平成24年通常国会への法案提出を目指してきたところ、3月30日に予定通り法案を国会に提出した。	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議や国の基本指針など可能なものから段階的に実施するとともに、地方公共団体を始めとする関係者とも丁寧に意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行う。</li> <li>・新システムは社会保障・税一体改革大綱において示された消費税の引き上げの時期や、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に要する期間なども考慮しつつ、恒久財源を得て早期に本格実施する。</li> <li>・延長保育等を含む地域子ども・子育て支援事業の導入については、子ども・子育て新システムの内容のひとつとして、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行することとしている。</li> </ul> <p>※子ども・子育て新システム等を通じた関連する主な数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育等 2009年度 → 2014年度末 79万人 → 96万人</li> <li>・休日保育 2009年度 → 2014年度末 7万人 → 12万人</li> <li>・病児・病後児保育 2008年度 → 2014年度末 延べ31万人 → 延べ200万人</li> </ul>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
301	保育ママ、ベビーシッター、育成支援NPO等と子育て支援施設が相互連携を行う仕組みづくり	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子化対策担当) 関係省庁 文部科学省 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課 少子化対策企画室 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課	子ども・子育て新システム検討会議の下で検討を開始。	子ども・子育て新システム検討会議のもとで検討を進め、平成24年3月2日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等を決定し、市町村が中心となり、多様な主体と連携し、地域の子ども・子育てを家庭を支援することを政府の方針として固めた。 上記決定に基づき、法案作成作業を進め、同年3月30日に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を、税制抜本改革関連法案とともに国会へ提出した。	C:一部実施 (新システムの本格実施は、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行する。) 【ボトルネック・解決策】 平成24年通常国会への法案提出を目指してきたところ、3月30日に予定通り法案を国会に提出した。	【2020年の成果目標の達成状況】 ・法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議や国の基本指針など可能なものから段階的に実施するとともに、地方公共団体を始めとする関係者とも丁寧な意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行う。 ・新システムは社会保障・税一体改革大綱において示された消費税の引き上げの時期や、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に要する期間なども考慮しつつ、恒久財源を得て早期に本格実施する。 ・地域型保育給付の創設による子育て支援施設等の相互連携の仕組みについては、子ども・子育て新システムの内容のひとつとして、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行することとしている。 ※子ども・子育て新システム等を通じた数値目標 ・3歳未満児の保育利用率 2012年度 → 2017年度末 27%(86万人) → 44%(122万人)	
302	多様なサービスを幅広く指定	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子化対策担当) 関係省庁 文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課 少子化対策企画室 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課	子ども・子育て新システム検討会議の下で検討を開始。	子ども・子育て新システム検討会議のもとで検討を進め、平成24年3月2日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等を決定し、地域型保育給付についても指定制度を導入することを政府の方針として固めた。 上記決定に基づき、法案作成作業を進め、同年3月30日に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を、税制抜本改革関連法案とともに国会へ提出した。	C:一部実施 (新システムの本格実施は、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行する。) 【ボトルネック・解決策】 平成24年通常国会への法案提出を目指してきたところ、3月30日に予定通り法案を国会に提出した	【2020年の成果目標の達成状況】 ・法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議や国の基本指針など可能なものから段階的に実施するとともに、地方公共団体を始めとする関係者とも丁寧な意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行う。 ・新システムは社会保障・税一体改革大綱において示された消費税の引き上げの時期や、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に要する期間なども考慮しつつ、恒久財源を得て早期に本格実施する。 ・指定制度の導入については、子ども・子育て新システムの内容のひとつとして、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行することとしている。 ※子ども・子育て新システム等を通じた数値目標 ・3歳未満児の保育利用率 2012年度 → 2017年度末 27%(86万人) → 44%(122万人)	



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
303	子育て利用券制度等利用者が選択できる仕組みを整備	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子化対策担当) 関係省庁 文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課 少子化対策企画室	子ども・子育て新システム検討会議の下で検討を開始。	子ども・子育て新システム検討会議のもとで検討を進め、平成24年3月2日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等を決定し、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とすることを政府の方針として固めた。  上記決定に基づき、法案作成作業を進め、同年3月30日に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を、税制抜本改革関連法案とともに国会へ提出した。	C:一部実施 (新システムに伴う新たな利用手続きの導入については、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行する。)  ・市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とすることで、利用者が必要な給付・事業を選択できる仕組みを整備することとした。  【ボトルネック・解決策】 平成24年通常国会への法案提出を目指してきたところ、3月30日に予定通り法案を国会に提出した	【2020年の成果目標の達成状況】 ・法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議や国の基本指針など可能なものから段階的に実施するとともに、地方公共団体を始めとする関係者とも丁寧な意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行う。  ・新システムは社会保障・税一体改革大綱において示された消費税の引き上げの時期や、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に要する期間なども考慮しつつ、恒久財源を得て早期に本格実施する。  ・こども園給付等の創設については、子ども・子育て新システムの内容のひとつとして、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行することとしている。  ※子ども・子育て新システム等を通じた数値目標  ・3歳未満児の保育利用率 2012年度 → 2017年度末 27%(86万人) → 44%(122万人)	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
304	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の体制を育児・教育支援の観点から改善・強化(小1、小4の壁解消)	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子化対策担当) 関係省庁 文部科学省 生涯学習政策局社会教育課 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課少子化対策企画室 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 育成環境課	子ども・子育て新システム検討会議の下で検討を開始。	子ども・子育て新システム検討会議のもとで検討を進め、平成24年3月2日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等を決定し、政府としての方針を固めた。 上記決定に基づき、法案作成作業を進め、同年3月30日に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を、税制抜本改革関連法案とともに国会へ提出した。	C:一部実施 (放課後児童クラブを含む地域子ども・子育て支援事業の実施については、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行する。) ・放課後児童クラブについては、子ども・子育て新システムの対象とし、体制の改善・強化を行うこととされた。 ・なお、放課後児童クラブと放課後子ども教室の関係については、新システムの検討において、将来的には両事業を一体的に実施していくことを目指しつつ、当面はそれぞれの質・量の充実を図ることが急務との整理がなされており、両事業の連携を引き続き推進していくこととした。 【ボトルネック・解決策】 平成24年通常国会への法案提出を目指してきたところ、3月30日に予定通り法案を国会に提出した。	【2020年の成果目標の達成状況】 ・法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議や国の基本指針など可能なものから段階的に実施するとともに、地方公共団体を始めとする関係者とも丁寧に意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行う。 ・新システムは社会保障・税一体改革大綱において示された消費税の引き上げの時期や、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に要する期間なども考慮しつつ、恒久財源を得て早期に本格実施する。 ・放課後児童クラブを含む地域子ども・子育て支援事業の導入については、子ども・子育て新システムの内容のひとつとして、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行することとしている。 ※子ども・子育て新システム等を通じた数値目標 ・放課後児童クラブの利用率 2012年度 → 2017年度末 22%(83万人) → 40%(129万人)	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
305	放課後対策の体制を整理・強化	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子化対策担当) 関係省庁 文部科学省 初等中等教育局社会教育課 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課少子化対策企画室 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 育成環境課	子ども・子育て新システム検討会議の下で検討を開始。	子ども・子育て新システム検討会議のもとで検討を進め、平成24年3月2日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等を決定し、政府としての方針を固めた。 上記決定に基づき、法案作成作業を進め、同年3月30日に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を、税制抜本改革関連法案とともに国会へ提出した。	C:一部実施 (放課後児童クラブを含む地域子ども・子育て支援事業の実施については、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行する。) ・放課後児童クラブについては、子ども・子育て新システムの対象とし、体制の改善・強化を行うこととされた。 ・なお、放課後児童クラブと放課後子ども教室の関係については、新システムの検討において、将来的には両事業を一体的に実施していくことを目指しつつ、当面はそれぞれの質・量の充実を図ることが急務との整理がなされており、両事業の連携を引き続き推進していくこととした。 【ボトルネック・解決策】 平成24年通常国会への法案提出を目指してきたところ、3月30日に予定通り法案を国会に提出した。	【2020年の成果目標の達成状況】 ・法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議や国の基本指針など可能なものから段階的に実施するとともに、地方公共団体を始めとする関係者とも丁寧な意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行う。 ・新システムは社会保障・税一体改革大綱において示された消費税の引き上げの時期や、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に要する期間なども考慮しつつ、恒久財源を得て早期に本格実施する。 ・放課後児童クラブを含む地域子ども・子育て支援事業の導入については、子ども・子育て新システムの内容のひとつとして、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行することとしている。 ※子ども・子育て新システム等を通じた数値目標 ・放課後児童クラブの利用率 2012年度 → 2017年度末 22%(83万人) → 40%(129万人)	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
			<p>(課題発見・解決能力や論理的思考力、コミュニケーション能力の育成)</p> <p>・基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等をバランスよく伸ばしていくために、教育内容の充実と教科等の授業時数の充実を図った新しい学習指導要領について、その趣旨・内容を教育委員会等に対し周知を行った。また、言語活動の充実に関する指導事例集【小学校版】や総合的な学習の時間指導資料集(小学校編・中学校編)の作成、コミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験事業(平成22年度予算:50億円の内数、実施校数292校)の実施等により、課題発見・解決能力や論理的思考力、コミュニケーション能力の育成に向けた取組の推進を図った。</p>	<p>・小学校において、新しい学習指導要領を全面実施。新しい学習指導要領の円滑かつ着実な実施に向け、引き続き教育委員会等に対し周知を図った。また、言語活動の充実に関する指導事例集【中学校版】の作成や、コミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験事業(平成23年度予算:47億円の内数、実施校数181校)の実施等により、課題発見・解決能力や論理的思考力、コミュニケーション能力の育成に向けた取組の推進を図っている。</p>			
			<p>(外国語教育の充実)</p> <p>・新学習指導要領に基づき、小学校第5・6学年での外国語活動を学校の判断により先行実施。小学校外国語活動の導入等新学習指導要領の着実な実施に向けた条件整備(平成22年度予算:219百万円、「英語ノート」の印刷・配布等)や外国語指導助手の資質向上(平成22年度予算:11百万円、ALT等を対象とした研修の実施)等を実施。また、「外国語能力の向上に関する検討会(平成22年11月設置)」において、生徒の外国語能力の向上等に向けた検討を実施。</p>	<p>・新学習指導要領に基づき、小学校第5・6学年において外国語活動を必修化。(また、平成24年度から中学校における外国語科の授業時数約3割増、平成25年度から高等学校における英語の授業は英語で行うことを基本とする等、外国語教育の改善を図った新学習指導要領を実施していくこととなっている。)小中高を通じた外国語教育の充実を図るため、小学校外国語活動の円滑な実施に向けた教材の整備(平成23年度予算:172百万円、「Hi, friends!」の作成・配布等)、外国語指導助手の指導力等向上のための取組(平成23年度予算:8百万円、ALT等を対象とした研修の実施)を実施。また、「外国語能力の向上に関する検討会(平成22年11月設置)」において検討を進め、平成23年6月に「国際共通語としての英語力の向上のための5つの提言と具体的施策」をとりまとめた。平成24年度予算案において、英語力の指導改善事業(平成24年度予算案:176百万円)、外国語指導助手の指導力向上のための取組(平成24年度政府予算案:8百万円)、外国語活動・外国語教育の教材整備等(平成24年度予算案:142百万円)、若手英語教員米国派遣事業(平成24年度予算案:404百万円)を行うために必要な経費を計上。</p>			

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
			<p>(理数教育の充実)</p> <p>・理科教育等設備の整備に対する補助(平成22年度予算:11億円)、スーパーサイエンスハイスクール事業(平成22年度予算:約21億円、指定校数125校)を実施しているほか、小学校理科の観察実験の手引きの作成・配布(平成23年3月)等により、理数教育の充実を図った。</p>	<p>・小学校・中学校の理科教育等設備の整備基準の改定、理科教育等設備の整備に対する補助(平成23年度予算:約15億円)、スーパーサイエンスハイスクール事業(平成23年度予算:約24億円、指定校数145校)の実施等により、理数教育の充実を図っている。</p>			
			<p>(情報教育の充実)</p> <p>・新学習指導要領において、情報教育の一層の充実を図っており、その円滑かつ確実な実施のため、教員による指導の参考となる「教育の情報化に関する手引」を作成(平成22年10月)。</p>	<p>・教育の情報化に関する総合的な推進方策である「教育の情報化ビジョン」を策定した(平成23年4月)。本ビジョンにおいて、「情報活用能力に関する実態調査の在り方について検討し、我が国における子どもたちの情報活用能力の育成に向けた具体的施策に生かすことが求められる」としており、平成24年度から、児童生徒の情報活用能力の習得状況等に関する調査研究を実施することとしている。</p>			

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
306	重要能力・スキルの確実な習得(課題発見・解決能力や論理的思考力、コミュニケーション能力の育成、外国語教育、理数教育、情報教育、キャリア教育・職業教育の充実(学習内容定着度の調査やデータ蓄積に基づく教育課程の改善等の検討、産業界や地域人材の活用、高校留学の機会の拡大、国際バカロレア資格取得可能校等の拡大、英語担当教員採用時のTOEF/TOEIC成績等の考慮、外国人教員の採用促進))	文部科学省 初等中等教育局 教育課程課	<p>(キャリア教育の充実)</p> <p>・平成23年1月に中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」が取りまとめられた。また、中学校におけるキャリア教育の実践に資するため、「中学校キャリア教育の手引き(平成23年3月)」を全国の国公私立の中学校に配布。さらに、上記答申の内容を踏まえ、地域・社会や産業界と連携・協働したキャリア教育を推進していくため、「キャリア教育における外部人材活用等に関する調査研究協力者会議」を平成23年1月に設置。加えて、キャリア教育の意義を普及・啓発と推進に資することを目的とし、平成23年1月に「キャリア教育推進フォーラム」を開催。</p> <p>(職業教育の充実)</p> <p>「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」の一部、「専門的な職業系人材の育成推進事業」として、社会や地域のニーズに応じた人材育成など、先導的な取組(特色あるカリキュラム、技術開発研究の推進、技術・技能の習得、高度資格への挑戦など)を行う専門高校を支援するために「目指せスペシャリスト」(指定校数6校)、専門高校と地域産業界が連携(協働)して、ものづくりや食・くらしを支え、地域産業を担う専門的職業人を育成するための先導的な取組を支援する「地域産業の担い手育成プロジェクト」(28地域)を実施。産業界、教育界さらに国民一般に対し、広く産業教育に対する理解協力を促し、高等学校における産業教育の活性化を図るため、「全国産業教育フェア 茨城大会」(全国の専門高校等の日頃の学習成果の発表等)を実施。</p>	<p>・高等学校におけるキャリア教育の実践に資するため、「高等学校キャリア教育の手引き(2011年11月)」を全国の国公私立の高等学校に配布。「今後の学校におけるキャリア教育の在り方について」の研修用動画や研修用資料も、文部科学省HP上での配信を開始。また、学校外部の教育資源を活用したキャリア教育をより推進するため「キャリア教育における外部人材活用等に関する調査研究協力者会議」において、2011年12月に最終報告が取りまとめられた。さらに、社会全体でキャリア教育を推進する気運を高め、キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資することを目的として、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の合同で、平成24年1月に「キャリア教育推進連携シンポジウム」を開催。</p> <p>「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」の一部、「専門的な職業系人材の育成推進事業」として、社会や地域のニーズに応じた人材育成など、先導的な取組(特色あるカリキュラム、技術開発研究の推進、技術・技能の習得、高度資格への挑戦など)を行う専門高校を支援する「目指せスペシャリスト」(指定校数5校)を実施。産業界、教育界さらに国民一般に対し、広く産業教育に対する理解協力を促し、高等学校における産業教育の活性化を図るため、「全国産業教育フェア 鹿児島大会」(全国の専門高校等の日頃の学習成果の発表等)を実施。なお、専門性の基礎・基本を一層重視するとともに、専門分野に関する知識と技術の定着を図る観点から、科目数の充実を図った専門学科に関する新しい学習指導要領は2013年度の入学生から年次進行で実施予定。</p>	B:実施済	<p>○OECD生徒の学習到達度調査等で世界トップクラスの順位</p> <p>・2010～2011年度にかけて、OECD生徒の学習到達度調査等は行われていないため、成果目標の達成状況の評価は困難である。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>・PISAの2009年調査では、各リテラシーとも2006年調査より下位層が減少し、上位層が増加するなど、読解力を中心に生徒の学力は改善傾向にある。</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>上記の通り、OECD生徒の学習到達度調査等が行われていないため成果目標の達成状況の評価は困難であるが、目標達成のためには、学校教育全体を通じて課題発見・解決能力や論理的思考力、コミュニケーション能力の育成を目指し、特に外国語教育、理数教育、情報教育、キャリア教育・職業教育等の充実を図った新しい学習指導要領を着実に実施していくことが重要である。併せて、全国学力・学習状況調査等を実施し、取組の成果と課題の検証を行うことで、教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。</p> <p>○18歳までの留学ないし海外在学経験者を3万人規模に</p> <p>・高等学校等における海外派遣生徒数(留学(3ヶ月以上)) (平成20年度実績:3,190人) ※隔年調査で把握。ただし平成22年度については震災等の影響で実施せず。平成23年度実績については平成24年度中に把握・公表予定。 ※※なお、帰国児童生徒数については、平成22年度間実績:10,589人。</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>日本人高校生の海外留学は近年減少傾向であり、引き続き、施策を着実に実施し、高等学校等における海外に留学(3ヶ月以上)する高校生数の増加を図るための環境整備・措置等(高校生留学等推進協議会の開催やグローバル人材育成のための講師の派遣、留学相談員の配置の取組を行う都道府県への支援等を含む。)が必要である。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
			<p>(学習内容定着度の調査やそのデータ蓄積に基づく教育課程の改善等の検討)</p> <p>[全国学力・学習状況調査] ・2010年度は、2007年度から2009年度の3年間の悉皆調査の結果、全国・各地域等の信頼性の高いデータが蓄積され、教育に関する検証改善サイクル構築も着実に進んでいることから、調査方式を抽出調査及び希望利用方式に切り替え、小学校第6学年、中学校第3学年を対象に、教科に関する調査(国語、算数・数学)や生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査を実施。</p>	<p>[全国学力・学習状況調査] ・2011年度は東日本大震災等の影響を考慮し、調査としての実施を見送ったが、教育に関する検証改善サイクルの継続を支援するため、希望する教育委員会及び学校等に対して、国が作成した問題冊子等を9月下旬に配布。2012年度は小学校第6学年、中学校第3学年を対象に、教科に関する調査について、従来の対象教科(国語、算数・数学)に新たに理科を追加し、抽出調査及び希望利用方式にて2012年4月に実施予定。2013年度は①すべての市町村、学校等の状況の把握のため、対象学年の全児童生徒を対象に実施するとともに、②経年変化分析や経済的な面も含めた教育格差等のきめ細かい把握・分析が可能となるような調査を同時又は事後に一部追加で実施するなど従来の調査とは異なる新たな調査として「きめ細かい調査」を実施する予定であり、詳細な制度設計について検討中。</p> <p>[学習指導要領実施状況調査] ・平成24年度に小学校学習指導要領実施状況調査を実施するための準備を行った。</p>			
			<p>(産業界や地域人材の活用) ・中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」の内容を踏まえ、地域・社会や産業界と連携・協働したキャリア教育を推進していくため、「キャリア教育における外部人材活用等に関する調査研究協力者会議」を平成23年1月に設置。</p> <p>・「専門的な職業系人材の育成推進事業」として、専門高校において、大学・研究機関等との連携を強化することにより、将来の地域社会の担い手となる専門的職業人を育成する「目指せスペシャリスト」(指定校数6校)、専門高校と地域産業界が連携し、ものづくりや食・くらしを支える専門的職業人の育成を行う「地域産業の担い手育成プロジェクト」(28地域)を実施</p>	<p>・地域・社会や産業界と連携・協働したキャリア教育を推進していくため、「キャリア教育における外部人材活用等に関する調査研究協力者会議」において、平成23年12月に報告「学校が社会と協働して一日も早くすべての児童生徒に充実したキャリア教育を行うために」が取りまとめられた。</p> <p>・「専門的な職業系人材の育成推進事業」として、専門高校において、大学・研究機関等との連携を強化することにより、将来の地域社会の担い手となる専門的職業人を育成する「目指せスペシャリスト」(指定校数5校)を実施。専門高校と地域産業界が連携し、ものづくりや食・くらしを支える専門的職業人の育成を行う「地域産業の担い手育成プロジェクト」(平成16年度から22年度に実施)の取組を普及するために「成果事例集」を作成中。</p>			

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
			<p>(高校留学の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際化の一層の進展や高校生の海外留学の重要性等に鑑み、学校教育法施行規則の改正により、平成22年4月から、高等学校等における外国留学時認定可能単位数を30単位から36単位まで拡大(高等学校の卒業要件として規定されている最低取得単位数:74単位)し、高校生が留学しやすい環境整備を図った。</li> <li>高校生の留学経費の一部を支援する「高校生の留学促進」事業(平成22年度予算額 29百万円:54人分(実績))、外国で日本語を専攻している現地の高校生を6週間程度日本に招聘し、日本人高校生等と共に活動・交流してもらう「外国人高校生(日本語専攻)の短期招致」事業(平成22年度予算額 27百万円:93人分(実績))を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校等における外国留学時認定可能単位数の拡大(平成22年4月～)について、平成23年8月の「帰国・外国人児童生徒教育及び国際理解教育担当指導主事等連絡協議会」等において周知。</li> <li>高校生の留学経費の一部を支援する「高校生の留学促進」事業(平成23年度予算額 27百万円:50人分)を実施。</li> <li>「グローバル人材育成推進会議中間まとめ」(平成23年6月22日決定)等も踏まえ、平成24年度予算案においては、「高校生の留学等を通じたグローバル人材育成のための取組」(平成24年度予算案:2億3700万円)を大幅に充実させたところ(対前年度比1億8400万円増)。特に、高校生の留学経費の一部を支援する「高校生の留学促進」事業(平成24年度予算案 123百万円)の対象者数を50人から300人に大幅に拡充するほか、新たに、「国際的視野の涵養と留学機運の醸成」事業(平成24年度予算案 83百万円)を実施し、高校生留学等推進協議会の開催やグローバル人材育成のための講師の派遣、留学相談員の配置の取組を行う都道府県を支援することとし、必要な経費を計上。また、外国で日本語を専攻している現地の高校生を6週間程度日本に招聘し、日本人高校生等と共に活動・交流してもらう「外国人高校生(日本語専攻)の短期招致」事業(平成24年度予算案 31百万円)についても、対象人数を92人から115人に拡充予定。</li> </ul>			
			<p>(国際バカロレア資格取得可能校等の拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際バカロレア機構への資金拠出を通して、教員養成ワークショップ、国際バカロレア普及のためのフォーラム、資料の翻訳等を実施。</li> </ul>	<p>(国際バカロレア資格取得可能校等の拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際バカロレア機構への資金拠出を通して、教員養成ワークショップ、国際バカロレア普及のためのフォーラム、資料の翻訳等を実施。</li> <li>平成24年度予算案において、国際バカロレアの理念を生かしたカリキュラムづくりを行う学校を指定し、国際バカロレアの趣旨を踏まえたカリキュラムや指導方法、評価方法等に関する調査研究を行うために必要な経費を計上(平成24年度予算案 15百万円、指定校数5校)。</li> </ul>			
				<p>(英語担当教員採用時のTOEFL/TOEIC成績等の考慮、外国人教員の採用促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県等教育委員会に対し、英語教員の採用に当たり、英語によるコミュニケーション能力を十分に考慮した採用選考の実施に努めることなどの内容を含む「教員採用等の改善について」(平成23年12月27日初等中等教育局長通知)を发出。</li> </ul>			



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
307	<p>現行の教員養成システムの課題の調査分析、教職員体制の計画的な見直しの検討</p>	<p>(現行の教員養成システムの課題の調査分析) 文部科学省 初等中等教育局 教職員課</p>	<p>(現行の教員養成システムの課題の調査分析) ・中央教育審議会教員の資質能力向上特別部会において教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について検討を行い、平成23年1月31日に、「教員養成の修士レベル化」、「専門免許状(仮称)制度の創設」などを主な内容とする「審議経過報告」を取りまとめ。</p>	<p>(現行の教員養成システムの課題の調査分析) ・より具体的な検討を進める必要があることから、特別部会のもとに、審議経過報告に基づく専門的な調査審議を行うための基本制度ワーキンググループを設置し、審議。基本制度ワーキンググループでは、7回の審議を行い、教員の資質能力の総合的な向上方策について、教員養成の修士レベル化、「専門免許状(仮称)」制度の創設など、改革の方向性を示すとともに、教職大学院の発展・拡充など修士レベルの課程の質と量の充実、教育委員会と大学との連携・協働による教員養成・研修の充実など当面の改善方策を主な内容とする報告案を取りまとめ。</p>	<p>C:一部実施 【ボトルネック、解決策】 (現行の教員養成システムの課題の調査分析) ・21世紀を生き抜くための新たな学びを支える教員の養成と、学び続ける教員を支援する仕組みの構築が課題。このため、教員養成の修士レベル化に向け、修士レベルの課程の質と量の充実、教育委員会と大学との連携・協働による研修の充実など教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について、2012年夏頃に取りまとめに向け、引き続き検討を行う。</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 OECD生徒の学習到達度調査等で世界トップクラスの順位 ・2010～2011年度にかけて、OECD生徒の学習到達度調査等は行われていないため、成果目標の達成状況の評価は困難である。 &lt;参考&gt; ・PISAの2009年調査では、各リテラシーとも2006年調査より下位層が減少し、上位層が増加するなど、読解力を中心に生徒の学力は改善傾向にある。 ・我が国の学力は国際的に見ても依然トップレベルを維持。 (PISA 2009)65ヶ国中結果: 読解力 8位、数学的リテラシー 9位、科学的リテラシー 5位 ・教職員定数の改善 平成22年度:4,200人 平成23年度:2,300人 平成24年度予算案:3,800人 ・教員一人あたりの児童生徒数が減少する等教育環境が改善。 (学校基本調査) 小学校:19.6人(平成15年度)→17.7人(平成23年度)、中学校15.3人 中学校:15.3人(平成15年度)→14.1人(平成23年度)</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
		(教職員体制の計画的な見直しの検討) 文部科学省初等中等教育局財務課	<p>(教職員体制の計画的な見直しの検討)</p> <p>・文部科学省では、平成22年8月に、平成28年度までに小学校1年生から中学校3年生までを35人以下学級とすること等を柱とする「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)」を公表したが、平成23年度予算編成過程において政府全体の合意には至らず、国家戦略担当・財務・文部科学3大臣合意(平成22年12月)において、平成23年度において小学校1年生の35人以下学級を実現すること、平成24年度以降の教職員定数の改善については引き続き平成24年度以降の予算編成において検討することとされた。</p> <p>・これを受け、義務標準法等の改正(平成23年4月)により小学校1年生の35人以下学級が制度化されるとともに、改正法の附則において、政府は、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づいて法制上その他の必要な措置を講ずることとされた。</p>	<p>(教職員体制の計画的な見直しの検討)</p> <p>・平成23年度には小学校1年生の35人以下学級の制度化とこれに伴う2,300人の教職員定数の改善を実施。</p> <p>・平成24年度予算案では、予算編成過程における議論を経て、現に小学校2年生で36人以上となっている学級を解消するために必要な加配定数の増(900人)のほか、小学校専科指導や特別支援教育の充実等、東日本大震災への対応等のための加配定数の計3,800人の教職員定数の改善を計上。</p> <p>・また、今後の少人数学級の推進や個別の課題に対応するための教職員定数の在り方については、財務省・文部科学省合意文書(平成23年12月24日)において、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うことその他の方策を引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じるとされたところであり、これも踏まえ、文部科学省としては、平成23年6月に設置した有識者会議において検討しているところ。</p>	<p>(教職員体制の計画的な見直しの検討)</p> <p>・「日本再生重点化措置」優先・重点事業の決定に係る政府・与党会議(平成23年12月9日)において、教職員定数改善等について、「小2の35人以下学級について学力等への政策効果を全国レベルで検証した上で検討。それまでの間、地方での進展や公務員人件費改革を十分踏まえ地方の自主的な取組みを支援。」との指摘がなされた。</p> <p>・上記の指摘も含め、今後の少人数学級の推進や個別の課題に対応するための教職員定数の在り方については、文部科学省として、平成23年6月に設置した有識者会議において検討しているところであり、平成24年夏頃までに一定の議論のとりまとめ予定。</p>	<p>・習熟度別の少人数指導や小学校における専科指導の取組が充実。</p> <p>習熟度別少人数指導の実施率 (中学校):70.5%(平成21年度)→78.0%(平成23年度)</p> <p>小学校専科指導実施状況(理科): 小5 26.4%(平成21年度)→31.8%(平成23年度) 小6 29.4%(平成21年度)→34.2%(平成23年度)</p> <p>・小1・35人以下学級導入への評価 (平成23年8月全国連合小学校長会アンケート) 学校現場:「学習意欲が向上した」97.2% 「きめ細かい指導が充実した」99.2% 保護者:「先生はきめ細かに対応してくれる」94.9% 「子どもが勉強好きになった」84.2%</p>	
						<p>【ボトルネック・解決策】</p> <p>・(現行の教員養成システムの課題の調査分析) 21世紀を生き抜くための新たな学びを支える教員の養成と、学び続ける教員を支援する仕組みの構築が課題。このため、教員養成の修士レベル化に向け、修士レベルの課程の質と量の充実、教育委員会と大学との連携・協働による研修の充実など教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について、2012年夏頃の取りまとめに向け、引き続き検討を行う。</p> <p>・(教職員体制の計画的な見直しの検討) これまでの教職員定数の改善についての効果検証を適切に行いつつ、学校教育の状況や国・地方の財政状況等を勘案しながら、学級規模及び教職員配置の適正化について引き続き検討することが課題。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策	
					<p>(教員の養成・採用・研修の抜本的見直し、評価の実施)</p> <p>・教員の資質能力の総合的な向上方策について、具体的な検討を進める必要があることから、中央教育審議会教員の資質能力向上特別部会のもとに、審議経過報告に基づく専門的な調査審議を行うための基本制度ワーキンググループを設置し、審議。</p> <p>基本制度ワーキンググループでは、7回の審議を行い、教員の資質能力の総合的な向上方策について、教員養成の修士レベル化、「専門免許状(仮称)」制度の創設など、改革の方向性を示すとともに、教職大学院の発展・拡充など修士レベルの課程の質と量の充実、教育委員会と大学との連携・協働による教員養成・研修の充実など当面の改善方策を主な内容とする報告案を取りまとめ。教員評価については、平成23年4月1日現在、全66都道府県・指定都市教育委員会において実施。</p>	<p>(教員の養成・採用・研修の抜本的見直し)</p> <p>C:一部実施</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>・21世紀を生き抜くための新たな学びを支える教員の養成と、学び続ける教員を支援する仕組みの構築が課題。このため、教員養成の修士レベル化に向け、修士レベルの課程の質と量の充実、教育委員会と大学との連携・協働による教員養成・研修の充実など教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について、2012年夏頃の取りまとめに向け、引き続き検討を行う。</p> <p>(評価の実施)</p> <p>B:実施済</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>OECD生徒の学習到達度調査等で世界トップクラスの順位</p> <p>・2010～2011年度にかけて、OECD生徒の学習到達度調査等は行われていないため、成果目標の達成状況の評価は困難である。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>・PISAの2009年調査では、各リテラシーとも2006年調査より下位層が減少し、上位層が増加するなど、読解力を中心に生徒の学力は改善傾向にある。</p> <p>【ボトルネック、解決策等】</p> <p>・21世紀を生き抜くための新たな学びを支える教員の養成と、学び続ける教員を支援する仕組みの構築が課題。このため、教員養成の修士レベル化に向け、修士レベルの課程の質と量の充実、教育委員会と大学との連携・協働による教員養成・研修の充実など教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について、2012年夏頃の取りまとめに向け、引き続き検討を行う。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策	
308	教員の養成・採用・研修の抜本的見直し、評価の実施(理工系学生をはじめ意欲・能力ある人材の教員採用等学校現場への登用、地域スポーツ指導者の活用、指導が不適切な教員に対する人事管理システムの適切な運用)	文部科学省 初等中等教育局 教職員課	-	(理工系学生をはじめ意欲・能力ある人材の教員採用等学校現場への登用) ・都道府県等教育委員会に対し、各学校段階における教育内容等に応じ、理数系の知識・能力を十分に考慮した採用選考の実施に努めることなどの内容を含む「教員採用等の改善について」(平成23年12月27日初等中等教育局長通知)を发出。 ・小・中学生の理数学習意欲・能力を喚起するため、優れた理数系教科指導法を修得し、実践する教員(コア・サイエンス・ティーチャー:CST)を大学で養成する「理数系教員養成拠点構築事業」を実施(平成23年度予算額:423.5百万円、平成24年度予算額:同額)	C:一部実施  ・「理数系教員養成拠点構築事業」により地域の中核となる教員は増加しつつあるが、まだ十分ではない。	・「理数系教員養成拠点構築事業」により育成された教員数や拠点数は着実に増加している(今年度、初年度に採択した事業が終了予定)。		
				(地域スポーツ指導者の活用) ・「スポーツコミュニティ形成促進事業」において、トップアスリート等の優れたスポーツ指導者等による地域のスポーツクラブや高校運動部活動等を対象とした巡回指導を実施している。 ・「地域スポーツ人材を活用した運動部活動等推進事業」(平成23年度予算額:271百万円)を実施し、運動部活動等への地域のスポーツ人材の活用等を推進した。	C:一部実施  ・「地域スポーツ人材を活用した運動部活動等推進事業」において、運動部活動等における地域のスポーツ指導者の活用が図られているものの、まだ十分ではない。 ・「スポーツコミュニティ形成促進事業」について、拠点クラブとして機能できる総合型地域スポーツクラブが十分に育っていない。			・「地域スポーツ人材を活用した運動部活動等推進事業」について、平成22年度は40道府県市、平成23年度は41道府県市で実施。2012年には地域のスポーツ指導者の効果的な活用のための連携体制の在り方について検討を行う。 ・「スポーツコミュニティ形成促進事業」について、モデル事業として30クラブを拠点クラブに選定し、トップアスリート等の優れた指導者による巡回指導を実施。
				(指導が不適切な教員に対する人事管理システムの適切な運用) ・すべての教育委員会において、指導が不適切な教員の人事管理に関するシステムが整備されており、平成12年からこれまでの取組の中で、現場復帰(892名うち平成22年度62名)、退職等した者(777名うち35名)となっており、対応が進んでいる。	B:実施済			・すべての教育委員会において、指導が不適切な教員の人事管理に関するシステムが整備されており、平成12年からこれまでの取組の中で、現場復帰892名(うち平成22年度62名)、退職等した者777名(うち平成22年度35名)となっており、対応が進んでいる。

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
309	教育水準向上のための教員や専門的・支援的スタッフの体制の見直し	(教員の体制の見直し) 文部科学省初等中等教育局財務課  (専門的・支援的スタッフ:特別支援教育支援員) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課  (専門的・支援的スタッフ:スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課  (専門的・支援的スタッフ:日本語指導補助者・支援員) 文部科学省初等中等教育局国際教育課		(教員の体制の見直し) ・平成23年度には義務標準法等の改正(平成23年4月)による小学校1年生の35人以下学級の制度化とこれに伴う2,300人の教職員定数の改善を実施。 ・平成24年度予算案では、予算編成過程における議論を経て、現に小学校2年生で36人以上となっている学級を解消するために必要な加配定数の増(900人)のほか、小学校専科指導や特別支援教育の充実等、東日本大震災への対応等のための加配定数の計3,800人の教職員定数の改善を計上。 ・また、今後の少人数学級の推進や個別の課題に対応するための教職員定数の在り方については、財務省・文部科学省合意文書(平成23年12月24日)において、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うことその他の方策を引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じるとされたところであり、これも踏まえ、文部科学省としては、平成23年6月に設置した有識者会議において検討しているところ。  (専門的・支援的スタッフの体制の見直し) ・平成23年度予算においては、公立幼稚園、小・中・高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員約38,800人の配置に係る経費が地方財政措置されている。また、平成24年度予算案では、特別支援教育支援員約41,500人の配置に係る経費の地方財政措置が予定されている。 ・また、教育相談等を必要とする児童生徒が適切な教育相談を受けることができるよう、「スクールカウンセラー等活用事業」(平成23年度予算9,450百万円の内数:全ての公立中学校及び公立小学校1万2千校分)、「スクールソーシャルワーカー活用事業」(平成23年度予算:9,450百万円の内数:106箇所(1,096人分))を実施すると共に、東日本大震災において被災した幼児児童生徒等の心のケアの充実を図るため、全額国庫負担の「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」(平成23年度第1次及び第3次補正予算3,366百万円)を実施している。なお、平成24	<p>日:実施済 【ボトルネック・解決策】 (教員の体制の見直し) ・「日本再生重点化措置」優先・重点事業の決定に係る政府・与党会議(平成23年12月9日)において、教職員定数改善等について、「小2の35人以下学級について学力等への政策効果を全国レベルで検証した上で検討。それまでの間、地方での進展や公務員人件費改革を十分踏まえ地方の自主的な取り組みを支援。」との指摘がなされた。 ・上記の指摘も含め、今後の少人数学級の推進や個別の課題に対応するための教職員定数の在り方については、文部科学省として、平成23年6月に設置した有識者会議において検討しているところであり、平成24年夏頃までに一定の議論のとりまとめ予定。</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 ＜教員の体制の見直し＞ ・教職員定数の改善 平成22年度:4,200人 平成23年度:2,300人 平成24年度予算案:3,800人 ・教員一人あたりの児童生徒数が減少する等教育環境が改善。 (学校基本調査) 小学校:19.6人(平成15年度)→17.7人(平成23年度)、中学校15.3人 中学校:15.3人(平成15年度)→14.1人(平成23年度) ・我が国の学力は国際的に見ても依然トップレベルを維持。 (PISA 2009)65ヶ国中結果: 読解力 8位、数学的リテラシー 9位、科学的リテラシー 5位 ・習熟度別の少人数指導や小学校における専科指導の取組が充実。 習熟度別少人数指導の実施率 (中学校):70.5%(平成21年度)→78.0%(平成23年度) 小学校専科指導実施状況(理科): 小5 26.4%(平成21年度)→31.8%(平成23年度) 小6 29.4%(平成21年度)→34.2%(平成23年度) ・小1・35人以下学級導入への評価 (平成23年8月全国連合小学校長会アンケート) 学校現場:「学習意欲が向上した」97.2% 「きめ細かい指導が充実した」99.2% 保護者:「先生はきめ細かに対応してくれる」94.9% 「子どもが勉強好きになった」84.2% ＜専門的・支援的スタッフの体制の見直し＞ ・特別支援教育支援員 平成22年度:約37,800人 平成23年度:約38,800人 平成24年度予算案:約41,500人 ・スクールカウンセラー等活用事業 平成22年度(配置実績): 中学校 8,515校、小学校 6,412校 平成23年度(予算積算上の校数): 中学校 9,902校分、小学校 12,000校分 平成24年度(予算案): 中学校 8,252校分、小学校 11,690校分</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
				<p>年度予算案においても、「スクールカウンセラー等活用事業」「スクールソーシャルワーカー活用事業」(両事業とも平成24年度予算案8,516百万円の内数)及び「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」(平成24年度予算案(復興特別会計)4,702百万円)を計上している。</p> <p>・さらに、地域人材との連携による帰国・外国人児童生徒の公立学校への受入体制の整備等を図るため、日本語指導や外国人保護者との連絡調整の際に必要な外国語が使える人材の配置等を支援する「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」(補助事業)を実施(平成23年度予算額:9,450百万円の内数、実施地域数:37)しており、平成24年度についても継続実施予定(平成24年度予算案:8,516百万円の内数)。</p>	<p>(専門的・支援的スタッフの体制の見直し)</p> <p>・特別支援教育支援員の活用状況や各都道府県からの要望を踏まえ、地方財政措置において増員を要望してきているところ。また、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月閣議決定)を踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会に特別支援教育の在り方に関する特別委員会を設置し、今後の特別支援教育制度の在り方について検討しており、平成24年度速やかに報告を取りまとめる予定。</p> <p>・児童生徒の問題行動等は依然として教育上の大きな課題であり、児童生徒の悩みに対し適切かつ迅速に対応し、児童生徒が安心して学習に取り組むことができるような体制の充実が課題。このため、国・地方の財政状況等を勘</p>	<p>・スクールソーシャルワーカー活用事業 平成22年度(配置実績): 614人 平成23年度(予算積算上の人数): 1,096人分 平成24年度(予算案): 1,113人分</p> <p>・帰国・外国人児童生徒受入促進事業 平成22年度実施地域: 19地域 平成23年度実施地域: 37地域 平成24年度の予算案: 37地域(予定)</p> <p>【ボトルネック・解決策】</p> <p>&lt;教員の体制の見直し&gt; これまでの教職員定数の改善についての効果検証を適切に行いつつ、学校教育の状況や国・地方の財政状況等を勘案しながら、学級規模及び教職員配置の適正化について引き続き検討することが課題。</p> <p>&lt;専門的・支援的スタッフの体制の見直し&gt; ・特別支援教育の状況や国・地方の財政状況等を勘案しながら、特別支援教育支援員配置人数について引き続き検討することが課題。 ・児童生徒の問題行動等は依然として教育上の大きな課題であり、児童生徒の悩みに対し適切かつ迅速に対応し、児童生徒が安心して学習に取り組むことができるような体制の充実が課題。このため、国・地方の財政状況等を勘案しながら、教育相談体制の充実を引き続き図ることが必要。 ・我が国の公立小・中・高等学校等に在籍する帰国・外国人児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒の数は、平成22年9月現在、約3万人であり、引き続き当該児童生徒の就学機会の確保や日本語指導等の充実など公立学校における受入れ態勢の整備を図ることが課題。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
					<p>案しながら、教育相談体制の充実を引き続き図ることが必要。</p> <p>・我が国の公立小・中・高等学校等に在籍する帰国・外国人児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒の数は、平成22年9月現在、約3万人であり、引き続き当該児童生徒の就学機会の確保や日本語指導等の充実など公立学校における受入れ態勢の整備を図ることが課題。</p>		

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
310	地域に開かれた特色ある学校づくり(「地域コミュニティ学校」の整備、保護者や地域住民等による学校評価の推進・強化)	(コミュニティ・スクールについて) 文部科学省初等中等教育局 参事官付  (学校関係者評価について) 文部科学省初等中等教育局 参事官付  (学校・家庭・地域の連携協力の推進について) 文部科学省生涯学習政策局 社会教育課	<p>&lt;コミュニティ・スクール及び学校関係者評価について&gt; 2010年10月に「学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議」を設置し、「新しい公共」の概念や東日本大震災の経験を踏まえた今日的な「学校と家庭・地域の関係」について検討。2011年7月に「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進方策～」を取りまとめ、国の推進目標として、今後5年間(2012年度～2016年度)でコミュニティ・スクール(学校運営協議会)の数を全公立小中学校の1割に拡大することや、今後の学校運営の必須ツールとして、すべての学校で実効性ある学校関係者評価を実施すること等を提言。</p> <p>&lt;学校・家庭・地域の連携協力の推進について&gt; ・「学校支援地域本部事業」、「放課後子ども教室推進事業」などの取組により、地域住民ボランティア等による学校や子どもたちの教育支援を推進。</p>	<p>&lt;コミュニティ・スクールについて&gt; 2012年度～2016年度の5年間でコミュニティ・スクールを公立小中学校の1割に拡大することを目標とし、2012年度予算案において、新たにコミュニティ・スクールでの熟議と協働、マネジメントの強化に関する実践研究が行えるよう事業内容を拡大。</p> <p>&lt;学校関係者評価について&gt; 「学校評価の在り方に関するワーキンググループ」において、保護者・地域住民等による学校関係者評価を含めた実効性のある学校評価の在り方について検討。2012年3月に「地域とともにある学校づくりと実効性の高い学校評価の推進について」(報告)をとりまとめ、国として学校評価の実施状況を調査し、その結果を踏まえ、制度面も含めた必要な施策を検討すること等を提言。</p> <p>&lt;学校・家庭・地域の連携協力の推進について&gt; ・学校支援地域本部や放課後子ども教室などの取組を組み合わせ実施可能な「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」として事業を統合し、地域住民等による教育支援の仕組みづくりを引き続き推進。 ・「社会教育における地域の教育力強化プロジェクト」における実証的共同研究(テーマ「学校と地域の総合的な活性化」)において、学校と地域が協働して課題解決に取り組む先導的な活動についてモデル開発を実施。</p>	<p>B:実施済 &lt;コミュニティ・スクールについて&gt; 【ボトルネック・解決策】 (ボトルネック) コミュニティ・スクールを推進していく上での課題として、保護者や地域住民等の中で知名度が低いこと、学校運営協議会を開催するための経費の確保が困難であること、学校運営協議会の実行体制が整っていない場合等には協議が形骸化しやすいことなどが指摘されている。(解決策) コミュニティ・スクールの導入を検討する教育委員会や学校等に対して継続的かつきめ細かな支援を行う「コミュニティ・スクール推進員」の仕組みを2012年度に新たに構築し、活用を進めるとともに、制度説明会や推進協議会の開催、全国コミュニティ・スクール連絡協議会とも連携しつつ実践研究等を</p>	<p>【2020年度の成果目標の達成状況】 ○ 文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査(2010年度)の結果において、子どもの学力が高い学校の方が低い学校より「PTAや地域の人が学校の活動にボランティアとして参加している」、「地域の人材を外部講師として招聘した授業を行った」と回答している割合が高い。(2011年度は、東日本大震災の影響等により国としての全国学力・学習状況調査の実施を見送り。)</p> <p>○ コミュニティ・スクールの整備が着実に進んでいる。 2009年4月 475校 → 2011年4月 789校</p> <p>○ 保護者や地域住民等による学校評価(学校関係者評価)が着実に推進されている。 2006年度年度間実施率 42.2%(全国) → 2008年度年度間実施率 70.4%(全国) (2011年度間の実施状況は2012年夏に調査予定。)</p> <p>○ 学校支援地域本部や放課後子ども教室など、地域社会全体で子どもたちの教育を支援する仕組みが着実に推進されている。 学校支援地域本部 2008年度 2,176本部 → 2011年度 2,659本部 放課後子ども教室 2007年度 6,201教室 → 2011年度 9,733教室</p>	



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
					<p>推進し、好事例の普及啓発等により導入促進を図る。</p> <p>&lt;学校関係者評価について&gt; 【ボトルネック・解決策】 (ボトルネック) 学校評価における目標が教職員間で共有されていないため、学校評価が組織的な教育活動その他の学校運営に活かされていない、学校関係者評価委員に対して情報提供が不十分、学校評価結果を踏まえた設置者の支援が不十分等といった課題が挙げられている。</p> <p>(解決策) 学校評価に関する教育委員会及び学校の実践的な取組事例を普及するとともに、教育委員会職員・教職員・保護者・地域住民等に対し、学校評価に関する研修を継続的に実施。また、2012年度に学校評価等実施状況調査(2011年度間)を実施し、その結果を踏まえ、制度面も含めた必要な施策の検討</p>		

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
					<p>を行う。          &lt;学校・家庭・地域の連携協力の推進について&gt;          【ボトルネック・解決策】          (ボトルネック)・地域における人材・場所等の確保や財政的な支援の問題等により、進捗が遅れている地域もある。          (解決策)・学校と地域が協働し課題解決に取り組む先導的な活動モデルの構築や、全国の好事例や効果的な手法の収集・周知、空白地域の分析、取組の質の向上に向けた学校区単位での実態調査の実施などにより、取組の更なる充実・定着・普及促進を図る。</p>		

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
311	「民間教育サービス評価・情報公開システム」の構築	文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課	平成22年6月に「『検定試験の評価ガイドライン(試案)』について(検討のまとめ)」を策定し、平成23年2月に民間主導で「検定試験の自己評価シート」を作成。	検定事業者において主体的に自己評価、情報公開が実施されるよう、主要な検定事業者への働きかけを実施。また、質の保証に関する民間の取組に対して周知・普及を図るなど支援を実施。	<p>C:一部実施</p> <p>【ボトルネック】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインの周知・普及に課題</li> <li>・様々な学習機会を提供する民間教育サービスにおける情報公開・評価の実態について十分把握することが必要。</li> </ul> <p>【解決策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体と協力するなどして、自己評価の実施方法やPDCAによる効果等のノウハウの共有を図るとともに、中長期的な視点では、評価の取組を進めることが、業界全体の健全化や発展に繋がることの周知・普及を図る。</li> <li>・様々な学習機会を提供する民間教育サービスについての評価・情報公開の実態を把握しつつ、民間団体主導の質保証の取組を参考に、評価・情報公開システムの構築を図る。</li> </ul>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>全受検者の約95%を占めている受検者数1万人以上(文科省調べ)の検定試験実施事業者等のうち31%の団体において自己評価が実施されている。</p> <p>【ボトルネック・解決策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体と協力するなどして、自己評価の実施方法やPDCAによる効果等のノウハウの共有を図るとともに、中長期的な視点では、評価の取組を進めることが、業界全体の健全化や発展に繋がることの周知・普及を図る。</li> <li>・様々な学習機会を提供する民間教育サービスにおける情報公開・評価の実態について把握し、民間団体主導の質保証の取組を参考に、評価・情報公開システムの構築を図る。</li> </ul>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
312	「教育支援人材等」の質・信頼性を確保し、活用を推進するための評価・活用システムの構築	文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課	2010年度に一定の能力・経験等を有する人材を客観的に認証する制度について実態調査を実施。	2011年度には、教育支援人材が学習成果を活用するための有効な方策を探る実証的研究を実施。	<p>C:一部実施</p> <p>【ボトルネック】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要とされる人材のニーズを把握することが必要。</li> <li>・認証された人材と活動の場を結びつける仕組みが不足。</li> <li>・認証された人材が活動できる場の拡大が必要。</li> </ul> <p>【解決策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習成果の活用におけるニーズを把握するための調査を実施。</li> <li>・認証された人材と活動の場をつなぐマッチングの実態を把握し、活用を推進するための評価・活用システムの構築を図る。</li> </ul>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>2011年6月に設立された「一般社団法人教育支援人材認証協会」による教育支援人材の認証者が、2011年7月～2012年1月までの7ヶ月間に917人を数えるなど、人材認証制度の着実な発展を見せている。</p> <p>【ボトルネック・解決策】</p> <p>活用の場において必要とされる人材のニーズや、人材と活動の場を結びつけるマッチングの実態を把握するための調査研究を2012年度に実施し、活用を推進するための評価・活用システムの構築を図る。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
313	大学教育のグローバル化と英語・中国語等の外国語教育の強化	文部科学省 高等教育局 高等教育企画課国際企画室  経済産業省 経済産業政策局産業人材政策室	<p>【大学の外国語教育・国際化の取組への支援と拠点形成、外国大学との大学間交流や相互単位認定の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回日中韓サミットの合意に基づき、3国間の質の高い大学間交流拡大を「キャンパス・アジア」として推進することを、3国で合意</li> <li>・「国際化拠点整備事業」において、採択13大学を対象に、英語のみで学位が取得可能なコースの整備など、留学生受入れのための総合的な体制整備を支援</li> </ul>	<p>【大学の外国語教育・国際化の取組への支援と拠点形成、外国大学との大学間交流や相互単位認定の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外大学との協働教育プログラムの構築を支援する「大学の世界展開力強化事業」の支援対象として、アジア・米国等の大学とのプログラム25件を採択。</li> <li>・大学における留学生受入れのための総合的な体制整備を支援する「国際化拠点整備事業」の採択13大学について、評価を実施。</li> </ul> <p>【グローバル人材育成ロードマップ作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「グローバル人材育成推進会議」の中間まとめ(平成23年6月)において、「大学入試の改善・充実」、「グローバル化時代に相応しい大学教育の確立、高等教育の国際展開の推進」、「留学生交流の戦略的な推進への取組」等に取り組むこととされた。平成24年5月までを目途に、更なる議論を進めている。</li> </ul>	<p>C:一部実施</p> <p>【ボトルネック・解決策】 (グローバル人材育成ロードマップ作成) 「グローバル人材育成推進会議」において、平成24年5月までを目途に更なる検討を進めている。</p>	<p>【大学の外国語教育・国際化の取組への支援と拠点形成、外国大学との大学間交流や相互単位認定の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界の大学ランキングの評価指標となっている以下の指標について、我が国の現状は以下の通り。 外国人教員比率(H21:4.5%→H23:4.6%) 留学生比率(H21:3.7%→H23:3.8%)</li> <li>・「国際化拠点整備事業」採択13大学において、留学生が英語で学位取得可能なコースの開設(平成23年4月現在:学部16コース、大学院90コース)、留学生支援体制の充実、海外大学共同利用事務所の開設(世界7か国8か所)と各地での日本留学の説明会開催等の取組を実施。以上の取組により、平成23年5月1日現在で留学生21,031人を受入れ(平成21年比2,486人増)。</li> </ul> <p>【ボトルネック・解決策】 大学ランキング等の国際的な評価の向上のため、大学教育のグローバル化の更なる推進が必要であり、平成24年度より大学におけるグローバル化のための体制整備の取り組みを支援することとしている。また、平成24年5月までを目途に「グローバル人材育成推進会議」において更なる検討を進めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度より、大学教育のグローバル化のための体制整備に取り組む大学を支援するため「グローバル人材育成推進事業」を実施。</li> </ul>

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
314	日本人学生等の海外交流促進と外国人学生の戦略的獲得	<p>文部科学省 高等教育局 高等教育企画課国際企画室</p> <p>文部科学省 高等教育局 学生・留学生課</p> <p>文部科学省 初等中等教育局 国際教育課</p> <p>経済産業省 経済産業政策局 産業人材政策室</p> <p>外務省 広報文化交際部 人物交流室</p>	<p>【大学生・高校生の海外交流支援の強化、外国人教職員・学生の戦略的受入れの促進、国・地域の重点化等の留学生交流戦略の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人留学生の受け入れと日本人学生の海外派遣を推進するため、奨学金事業等を実施。</li> <li>・「国際化拠点整備事業」において、採択13大学を対象に、英語のみで学位が取得可能なコースの整備など、留学生受入れのための総合的な体制整備を支援</li> <li>・第2回日中韓サミットの合意に基づき、3国間の質の高い大学間交流拡大を「キャンパス・アジア」として推進することを、3国で合意</li> <li>・国際化の一層の進展や高校生の海外留学の重要性等に鑑み、学校教育法施行規則の改正により、平成22年4月から、高等学校等における外国留学時認定可能単位数を30単位から36単位まで拡大(高等学校の卒業要件として規定されている最低取得単位数:74単位)し、高校生が留学しやすい環境整備を図った。</li> <li>・高校生の留学経費の一部を支援する「高校生の留学促進」事業(平成22年度予算額 29百万円:54人分(実績))、外国で日本語を専攻している現地の高校生を6週間程度日本に招聘し、日本人高校生等と共に活動・交流してもらう「外国人高校生(日本語専攻)の短期招致」事業(平成22年度予算額 27百万円:93人分(実績))を実施。</li> </ul>	<p>【大学生・高校生の海外交流支援の強化、外国人教職員・学生の戦略的受入れの促進、国・地域の重点化等の留学生交流戦略の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、奨学金事業等を実施することに加え、平成23年度予算で新たに、中・長期の留学交流の呼び水として日本人学生と外国人学生の3ヶ月未満の双方向の交流を進める「ショートステイ・ショートビジット」事業を開始しているところ。平成24年度予算案においては、引き続き国費留学生等により外国人留学生の受け入れを推進するとともに、大学生の長期・短期の外国人学生への派遣を充実する事業を計上しているところ。</li> <li>・海外大学との協働教育プログラムの構築を支援する「大学の世界展開力強化事業」の支援対象として、アジア・米国等の大学とのプログラム25件を採択。</li> <li>・大学における留学生受入れのための総合的な体制整備を支援する「国際化拠点整備事業」の採択13大学について、評価を実施。</li> <li>・高等学校等における外国留学時認定可能単位数の拡大(平成22年4月～)について、平成23年8月の「帰国・外国人児童生徒教育及び国際理解教育担当指導主事等連絡協議会」等において周知。</li> <li>・高校生の留学経費の一部を支援する「高校生の留学促進」事業(平成23年度予算額 27百万円:50人分)を実施。</li> <li>・「グローバル人材育成推進会議中間まとめ」(平成23年6月22日決定)等も踏まえ、平成24年度予算案においては、「高校生の留学等を通じたグローバル人材育成のための取組」(平成24年度予算案:2億3700万円)を大幅に充実させたところ(対前年度比1億8400万円増)。特に、高校生の留学経費の一部を支援する「高校生の留学促進」事業(平成24年度予算案 123百万円)の対象者数を50人から300人に大幅に拡充するほか、新たに、「国際的視野の涵養と留学機運の醸成」事業(平成24年度予算案 83百万円)を実施し、高校生留学等推進協議会の開催やグローバル人材育成のための</li> </ul>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>○日本人学生等30万人の海外交流(大学卒業までの留学経験者等を同年齢者間で11万人規模に)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人留学生の受け入れ者数:13万8075人(平成23年5月1日現在)</li> <li>・日本人学生の海外留学数:5万9923人(平成21年)</li> <li>・高等学校等における海外派遣生徒数(留学(3ヶ月以上))(平成20年度実績:3,190人)</li> </ul> <p>※隔年調査で把握。ただし平成22年度については震災等の影響で実施せず。平成23年度実績については平成24年度中に把握・公表予定。)</p> <p>※※なお、帰国児童生徒数については、平成22年度間実績:10,589人。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国際化拠点整備事業」採択13大学において、留学生が英語で学位取得可能なコースの開設(平成23年4月現在:学部16コース、大学院90コース)、留学生支援体制の充実、海外大学共同利用事務所の開設(世界7か国8か所)と各地での日本留学の説明会開催等の取組を実施。以上の取組により、平成23年5月1日現在で留学生21,031人を受入れ(平成21年比2,486人増)。</li> </ul>	<p>・平成24年度より、大学教育のグローバル化のための体制整備に取り組む大学を支援するため「グローバル人材育成推進事業」を実施。</p>

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
			<p>・「アジア人財資金構想」において、アジアの優秀な留学生を招聘し、留学生向けに産学連携による実践的教育、日本語教育、インターンシップ等を実施(平成19年度から実施)。</p> <p>・外国人学生の受入れ推進のため、インターネットによる情報提供及び各在外公館における広報活動(留学相談を含む)を実施。</p> <p>【企業の雇用慣行として「卒業3年以内の新卒扱い」「通年採用」「Gap Year」等を普及・促進】</p> <p>・「卒業3年以内の新卒扱い」「通年採用」「Gap Year」等について関係省庁で連携し、各種経済団体に対して数次にわたり要請書を発出。</p>	<p>講師の派遣、留学相談員の配置の取組を行う都道府県を支援することとし、必要な経費を計上。また、外国で日本語を専攻している現地の高校生を6週間程度日本に招聘し、日本人高校生等と共に活動・交流してもらう「外国人高校生(日本語専攻)の短期招致」事業(平成24年度予算案 31百万円)についても、対象人数を92人から115人に拡充予定。</p> <p>・「アジア人財資金構想」において、アジアの優秀な留学生を招聘し、留学生向けに産学連携による実践的教育、日本語教育、インターンシップ等を実施(平成19年度から実施)。</p> <p>・引き続き在外公館等による情報提供・広報活動を実施。</p> <p>・日本人の海外留学への興味を喚起するため、平成23年度予算で外務省ホームページに掲載するコンテンツ(海外留学総合案内)を作成</p> <p>【企業の雇用慣行として「卒業3年以内の新卒扱い」「通年採用」「Gap Year」等を普及・促進】</p> <p>・引き続き、「卒業3年以内の新卒扱い」「通年採用」「Gap Year」等について関係省庁で連携し、各種経済団体に対して要請書を発出。</p>		<p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>・日本人高校生の海外留学は近年減少傾向であり、引き続き、施策を着実に実施し、高等学校等における海外に留学(3ヶ月以上)する高校生数の増加を図るための環境整備・財政措置等(高校生留学等推進協議会の開催やグローバル人材育成のための講師の派遣、留学相談員の配置の取組を行う都道府県への支援等を含む。)が必要。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
315	国際化対応ビジネス人材の育成(TOEFL/TOEICの大学・企業での活用、留学生の日系企業就職支援、企業等におけるグローバル人材育成・登用の強化)(産学関係者による継続的な対話の場の設定)	経済産業省 経済産業政策局 産業人材政策室 外務省 広報文化交流部 人物交流室 文部科学省 高等教育局 高等教育企画課 国際企画室	<p>【TOEFL/TOEICの大学・企業での活用】 企業の人事マネジメントの「国際化指標」において、人事評価の基準としてTOEIC等語学力評価指標を活用すべき点を明記。</p> <p>【留学生の日系企業就職支援】 「アジア人財資金構想」において、留学生向けに産学連携による実践的教育、日本語教育、インターンシップ等を実施(平成19年度から実施)。</p> <p>また、外国人留学生就活準備セミナーや就職ガイダンス、留学生交流総合推進会議の開催。</p> <p>インド、韓国等アジア諸国において留学生向けに、日本大使館等によるHP等を通じた本邦就職事情等に関する情報提供や、現地の商工会議所等の協力を得て、現地日系企業が求める人材像・資質・貢献・就職情報等について情報提供を行っている。</p> <p>【企業等におけるグローバル人材育成・登用の強化】 企業の人事マネジメントの国際化を推進するため、「国際化指標」を策定・公表した。</p>	<p>【留学生の日系企業就職支援】 「アジア人財資金構想」において、留学生向けに産学連携による実践的教育、日本語教育、インターンシップ等を実施(平成19年度から実施)。</p> <p>また、外国人留学生就活準備セミナーや就職ガイダンス、留学生交流総合推進会議の開催。</p> <p>インド、韓国等アジア諸国において留学生向けに、日本大使館等によるHP等を通じた本邦就職事情等に関する情報提供や、現地の商工会議所等の協力を得て、現地日系企業が求める人材像・資質・貢献・就職情報等について情報提供を行っている。</p> <p>【企業等におけるグローバル人材育成・登用の強化】、【産学関係者による継続的な対話の場の設定】 文部科学省及び経済産業省の共同提案により、2011年7月、産学協働人材育成円卓会議が開催。なお、現在、円卓会議に参加する企業・大学によるアクションプランの取りまとめに向けて、2012年5月に第2回円卓会議を開催するべく準備を進めている。</p> <p>また、「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業」採択13大学が、2011年8月に経団連との連携により「グローバル30産学連携フォーラム」を開催している。</p>	C:一部実施	<p>【ボトルネック、解決策】 TOEFL/TOEICの大学での活用、企業等におけるグローバル人材育成について、平成24年度以降施策を実施予定。</p> <p>【2020年の成果目標の達成状況】 【留学生の日系企業就職支援】 ・「アジア人財資金構想」事業では、これまでに1700人が卒業し6割の学生が日本企業・日系企業に就職(一般の留学生の就職率は、約3割)。</p> <p>【ボトルネック、解決策】 人材育成は、効果が出るまでに一定期間が必要であるところ、平成24年度以降継続的に大学の国際化の促進のため支援を充実していくと同時に、企業におけるより実践的な人材育成を行うため、新興国への派遣を含めた人材育成施策を実施する予定。</p>	<p>【TOEFL/TOEICの大学・企業での活用】 ・平成24年度、国際化に取り組む大学を支援するため「グローバル人材育成推進事業」を実施予定。 【企業等におけるグローバル人材育成・登用の強化】 ・平成24年度より「インフラビジネス等展開支援人材育成事業」において、企業若手人材等の新興国の現地ロ-カル企業等への派遣を行い、能力向上、交渉力強化、現地商慣習理解、グローバルな人脈構築等を図る取組を開始予定。本事業での海外派遣予定人数は、100名程度である。</p>



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
316	大学の各機能に応じた適切な評価基準・指標の検討開始	文部科学省 高等教育局 高等教育企画課 高等教育政策室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(独)大学評価・学位授与機構が、大学の個別の機能に着目した評価を提供。</li> <li>・各認証評価機関は各大学の自主的・自律的な質保証の取組(内部質保証)を重視した評価基準の検討を開始。</li> </ul>	<p>同左</p> <p>そのほか関連の取組は317に引き継いでいる。</p>	<p>B:実施済</p> <p>【ボトルネック・解決策】 317において認証評価制度の更なる充実を図る。</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界の大学ランキングの評価指標となっている以下の指標について、我が国の現状は以下の通り。 外国人教員比率(H21:4.5%→H23:4.6%) 留学生比率(H21:3.7%→H23:3.8%)</li> </ul> <p>2020年の成果目標の達成に向けた、大学教育の質の向上と機能分化に関する成果・効果としては以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(独)大学評価・学位授与機構が、大学の個別の機能に着目した評価を受けた大学数 延べ60大学</li> </ul>	
317	大学の情報公開・認証評価制度の強化と各種資源配分への反映(評価への地域・産業界等との視点追加、教育・研究業績等の情報を一覧できる仕組みの導入)	文部科学省 高等教育局 高等教育企画課 高等教育政策室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(独)大学評価・学位授与機構が、大学の個別の機能に着目した評価を提供。</li> <li>・各認証評価機関は各大学の自主的・自律的な質保証の取組(内部質保証)を重視した評価基準の検討を開始。</li> <li>・大学が公表すべき教育情報の項目を明確化(省令改正H23.4施行)</li> </ul>	<p>&lt;認証評価制度の充実&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各認証評価機関は各大学の自主的・自律的な質保証の取組(内部質保証)を重視した評価基準に改訂。</li> </ul> <p>&lt;情報公表の促進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の教育情報の活用支援と公表の促進について、協力者会議において検討。</li> <li>・各大学の使命とそれに基づく教育研究活動の状況を分かりやすく、国内外に発信する「大学ポートレート(仮称)」の整備を促進。</li> </ul> <p>&lt;情報公表や評価を踏まえた資源配分&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学教育改革のための各種事業の採択要件として、情報公表の状況を追加するなど資源配分に反映。</li> </ul>	<p>B:実施済</p> <p>【ボトルネック、解決策】 「大学ポートレート(仮称)」の整備については、システムの構築および公表する情報内容の整理などに時間を要するため、先行的に順次、公表することを含め検討中。</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界の大学ランキングの評価指標となっている以下の指標について、我が国の現状は以下の通り。 外国人教員比率(H21:4.5%→H23:4.6%) 留学生比率(H21:3.7%→H23:3.8%)</li> </ul> <p>2020年の成果目標の達成に向けた、大学教育の質の向上と機能分化に関する成果・効果としては以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各認証評価機関は各大学の自主的・自律的な質保証の取組(内部質保証)を重視した評価基準に改訂。</li> <li>・全大学が教育情報を公表</li> </ul>	
318	大学のマネジメント強化、カリキュラム改革、経営改善	文部科学省 高等教育局 高等教育企画課 高等教育政策室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央教育審議会において審議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年12月に省内に設置した大学改革タスクフォースにおいて、大学改革の諸課題について、中央教育審議会での審議状況なども踏まえつつ、検討中。中央教育審議会においては、全学的な教学マネジメントの在り方等について検討し、H24年夏頃予定の答申予定。</li> </ul>	<p>B:実施済</p> <p>【ボトルネック、解決策】 大学改革の工程表を大学改革タスクフォースにおいて検討中であり、大学改革の諸課題解決のために必要な施策を示す予定。</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界の大学ランキングの評価指標となっている以下の指標について、我が国の現状は以下の通り。 外国人教員比率(H21:4.5%→H23:4.6%) 留学生比率(H21:3.7%→H23:3.8%)</li> </ul> <p>2020年の成果目標の達成に向け、大学改革タスクフォースで示す工程表に基づき、中央教育審議会での議論も踏まえ、施策を推進。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
319	「大学力就業力向上プラン」の実施(キャリアガイダンスの制度化)	文部科学省 高等教育局 大学振興課	<p>○大学設置基準の改正(平成22年2月) 教育課程の内外を通じた「社会的・職業的自立に関する指導等(キャリアガイダンス)」の制度を義務化。 ○中央教育審議会答申(平成23年1月) 産業界等との連携の強化と多様なキャリアパスの確立等の提言がなされた「グローバル化社会の大学院教育」を中央教育審議会が答申。 ○就業力の育成 ・教育課程内外を通じた学生の就業力育成のための取組の充実(大学生の就業力育成支援事業(平成22年度予算額:30億円))。 ・就業力育成等に係る産学連携等の推進として、人材育成の強化に向けた産学間の協議を実施。 ○就職の支援 大学等の就職支援体制の強化のための「就職相談員」配置を倍増し、就職支援体制の充実(経済危機対応・地域活性化予備費7億円)。</p>	<p>○大学設置基準の改正(平成22年2月)及び施行(平成23年4月～) 教育課程の内外を通じた「社会的・職業的自立に関する指導等(キャリアガイダンス)」の制度を義務化し、実施を開始。 ○第2次大学院教育振興施策要綱を策定 大学院教育の一層の充実・強化を図る観点から、産業界など社会との連携の強化と多様なキャリアパスの構築のための施策等を盛り込んだ「第2次大学院教育振興施策要綱」を策定(平成23年8月、文部科学大臣決定)。 ○就業力の育成 ・教育課程内外を通じた学生の就業力育成のための取組の充実(大学生の就業力育成支援事業(平成23年度予算額:29億円))。 ・就業力育成等に係る産学連携等の推進として、人材育成の強化に向けた産学間の協議を実施。 ○就職の支援 「就職相談員」の増員による大学等の就職支援体制の充実(平成23年度予算額:25億円)</p>	<p>B:実施済 【ボトルネック、解決策】 就業力の育成については大学の本来業務として実施することとされているが、大学等の基盤的経費については減少傾向にある中で、現下の若者雇用への対応という喫緊の課題に取り組む大学に対し、適切な支援が必要。</p>	<p>○学部段階においてキャリア形成を支援する授業科目を実施している大学の状況は以下のとおり。 ・平成20年度:674大学 →平成21年度:684大学 上記大学のうち授業科目として実施している大学 ・平成20年度:612大学 →平成21年度:627大学</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
320	サーティファイケート(履修証明)の制度・運用改善	文部科学省 高等教育局 大学振興課	<p>・大学等の教育研究資源を活用した、多様な社会人の学習ニーズに応える教育プログラムの開発を支援する、社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム(22年度予算額:4億円)、世界最高水準のソフトウェア技術者や、セキュリティ人材の育成のため、大学の教育課程、教材開発などの先進的な取組を支援する、先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム(22年度予算額:3億円)を実施。</p> <p>・社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学習プログラム(履修証明プログラム)を開設し、その修了者に対して法に基づく履修証明</p>	<p>・履修証明プログラムの実施など、社会人受入れに向けた取組を大学の基盤的経費で支援。(2011年度も継続)</p> <p>・履修証明制度の制度・運用改善について、中央教育審議会において議論を行い、特に①多様な局面において履修証明制度の活用を促進、②履修証明制度に関し自治体・産業界との連携を促進、③大学教育の質の向上として活用に重点をおいて取組を広めることが必要とされた。</p>	<p>Ｂ:実施済【ボトルネック、解決策】</p> <p>大学における社会人の学修ニーズにあった教育プログラムの開発・整備と、学修と職業の両立を妨げる時間的・経済的制約を克服することが必要であり、一層の取組促進のため、平成23年12月に省内に設置した大学改革タスクフォースにおいて、地域社会と大学のあり方を含む大学改革の諸課題について、中央教育審議会での審議状況なども踏まえつつ、検討。</p>	<p>○履修証明制度の活用状況は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・履修証明プログラムを開設している大学数 平成20年度:38大学 →平成21年度:72大学</li> <li>・履修証明プログラムの受講者数 平成20年度:1742名 →平成21年度:5817名</li> </ul> <p>○平成20年から開始された制度であるが、公的な職業資格に関するスキルアップ、専門的知識・技能に関する資格の獲得等、職業に係る知識・技能の獲得・向上に関する講座が開設されるなど、制度の活用が進んでいる。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
321	「社会人の学修支援プラン」の実施(ジョブ・カードとの連携強化、多様な人材養成ニーズに応える大学間連携、地域大学・高等専門学校・専門学校の活用)	文部科学省生涯学習政策局推進課 高等教育局高等教育企画課高等教育政策室	<p>・複数大学が連携し、地域・社会の求める人材養成を支援する「大学等連携事業」(22年度予算額:48億円)を実施。 (取組例:医薬共同による創薬・育薬を担う医療人の育成を通じた大学間の連携)</p> <p>・社会人の学修ニーズに応える教育プログラム開発を支援する「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」(22年度予算額:4億円)、世界最高水準のソフトウェア技術者などを育成する先進的な取組を支援する「先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム」(22年度予算額:3億円)を実施。</p> <p>(取組例 社会人学び直し:結婚して退職した女性に対する、スキルアップや資格取得講座を通じた再就職の支援 先導的IT:社会的リスク軽減のための情報セキュリティ技術者・管理者育成)</p> <p>・履修証明制度の制度・運用を改善(再掲、320参照)</p>	<p>・複数大学が連携し、地域・社会の求める人材養成を支援する大学等連携事業(23年度予算額:21億円)を実施。 (前年同)</p> <p>・専修学校における単位制・通信制の導入を図るための省令等の改正を行ったところ(平成24年4月1日施行)。(再掲、324参照)</p>	<p>A:実施済みかつ成果あり</p> <p>【ボトルネック、解決策】 大学における社会人の学修ニーズにあった教育プログラムの開発・整備と、学修と職業の両立を妨げる時間的・経済的制約を克服することが必要であり、一層の取組促進のため、平成23年12月に省内に設置した大学改革タスクフォースにおいて、地域社会と大学のあり方を含む大学改革の諸課題について、中央教育審議会での審議状況なども踏まえつつ、検討。 ・専修学校における単位制・通信制の導入により、働きながら学ぶ社会人等の受入れが進むことが期待されることであり、2012年度より、制度導入の効果を実証(学習ユニット積み上げ方式の実証等)し、その成果を普及するなどの取組を行う。</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 社会人入学者数: ・大学への社会人入学者数(推計):4.5万人(策定時)→4.6万人(H23年度(一部、未調査の部分について、策定時の数を用いた暫定値)) ・専修学校での社会人受入れ総数:8万人(策定時)→11万人(23年度)</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
322 323	職業教育の質保証枠組みの パイロットプロジェクトの 開始  情報通信技術関連等主な職業分野に関する教育プログラムの開発	文部科学省 生涯学習政策局  関係省庁 総務省 情報流通行政局 情報通信利便促進課	実践キャリアアップ戦略専門 タスクフォース(平成22年8月 31日設置)において、大学・専 門学校等関係者や産業界から の参画を得て、実践キャリア・ アップ制度の対象業種として、 ①介護プロフェッショナル、② カーボンマネジャー、③食の6 次産業化プロデューサーを決 定。業種ごとにワーキング・グ ループを設置し、論点整理に ついて審議を行うとともに、専 門タスクフォースにおいて制度 全体の基本方針について審 議。これらの動きも参考にしつ つ、教育の質向上を含めた専 修学校教育の振興方策等に関 して報告を取りまとめ。	<総務省> ICTを必要とする幅広い分野の専門教育 成のための支援ツールとして、平成21年度 から「遠隔教育システム」を開発し、高等教 育機関で実証試験等を経て平成23年度末 に本システムが完成した。本システムの完 成後は、産業界と連携して本システムの高 等教育機関等への普及等を図ることによ り、産学によるICT人材育成の取組の支援 を推進する。  <文部科学省> また、平成23年度から、「成長分野等に おける中核的専門人材養成の戦略的推進」事 業において、専門学校等の教育機関や産 業界とが連携し、成長分野におけるモデル カリキュラム基準の策定や、「学習ユニット 積み上げ方式」等の学習環境の整備の方 向性を取りまとめたところ。(分野例:医療・ 福祉・健康、食・農林水産、IT等、クリエイ ティブ、環境・エネルギー、観光)。 なお、職業能力を客観的に評価する「キャ リア段位」制度の導入(「日本版NVQ」の創 設)について、介護、食の6次産業化、カー ボンマネジャーの三分野について、実践的 な職業能力の育成・評価システムの確立に 向け、具体的な能力評価基準等について、 大学・専門学校等関係者の参画を得て、検 討・策定を行っているところ、今後の教育プ ログラムの開発の参考とする。	<総務省> C:一部実施 【ボトルネック、 解決策】 産学による実践 的な人材育成を 効率的に進める ために、遠隔教 育システムの普 及等を図る必要 がある。  <文部科学省 > C:一部実施 【ボトルネック、 解決策】 平成23年度、各 産学官コンソー シアムにおいて 策定したモデル ・カリキュラム 基準等を、平成 24年度以降実 証していく必要 がある。	【2020年の成果目標の達成状況】 ・大学への社会人入学者数 :4.6万人(2011年度(一部、未調査の部分について、策定時の数を用いた暫定値)) ・専修学校での社会人受入れ総数 :11万人(2011年度)  【ボトルネック、解決策】 引き続き、大学・専修学校等における社会人の学修ニーズにあった教育プログラムの開発・整備を促進するとともに、関係機関や産業界との連携を強化することが必要である。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
324	専修学校への単位制・通信制の導入	文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課	・省内に設置した専修学校の振興方策等に関する調査研究協力者会議において、中央教育審議会の答申も踏まえつつ、専修学校における単位制・通信制の導入に係る制度設計試案をとりまとめ。	・専修学校における単位制・通信制の導入を図るための省令等の改正を行ったところ(平成24年4月1日施行)。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・専修学校における社会人受入れ総数:約11万人(2011年度)  【ボトルネック、解決策】 ・専修学校における単位制・通信制の導入により、働きながら学ぶ社会人等の受入れが進むことが期待される場所である。 2012年度より、制度導入の効果を実証(学習ユニット積み上げ方式の実証等)し、その成果を普及するなど、2020年度までに専修学校における受入れ数15万人の達成を目指す。	
325	「キャリア段位」制度(日本版NVQ)と大学・専門学校等の教育システムとの連携	内閣府政策統括官(経済財政運営担当) 文部科学省生涯学習政策局 厚生労働省職業能力開発局 経済産業省経済産業政策局	専門タスクフォース(平成22年8月31日設置)において、大学・専門学校等関係者や産業界からの参画を得て、実践キャリア・アップ制度の対象業種として、①介護プロフェッショナル、②カーボンマネジャー、③食の6次産業化プロデューサーを決定。業種ごとにワーキング・グループを設置し、論点整理について審議を行うとともに、専門タスクフォースにおいて制度全体の基本方針について審議。  <参考> ・WGは2010年度に計10回にわたり実施している。	各ワーキング・グループでの論点整理を踏まえ、専門タスクフォースにおいて制度全体の基本方針である「実践キャリア・アップ戦略基本方針」をとりまとめ(5月18日)。その後、各WG等において実践的な能力評価の基準や育成プログラムの認証基準等の具体的な検討を行った。  <参考> ・検討されている能力評価の基準等を実証するための事業を行い、この結果を踏まえ、基準等を確定していくこととしている。 ・WG等は2011年度に計29回にわたり実施している(3月22日現在)。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・2012年秋よりキャリア段位(レベル)の認定を開始することとしている。 ・大学への社会人入学者数:4.6万人(2011年度(一部、未調査の部分について、策定時の数を用いた暫定値)) ・専修学校での社会人受入れ総数:11万人(2011年度)  等  【ボトルネック、解決策】 ・当面は3分野の制度の立ち上げを進めるとともに、将来の対象分野の拡大を検討する。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
326	夏に会議を設置し、12月までに政府の対応をフォローアップ、結果を踏まえて提案、「新しい公共」円卓会議提案の着実な実現	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(総括担当)付	<p>・「新しい公共」円卓会議の後継会議として、2010年10月、引き続き総理主催の会議として「新しい公共」推進会議を設置。</p> <p>・「新しい公共」円卓会議の提案を着実に実現するため政府対応のフォローアップを実施(2010年9月、2011年1月)。</p> <p>・「新しい公共」推進会議において、2011年3月、情報開示・発信基盤整備の在り方に関するワーキンググループ報告を取りまとめ。</p> <p>・「新しい公共」円卓会議の提案等を踏まえ、平成22年度補正予算により、新しい公共支援事業を創設(予算額87.5億円)。</p>	<p>・「新しい公共」円卓会議の提案等を踏まえ、2011年6月、平成23年度税制改正により、所得税・個人住民税と併せて50%まで税額控除を可能とすること等を内容とする寄附税制の拡充を実現。また、同月、認証・監督事務の地方移管や仮認定制度の導入等を内容とする改正特定非営利活動促進法が成立。</p> <p>・「新しい公共」円卓会議及び「新しい公共」推進会議の提案を着実に実現するため、政府対応のフォローアップを実施(2011年7月、2012年1月)。</p> <p>・「新しい公共」推進会議において、2011年6月に「新しい公共」による被災者支援活動に係る制度等に関する報告を、7月に政府と市民セクターとの関係に関する報告をそれぞれ取りまとめ。</p> <p>・平成23年度3次補正予算により、新しい公共支援事業の被災3県の基金積み増し(8.8億円)等を措置。</p> <p>新しい公共支援事業については、平成23年度において、</p> <p>・①NPO等の活動基盤整備のための支援、②寄附募集支援、③融資利用の円滑化のための支援、④つなぎ融資への利子補給等を、47都道府県で実施。</p> <p>・⑤新しい公共の場づくりのためのモデル事業を、47都道府県で計505件実施。</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>1. 「新しい公共」への参加割合の拡大 2020年の成果目標は、国民生活選好度調査に基づく「新しい公共」への参加割合を、2010年の26%から約5割まで拡大させること。 「新しい公共」への参加割合は2011年は22%となっているが、「新しい公共」の取組は短期的に成果が表れるものではなく、中長期的に成果が着実に発現されるよう息長く取組を進めているところ。 「新しい公共」への参加促進については、新しい公共支援事業により、会計基準導入や情報開示等による団体の透明性の向上、寄附募集・融資利用に関する知識・能力の向上、地域課題解決のための協働の取組が進みつつある。なお、事業ガイドラインに基づき、各都道府県が23年度の成果を取り纏め中であり、これを踏まえ事業の具体的な成果等について評価することとしている。</p> <p>2. 国民の自発的な寄附の流れをGDP比で5～10倍増 2020年の成果目標は、個人寄附を、2009年の約1千億円(GDP比0.02%)から、6.5千億～1兆3千億円(GDP比0.1～0.2%)まで拡大させること。 2010年の個人寄附は約1.8千億円(GDP比0.04%)に増加。拡充された寄附税制が2011年の所得から適用されることや、改正特定非営利活動促進法の施行により2012年4月に仮認定制度が運用開始されることなどから、今後、こうした措置の効果の発現が期待される。 なお、23年度税制改正により導入された個人からの寄附に係る所得税の税額控除(平成23年分の所得から適用)の対象となる法人数は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定NPO法人:平成24年3月時点で246法人(平成22年4月時点では127法人)</li> <li>・公益社団・財団法人:平成24年3月時点で263法人</li> <li>・学校法人:平成24年3月時点で208法人</li> <li>・社会福祉法人:平成24年3月時点で101法人</li> <li>・更生保護法人:平成24年3月時点で46法人</li> </ul> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>・多くの国民による参加や自発的な寄附のもとで、「新しい公共」の活動が地域の中で幅広く広がっていくためには、上述の施策の効果が着実に発現されるよう息長く取り組んでいくことが必要。このため、新たな寄附税制の活用促進、改正特定非営利活動促進法の円滑な施行・周知、「新しい公共」の担い手による実際の活動の拡がり状況の確認及び必要な支援の見直し等について取り組んでいく。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
327	政府と市民セクター等との公契約や協約の在り方などを議論、民間提案型の業務委託、市民参加型の公共事業の導入	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(総括担当)付	<p>・2010年12月、「新しい公共」推進会議の下に、政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会を設置し、議論を実施。</p> <p>・「新しい公共」円卓会議の提案等を踏まえ、平成22年度補正予算により、民間提案型及び市民参加型の事業として、新しい公共支援事業を創設(予算額87.5億円)。</p>	<p>・2011年7月、「新しい公共」推進会議において、多様な「新しい公共」の担い手の参画、適切な公契約の実施等を内容とする「政府と市民セクターとの関係のあり方等に関する報告」をとりまとめ。関係省庁及び地方公共団体に対して同報告に記載された提案内容について周知。</p> <p>・平成23年度3次補正予算により、新しい公共支援事業の被災3県の基金積み増し(8.8億円)等を措置。</p> <p>・新しい公共支援事業では、全国各地域において市民参加の下で「新しい公共」の場づくりのためのモデル事業を推進するとともに、民間提案型の業務委託を41都道府県で実施。</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 ※「新しい公共」の成果目標の達成状況及びボトルネック・解決策については「326」を参照。</p> <p>・「新しい公共」推進会議で取り纏めた「政府と市民セクターとの関係のあり方等に関する報告」を踏まえ、新しい公共支援事業等において、「新しい公共」の担い手からの提案や市民参加を受け入れる形での事業実施スキームが導入されたところ。地域住民の積極的な参加・協力を得て、地域環境保全・まちづくり等の活動が実施されている。</p>	
328	平成23年春頃までに「安心・安全で持続可能な未来に向けた協働戦略」を策定し、実行	内閣府経済社会システム担当(総括)	社会的責任に関する円卓会議において、「安心・安全で持続可能な未来に向けた協働戦略」の策定に向けての検討を行い、平成23年3月23日に取りまとめた。	社会的責任に関する円卓会議において、平成23年3月23日「安心・安全で持続可能な未来に向けた協働戦略」に基づき取組を推進。	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 ※「新しい公共」の成果目標の達成状況及びボトルネック、解決策については「326」を参照。</p> <p>・「安心・安全で持続可能な未来に向けた協働戦略」において、協働の取組などが明確化されたことにより、各ステークホルダーが社会的に果たす責任についての意識向上や、持続的な協働の枠組みづくりに貢献している。</p>	



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
329	平成22～23年度にかけて消費者・市民教育モデル事業、地域円卓会議のモデル開催	内閣府経済社会システム担当(総括) 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課	平成23年2月22日、文部科学省、事業者団体、消費者団体を中心に平成22年度消費者教育フェスタを東京にて開催済。 平成23年2月18日、NPOを中心に「地域円卓会議in茨城」を水戸市にて開催済。	平成24年1月18日平成23年度消費者教育フェスタ(主催:文部科学省)を、社会的責任に関する円卓会議の協力を得て、東京にて開催済。 平成24年2月22～23日に、消費者・市民教育モデル事業の地方展開として「消費者教育フェスタinぎふ」(主催:文部科学省、共催:岐阜県、岐阜市、岐阜県教育委員会、岐阜市教育委員会)を、社会的責任に関する円卓会議の協力を得て、岐阜市にて開催済。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ※「新しい公共」の成果目標の達成状況及びボトルネック、解決策については「326」を参照。  ・2010～2011年度にかけて、消費者・市民教育モデル事業(消費者教育フェスタ)においては、のべ約1560人、地域円卓会議モデル事業においてはのべ約160人が参加した。こうした取組により、各地域においても、マルチステークホルダーによる課題解決に向けた意識醸成につながった。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
330	<p>事前チェック型から事後チェック中心の移行(認定NPO法人の認定基準における仮認定の導入等)</p> <p>具体的に制度設計し、平成23年度税制改正において実現</p>	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(「新しい公共」・市民活動促進担当)付	<p>2010年10月、税制調査会に市民公益税制PTが設置され、認定特定非営利活動法人等に係る税制上の措置について議論を開始し、同年12月に「市民公益税制PT報告書」がとりまとめられ、同月に、当該報告書の内容を盛り込んだ平成23年度税制改正大綱が決定された。</p>	<p>2011年6月、改正特定非営利活動促進法及び平成23年度分譲税制改正法により、以下の項目を主な内容とする認定特定非営利活動法人等に係る税制上の措置が講じられたところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●制度の使いやすさと信頼性向上のための見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動分野の追加</li> <li>・手続の簡素化・柔軟化</li> <li>・未登記法人の認証取消し</li> <li>・会計の明確化 など</li> </ul> </li> <li>●認定基準の緩和・仮認定制度の導入・認定等の効果の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>・PST基準の緩和(①～③のいずれか)(2011年6月から適用) <ol style="list-style-type: none"> <li>①寄附金が総収入に占める割合が1/5以上(現行)</li> <li>②各事業年度に3,000円以上の寄附を平均100人以上から受けること</li> <li>③事務所所在地の自治体の条例で個別指定を受けること</li> </ol> </li> <li>・設立5年未満の法人は、PST基準を免除した仮認定を受けることが可能に(経過措置:3年間は設立後5年以上の法人にも適用)(2012年4月から適用)</li> <li>・認定法人・仮認定法人への寄附者は所得税の所得控除と税額控除(地方税とあわせて寄附金額のうち2000円を超える額の最大50%)を選択可能に(2011年分から適用)</li> </ul> </li> <li>●法人関連の事務を地方自治体で一元的に実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2以上の都道府県にまたがる法人の認証事務を内閣府から地方自治体へ移管</li> <li>・認定事務も地方自治体で実施(現行の国税庁から変更)</li> <li>・段階的な監督の枠組み等の整備</li> </ul> </li> </ul>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 ※「新しい公共」全体の成果目標の達成状況及びボトルネック・解決策については「326」を参照。</p> <p>現在の特定非営利活動法人数と認証取消しの数の最近の推移については以下のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人数(累計) <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年2月末:36,826</li> <li>平成22年2月末:39,443</li> <li>平成23年2月末:42,120</li> <li>平成24年2月末:44,845</li> </ul> </li> <li>・認証取消し数(累計) <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年2月末:333</li> <li>平成22年2月末:477</li> <li>平成23年2月末:668</li> <li>平成24年2月末:960</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、寄附税制の対象となる認定特定非営利活動法人数は、平成24年3月時点で246法人(平成22年4月時点では127法人)。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
331	公益法人の認定等について、平成22年度以降の申請について、原則として認定等までの期間を4ヶ月以内に迅速化	内閣府大臣官房公益法人行政担当室	柔軟かつ迅速な審査に取り組む、特別な事情がある案件を除き、申請から4ヶ月以内に認定等を行っている。	平成23年8月に審査期間を4ヶ月とした標準処理期間を設定し、柔軟かつ迅速な審査に取り組んでおり、特別な事情がある案件を除き、申請から4ヶ月以内に認定等を行っている。	A:実施済み 成果あり	【2020年の成果目標の達成状況】 これまで、内閣府において、1,525件の処分を行い、新制度の公益法人となっている。また、都道府県では、3,560法人が公益法人となっている。(平成20年12月1日～平成24年3月31日) その結果、主務官庁の監督から離れ、幅広い分野でそれぞれの創意工夫により自由に活動を行っているとともに、以前の公益法人制度では、従来の社団・財団法人のうち特定公益増進法人は約900法人のみ(平成20年12月1日現在)が税制優遇の対象であったが、新公益法人制度に移行することにより、より多くの法人が税制優遇の対象法人となり(全国で5,085法人(平成24年4月1日現在))、全国の公益法人が年間合計で約914億円(公益法人行政担当室による集計(平成23年11月9日現在))の寄附を受け、それぞれの専門分野における公益活動を推進している。 また、多くの特例民法法人が、事業年度を4月から3月としており、公益法人もしくは一般法人へ移行する際は、分ち決算(※)が必要ない4月1日に移行登記することを希望していたことから平成24年4月1日の移行を希望する法人からの申請は特に配慮し、原則4か月以内に認定等を行うとする審査の迅速化を通じて、特別な事情がある案件(約5%)を除き法人の希望通りに認定等を行った。 平成25年11月30日の移行期間終了に向けて、内閣府への申請が想定される法人のうち、約6割からの申請が行われているが、今後も、移行期間中に確実に移行申請を行えるよう、相談会や各種広報等を通じて働きかけていくこと等、新しい公共の主要な担い手である公益社団・財団法人が活躍できる環境整備を行ってまいりたい。 ※4月1日登記できない場合は、特例民法法人及び移行法人の双方で決算手続が必要となり、より多額の決算コストを要するという事情がある。	
332	社会イノベーションを促進するための必要な規制改革及び公的支援等を一体として実施する地域活性化総合特区等の検討  広く提案募集を行い、検討の場を設けて新たな法制化を含む具体的な制度設計を推進、具体的内容及び実施地域等を決定	内閣官房地域活性化総合事務局  内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会システム担当)	2月 総合特別区域法案(国際戦略総合特区及び地域活性化総合特区)の提出  ・「新しい公共」支援事業において、地域の諸課題の解決を図るための「社会イノベーション推進のためのモデル事業」の対象地域として、大阪府豊中市等全国5地域を選定。	6月 総合特別区域法の成立 8月 法律及び政省令の施行 総合特別区域基本方針の閣議決定 9月 総合特別区域第1次指定申請の受付 12月 総合特別区域の指定(地域活性化総合特区26箇所) 1月 国と地方の協議実施(実施中) 3月 地域活性化総合特区11箇所所の総合特別区域計画の認定 第2次指定申請の受付  ・「社会イノベーション推進のためのモデル事業」実施地域において事業を実施中(平成24年度まで)	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・平成23年9月までに全国から広く提案募集を行い、国際戦略、地域活性化合わせ88件の総合特区指定申請がなされたところ。 ・12月にはこのうち国際戦略総合特区として7箇所、地域活性化総合特区として26箇所を総合特別区域として指定。 ・今後、各地域が求める規制改革等の具体的内容を国と地方が協議し、社会イノベーションを促進するための必要な規制改革及び公的支援を実施していく。	指定を受けた33箇所について、今後各地域が求める規制の特例措置等の実現に向け、国と地方の協議会等での協議を通じ、その実現に向けた取り組みを推進していく。

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
333	「熟議」に基づく政策形成を先行的に実施するとともに市町村等の取組も支援、先行事例により得られた知見を踏まえ、「熟議」に基づく政策形成を政府内で浸透させるとともに、引き続き支援	文部科学省生涯学習政策局政策課	<p>◆「熟議」に基づく政策形成を先行的に実施するとともに、市町村等の取組も支援</p> <p>・熟議の取組は、中央教育審議会等における専門家による検討の場に合わせ、車の両輪として、当事者による熟議に基づく意見を踏まえ、政務三役にて政策決定を行うという政策形成の新機軸として、文科省政策形成エンジン「熟議カケアイ」サイト上で行う熟議(以下「ネット熟議」という。)と対面で行う熟議(以下「リアル熟議」という。)を組み合わせで展開した。</p>	<p>◆先行事例により得られた知見を踏まえ、「熟議」に基づく政策形成を政府内で浸透させるとともに、引き続き支援</p> <p>・全国で実施されるリアル熟議の情報を「熟議カケアイ」サイト上で公開し、広報に協力。</p> <p>・同一のテーマについてリアル熟議とネット熟議を交互に行うことで、リアルとネットの利点をそれぞれに生かしつつハイブリッドに展開させる取組を約半年間かけて実施。</p>	<p>C:一部実施</p> <p>【ボトルネック、解決策】 リアル熟議、ネット熟議の実施者に対する支援等を実施し、民間団体等では熟議の文化が根付いてきたが、熟議に基づく政策形成を他省庁や政府全体に浸透させるには至っていない。 引き続き、文部科学省で熟議に基づく政策形成の実績と知見の蓄積を進め、関係省庁との連携を図っていく。 また、地域のリアル熟議では地域資源の活用や高齢者の地域参加等がテーマとなる熟議も増えつつあり、引き続きこれらの熟議に対しても支援を行っていく。</p>	<p>◆「新しい公共」への参加割合の拡大26%→5割</p> <p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・ネット熟議は2010年4月以降23のテーマで実施され、約3000人の会員から約15000件のコメントが寄せられている。また、「文部科学省への提案書」がサイト参加者により主体的にまとめられ、文部科学副大臣に直接手交されたとともに、中央教育審議会でも審議の材料として活用されているところである。</p> <p>・リアル熟議は2010年6月の本格展開以降、全国各地で170回以上開催され、8千人以上が参加する等、着実に全国の教育現場等の当事者に根付いてきている。また、文部科学省に報告された熟議以外にも、地元課題の解決等のために公民館において熟議が行われ、延べ4千人以上が参加するなど、活発な取組が行われており、熟議を通じた新しい公共への参加者が増加している。</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>・ネット熟議は、書き込みの多い深夜や週末への対応を含むファシリテートが容易ではないこと等により、リアル熟議の展開に比べネット熟議の活用がやや遅れている。このため、2012年度からは、リアル熟議主催者等に熟議カケアイ内の掲示板を開放し、地域の課題に関するネット熟議の実施や、リアル熟議のフォローアップへの活用を図ることとしている。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
334	「新しい公共」円卓会議の提案への政府の対応を踏まえ、平成23年度税制改正における実現に向け、税額控除の割合や対象法人、実施時期に関する検討など、具体的な制度設計を推進  具体的に制度設計し、平成23年度税制改正において実現	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(「新しい公共」・市民活動促進担当)付	2010年10月、税制調査会に市民公益税制PTが設置され、認定特定非営利活動法人等に係る税制上の措置について議論を開始し、同年12月に以下の項目を主な内容とする「市民公益税制PT報告書」がとりまとめられ、同月に、当該報告書の内容を盛り込んだ平成23年度税制改正大綱が決定された。  ・公益社団法人等に対するPST要件等の適用 ・所得税の税額控除制度の見直し ・認定要件の見直し ・新たな認定期間等 ・仮認定制度の導入 ・段階的な監督の枠組み等の整備	改正特定非営利活動促進法及び平成23年度分離税制改正法により、以下の項目を主な内容とする各法人に係る税制上の措置が講じられたところ。  【認定特定非営利活動法人】 ●制度の使いやすさと信頼性向上のための見直し ・活動分野の追加 ・手続の簡素化・柔軟化 ・未登記法人の認証取消し ・会計の明確化 など  ●認定基準の緩和・仮認定制度の導入・認定等の効果の拡充 ・PST基準の緩和(①～③のいずれか)(2011年6月から適用) ①寄附金が総収入に占める割合が1/5以上(現行) ②各事業年度に3,000円以上の寄附を平均100人以上から受けること ③事務所所在地の自治体の条例で個別指定を受けること ・設立5年未満の法人は、PST基準を免除した仮認定を受けることが可能に(経過措置:3年間は設立後5年以上の法人にも適用)(2012年4月から適用) ・認定法人・仮認定法人への寄附者は所得税の所得控除と税額控除(地方税とあわせて寄附金額のうち2000円を超える額の最大50%)を選択可能に(2011年分から適用)  ●法人関連の事務を地方自治体で一元的に実施 ・2以上の都道府県にまたがる法人の認証事務を内閣府から地方自治体へ移管 ・認定事務も地方自治体で実施(現行の国税庁から変更) ・段階的な監督の枠組み等の整備  【公益社団・財団法人等】 PST基準を満たした公益社団・財団法人等への寄附者は所得税の所得控除と税額控除(地方税とあわせて寄附金額のうち2000円を超える額の最大50%)を選択可能に	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ※「新しい公共」全体の成果目標の達成状況及びボトルネック・解決策については「326」を参照。  国民の自発的な寄附の流れをGDP比で5～10倍増 2020年の成果目標は、個人寄附を、2009年の約1千億円(GDP比0.02%)から、6.5千億～1兆3千億円(GDP比0.1～0.2%)まで拡大させること。 2010年の個人寄附は約1.8千億円(GDP比0.04%)に増加。拡充された寄附税制が2011年の所得から適用されることや、改正特定非営利活動促進法の施行により2012年4月に仮認定制度が運用開始されることなどから、今後、こうした措置の効果の発現が期待される。  なお、寄附税制の対象となる認定特定非営利活動法人数は、平成24年3月時点で246法人(平成22年4月時点では127法人)。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策									
335	NPOバンクに対する総量規制及び指定信用情報機関の使用・情報提供義務等の適用除外の措置	金融庁 総務企画局 企画課	「新しい公共」を支える金融スキームの拡充に向け、規制改革の一環としてとりまとめ、行政刷新会議に2010年6月15日に報告し、同月18日「規制・制度改革に係る対処方針」において閣議決定。2010年6月18日の改正貸金業法の完全施行と同時に措置(関係府令の改正)を実施。	(2010年度に実施済)	A:実施済かつ 成果あり	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>2011年3月末現在、貸金業登録を受けた非営利特例対象法人(いわゆるNPOバンク)数は14法人、貸付残高は7.7億円となっている。そのうち、更に一定の要件を満たすことにより、総量規制等の適用除外を受けている特定非営利金融法人の数は8法人、貸付残高は6.7億円となっている。</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>法人数</td> <td>貸付残高</td> </tr> <tr> <td>2010年3月末</td> <td>3(-)</td> <td>0.2億円(-億円)</td> </tr> <tr> <td>2011年3月末</td> <td>14(8)</td> <td>7.7億円(6.7億円)</td> </tr> </table> <p>※貸金業法上、2009年6月18日以降、貸金業者のうちいわゆるNPOバンクを非営利特例対象法人として分類。なお、カッコ内は特定非営利金融法人に係る数字である。 (出典)金融庁調べ</p>		法人数	貸付残高	2010年3月末	3(-)	0.2億円(-億円)	2011年3月末	14(8)	7.7億円(6.7億円)	-
	法人数	貸付残高														
2010年3月末	3(-)	0.2億円(-億円)														
2011年3月末	14(8)	7.7億円(6.7億円)														
336	一定の要件を満たす貸付事業を行う地域生協について県域規制を緩和	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 消費生活協同組合業務室	・貸付事業を行う地域生協については、地方公共団体の協力を得るなど一定の要件を満たせば隣接都府県までの区域拡大ができるよう省令の改正を行った。(2010年5月21日)	特になし	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・「消費者信用生活協同組合」は岩手県全域を活動区域としていたが、青森県全域にも拡大 (2011年8月9日認可)</p>	-									

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
337	NPO等を支える小規模金融制度の見直し等(日本政策金融公庫によるNPO等向け融資の普及を図る)	経済産業省 地域経済産業局 地域経済産業グループ 立地環境整備課  関係省庁 財務省 大臣官房 政策金融課	<p>○【経産省】日本政策金融公庫の「企業活力強化貸付(地域活性化・雇用促進資金)社会貢献型事業関連」の制度の取扱期間を延長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本政策金融公庫によるNPO等を含むソーシャルビジネスを行う事業者に対する融資制度</li> <li>・「第三者(中核的支援機関)からの協力・助言を得て、社会性要件及び収益性要件を満たす事業計画を策定し、その事業計画に基づき、社会に貢献する事業を行う者」に対して、運転資金、設備資金の融資を行う。</li> </ul> <p>○【財務省】日本政策金融公庫(国民生活事業)におけるNPO向け融資実績の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公庫のNPO法人向け融資が3期連続増加にある状況をプレス発表し、公庫の支援姿勢を明示するとともに公庫融資の普及を図った。</li> <li>・都道府県のNPO担当部局に対しNPO向け貸付実績を送付し、公庫融資の普及を図った。</li> </ul> <p>※日本公庫におけるNPO法人向け融資実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20年度:269件 15.9億円</li> <li>・21年度:312件 19.5億円</li> <li>・22年度:384件 27.4億円</li> </ul>	<p>○【経産省】日本政策金融公庫の「企業活力強化貸付(地域活性化・雇用促進資金)社会貢献型事業関連」の制度を拡充(貸付利率の引下:平成24年4月実施)</p> <p>○【財務省】日本政策金融公庫(国民生活事業)におけるNPO向け融資実績の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度に引き続き、公庫のホームページ・フォーラム等を通じて、公庫のNPO向け融資実績や各種融資制度の広報を実施し、公庫融資の普及を図った。</li> <li>・都道府県のNPO担当部局等関係機関への書面送付により、公庫融資の普及を図った。</li> </ul> <p>※日本公庫におけるNPO法人向け融資実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・23年度(4~12月末):407件 20.5億円(前年同期比136%)</li> </ul>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>○2010年の個人寄附は約1.8千億円(GDP比0.04%)に増加。いわゆるソーシャルビジネスの担い手であるNPO法人向けの日本政策金融公庫融資により、NPOに対する更なる支援を行った結果、数値による把握は困難であるものの、これらのNPOの活動により地域における社会構造問題の解決がさらに促進されることなどから、今後、こうした措置の効果の発現が期待される。</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>○ソーシャルビジネスの資金調達ニーズが高い中、日本公庫のNPO向け融資制度の知名度は高くないのが現状であり、制度の利用を促し融資実績を伸ばすために、引き続き融資制度の周知活動を行う必要がある。</p>	<p>○日本公庫の「企業活力強化貸付(地域活性化・雇用促進資金)社会貢献型事業関連」の貸付利率が平成24年4月から引き下げられたことについての周知活動を行い、同制度の利用促進を図る。</p>

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
338	NPO等の新しい公共の担い手を、企業による社会的取組と連携し、資金供給や活動基盤の面から一体的に支援	内閣府 政策統括官 (経済社会システム担当)付 参事官(社会基盤担当)	<p>・都道府県が、NPO等の民間非営利組織に対して以下の事業を実施し、活動の阻害要因を解決する「新しい公共支援事業」(平成24年度末までの基金事業)を創設(平成22年度補正予算87.5億円)。</p> <p>① NPO等の活動基盤整備のための支援 ② 寄附募集支援 ③ 融資利用の円滑化のための支援 ④ (行政機関から業務委託を受けるNPO等に対する)つなぎ融資への利子補給 ⑤ 新しい公共の場づくりのためのモデル事業(多様な担い手が協働し、地域の諸課題の解決を図る取組)等</p>	<p>・東日本大震災被災地域等において、「新しい公共」の担い手による支援拠点の整備、地域づくりなどの取組を支援するため、新しい公共支援事業交付金の岩手・宮城・福島県への基金の積み増しを実施(平成23年度第3次補正予算8.8億円)。</p> <p>・①NPO等の活動基盤整備のための支援、②寄附募集支援、③融資利用の円滑化のための支援、④つなぎ融資への利子補給等を、47都道府県で実施。</p> <p>・⑤新しい公共の場づくりのためのモデル事業を、47都道府県で計505件実施。</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 ※「新しい公共」全体の成果目標の達成状況及びボトルネック・解決策については「326」を参照。</p> <p>・会計基準導入や情報開示等によるNPO等の透明性の向上、寄附募集・融資利用に関する知識・能力の向上、地域課題解決のための協働の取組が進みつつある。なお、事業ガイドラインに基づき、各都道府県が23年度の成果を取り纏め中であり、これを踏まえ事業の具体的な成果等について評価することとしている。</p> <p>・なお、東日本大震災への対応として、以下のような取組について支援を行ったところ。 (実施件数) 岩手県:10件、宮城県:17件、福島県:10件、その他の県:59件 (具体的事例) ・買い物バスの運行(仮設住宅等の生活環境改善)(岩手県) ・仮設住宅団地でのコミュニティ形成支援(自治・自立の推進)(宮城県) ・子どもの外遊び支援(放射線への対応)(福島県) ・交流施設の運営・情報提供(県外避難者の支援)(新潟県)など。</p>	
339	ソーシャルビジネス事業者への金融支援促進	経済産業省 経済産業政策局地域経済産業グループ 立地環境整備課	<p>・平成22年度地域経済産業活性化対策調査(ソーシャルビジネス支援環境整備調査事業)の一環として、SBを金融支援するに当たり、具体的に社会性等をどう評価をするべきか、有識者の知見を活用しつつ、事業者等へのヒアリングを通じて取りまとめ。</p> <p>・また、平成22年度地域新成長産業創出促進事業(ソーシャルビジネス/コミュニティビジネス連携強化事業)の一環として「ソーシャルビジネス推進研究会」を開催し、全国の信用金庫、信用組合、労働金庫のSB向けの支援状況や、今後の資金調達支援の在り方について取りまとめ。</p>	<p>・平成22年度の「ソーシャルビジネス推進研究会」での議論を踏まえ、平成23年度地域新成長産業創出促進事業(企業連携支援機能強化事業)の一環として、SBに対する資金調達支援等のノウハウを持つ中間支援機関を育成。</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 平成23年度の事業により、中間支援機関を21団体育成し、SBに対する資金調達支援等のノウハウを持つ中間支援機関の全国的な普及展開に貢献した。</p> <p>【ボトルネック、解決策】 SBの資金調達支援のニーズが高い中、全国的には、まだ資金調達支援を行うことができる中間支援機関が少ないのが現状であり、引き続き、同機関の育成が必要である。</p>	引き続き、SBに対する資金調達支援等のノウハウを持つ中間支援機関を育成していく。



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
340	・地域金融を活用したファンドを通じた、「地域の志ある投資」の促進を年内を目途に検討等	国土交通省 国土政策局 地方振興課  金融庁 総務企画局 企画課信用 制度参事官 室  関係省庁 内閣府 政策統括官 (経済社会 システム担 当)付	・国土審議会政策部会国土政策検討委員会「新しい公共検討グループ」において、「地域の志ある投資」の促進に向けた検討・議論が行われ、2011年2月に最終報告が取りまとめられた。	・国土政策検討委員会における最終報告を踏まえ、国交省、金融庁等が連携し、「地域の志ある投資」を促進する支援制度の方向性等について更なる検討を行った。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 寄付の最終的な受け皿となる「新たな公」による地域づくり活動参加率(一般国民を対象としたアンケート調査において、「活動に参加している」と回答した一般国民の割合)では、2009年度は33.9%、2010年度は5.3%増の39.2%となっている。  【ボトルネック、解決策】 「新しい公共」の担い手による地域づくり活動の促進を資金面から支援するためには、現状のコミュニティファンドに対する認知度や信頼性の低さが課題であり、それらを向上させる必要がある。	2012年度以降に、コミュニティファンドに対する認知度や信頼性の向上を目的とした認定制度の創設等の検討を行う。
341	自殺に対する対策強化、生活保護受給者や若年無業者の自立支援、ひきこもりの社会参加支援	内閣府政策 統括官(共 生社会政策 担当)付参 事官(自殺 対策担当)	○2010年の自殺者数を可能な限り減少させるため、「自殺対策タスクフォース」を設置(平成22年9月7日)・開催(平成22年9月7日・11月24日・2月9日)・設置期限の延長(平成24年3月31日まで) ○「年内に集中的に実施する自殺対策の取組について」を自殺対策タスクフォースにおいて決定(平成22年9月7日) ○「自殺予防週間」(9月10日～16日)の実施 ○「自殺対策強化月間」(3月)の実施 ○平成21年度補正予算で造成された地域自殺対策緊急強化基金(平成23年度までの3か年、総額100億円)を通じ、地域の実情を踏まえた取組を推進 ○平成24年度春を目途に、自殺総合対策大綱の案の作成を行う。	○「自殺対策タスクフォース」の開催(7月4日・2月22日)・設置期限の延長(平成25年3月31日まで) ○「自殺予防週間」(9月10日～16日)の実施 ○「自殺対策強化月間」(3月)の実施 ○平成23年度第3次補正予算により地域自殺対策緊急強化基金について37億円の積み増しを計上し、24年度まで期限を延長 ○「自殺総合対策大綱」の改定に向けた検討に着手。 ○自殺対策推進会議で現大綱に基づく施策を把握し、意見をとりまとめ ○平成24年春を目途に策定する新たな自殺総合対策大綱において、政府と地方公共団体、関係団体、民間団体等との協働を一層進めるため、官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チームを設置(平成23年11月29日)・開催(11月29日・12月21日・1月26日・3月27日)	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 平成23年1月～12月累計自殺者数(確定値)は30,651人(対前年比-1,039人、-3.3%)となっている。 平成24年に改正する新たな自殺総合対策大綱の下、国、地方公共団体、民間団体で協議し、引き続き総合的に取り組んでいく。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
341	自殺に対する対策強化、生活保護受給者や若年無業者の自立支援、ひきこもりの社会参加支援	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課	<p>「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム」において、自殺の実態の把握や、より実効性の高い自殺対策について検討を行い、平成22年5月に悩みがある人を支援につなぐ「ゲートキーパー機能の充実や、職場におけるメンタルヘルス対策など、厚生労働分野において今後重点的に講ずべき対策をとりまとめた。</p> <p>・みんなのメンタルヘルス総合サイトを開設した。</p> <p>・精神保健医療施策の充実のための検討を行った。(平成22年6月:アウトリーチ支援実現に向けた考え方をとりまとめ)</p>	<p>・精神障害者アウトリーチ推進事業を実施した。(7億円、15府県、24機関)</p> <p>・みんなのメンタルヘルス総合サイトの内容を充実させた。</p> <p>・精神保健医療施策の充実のための検討を引き続き行った。(来年の通常国会に法案を提出することを目指す。)</p> <p>・地域自殺対策緊急強化基金(平成23年度7.5億円)において、一般かかりつけ医と精神科の連携強化のための会議(110か所)や一般かかりつけ医から精神科医への紹介システムの構築(17か所)を実施した。</p>	<p>B:実施済</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>引き続き精神保健医療の充実のための検討を行う。</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・精神障害者アウトリーチ推進事業を実施し、在宅生活の継続や病状の安定を支援した。(7億円、15府県、24機関)</p> <p>・地域自殺対策緊急強化基金(平成23年度7.5億円)において、一般かかりつけ医と精神科の連携強化のための会議(110か所)や一般かかりつけ医から精神科医への紹介システムの構築(17か所)を実施し、精神科医療が必要な人が精神科医療を受診できるよう、支援体制の確保を図った。</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>自殺対策については、内閣府をはじめとする関係省庁と連携して、政府として取組を進める必要。</p>	
		厚生労働省社会・援護局保護課	<p>福祉事務所に就労支援員を配置するとともに、自治体とハローワークが連携して就労支援を実施。また、自治体において自立支援プログラムを策定し、生活保護受給者の状況に応じた就労・自立に向けた計画的、効果的支援を実施。</p>	<p>福祉事務所の就労支援員、ハローワークの就職支援ナビゲーターを増配置するとともに、地方公共団体とハローワークとが協定を締結し、チームを構成して一体となった就労支援を実施。また、就労による自立が容易でない高齢者等の生活保護受給者の社会的自立を推進するため、社会福祉法人等との協働により、ボランティア等の社会貢献活動や就労体験等を行う場を拡大する取組を実施。</p>	<p>C:一部実施</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>厳しい経済情勢や高齢化の進展等を反映して、失業したため生活に困窮した者や就労による自立が容易でない高齢者等が増加しているため、就労支援等により自立に向けた取組をさらに強化する必要がある。また、より実効性のある第2のセーフティネットの構築に向けた生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて総合的に取り組むための生活支援戦略を策定する。</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>自立支援プログラムのうち就労支援プログラムにより、88,631人を対象に支援し、31,463人が就労・増収した結果、約105億円の効果額(推計)があった。(平成22年度)</p> <p>※就労支援プログラムのうち、ハローワークが地方公共団体と一体となって就労支援を行う「福祉から就労」支援事業について、平成23年度は、支援対象者数4万人強、就職者数2万人強と、前年度の約2倍の実績を見込んでいる(支援対象者には、住宅手当受給者など生活保護ポーター層を含む)。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
		厚生労働省 職業能力開発局キャリア形成支援室	(実施すべき事項) 地域若者サポートステーション事業の拠点の整備、機能の充実 ・拠点の整備:92か所→100か所 ・機能の充実:高校中退者等を対象としたアウトリーチ(訪問支援)による学校教育からの円滑な誘導、学力を含む基礎力向上に向けた継続的支援を実施。	(実施すべき事項) 地域若者サポートステーション事業の拠点の整備、機能の充実 ・拠点の整備:100箇所→110箇所 ・機能の充実:前年度に引き続き、アウトリーチ(訪問支援)による支援窓口への誘導体制の整備をする、学力を含む基礎力向上に向けた学習支援や生活習慣、コミュニケーション能力向上のための支援を内容とする継続的支援事業を拡充して実施。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 ・9,765人(2011年4月～2012年1月の実績) (2020年度の成果目標) 2011年度から2020年度の地域若者サポートステーション事業によるニートの就職等進路決定者数:10万人	
		厚生労働省 社会・援護局 総務課	2009年度より「ひきこもり対策推進事業」を開始し、各都道府県・指定都市にひきこもり対策を推進するための核となる「ひきこもり地域支援センター」を整備し、各関係機関の連携強化を図るとともにひきこもりに特化した第1次相談窓口としての機能を整備することとした。	「ひきこもり地域支援センター」において、より効果的、実践的な支援を行うためにアウトリーチ(家庭訪問による相談支援)を拡充した。	C:一部実施	【ボトルネック、解決策】 「ひきこもり地域支援センター」未設置の都道府県・指定都市に対しては、その課題を把握した上で協議を行い、設置を促進する。 【2020年の成果目標の達成状況】 ・2011年度末において、全国34ヶ所の「ひきこもり地域支援センター」の設置を完了。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
342	高齢単身世帯の見守り・地域生活支援	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課	<p>・支援が必要な高齢者等の地域生活を、社会福祉協議会や民生委員、ボランティア、民間事業者等が行政と連携して支える地域づくりのモデル事業、「安心生活創造事業」を実施。</p>	<p>・地域づくりのモデル事業として「安心生活創造事業」を引き続き実施。</p> <p>・孤立死の事例を受け、地方自治体に対して通知を出し、電気、ガス会社等の事業者との連携強化を徹底するとともに、新たに地方自治体の福祉担当部局に情報を一元的に受け止める体制を構築するよう要請。</p>	<p>C:一部実施 【ボトルネック、解決策】 安心生活創造事業等を継続して実施し、一人暮らしの高齢者や障害者等であって福祉制度からもれる者であっても、住み慣れた地域において継続して安心した生活を営むことができるような体制整備に取り組む。また、孤立死の事例が報告された市町村での検証結果や地域での効果的な情報連携を実施している市町村の事例の収集を進め、速やかに地方自治体に周知を行う。</p>	<p>○安心生活創造事業を全国58市区町村で実施。 【取組例】 〈対象者のもれない把握に向けた取組み〉 ・住民自治組織のメンバーが主体となって生活実態調査を実施。調査から個別訪問を希望された方の自宅を社会福祉士が訪問。 〈見守り体制づくり〉 ・自治会長や民生委員などで見守りチームを構成するとともに、住民ボランティアのほか、新聞配達員、水道メーター検針員、乳酸菌飲料販売員等と連携し、新聞や郵便物がたまっている等の異常があれば通報し、安否確認を行う仕組みを創設。 〈自主財源の確保〉 ・農家や福祉作業所等と連携し、地域の特産品を活用した製品を製造。売り上げの一部を事業費に充てる。</p> <p>○通知を受けた孤立死防止の取組み例 ・福祉関係者とライフライン事業者や運送業、商店などとの連絡・連携体制を構築するため、「地域安心ネットワーク会議」を開催。 民間主体の活動と行政とが有機的に連携する仕組みについて検討を開始。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
343	刑務所出所者等の社会復帰支援	<p>&lt;全体&gt; 法務省大臣官房秘書課政策評価企画室</p> <p>&lt;施設内処遇関係&gt; 法務省矯正局総務課</p> <p>&lt;社会内処遇関係&gt; 法務省保護局総務課</p>	<p>・2010年8月31日に、法務省において「再犯防止施策の今後の展開～就労・福祉による社会復帰支援を中心として～」(中間取りまとめ)を策定、公表。</p> <p>・2010年9月1日に「再犯防止対策関係省庁連絡会議」が設置され、同年12月7日に同会議において「再犯防止施策の今後の展開－現状の課題と施策実現に向けた取組の方向性－」を取りまとめ。</p> <p>・2010年12月14日に開催された犯罪対策閣僚会議(第16回)において、再犯防止対策ワーキングチームを設置。</p> <p>・2011年2月18日、再犯防止対策ワーキングチーム第1回会合を開催。</p>	<p>・計3回(第1回:2011年3月11日、第2回:同年4月15日、第3回:同年7月6日)の再犯防止対策ワーキングチーム幹事会において、有識者ヒアリングの実施も含めた検討を実施。</p> <p>・関係省庁間の調整を経て、2011年7月14日に開催された再犯防止対策ワーキングチーム第2回会合において「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」(以下「当面の取組」という。)を策定し、犯罪対策閣僚会議(第18回)において報告。</p> <p>・現在、「当面の取組」に盛り込まれた各施策の着実な実施に向けて取組を進めるとともに、総合的かつ中長期的な取組について検討を進めているところ。</p>	<p>C:一部実施(工程表の一部を実施したが、全ては実施できていない。)</p> <p>工程表に沿って着実に実施しているものの、本来的に、中長期的な視点に立って継続的に実施する必要のある政策課題であるため、その全ては実施できていない。</p> <p>【ボトルネック、解決策】 刑務所出所者等の社会復帰支援を含めた再犯防止対策は、ひとたび犯罪に陥った人を社会内で孤立化させず、社会全体の連帯の中で見守り支えていくことが必要であり、さらに、その過程を通じ、犯罪により生じた被害を可能な限り回復することを追求するという観点からも、短期間には実現し得ない政策課題である。</p> <p>また、刑務所出所者等が再犯に陥る環境要因等を調整するに止まらず、その考え方や行動の変容を働き掛けること、それを支える社会内の仕組みを創り出すことなどが求められることから、中長期的な視点に立って継続的に実施する必要がある。</p>	<p>・新成長戦略上の成果目標:幸福度の低い人の割合を減らす、幸福感 平均6.5点を引き上げる。</p> <p>・刑務所出所者等の社会復帰支援も含めた再犯防止対策については、2012年年央を目的に策定される「再犯防止に向けた総合対策」(仮称)により、今後、その成果・効果の定量的な把握が可能となる予定であり、現在、同施策に係る成果目標は設定されていない。</p> <p>・個別の施策に係る目標・指標(実績値)のうち主なものは以下のとおり。 【就労支援対策の充実・強化】 ・刑務所出所者等であることを理解した上で雇用に協力する事業主の数:対前年度増(2009年:7,749、2010年:8,549、2011年:9,346 ※各年4月1日現在の状況) ・2012年の刑事施設出所者に対する就労支援スタッフ等による就労支援実施人員の割合:対前年増(2009年:6.9%、2010年:9.2%、2011年:11.0% ※実績値) ・2012年の少年院在院者に対する就労支援スタッフ等による就労支援実施人員の割合:対前年増(2009年:23.5%、2010年:23.8%、2011年:19.2% ※実績値) 【民間団体と連携した帰住先の確保】 ・更生保護施設や更生保護施設以外の宿泊場所における受入人員:対前年増(2010年:9,532人、2011年(速報値):9,872人)</p>	<p>・「当面の取組」に盛り込まれた施策を着実に実施。</p> <p>・①再犯防止のための総合的かつ中長期的な取組の推進、②刑務所出所者等の再犯要因分析に基づく施策の重点実施及び③可能な限り具体的な目標設定及び目標達成のための仕組みづくりを目的とし、「再犯防止に向けた総合対策」(仮称)を2012年年央に策定予定。</p>

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
344	「食」を軸とした地域コミュニティの再生 (政府だけでは解決できない社会的諸課題に対して、様々な主体が参画し、協働して国民のニーズにきめ細かに対応することで解決)	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課	「食」を軸とした地域コミュニティ再生に係る国による支援の仕組みを検討。	農林漁業者、地域住民やNPO法人等が参画した集落ぐるみの地域づくりや都市農村交流の取組を支援する「食と地域の交流促進対策交付金」を創設するとともに、東日本大震災からの復興のために「人と人の絆をいかけた地域づくりの取組や応援ボランティアとのマッチングを支援する「食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業」を創設。	B:実施済	農林漁業者、地域住民やNPO法人等の地域主体の活動による観光と連携した都市農村交流や子どもの農山漁村宿泊体験等を通じて、地域コミュニティの再生に貢献。また、東北を中心に復興ツーリズム、コミュニティビジネスの創出や応援ボランティア活動等を通じて、地域コミュニティの再生に貢献。全国約750地区で取組を実施。  【ボトルネック】 農林漁業者、地域住民やNPO法人等多様な主体が参画した集落ぐるみの地域づくりや都市農村交流の取組を推進するため、「食」を軸とした農山漁村の再生・地域活性化に係る関係府省との連携強化を図りつつ、所得機会の確保、定住の促進など地域コミュニティの再生に向けた総合的な取組を進めていく必要。 また、多様な主体による地域づくりや交流を促進するため、高齢農家の継続的居住やその子弟等様々な人材の帰村への対応や都市部を中心とした、教育、福祉や福利厚生等を目的とする多様な農園利用拡大の検討などが必要。	2010年12月に策定した「『食』に関する将来ビジョン」について、2011年10月に食と農林漁業の再生推進本部で決定した「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を踏まえ、2012年度見直しを行う予定であり、その際に、関係府省との連携を図りつつ、農林漁業者、地域住民やNPO法人等の多様な主体が参画した「食」を軸とした地域コミュニティの再生への支援の観点も重視。
345	全世代にわたるボランティア機会の拡大	内閣府男女共同参画局 総務課	平成22年度においては、女性の個人及び女性団体・グループを対象とした「女性のチャレンジ賞(男女共同参画担当大臣賞)」4件、団体・グループを対象とした「女性のチャレンジ支援賞(男女共同参画担当大臣賞)」1件、特に当年度テーマ「新しい公共」の観点から、女性の個人及び女性団体・グループを対象とした「女性のチャレンジ賞特別部門賞(男女共同参画担当大臣賞)」3件の表彰を行ったところである。	平成23年度においては、女性の個人及び女性団体・グループを対象とした「女性のチャレンジ賞(男女共同参画担当大臣賞)」4件、団体・グループを対象とした「女性のチャレンジ支援賞(男女共同参画担当大臣賞)」1件、特に当年度テーマ「地域を変える女性の力」の観点から、女性の個人及び女性団体・グループを対象とした「女性のチャレンジ賞特別部門賞(男女共同参画担当大臣賞)」3件の表彰を行ったところである。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 この表彰は地域等における男女共同参画への取組を行っている者に対しては自らの活動が国に評価されること自体が大きな励みとなるとともに、一般国民に対しこのような形でロールモデルを示すことを通じて、男女共同参画に係る潜在的な活動参加者を掘り起こすことができたことが成果と考えられる。  【ボトルネック、解決策】 ボトルネック:地方公共団体等、推進母体における本表彰の趣旨に対する理解が不十分となり、候補者の安定的な質を必ずしも確保することができないおそれがある。 解決策:地方公共団体等、推薦母体に対して趣旨を周知徹底する。	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
346	子ども・子育て施策の現金給付と現物給付の組み合わせ等を含め、市町村の裁量で一体的な提供をする仕組みの検討	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子化対策担当) 関係省庁総務省自治財政局調整課 文部科学省 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室	子ども・子育て新システム検討会議の下で検討を開始。	子ども・子育て新システム検討会議のもとで検討を進め、平成24年3月2日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等を決定し、給付や事業の実施に必要な費用について、それぞれの給付・事業の性格に応じて、包括的に国庫負担及び国庫補助を行う(法令上及び予算上は区分)ことを政府の方針として固めた。  上記決定に基づき、法案作成作業を進め、同年3月30日に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を、税制抜本改革関連法案とともに国会へ提出した。	C:一部実施 (新システムに伴う子ども・子育て包括交付金の導入については、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行する。) ・子ども・子育て新システム検討会議で検討を行った結果、市町村計画に盛り込まれた児童手当、こども園給付及び地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業の実施に必要な費用について、それぞれの給付・事業の性格に応じて、包括的に国庫負担及び国庫補助を行うこととし、「子ども・子育て包括交付金(仮称)」と総称することとした。 (ただし、法令上及び予算上は区分することとした。)  【ボトルネック・解決策】 平成24年通常国会への法案提出を目指してきたところ、3月30日に予定通り法案を国会に提出した。	【2020年の成果目標の達成状況】 ・法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議や国の基本指針など可能なものから段階的に実施するとともに、地方公共団体を始めとする関係者とも丁寧な意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行う。  ・新システムは社会保障・税一体改革大綱において示された消費税の引き上げの時期や、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に要する期間なども考慮しつつ、恒久財源を得て早期に本格実施する。  子ども・子育て包括交付金については、子ども・子育て新システムの内容のひとつとして、恒久財源を得ることを前提に、政令で定める日から施行することとしている。  ※子ども・子育て新システム等を通じた数値目標  ・3歳未満児の保育利用率 2012年度 → 2017年度末 27%(86万人) → 44%(122万人)	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
347	有識者からなる研究会を立ち上げ、幸福度について調査研究を推進、政策効果と関連指標の関係等を検証しつつ、関連指標の統計の整備と充実を図る。	内閣府経済社会総合研究所 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(総括担当)付	<p>・「幸福度に関する研究会」を立ち上げた。</p> <p>(開催状況) 第1回 平成22年12月22日 第2回 平成23年2月16日</p> <p>・高齢者、若年層を対象とした幸福度に関するアンケートを実施した。</p>	<p>・「幸福度に関する研究会」を開催し、我が国独自の指標の在り方について、検討を進めてきた。</p> <p>また、経済社会状況、心身の健康、関係性を三つの柱とする幸福度指標試案を公表した。</p> <p>(開催状況) 第3回 平成23年5月18日 第4回 平成23年8月29日 第5回 平成24年1月18日</p> <p>・生活の質に関する調査などのデータ収集を実施中。</p> <p>・2012年3月19日に自治体の担当者や研究者を招き、全国から約100名の出席の下、幸福度に関するパネルディスカッションを開催した。</p> <p>・2011年12月5、6日に、東京において、「幸福度に関するアジア太平洋コンファレンス」をOECD、ADBとの共催により、約180名の出席者を得て開催した。(2012年10月にインドのニューデリーで開催される「統計、知識及び政策」に関する第4回OECD世界フォーラムの準備を進めている。)</p>	C:一部実施	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 132ある幸福度指標試案にある指標のうち、30%以上をカバーするデータの収集が開始された。残りのデータについても既存統計から整備中。今後も引き続き幸福度指標の充実を図る。</p> <p>2011年度に開催したイベントや報道により幸福度に関する国民の関心の向上につながったと考えられる。</p> <p>【ボトルネック、解決策】 2011年12月に幸福度指標試案を公表した段階であり、指標の整備・充実に向けてパネルデータの収集を行う。</p>	



## VII 金融戰略

新成長戦略全体フォローアップ 調査票(Ⅶ金融戦略)

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
348	プロ向け社債市場発行・流通市場の整備、法制面での更なる対応の必要があれば、制度整備の実施	金融庁 総務企画 局市場課	金融商品取引所におけるプロ向け社債市場の開設に関し、TOKYO AIM取引所より提示されたスキーム案に基づき、金融庁において、法制面での制度整備の要否につき検討を実施。	左記検討を引き続き行った結果、法制面での対応を行わずとも、同取引所の規則において必要事項を定めることにより、当該スキームの実現が可能と判断したことから、2011年5月17日、同取引所のプロ向け社債市場開設のための規則を認可した。	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>TOKYO AIM取引所は、金融庁から認可を得た2011年5月17日以降、取引参加者を12社、主幹事証券会社を14社承認する等、上場案件の獲得に向け、市場環境の整備を進めてきた。<sup>※1</sup></p> <p>※1 同取引所への上場には、主幹事証券会社による引受けが必要。</p> <p>この結果、2012年3月にプロ向け社債市場(TOKYO PRO-BOND Market)へ1号案件が上場し、同年4月17日、第一回目の起債<sup>※2</sup>が行われた。</p> <p>※2 発行限度額2,000億円(1年間)。一回目の発行額は507億円。</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>我が国における社債の取引は店頭取引であるという市場慣行が確立している中、新制度(プロ向け社債市場)の市場参加者への浸透に時間がかかっていること等の要因があることから、TOKYO AIM取引所は、上場案件を獲得するとの観点から、主幹事証券会社や発行会社等の市場関係者の意見を徴した上で、直近では以下のような制度の見直し(取引所規則の改正)を行い、金融庁は2012年2月22日にこれを認可している。</p> <p>① 市場関係者からのヒアリングを踏まえ、プログラム上場制度に係る制度の見直し(2012年2月24日施行)</p> <p>② 海外取引所を見据え、競争力を強化</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
						<p>する観点から料金体系の見直し(2012年2月24日施行)</p> <p>また、同取引所は、上場案件獲得に向け、主幹事証券会社や発行会社に対し、積極的な働きかけを行ってきたところであり、金融庁としてもこうした取組を積極的に推進してきた。</p> <p>この結果、2012年3月に1号案件が上場し、同年4月に最初の起債・上場が行われた。</p> <p>同取引所としては、更なる上場案件獲得に向け、今後も、主幹事証券会社や発行会社に対し、積極的な働きかけを行うとしている。</p> <p>なお、同取引所は、2012年3月27日に東京証券取引所との合併を決定(合併期日は7月1日)し、プロ向け市場の運営が東京証券取引所に引き継がれることから、今後は東京証券取引所が主体となって、プロ向け市場の更なる活性化を推進することとなる。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
349	新興市場等の信頼性回復・活性化策の検討、具体的施策の実施	金融庁 総務企画 局市場課	2010年12月、金融庁において「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」を公表し、新興市場等の信頼性回復等のために実施すべき9つの事項(新興市場の位置づけの明確化、成功例を積極的に生み出すための支援の重点化等)を提示した。	左記のアクションプランを踏まえ、金融庁及び市場関係者において、「新興市場等の信頼性回復・活性化策に係る協議会」を設置。新興市場の活性化等に向け取り組むべき諸課題について検討し、9つの事項に係る「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」の取りまとめ・公表(2011年6月23日)を行った。  〔主な事項〕 ・有価証券報告書等の虚偽記載の防止に向けた密度の高い情報共有 ・引受審査等における審査の適正化・明確化等 ・成功例を積極的に生み出すための支援の重点化 ・リスク情報を含めた経済的な情報発信・開示の促進 ・新興市場の位置づけの明確化	B: 実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>市場関係者が「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」に基づき、2020年までに実現すべき成果目標(官民総動員による成長マネーの供給)の達成に向けて各種取り組みを実施した結果、欧州債務危機や東日本大震災の発生等により厳しい市場環境であったにもかかわらず、新興市場の株式売買代金が対前年度比で増加するなど一定の効果が上がっているものと考えられる。</p> <p>(参考)</p> <p>新興市場への新規上場企業数 2010年 22社 2011年 30社(+36%) (※ 2011年末の新興市場上場企業数 1,181社)</p> <p>新興市場の株式売買高 2010年 88億3,138万株 2011年 139億2,811万株(+58%)</p> <p>新興市場の株式売買代金 2010年 8兆6,166億円 2011年 10兆56億円(+16%)</p> <p>※カッコ内の数字は、対前年増加率</p>	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
350	外国企業等による英文開示範囲拡大等、制度整備の実施	金融庁 総務企画 企業開示課	外国企業等の提出する開示書類の英語による提出が可能な範囲について、従来の有価証券報告書等の継続開示書類に加えて、有価証券届出書等の発行開示書類に拡大することを内容とする「金融庁・開示制度ワーキング・グループ報告～英文開示の範囲拡大について～」を公表(2010年12月17日)。 上記の内容を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を閣議決定(2011年3月11日)。	左記法律案が2011年5月17日成立・同月25日公布。 当該法改正に伴い、所要の関係政府令等の整備を実施(2012年2月15日公布・同年4月1日施行)。 また、東京証券取引所及び日本証券業協会が外国企業等の英文開示書類のうち、日本語で要約すべき事項についての要約文の作成要領を示した「外国会社報告書等の作成要領」を公表(2012年3月30日)。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 左記のとおり、投資者保護に十分配慮し、かつ、外国企業等の海外の発行者の負担軽減を図るため、英文開示の対象となる開示書類の範囲を左記の継続開示書類から発行開示書類に拡大するとともに、日本語による翻訳文が必要な事項等の見直しを行った。 施行は2012年4月からであり、これにより外国企業等の開示負担の軽減の途が開かれる。	—
351	取引所における業績予想開示の在り方の検討、取引所の取組の態勢	金融庁 総務企画 企業開示課	金融庁において新成長戦略に基づき態勢したこともあり、東京証券取引所の上場制度整備懇談会において議論を実施。	・東京証券取引所が「業績予想に関する実務上の取扱いの見直し方針について」において、決算短信の様式の自由化及び業績予想を行わない場合の東証への事前相談・その理由の開示の廃止を内容とする骨子を公表(2011年12月28日) ・東京証券取引所が上記の骨子の内容を踏まえた決算短信の様式等の改正を内容とする「業績予想開示に関する実務上の取扱いの見直し内容について」(2012年3月21日)を公表。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 左記により、上場企業の内部管理データ等を活用したかたちでの柔軟な業績予想開示が容認されることとなった。施行は2012年4月からであり、企業負担が軽減されるとともに、投資者への有用な投資情報の提供が促進されることが期待される。	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
352	四半期報告の大幅簡素化	金融庁 総務企画 局企業開 示課	四半期キャッシュ・フロー計算書を第2四半期のみ義務化し、第1・3四半期は任意とする等の簡素化のため、四半期連結財務諸表規則等を改正(2011年3月31日施行)。	(2010年度に実施済み)	A:実施済かつ成果あり	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>本施策の実施により、四半期報告の大幅簡素化を以下のとおり実現した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1～第3の各四半期について作成が義務づけられていた四半期キャッシュ・フロー計算書(連結・単体とも)について、第2四半期のみを作成を義務付け</li> <li>・ 四半期損益計算書(連結・単体とも)及び四半期包括利益計算書(連結のみ)は四半期連結会計期間(3ヶ月)のもの及び累計期間のもの双方の作成が義務付けられていたが、累計期間のみの作成を義務付け</li> <li>・ スtock・オプション、金融商品、減価償却累計額の表示など四半期開示の必要性に乏しいと考えられる注記の大幅な省略や簡素化</li> </ul> <p>これらにより、四半期報告に係る企業等の事務負担は大きく軽減されている。</p> <p>なお、今後の要望等を踏まえ、必要に応じた四半期報告制度の見直しを行っていく。</p> <p>(参考)</p> <p>四半期損益計算書(連結・単体)年間作成数 10 → 6 (▲40%)  四半期包括利益計算書(連結のみ)年間作成数 5 → 3 (▲40%)  四半期キャッシュ・フロー計算書(連結・単体)年間作成数 6 → 2 (▲66%)</p>	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
353	会計基準・内部統制報告制度等について、中堅・中小企業の実態に応じたものとなるような見直し	金融庁 総務企画 局企業開 示課	<p>内部統制報告制度については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中堅・中小上場企業に対する評価手続等の簡素化</li> <li>・各業務プロセスごとに行われている内部統制の評価の実施頻度の柔軟化</li> </ul> <p>などを内容とする見直しを実施(2011年3月29日内閣府令、同月30日内部統制基準等を改正)。</p> <p>会計基準については、「非上場会社の会計基準に関する懇談会」の報告書(2010年8月30日公表)及び「中小企業の会計に関する研究会」の中間報告(2010年9月30日公表)の2つの報告書において、新たに中小企業の会計処理のあり方を示す指針を中小企業関係者がとりまとめるべき等の方向性及び当該指針に、中小企業の会計処理が国際会計基準の影響を受けないものとする等を盛り込むことについて結論が得られた。この方向性・結論等を踏まえ、中小企業庁及び金融庁を事務局とする「中小企業の会計に関する検討会」において2011年2月より施策の具体化に向けて検討。</p>	<p>「中小企業の会計に関する検討会」(以下、「検討会」)は、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示した「中小企業の会計に関する基本要領」(以下「中小会計要領」)を2012年2月1日に公表。</p> <p>「検討会」は、さらに、「中小企業の会計に関する検討会報告書」を2012年3月27日に公表し、中小会計要領を広く普及させ、その活用を促進するための取組を取りまとめ。</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>見直し後の内部統制報告制度は、2011年4月1日以後に開始する年度から適用され、内部統制報告に係る企業等の負担軽減の途が開かれた(見直し後の制度に則った報告書は、2011年度終了後3ヶ月以内に各企業において順次開示される)。「中小企業の会計に関する基本要領」は、2012年2月1日に公表され、現在その普及・活用を図っているところ。これにより、中小企業の経営者が、会計の重要性を認識し、財務情報に基づき経営判断を行うことを通じ企業の経営力や資金調達力の強化や取引拡大に繋がるものと考えられる。</p> <p>なお、普及・活用のための取組の達成状況の把握、改善点の検討のため、定期的なフォローアップを行う予定。また、2012年度以降、中小企業庁による「中小企業実態基本調査」等において、中小会計要領の普及率、活用状況等を調査予定。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
354	将来の成長可能性を重視した金融機関の取組を促進するため、監督指針上の対応の実施、地域密着型金融の更なる推進も継続、検査・監督によるフォローアップ	金融庁 監督局総務課・銀行第二課	将来の成長可能性を重視した融資等の金融機関の取組を促進するため、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、事業そのものの採算性・将来性等を重視することを明確化した(2011年3月31日)。	地域密着型金融の更なる推進を図るため、2011年5月、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正を行い、地域密着型金融の目指すべき方向、特に地域金融機関が発揮すべきコンサルティング機能を具体的に示した。このほか、各財務(支)局において、地域金融機関への総合的なヒアリングやトップヒアリング等を通じ地域密着型金融の取組のフォローアップを実施。 検査においても、地域金融機関がコンサルティング機能を十分に発揮しながら、円滑かつ積極的に金融仲介機能が発揮できる態勢が整備されているか、重点的に検証。 また、金融機関間の知見・ノウハウの共有等のため、毎年、「地域密着型金融に関するシンポジウム」を開催するとともに、先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みについて、顕彰を実施している(本年	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】  金融庁が中小企業者等を対象に実施した地域金融機関による地域密着型金融の取組み姿勢等のアンケート調査によると、金融機関の「創業・事業開拓支援への取組み」について、約3割が積極的、「成長段階にある取引先支援」について、約5割が積極的であると回答。 金融機関が将来の成長可能性を重視した融資等の取組を進めることにより、我が国経済の成長力の強化に結びつくリスクマネーの供給拡大等が期待される。  各財務(支)局のヒアリング等で把握された地域金融機関の地域密着型金融の取組みや、「地域密着型金融に関するシンポジウム」での発表事例の取組み、財務局で顕彰された取組みをみると、ビジネスマッチングによる販路開拓支援や、医療分野、農業分野への事業展開支援などの積極的な取組が行われてきており、地域密着型金融の取組は進んできている。  (参考) ○ビジネスマッチング件数 地方銀行・第二地方銀行 2009年 21,832件 2010年 26,823件  信用金庫・信用組合 2009年 6,023件 2010年 7,614件	監督指針の改正を踏まえ、金融機関の取組状況について、更なる把握・分析を行う



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
				度は2012年2月から3月にかけて実施)。		<p>なお、金融庁では、年1回、地域金融機関による地域密着型金融の取組み姿勢等について中小企業者等に対しアンケート調査を実施している。</p> <p>23年度のアンケート結果については、24年7月に公表予定。</p> <p>アンケートの結果を踏まえ、地域金融機関に対し、地域密着型金融の更なる取組みを促していく。</p> <p>(参考)22年度アンケート結果</p> <p>○地域金融機関による地域密着型金融の取組み姿勢</p> <p>積極的評価 47.9%</p> <p>消極的評価 18.1%</p> <p>○創業・事業開拓支援への取組み姿勢</p> <p>積極的評価 29.7%</p> <p>消極的評価 24.9%</p> <p>○成長段階にある取引先支援への取組み姿勢</p> <p>積極的評価 46.8%</p> <p>消極的評価 13.0%</p> <p>○アンケート対象: 中小企業者、経営相談員等 計972名</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
355	日本銀行による成長基盤強化を支援するための資金供給を積極的に利用するよう懇請	金融庁 監督局総務課 関係省庁 財務省	各金融業界団体(全銀協、信託協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協)に対し、本措置の積極的な利用に努めるよう、傘下金融機関へ周知徹底することを要請(2010年7月13日)。	随時、制度の適切な利用状況等を把握。	A: 実施済かつ成果あり	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>日本銀行による成長基盤強化を支援するための資金供給は、同行が平成22年6月に本融資制度の導入を決定してから合計7回実施されており、これまでに累計で5兆3,316億円の貸付を金融機関に対して実施している(本則、特則の合計。借り換え分は重複計上)。なお、3月13日に融資枠が拡大(3兆5,000億円 → 4兆5,000億円と1兆円相当の米ドル資金)することが公表されたため、情勢を見て、必要に応じて周知徹底を図る。 ※融資枠は3兆5,000億円であり、約9割の枠が実行済みとなっている(3月13日時点)。</p>	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
356	<p>経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証人の資産・収入を踏まえた保証履行時の対応を促進するため、民間及び政府系の金融機関に対し監督上の措置を実施(監督指針の改正等)、検査・監督によるフォローアップ、経営者自身による事業の説明能力の向上等に向けて中小企業庁と金融庁が連携</p>	<p>金融庁 監督局総務課 中小企業 庁金融課 財務課 関係省庁 財務省 政策金融 課</p>	<p>経営者以外の第三者の個人連帯保証(以下、第三者個人連帯保証という)を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証人の資産・収入を踏まえた保証履行時の対応を促進するため、監督指針等の改正を実施。(改正案について、2011年2月にパブリックコメント手続きを実施。)</p>	<p>①2011年7月に、パブリックコメントを踏まえた個人連帯保証にかかる改正監督指針等を公表・適用開始。 現在(2012年4月)、各金融機関(原則として対象金融機関全先)に対して、監督指針改正の趣旨の内部規定等への反映状況に係る任意のアンケート調査を実施中。 なお、2012年1月には、監督指針改正後の第三者個人連帯保証の取扱い状況についてサンプル調査を実施。 ②2012年2月に、中小企業の経営者による自社の財務状況等に対する理解を促進する観点から、「中小企業の会計に関する基本要領」※を策定。 ※「中小企業の会計に関する検討会」(事務局:中小企業庁、金融庁)において策定された中小企業向けの会計処理の要領。</p>	C:一部実施	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>①個人連帯保証にかかる監督指針等の改正を受け、各金融機関では、事業性融資において経営者以外の第三者個人連帯保証を原則求めない取扱いとすることをホームページで明示する等、当該改正趣旨を踏まえた取組みの進捗が見られる。 引き続き適切なフォローアップを行うことで、第三者個人連帯保証を原則求めない慣行の定着を確認する。 なお、現在(2012年4月)、各金融機関(原則として対象金融機関全先)に対して、監督指針改正の趣旨の内部規定等への反映状況に係る任意のアンケート調査を実施中。</p> <p>(参考) 左記サンプル調査の結果、監督指針改正後の一定期間における中小企業向け事業性貸出件数(新規実行分)に占める実質的に経営に關与していない第三者の自発的申出による個人連帯保証が付与されている割合は約1%。</p> <p>②「中小企業の会計に関する基本要領」は、2012年2月1日に公表され、現在その普及を図っているところ。これにより、中小企業の経営者が、会計の重要性を認識し、財務情報に基づき経営判断を行うことにより、企業の経営力や資金調達力の強化や取引拡大に繋がるものと考えられる。 特に、資金調達力の強化が図られることによって、経営者以外の第三者の個人連帯保証等に依存しない融資が促進されることが期待される。 平成24年度中に普及・活用に携わる機関・団体の取組みの達成状況の把握、改善点の検討のためのフォローアップ会合を開催する。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
357	銀行本体によるファイナンス・リースの活用解禁、コミットメントライン契約の適用対象の拡大等に向けた制度の検討、制度整備の実施	金融庁 総務企画局 企画課 信用制度 参事官室  関係省庁 経済産業省	<p>銀行本体によるファイナンス・リース※の活用解禁については、銀行法の他業禁止の趣旨等を踏まえた検討を行い解禁することとした。 ※これまでも銀行の子会社においては、ファイナンス・リースの実施は可能であった。</p> <p>コミットメントライン契約の適用対象の拡大については、特定融資枠契約を利用したいといった借り手のニーズ等について、その把握に努める一方、貸し手の優越的地位濫用の防止の方策についてもあわせて検討を行い、中堅企業等に拡大することとした。</p> <p>上記2施策を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を閣議決定(2011年3月11日)。</p>	<p>左記2施策を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」が2011年5月17日成立、5月25日公布(2012年4月1日施行)。</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>左記法令が2012年4月1日に施行されたことにより、今後、</p> <p>銀行本体によるファイナンス・リースの活用解禁については、 ①中小企業等が金融機関本体で融資やリースのサービスを一括して享受できること、 ②金融機関本体による中小企業等の潜在的な設備投資ニーズの掘り起こし、 ③金融機関本体の収益機会の多様化、が期待される。</p> <p>コミットメントライン契約の適用対象の拡大については、中堅企業等に新たな資金調達手法が提供されることにより、資金調達の機動性が高まることが期待される。</p> <p>今後、計数面も含め活用状況の把握に努め、ボトルネックとなる課題等があれば、適切に対応していく。</p>	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
358	銀行の投資専門子会社による劣後ローンの供給の解禁	金融庁 総務企画局企画課 信用制度参事官室	銀行の投資専門子会社の資金供給手段について、資金の貸付け(劣後ローンを含む。)及び新株引受権の取得を追加する「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」を2010年12月28日に公布・施行した。	(2010年度に実施済)	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>左記のとおり銀行の専門子会社による資金の貸付(劣後ローンを含む。)を解禁したことにより、成長企業等のニーズに応じた資金供給の選択肢が広がった。今後、親銀行と投資専門子会社との間の業務フローの見直し等に伴い、活用案件が出てくることが期待される。</p> <p>今後、計数面も含め活用状況の把握に努め、ボトルネックとなる課題等があれば、適切に対応していく。</p>	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
359	国際的な金融規制改革への積極的な対応	金融庁 総務企画局国際室	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際会議における議論に積極的に参画した結果、主な成果として、バーゼルⅢ(国際的に活動する銀行に関する自己資本・流動性規制)の新たな規制基準について合意。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き国際会議における議論に積極的に参画した結果、主な成果として、グローバルにシステム上重要な金融機関(G-SIFIs)に対する包括的な政策枠組み等について合意。</li> <li>4月に金融国際政策審議官が国際証券監督者機構(IOSCO)専門委員会の議長に就任。議長として、「技術革新が市場の健全性・効率性に及ぼす影響により生じる規制上の課題に係る報告書」等を取りまとめ、公表。</li> <li>国際財務報告基準(IFRS)財団モニタリングボードに設置されたIFRS財団のガバナンス向上のためのワーキング・グループにおいて、金融国際政策審議官が議長として、「IFRS財団ガバナンス改革に関する報告書」を取りまとめ、2012年2月に公表。</li> <li>IOSCO専門委員会・理事会合同会合、アジア市場の統合等をテーマとする国際コンファレンスを2012年2月に東京で開催。当日は、国内外の金融当局等政府関係者、中央銀行、金融機関、研究者、在京各国大使館関係者等、35ヶ国から545人へのぼる参加があり、好評を博した。また、活発な議論が展開された結果、アジア市場の統合と金融革新について、様々な角度からの知見を得ることができた。</li> </ul>	A: 実施済かつ成果あり	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまで、左記の施策を通じ、我が国の主張が国際的な合意に反映されてきた。具体的な成果の例は以下の通り。</li> <li>バーゼルⅢについて、我が国の「新たな規制基準の実施に当たっては経済への影響にも十分配慮すべき」との主張が反映された結果、2013年から2019年にかけて段階的に適用していくことに合意。</li> <li>グローバルにシステム上重要な金融機関(G-SIFIs)について、破綻可能性を低下させるための自己資本の上乗せ規制を実施するだけでなく、我が国の主張が取り入れられる形で、日々の監督の密度と実効性の向上、破綻処理制度の整備から構成される包括的な政策パッケージを実施していくことに合意。</li> </ul>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
360		財務省 大臣官房	<p>○財政投融資について、新成長戦略を踏まえ、リスクマネー供給の促進等のため、政策的に必要な資金需要に適切に対応。</p>			<p>○財政投融資計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・22年度補正:「新成長戦略」を踏まえ、JOGMEC、産業革新機構に産業投資240億円を追加。</li> <li>(注)22年度当初計画の産業投資は974億円。</li> <li>・23年度当初計画:計画規模は14.9兆円となる一方、「新成長戦略」の牽引役として産業投資を積極的に活用し、2,912億円を措置。</li> <li>(注)23年度計画については、震災からの復旧・復興等のため、1次補正で4.3兆円、3次補正で1.3兆円の追加を実施。</li> <li>・24年度計画:「日本再生の基本戦略」を踏まえ、震災復興や成長力強化等に積極的に対応した結果、計画規模は17.6兆円。</li> </ul>	
			<p>○株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資等や株式会社日本政策投資銀行が行う成長分野向けの新たな取組みにより、リスクマネーの供給等を促進。</p>			<p>○株式会社日本政策金融公庫による創業者向け融資実績(創業前及び創業後5年以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・22年度 件数:54,497件、額:2,886億円</li> <li>・23年度 件数:48,978件、額:2,712億円</li> </ul> <p>○株式会社日本政策投資銀行による成長分野向けの取組みの実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(日本元気プログラム)(23年12月末)</li> <li>・件数:264件、額:3,635億円</li> <li>(スマートジャパンプログラム)(24年3月末)</li> <li>・実績見込み額:1,000億円</li> </ul>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
	政府系金融機関・財政投融資等の活用によるリスクマネー供給の促進・成長戦略分野への重点的な資金供給・地域金融の活性化	政策金融課 理財局財政投融資総括課 経済産業省 経済産業政策局 産業資金課 内閣府民間資金等活用事業推進室 国土交通省 総合政策局 官民連携政策課 農林水産省 食料産業局 総務課	<p>○「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(低炭素投資促進法)」が施行され、同法に基づき低炭素型製品の開発・製造を行う事業者に対し低利・長期の資金を供給するツーステップローンの運用を開始(2010年8月)。</p> <p>○産業革新機構について、産業技術総合研究所等と相互協力協定を結ぶ等、支援案件の発掘体制を整え、案件発掘の促進等に取り組んだ。</p>	<p>○グリーン・ライフ等の成長分野への一層の資金供給を図るため、低炭素投資促進法の抜本拡充を含む「経済社会課題対応事業の促進に関する法律案」を国会提出(2012年2月)。</p> <p>○産業革新機構の政府による追加出資や政府保証枠拡大を活用した海外M&amp;Aの促進等、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)への出資拡充(必要なJOGMEC法の改正を含む法律案を2月10日に国会提出)を通じた資源確保の強化等に取り組んだ。</p>	C:一部実施	<p>○低炭素投資促進法に基づくツーステップローン ・次世代型太陽光電池の製造事業等に対して融資を実行(融資実行件数:2件、24年3月末)。</p> <p>○産業革新機構 ・平成23年度第3次補正予算により、以下のとおり拡充。 －産投出資:1,320億円 → 1,420億円 ※民間出資:100.1億円 －政府保証枠:0.8兆円 → 1.8兆円 (24年度計画:産投出資200億円)</p> <p>・支援決定 －支援決定数:23件(平成24年3月末) －投資決定総額:約4,000億円 (支援決定ベース(実投資額とは異なる。))</p>	—



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
		産業連携課		<p>○官民連携インフラファンドの創設に向けて、PFI法改正法案を2月14日に国会提出。</p> <p>○新たなPPP/PFI事業の提案募集(2012年3月12日～4月20日)を、地方公共団体、民間企業等に対して実施。</p>		<p>○官民連携インフラファンドの創設により、国の資金を呼び水として民間によるインフラ事業への成長マネーの供給を促し、インフラ投資市場の形成を通じて我が国経済の成長力を強化することが期待される。 (24年度計画:産投投資50億円)</p> <p>○具体的な案件形成支援により、官民連携インフラファンドの設立に際して、その活用を促進させる効果が期待される。</p> <p>(参考) 官民連携インフラファンドによる総事業費見込み:250億円/年</p>	
				<p>○株式会社農林漁業成長産業化支援機構の創設に向けて、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案を2月7日に国会提出。</p> <p>○「農林漁業成長産業化ファンド(仮称)の創設」に関する周知を行い、ファンド組成や投資案件形成の検討を依頼。</p>		<p>○農林漁業成長産業化ファンド(仮称)の創設により、国の資金を呼び水として民間による6次産業化への成長マネーの供給を促し、6次産業化に取り組む事業者の創出を通じて農林漁業の持つ潜在的な成長力を顕在化し、我が国経済の成長力を強化することが期待される。 (24年度計画:産投投資200億円、産投資付100億円)</p> <p>○具体的なファンド組成・案件形成支援により、農林漁業成長産業化ファンド(仮称)の活用を促進させる効果が期待される。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
361	経済活性化を担うファンドの有効活用に向けた事業環境整備(郵貯・簡保等の国民金融資産の運用に関する見直しの態勢を含む。)	内閣府民間資金等活用事業推進室 関係省庁国土交通省総合政策局官民連携政策課		<p>【官民連携インフラファンドの創設】 官民連携インフラファンドの創設に向けて、PFI法改正法案を2月11日に閣議決定し、第180回国会(常会)に提出(2月14日)。</p> <p>【具体的なPPP/PFIの案件形成支援】 新たなPPP/PFI事業の提案募集(2012年3月12日～4月20日)を、地方公共団体、民間企業等に対して実施。</p>	<p>C:一部実施</p> <p>【ボトルネック、解決策】 官民連携インフラファンドの創設に向けたPFI法改正法案を国会提出中(平成24年2月14日国会提出)</p>	<p>【2020年の成果目標の達成状況】 官民連携インフラファンドの創設により、国の資金を呼び水として民間によるインフラ事業への成長マネーの供給を促し、インフラ投資市場の形成を通じて我が国経済の成長力を強化することが期待される。</p> <p>また、具体的な案件形成支援により、官民連携インフラファンドの設立に際して、その活用を促進させる効果が期待される。</p> <p>(参考) 官民連携インフラファンドによる総事業費見込み:250億円/年</p>	<p>PFI法改正法の国会成立を前提として、官民連携インフラファンドの創設に向けた準備を推進する</p>

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
361	経済活性化を担うファンドの有効活用に向けた事業環境整備(郵貯・簡保等の国民金融資産の運用に関する見直しの懇議を含む。)	金融庁 監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室  総務省 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課  関係省庁 内閣官房郵政改革推進室	ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険は、総資産に占める国債の割合を低下させ、運用手段の多様化を通じ、リスクの分散・収益源泉の多様化を実施。 政府としては、モニタリングデータの徴求、四半期毎の決算・随時のヒアリング、経営陣との意見交換等により、両社のリスク分散・収益源泉多様化の実施状況を把握し、適切に監督。	ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険は、総資産に占める国債の割合を低下させ、運用手段の多様化を通じ、リスクの分散・収益源泉の多様化を実施。 政府としては、モニタリングデータの徴求、四半期毎の決算・随時のヒアリング、経営陣との意見交換等により、両社のリスク分散・収益源泉多様化の実施状況を把握し、適切に監督。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】  ・ゆうちょ銀行の総資産に占める国債／地方債・社債等の割合 2009年度末 80.1%／11.5% 2010年度末 75.7%／14.8% 2011年12月末 72.6%／15.3%  ・かんぽ生命保険の総資産に占める国債／地方債・社債等の割合 2009年度末 67.0%／12.6% 2010年度末 66.2%／13.5% 2011年12月末 65.0%／15.4%	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
361	経済活性化を担うファンドの有効活用に向けた事業環境整備(郵貯・簡保等の国民金融資産の運用に関する見直しの懇議を含む。)	経済産業省 経済産業政策局 産業資金課 産業再生課	・産業革新機構については、産業技術総合研究所等と相互協力協定を結ぶ等、支援案件の発掘体制を整え、案件発掘の促進等に取り組んだ。	・産業革新機構については、産投出資積み増しや政府保証枠拡充を活用して、日本企業への資金供給や海外M&Aの促進等に取り組んだ。	B: 実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>○産業革新機構</p> <p>・平成23年度第3次補正予算により、以下のとおり拡充。</p> <p>－産投出資:1,320億円 → 1,420億円</p> <p>※民間出資:100.1億円</p> <p>－政府保証枠:0.8兆円 → 1.8兆円</p> <p>(24年度計画:産投出資200億円)</p> <p>・支援決定</p> <p>－支援決定数:23件(2012年3月末)</p> <p>－投資決定総額:約4,000億円</p> <p>(支援決定ベース(実投資額とは異なる。))</p> <p>【ボトルネック、解決策】</p> <p>産業革新機構については、着実に案件実施が達成されてきている。このほか、ファンドの更なる有効活用に向けた検討を行う。</p>	—
362	破産時の自由財産の在り方、小規模個人再生制度の在り方の検討	法務省 民事局 参事官室	成長戦略の項目に盛り込まれた経緯を踏まえ、①破産手続開始時に自由財産に組み入れられる現金の上限(99万円)の引上げの可否、②小規模個人再生手続の開始要件の上限(5000万円)の引上げの可否を中心に検討を行った。		D: 未実施	—	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
363	動産譲渡登記制度の検証	法務省民事局商事課	成長戦略の項目に盛り込まれたことを踏まえ、動産・債権譲渡特例法を所管する立場から、実務担当者等が参加する勉強会に参加するなどして動産譲渡登記制度に関する実務上のニーズを検討し、同法に関する問題点の有無の把握・検討を行うとともに、動産譲渡登記実務の利便性を向上させるため、事務処理の見直しを行った。	動産・債権譲渡特例法を所管する立場から、実務担当者等が参加する勉強会に参加するなどして動産譲渡登記制度に関する実務上のニーズを検討し、同法に関する問題点の有無の把握・検討を行うとともに、動産譲渡登記の利用者からの要望や提案について、事務処理の見直しの可否を検証している。	C:一部実施	動産・債権譲渡特例法及び動産譲渡登記実務に関する問題点の把握、検討を実施した結果、問題点としてされる指摘には、制度の仕組みや趣旨についての理解が不十分であることに起因するものが多くあることが判明した。そのため、現在、パンフレットやHPのリニューアルなど、積極的な広報活動に努めているところである。 また、指摘事項の中には、登記の事務処理や登記システムの利便性の向上に関する意見もあったことから、こうした点については、順次、事務処理の見直しやシステムの改善(申請に用いる磁気媒体の拡充等)を実施しているところである。	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
364	グローバル市場にも配慮した企業結合規制(審査手続及び審査基準)等の検証と必要に応じた措置	公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課 関係省庁経済産業省経済産業政策局競争環境整備室	<p>・2010年8月に行った検証結果等を踏まえ、企業結合審査の迅速性、透明性及び予見可能性を一層高めるとともに、国際的整合性の向上を図る観点から、審査手続及び審査基準の見直しを行い、2011年3月4日に見直しの原案を公表し、パブリックコメント手続に付した。</p>	<p>・2011年6月14日に企業結合計画の届出に係る公正取引委員会規則や企業結合ガイドラインの改正等の成案を公表し、同年7月1日から新制度に移行した。</p>	B: 実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・企業結合規制の見直しは、企業結合審査の迅速性、透明性、予見可能性を一層高めるとともに、国際的整合性の向上を図るという観点から行ったものであり、事前相談制度を廃止するとともに、届出に基づく審査を円滑かつ迅速に進めることが重要であることを踏まえ、当事会社とのコミュニケーションの充実を図ることとし、審査基準については、より分かりやすい基準(企業結合ガイドライン)とした。</p> <p>・新しい制度の下での運用を開始した2011年7月から2012年3月までに届け出られた件数は228件であり、2010年度の同時期の204件に比べ12%増となっている。企業結合を実行するか否かは、当事会社の判断によるものであるものの、当該増加の一因としては、企業結合規制の見直しによって企業結合審査の予見可能性が向上し、当事会社が企業結合の実行を躊躇しなくなったことが考えられる。</p> <p>・上記企業結合規制の見直しの趣旨を踏まえ、2011年度において届け出られた案件について、迅速かつ適切に審査した。例えば、以下の案件において、企業結合ガイドラインの今回の改正点である括弧内の考え方を適用した。 ○ 新日本製鐵(株)と住友金属工業(株)の合併の件(①需要が縮小している場合。②現在輸入が行われているかどうかにかかわらず、輸入圧力を評価すること。)</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
						<p>○ HDDの製造販売事業者の統合の件(「世界市場」の画定)</p> <p>・企業結合規制の見直しにおいて、禁止期間(企業結合を実行してはならない期間)を短縮する場合の要件を大幅に緩和したところ、2011年7月から2012年3月までの間に、禁止期間の短縮を認めた件数は36件であり、2010年度の同時期の4件に比べ9倍となっている。このことから、当該見直しにより、当事会社は企業結合を迅速に実行でき、企業結合のメリットを早く享受できるようになっているものと考えられる。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
365	事業再編に伴う労働移動の円滑化のための施策パッケージの策定	経済産業省 経済産業政策局 産業再生課  関係省庁 厚生労働省 政策統括官付労働政策担当参事官室	労働者の労働移動をいかに円滑に進めるかという視点から、成長分野における人材育成の強化のため、「新成長戦略実現に向けた三段構えの経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)「円高・デフレ対応のための緊急総合対策」(平成22年10月8日閣議決定)の中で成長分野を中心とした雇用創造・人材育成のための施策として、 ①重点分野雇用創造事業の拡充②緊急人材育成支援事業の延長③成長分野等人材育成支援事業の実施等を盛り込んだ。また、事業再編を促進しつつ、ベンチャー・地域中小企業を支援するため「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産活法)の一部を改正する法律案」を2月に国会へ提出。	事業再編を促進しつつ、ベンチャー・地域中小企業を支援するための産活法改正法が5月に国会にて成立、7月に施行。  今後、新たな産業を創出し、就業者数の増加等に資する環境の整備に努める。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】  ○重点分野雇用創造事業の拡充(平成22年度実績) 雇用創出数:80,072人(平成23年度計画) 雇用創出数:139,092人  ○緊急人材育成支援事業 ・受講者数213,741人(平成23年4月～9月末までの実績(平成23年9月末で事業終了)) ・予算額1,000億円(事業期間の延長分) ・就職率73.5%(事業開始から平成23年10月末まで修了コースの修了3ヶ月後の実績)  ○成長分野等人材育成支援事業の実施 ・職業訓練計画認定人数(平成24年2月末現在):33,126人  ○産活法 全認定案件数:382件(事業再構築計画:293件、経営資源再活用計画:55件、その他:34件)(平成15年改正～平成23年4月2日時点)  【ボトルネック、解決策】 産活法等により産業の再編を引き続き促し、上記施策等により雇用の拡大にも引き続き努める。	—



項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
366	・M&A等の組織再編手続の簡素化・多様化のための措置の在り方の検討	経済産業省 経済産業政策局 産業組織課  関係省庁 法務省 民事局 参事官室	・M&A等の組織再編手続の簡素化・多様化のための措置の在り方を検討。	「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」を改正し、自社株を対価とした公開買付けの手続き円滑化及び完全子会社化手続の簡素化について措置(2011年7月施行)。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 企業のグローバルなプレゼンス向上に向け、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」の改正法を2011年7月に施行。  【ボトルネック、解決策】 今後周知の徹底など活用に向けた環境の整備に努めていく。	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
367	コーポレート・ガバナンスの強化の検討	金融庁 総務企画 局企業開 示課	2010年3月に上場会社等のコーポレート・ガバナンスに関する開示内容の充実を図るための内閣府令の改正を行い、コーポレート・ガバナンス体制、役員報酬、株式保有の状況及び株主総会議案の議決結果に関する開示を義務付けるとともに、その改正内容の適切な執行等に努めた。	既存株主の公平な取扱いに配慮した増資手法となりうると指摘されているライツ・オフリングについて、その利用の円滑化を図るため、2011年5月に成立した「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行(2012年4月1日)に向けた作業を行うなど、所要の制度整備等を行った。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】  上場会社等のコーポレート・ガバナンスに関し、開示内容の充実等の措置が講じられたことに対しては、我が国市場の公正性・透明性等を向上させるものとして、内外の投資家等から一定の評価がみられる。ライツ・オフリングについては、その利用の円滑化が図られると考えられる。	—
367	コーポレート・ガバナンスの強化の検討(会社法の改正等)	法務省 民事局 参事官室	法務大臣は、2010年2月、法制審議会に会社法制の見直しを諮問した(諮問第91号)。諮問事項は、「会社法制について、会社が社会的、経済的に重要な役割を果たしていることに照らして会社を取り巻く幅広い利害関係者からの一層の信頼を確保する観点から、企業統治の在り方や親子会社に関する規律等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」である。これを受けて設置された法制審議会会社法制部会において、2010年4月以降、企業統治(コーポレート・ガバナンス)の在り方を含む会社法制の見直しについて、調査・審議がされている。	法制審議会会社法制部会では、2011年12月、会社法制の見直しに関する中間試案の取りまとめを行った上で、これをパブリック・コメントの付した。パブリック・コメントの付した。寄せられた意見をも踏まえ、法制審議会会社法制部会において、企業統治(コーポレート・ガバナンス)の在り方を含む、会社法制の見直しについての調査・審議が行われている。	C:一部実施	企業統治(コーポレート・ガバナンス)の在り方を含む会社法制の見直しにより、会社を取り巻く幅広い利害関係者からの一層の信頼を確保することが期待される。 なお、取組の特性から、施策の成果・効果設定は、困難である。	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
116 368	金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプランの策定	金融庁 総務企画 局政策課	2010年12月24日、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」を策定し、公表。	同プランに盛り込んだ施策を実施するため、「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」(2011年5月17日成立・同月25日公布・2012年4月1日全面施行)や監督指針の改正等を措置。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 同プランの具体的施策の多くは、新成長戦略の金融戦略に盛り込んでいる施策であるため、各項目のフォローアップ調査票において記載。  (参考)アクションプランに盛り込んでいる新成長戦略(金融所管)の施策 <項目番号> 114,348,349,350,351,352,353,354,355,356,357,358,359,369,372,373,374,375,376 ※金融庁所管25施策中19施策	—
116 369	総合的な取引所(証券・金融・商品)創設を促す制度・施策の検討、総合的な取引所(証券・金融・商品)創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施	金融庁 総務企画 局市場課  関係省庁 農林水産 省 食料産業 局商品取 引グルー プ  経済産業 省 商務情報 政策局商 務流通グ ループ商 取引・消 費経済政 策課	2010年10月、「総合的な取引所」の実現に向けた施策の検討の場として、金融庁・農林水産省・経済産業省の副大臣・大臣政務官で構成する「総合的な取引所検討チーム」を発足させ、2010年12月、「中間整理」を公表した。	「日本再生の基本戦略」において、「総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設の推進」については、2012年の通常国会に向けた所要の法案の提出準備を行うこととされており、「総合的な取引所検討チーム」において検討を進め、2012年2月に「取りまとめ」を公表し、その内容を踏まえ、証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱う「総合的な取引所」の実現のための施策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を2012年3月9日に国会に提出した。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 今後、左記法律案が成立・施行されることにより、総合的な取引所の実現を通じ、我が国市場がアジアのメインマーケットとしての地位を確立することが期待される。  今後、金融庁・農林水産省・経済産業省においては、総合的な取引所における取引の活性化を図るためにも、口座や税制の一元化などの課題への対処を図る等の対応を行っていく。	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
370	アジア等の海外発行体によるサムライ債(円建て外債)の発行の推進(JBIC保証等の活用)、我が国サムライ債市場の活性化	財務省 国際局 開発政策課  金融庁 総務企画局 市場課	<p>・メキシコ、インドネシア、パナマ、インド(輸出入銀行)、トルコといった途上国政府が、JBIC保証を活用してサムライ債を発行。</p> <p>10年10月 メキシコ政府 1,500億円</p> <p>10年11月 インドネシア政府 600億円</p> <p>11年1月 パナマ政府 415億円</p> <p>11年3月 インド輸出入銀行 200億円</p> <p>11年3月 トルコ政府 1,800億円</p>	<p>・2010年度に引き続き、ウルグアイ、トルコといった途上国政府が、JBIC保証を活用してサムライ債を発行。</p> <p>11年6月 ウルグアイ政府 400億円</p> <p>12年3月 トルコ政府 900億円</p>	B:実施済	<p>2010年度以降、7件のサムライ債発行(計5,815億円)に対し、JBICの保証を供与し、我が国サムライ債市場の活性化に寄与。</p> <p>なお、サムライ債発行推進の観点から、海外発行体がデフォルトした場合の国内投資家保護のあり方、調達した円貨の現地通貨等への転換を促進するためのJBICによるスワップ保証付与につき、今後検討。</p>	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
116 371	アジア諸国に対する金融商品に関する横断的な投資者保護法制、電子記録債権等の日本型モデルの普及	金融庁 総務企画局国際室  関係省庁 法務省 民事局参事官室	<p>・ 金融庁において電子記録債権の日本型モデルの普及実現のための第一段階として、中国、台湾、インド、ベトナム、インドネシアを対象に企業間取引の実態に関する調査(第1回調査)を実施(調査結果は、「アジア諸国の企業間取引の実態に関する調査報告書」として2011年6月30日に公表)。</p>	<p>・ 第1回調査の結果をふまえ、電子記録債権の日本型モデルのパイロット普及国を選定するため、金融庁において導入可能性が見込まれると判断した東南アジア4カ国(ベトナム・カンボジア・インドネシア・タイ)を対象に電子金融取引及び企業間信用取引の実態調査(第2回調査)を実施。</p> <p>・ アジア市場の統合、電子記録債権を含む金融革新等をテーマとする国際コンファレンスを2012年2月に東京で開催。国内外の金融当局等政府関係者、中央銀行、金融機関、研究者、在京各国大使館関係者等、35ヶ国・545人にのぼる参加者に対して、電子記録債権の具体的な導入モデルを紹介し、好評を得るなど、日本型モデルの普及を推進することができた。</p> <p>・ 上記の他に、以下の調査を実施。        ー ベトナム資本市場改革に対する技術支援のための実態調査を実施。        ー 中国の開示制度にかかる調査        ー 香港・シンガポールの店頭デリバティブ市場の実態調査</p>	C:一部実施	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>・ 第2回調査の結果、対象4カ国の「(1)産業特性及び企業特性、(2)企業の資金調達構造、(3)IT利用の状況」などについて分析が行われ、インドネシア及びベトナムにおいて電子記録債権制度の導入が期待できる(パイロット普及国の選定候補となり得る)との分析結果が得られた。</p> <p>【更に成果・施策効果をあげるための取組み】</p> <p>・ 電子記録債権について、今後、当該分析結果をふまえて、パイロット普及国を選定し、普及活動の推進を図る。</p> <p>・ ベトナム資本市場改革に対する技術支援について、今後、調査結果を踏まえ、日系企業の同国における活動拡大に資するような取組み対象や分野の特定、支援体制の整備などを図っていく。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
116 372	アジア諸国における金融・資本市場や金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進	金融庁 総務企画 局国際室	<p>・ アジア各国の金融当局と協議を実施し、国際金融情勢、規制監督上の重要事項等について意見交換を行った。また、我が国金融機関から寄せられている要望事項を踏まえつつ、相手当局に規制緩和を要望した。主な事例は、以下のとおり。</p> <p>－ 10月の第3回日中ハイレベル経済対話において、自動車第三者賠償責任保険の外資への開放、中国の投資機会の拡大、預金・貸出比率についての邦銀に対する柔軟な対応、外資出資比率規制の緩和による資本提携の進展、上海証券取引所への我が国上場投資信託の上場、などを要請。</p> <p>－ 2010年中に実施された二国間の協議において、アジア4か国に対し、外資出資規制の緩和を要望。</p>	<p>・ 2011年度も引き続き、アジア各国の金融当局との協議を開催したほか、首脳会談においても、金融規制緩和の要望等を伝えた。</p> <p>主な事例は、以下のとおり。</p> <p>－ 日中首脳会談(2011年12月)において、円建て・人民元建て債券市場の発展等を含む日中金融協力に合意。2012年2月には、日中金融市場発展のための合同作業部会を開催。</p> <p>－ 日印首脳会談(2011年12月)。デリー・ムンバイ間産業大動脈構想促進のための金融規制緩和にかかるインド政府内の省庁間協議体の設置に合意。</p> <p>－ 上記の他、アジア市場の統合等をテーマとする国際コンファレンスを2012年2月に東京で開催。当日は国内外の金融当局等政府関係者、中央銀行、金融機関、研究者、在京各国大使館関係者等、35ヶ国・545人にのぼる参加者から好評を博し、市場参加者および規制当局間の協力強化に繋げることができた。</p>	B: 実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>一連の金融協議等により、中国が2012年2～4月に以下の金融規制緩和に係る施策を発表するなど一定の具体的成果が得られている。</p> <p>・ 外資系保険会社に対する自動車第三者賠償責任保険の開放。</p> <p>・ 適格外国機関投資家(QFII)制度の投資枠拡大(QFII投資枠の総額を300億ドルから800億ドルへ拡大)。</p> <p>・ 外国銀行の長期外債枠引上げ(外国銀行の年次の中長期外債枠の総額を120億ドルから240億ドルに拡大)。</p> <p>【更に成果・施策効果をあげるための取組み】</p> <p>現在、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想の枠組みにおいて、我が国からインドに対し、優先部門向け貸出規制や本支店借入制約といった金融規制の緩和を要望しており、今後、議論を進めていく予定。</p>	

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
116 373	保険会社が海外不動産投資や外国保険会社の買収等を行う場合に障壁となる規制の見直しの検討、制度整備の実施	金融庁 総務企画局企画課 保険企画室	<p>保険会社による海外不動産投資については、保険会社本体による直接投資が可能であるほか、保険会社が議決権の総数を保有する子会社を通じた投資が可能であったが、後者については、保険業法施行規則に基づく告示を改正し、議決権の総数保有を満たさない場合であっても、「資金調達額の50%以上が保険会社及びその100%子会社により供給されている」場合には不動産投資を行うことができる子会社として認めることとした。(2010年12月28日)</p>	<p>保険会社による外国保険会社の買収(子会社化による保有)に際しては、国内と同様、保有できる子会社の業務範囲が制限されていたが、買収した外国保険会社の子会社に限り、原則として5年間、本規制を適用しないこととした。(当該内容を盛り込んだ「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、成立。(2012年3月30日))</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>海外不動産投資や外国保険会社の買収については、個々の保険会社が自らの経営戦略や投資リスク、市場環境等を総合的に勘案したうえで、自らの経営判断として実施するものであるが、左記改正によって、保険会社の選択肢が拡大することから、効率的な資産運用及び国際競争力の向上に資することとなる。</p>	—
374	保険会社における資産運用比率規制の撤廃の検討、制度整備の実施	金融庁 総務企画局企画課 保険企画室	—	<p>保険会社における資産運用規制(保有する資産の種類ごとに総資産額に一定の比率(国内株式30%、外貨建資産30%など。)を乗じた額を上限とする)を撤廃することとし、保険業法施行規則改正にかかるパブリックコメントを実施(2012年2月29日～3月30日)。</p>	B:実施済	<p>【2020年の成果目標の達成状況】</p> <p>保険会社の適切なリスク管理のもと、資産運用規制が撤廃(2012年4月18日公布・施行予定)されることにより、より柔軟かつ効率的な資産運用が可能となる。</p>	—

項目番号	項目名	部局名	2010年度の実施状況	2011年度の実施状況	施策の進捗に対する自己評価	施策の成果・効果(数字)	加速化を図る施策
375	プロ投資家を顧客とする投資運用業の規制緩和、制度整備の実施	金融庁 総務企画 局市場課	プロ投資家を顧客とする投資運用業に係る登録要件の緩和を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を閣議決定(2011年3月11日)。	プロ投資家を顧客とする投資運用業に係る登録要件の緩和を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」が、2011年5月17日成立、同月25日公布。 当該法改正に伴い、所要の関係政府令等の整備を実施(2012年2月15日公布・同年4月1日施行)。	B:実施済	【2020年の成果目標の達成状況】 投資者保護に十分配慮しつつ、投資運用業者の海外流出に歯止めをかけ我が国における投資運用業の立ち上げを促進する観点から、プロ投資家を顧客とする投資運用業に係る登録要件の緩和を行った。 これにより、適切な投資者保護のもと顧客をプロ投資家に限定した投資運用業の新規参入が見込まれる。	—
376	投資信託商品の多様化等に対応した投資信託・投資法人法制の見直しの検討、制度整備の実施	金融庁 総務企画 局市場課	近年の投資信託商品の多様化及びREITを巡る諸問題を踏まえた様々な論点について、関係者へのヒアリング等を通じ、投資信託・投資法人法制にかかる実態及び課題等の把握を進め、金融審議会における本格的検討のための準備を行った。	2012年1月27日、金融担当大臣より金融審議会に対して投資信託・投資法人法制の見直しについて検討する旨の諮問がなされた。これを受け、同年3月7日、金融審議会に「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」を設置し、本格的に同法制見直しの検討を開始。	C:一部実施  【ボトルネック、解決策】  現在のところ、検討を進めるに当たってのボトルネックは存在しない。	【2020年の成果目標の達成状況】 今後、左記検討の結果を踏まえ、2013年度までに制度整備が行われることにより、投資信託及び投資法人の適切な活用が促進されることが期待される。	—